

包括外部監査の結果報告書

テーマ 外郭団体の財務に関する事務の執行について

倉敷市包括外部監査人

小川 洋一

(平成 24 年 2 月 23 日訂正版)

目次

第1章 包括外部監査の概要

- 1. 監査対象の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2. 監査対象として選定した理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3. 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4. 監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 5. 監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 6. 監査の補助者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第2章 外郭団体の財務に関する事務の執行について

第1 監査の結果及び意見（総括）

- 1. 監査対象団体の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2. 監査結果要約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第2 監査の結果及び意見（個別）

（1）概要

- ① 法人概要
- ② 事業及び施設
- ③ 組織
- ④ 財務

（2）監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約・情報システム）・3E・指定管理者制度）
- ② 内部統制の状況
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）
- ④ 財務
- ⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）
- ⑥ 情報システム
- ⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）
- ⑧ 過去の包括外部監査における指摘事項
- ⑨ 過去の監査委員監査における指摘事項

(監査対象団体の目次)

1. 社団法人倉敷市シルバー人材センター	16
2. 財団法人倉敷市文化振興財団	63
3. 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	119
4. 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	165
5. 財団法人倉敷市保健医療センター	204
6. 財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	231
7. 財団法人倉敷市学校給食会	256
8. 財団法人倉敷市船穂農業公社	277
9. 社団法人倉敷観光コンベンションビューロー	306
10. 暮らしきシティプラザ東西ビル管理株式会社	328
11. 倉敷市開発ビル株式会社	340

各外郭団体の「監査の結果及び意見（個別）」の先頭ページに目次を付けてある。

第3 資料編

外郭団体一覧表	349
---------	-----

包括外部監査の結果報告書

平成 24 年 2 月 16 日

倉敷市包括外部監査人

公認会計士 小川 洋一

第 1 章 包括外部監査の概要

1. 監査対象の選定

(1) 監査対象

外郭団体の財務に関する事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成 22 年度（必要に応じて平成 21 年度以前の年度分を対象年度に含む）

2. 監査対象として選定した理由

倉敷市の「外郭団体」は連結対象だけでも 10 団体あり、市のこれら団体に対する出資額は 563,796 千円で、団体の総資産は 18,037,623 千円である。倉敷市はこれら団体に対して、年間事務委託料 1,733,899 千円、運営費補助金等 688,593 千円、土地の買取り代金等 1,857,393 千円を支出している（平成 21 年度連結決算書より）。このように「外郭団体」の倉敷市の財政等に占める割合は高いが、過去の包括外部監査において委託契約や補助金・貸付金の監査等で部分的に監査されているものの、土地開発公社等を除き「外郭団体」を直接取り上げて監査されたことはない。

全国的に「外郭団体」については、本来の公共公益は建前で現実には官の天下り先・OB職員の再就職先となるもの、行政（官）の使命である「公益」も民の長所の「効

率」もなく、慢性的な赤字や破綻問題などで行政の「お荷物」になっている、といった批判がある。倉敷市の行財政改革のためにも「外郭団体」の設立目的、業務内容等を再検討し、運営の効率化を図っていくことが必要であるが、今後民間への事業移管という流れが加速する中で、あらためて「外郭団体」の存在意義が問われている。また、社団法人・財団法人については、公益法人改革関連三法が平成 20 年 12 月 1 日付で施行され、平成 25 年 11 月 30 日までに一般法人の認可か公益法人の認定を受ける必要があり、そのような意味でもタイムリーなテーマと考えた。さらに、平成 19 年度、近隣市において生じた外郭団体の多額の債務超過と経理上の不祥事も、テーマ選択に少なからず影響を与えた。

3. 監査の着眼点

包括外部監査は財務監査が中心である。すなわち、包括外部監査人は、まず、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するものである。財務監査の範囲は、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行をすべて包含する。ただ、財務監査の実施過程において、行政監査的な分析は必要とされており、包括外部監査には、外部監査人という立場から、外側から見た新たな視点からの自治体の行財政改革に寄与すること、さらに経済性・効率性・有効性を監査する 3 E 監査が期待されている。

そこで、外郭団体の包括外部監査に当たり、財務監査を中心としつつその目的を達成するため、外郭団体の内部統制調査や外郭団体の実施する事業等を理解するための手続（行政監査的な分析を含む）を実施し、その結果判明した事実について監査人が必要と考えた項目については意見等を述べている。なお、指摘及び意見の意義については、下記（注 1）参照。

監査人が財務監査を実施する過程において留意した項目（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行以外について）は、以下のとおりである。

（1）外郭団体の存在意義の検討

設立目的の合理性、出資金額・出資割合の適切性、現時点及び将来時点の存在意義、民間企業との類似性、組織の体をなしているか。

（2）外郭団体の組織の検討

経営責任者の実態、職員配置・定数管理の適切性、人事給与制度の適切性、職員派遣の適正性。

（3）外郭団体の有効性・効率性・経済性の検討

①経営管理

理事会等の開催状況、コンプライアンスの状況、契約事務、出納、事務処理、財産管理状況はどうか。

②財務

財政状態、財政の倉敷市への依存割合、人件費、経費の水準、補助金・委託料の必要性・妥当性、積立金の状況の検討である。

③事業

顧客満足度調査の実施状況、個人情報保護体制、情報公開制度、不要な事業所・施設等の有無、事業内容の法的リスクの有無、社団法人、財団法人で今後公益認定は可能か。

④委託、契約としての問題点の検討

再委託の実態や、競争入札を回避するための「外郭団体」利用はあるか。施設管理を主たる事業とする外郭団体では指定管理の状況（制度の運営状況、選定方法、協定内容等）はどうか。法務リスクの管理は適正か。

4. 監査の方法

はじめに、全般的な事項を理解するために、公益法人にあつては「公益法人検査用チェックリスト」、社会福祉法人にあつては「社会福祉法人検査用チェックリスト」を、さらにそれらの内部統制組織の状況を把握するために、内部統制チェックリストを使用した（注2）。

上記を踏まえ実施した主な監査手続は以下のとおりである。なお、この包括外部監査は外郭団体の決算書の監査証明業務ではない為、これらの監査手続をすべて実施しているわけではない。各外郭団体において実施した手続は、監査の結果及び意見の章に、個別に記載した。

主要な監査手続（採用した監査手続は外郭団体により異なる）は、以下のとおりである。

- (1) 現金預金及び有価証券等の実査
- (2) 固定資産の実査（特に、設備の稼働状況、寄附された固定資産の計上に注意）
- (3) 会計帳簿閲覧
- (4) 歳出に係る証憑書類（納品書、請求書、領収書等）との照合
- (5) 法務関係の検討（重要契約書閲覧、個人情報保護体制の状況その他）
- (6) 補助金その他
 - ①事業計画書、予算書及び決算書等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は合致しているか、積算は適正に行われているか。
 - ②適時に交付申請、請求受領が行われているか

- ③事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上がっているか、また補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか（3 Eの監査要点）。
 そもそも、その事業は市にとって必要なものなのか。
- ④適切に会計処理され、報告されているか
- ⑤精算報告は適正か、返還時期は適切か
- ⑥補助金等に係る3月購入物品、委託料の支払等の下記調査
- ・期間帰属の妥当性等（カットオフ、不適正経理の有無）
 - ・未払金は存在しないか、ある場合には、支払額を調査する。
 - ・物品納入業者の決定方法は妥当か、購入金額の低減余地はあるか
- ⑦補助事業等に係る人件費のチェック（諸手当（通勤手当含む）、社会保険をかけているか、契約上常勤者のところ、非常勤者を従事させていないか、積算人員数と実績人員数の照合）
- ⑧補助事業等に係る保守契約の内容検討
- ⑨実績報告から控除すべき収入がある場合、適切に控除されているか、またその収入は網羅的に請求され、かつ適切に計上されているか
- ⑩情報システムのリスク管理は適正か、対象団体を絞りシステム監査技術者が情報システムをレビューする。

5. 監査の実施期間

平成23年6月13日から平成24年2月16日まで

6. 監査の補助者

公認会計士・税理士	小野雅之
公認会計士・税理士	山形昌弘
公認会計士・税理士	岡まり子
弁護士	渡辺勝志
その他の従事者	秋田好範

この他、情報システム監査の担当として公認会計士の資格を有するシステム監査技術者1名が補助者として関与した。

（注1）指摘事項、意見及び提言について

文中の「指摘事項」とは、概ね、①財務の執行・経営に関する事業の管理において法令・条例等に違反し、または不当と判断したもの ②財務の執行・経営に関する事業の管理において妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

「意見」とは、①指摘事項には該当しないが組織及び運営の合理化の観点から意見

を述べるもの ②その他改善が望ましいもの、をいう。

「提言」とは、より大きな将来的課題、たとえば組織変更、条例制定、人事計画等、より大きな事業計画の立案にも及んでくる内容が含まれる意見は、「提言」として記載している。「提言」は、直ちに措置を期待することはできないが、国・県・市を含む関係各所の長期的な対応を要望するものである。

(注2) チェックリストについて

公益法人用や社会福祉法人検査用チェックリストは、監督官庁が検査用に使用するチェックリストを適宜加工したものである。内部統制チェックリストは、横山会計事務所公認会計士 横山明氏作成の内部統制質問書を使用した。

(注3)

文中の、監査人、外部監査人とは、包括外部監査人を指す。

(注4) 金額単位について

金額は千円未満あるいは百万円未満を切捨てしているので報告書中の表は端数処理の関係で総計と内訳の合計が一致しない場合がある。

第2章 外郭団体の財務に関する事務の執行について

第1 監査の結果及び意見（総括）

1. 監査対象団体の選定

検討対象外郭団体							
	外郭団体	倉敷市 (注1)	岡山県 (注2)	過去の監 査対象	監査対象	監査対象外	除外理由
1	財団法人倉敷市開発公社	○		○		○	過去監査
2	倉敷市土地開発公社	○		○		○	過去監査
3	倉敷まちづくり株式会社	○				○	小規模
4	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	○			○		
5	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	○			○		
6	社団法人倉敷市シルバー人材センター	○			○		
7	財団法人倉敷市保健医療センター	○			○		
8	財団法人倉敷市文化振興財団	○			○		
9	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	○			○		
10	社団法人倉敷観光コンベンションビューロー	○			○		
11	財団法人倉敷市船穂農業公社	○			○		
12	ふなおワイナリー有限公司	○				○	小規模
13	倉敷ファッションセンター株式会社		○			○	県の外郭団体
14	水島臨海鉄道株式会社		○			○	県の外郭団体
15	倉敷市開発ビル株式会社	○			○		
16	くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社	○			○		
17	財団法人倉敷スポーツ公園		○			○	県の外郭団体
18	財団法人倉敷市学校給食会	○			○		
	(注1) 倉敷市の外郭団体に該当						
	(注2) 岡山県の外郭団体に該当						
	対象団体の基準						
1	土地開発公社(地方自治法施行令第152条)						
2	出資50%以上						
3	出資25%以上50%未満で役員派遣等市が関与						
4	収入の2分の一以上が市からの収入						
	又は継続的に役員派遣(OB含む)等市が経営に関与						

倉敷市の外郭団体は、上記「対象団体の基準」によって 18 団体（詳細は第3資料編 参照）を抽出できる。その中から、地方公共団体の影響度合い、過去の監査テーマか否か及び規模等の基準から、監査人が監査対象に選定した団体は、上記 11 団体である。

第1章の監査の着眼点、監査方法で述べたとおり、この監査は公認会計士による財務諸表の監査証明業務ではないため、財務諸表監査で通常実施する監査手続の全てを適用しているわけではない。包括外部監査は財務監査が主たる目的であるから、そのような監査手続を多くの団体に適用しているが、監査証明できる程度の広範かつ深度のある監査手続は必ずしも実施していない。この点誤解のないように注意していただきたい。ただ、数年前近隣市のシルバー人材センターにおける経理上の不祥事（億単位の債務超過と数千万円余りが職員により着服されたとする事件）を受け、監査人は出納に係る監査手続を重視し、監査対象となったすべての外郭団体に対してこれらを

適用している。

また、可能な限り監査対象団体を拡大したい思いから 11 の外郭団体を選定した一方で、それぞれの外郭団体の規模や事業の種類・範囲、収入又は費用の構成等を考慮して、団体によって適用する監査手続の種類や深度には差異を設けた。例えば、専門家による法的リスクの検討（弁護士担当）や情報システム（システム監査技術者担当）の検討は、以下の団体に絞った。

	監査対象	法的リスク	情報システム
1	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	○	○
2	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会		○
3	社団法人倉敷市シルバー人材センター	○	○
4	財団法人倉敷市保健医療センター	○	
5	財団法人倉敷市文化振興財団	○	○
6	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団		
7	社団法人倉敷観光コンベンションビューロー		
8	財団法人倉敷市船穂農業公社		
9	倉敷市開発ビル株式会社		
10	くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社		
11	財団法人倉敷市学校給食会	○	

外郭団体の意味と監査範囲について

監査人がいう外郭団体とは、地方自治法第 199 条第 7 項の、いわゆる財政援助団体及び出資団体である。財政援助団体については、財政的援助に係るもののみが監査対象であるが、運営費補助金を交付している団体の場合、結局のところ運営（経営）そのもの、即ち法人全体を監査しない限り事実上監査意見は出せない。また、監査対象を狭義に解釈すれば、例えば補助金は監査対象に含まれ委託契約は監査対象に含まれないこととなるが、委託契約の形式を有する事実上の財政援助もあり得るし、地方自治法上も、「補助金・・・その他の財政的援助をあたえているもの」（地方自治法第 199 条第 7 項）と規定し、補助金に限定しているわけではない。また、監査人は必要と考えれば、監査委員と協議して、関係人として出頭を求めることも可能である（地方自治法第 252 条の 38 第 1 項）。近隣市のシルバー人材センターの不祥事も、団体全体を詳細に監査していたなら、早期に発見できていたかもしれない。

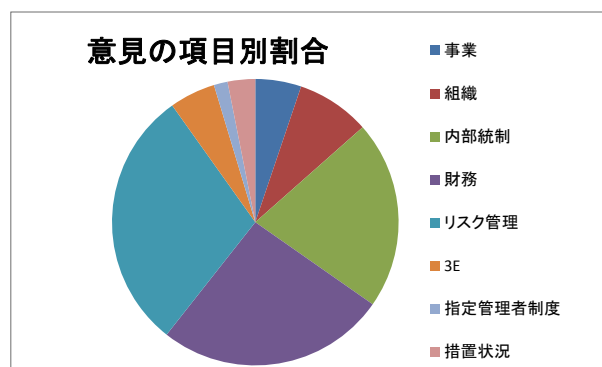
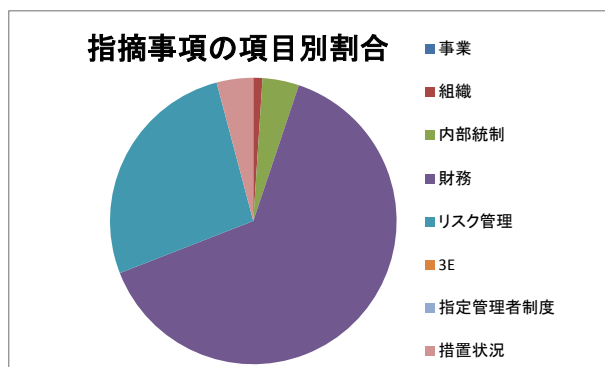
したがって、監査人が選定した上記の外郭団体に関する限り、援助団体と出資団体の監査範囲に違いはないし、団体から監査範囲に制約を受けたこともない。監査範囲、監査手続の違いは、あくまでも前記したとおり、団体の規模や事業の種類等を考慮した結果である。

2. 監査結果要約

指摘事項の件数（意見の件数），未監査：N/A

		倉敷市シルバー人材センター	倉敷市文化振興財団	倉敷市総合福祉事業団	倉敷市社会福祉協議会	倉敷市保健医療センター	倉敷市スポーツ振興事業団	倉敷市学校給食会	倉敷市船穂農業公社	倉敷観光コンベンションビューロー	くらしきシティプラザ東西ビル管理	倉敷市開発ビル
法人形態		社団法人	財団法人	社会福祉法人	社会福祉法人	財団法人	財団法人	財団法人	財団法人	社団法人	株式会社	株式会社
事業		(1)	(1)	(1)	(2)	(1)		(1)	(1)		(1)	(2)
組織		(2)	(1)	1		(1)	(2)	(1)	(3)	(1)	(2)	
内部統制		(7)	1(8)	(2)	(3)	(8)	(5)	(2)	1(5)	1(1)	1	N/A
財務	現物照合	(5)		7	5(3)	1(1)	(1)	(1)	1	1(1)	1(1)	1
	出納	6(4)	3(8)	4(1)	5(2)	3(3)	5(3)	1(5)	10(4)	2(2)	2	
	その他		(1)	(2)	(2)			1(1)	(1)	(1)		
リスク管理	契約	5(1)	9(2)	7(2)		3(1)		1				
	情報システム	(4)	(7)	(5)	(10)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1)	(1)	N/A
	その他	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(4)	1(3)	
3E	有効性							(1)	(3)		N/A	N/A
	効率性・経済性	(1)							(1)	(1)	N/A	N/A
	その他	(1)		(1)	(1)						N/A	N/A
指定管理者制度		(1)	(1)	(1)			N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
措置状況			(2)				1				1(3)	2(1)
計		11(28)	13(33)	19(17)	10(26)	7(17)	6(13)	3(13)	12(19)	4(12)	6(11)	3(3)

注) 上表の重要性のない検討項目については未監査である。



A. 監査結果の補足説明

上表の監査結果要約表では、財務に係る指摘事項意見が多いが、これは我々が財務監査を重視したことの結果である。また、指摘事項・意見が多く出たからといって、当該外郭団体の組織全体に問題があるというわけではない。たとえば、倉敷市総合福祉事業団に対しては、倉敷市の外郭団体の中では、内部統制上最もしっかりしているという印象を持っている。また、倉敷市保健医療センターは、事業の効率性の点ではかなり優れた事業を有している、と言える。一方、指摘事項・意見が少ないが、それは事業が単純な事その他の事情を考慮して監査人の監査範囲が限定された等の事情もある。従って、外郭団体の事務局をはじめ役員・職員及び市の所官課その他関係者は、事業、組織、内部統制、財務管理、リスク管理及び事業の有効性・効率性・経済性等の一層の向上のために、他の団体の指摘事項及び意見を参考にし、これらを生かしていただきたい。

B. 内部統制について

この監査は外郭団体の包括外部監査であり、団体の組織・事業等を理解するための一環として団体の内部統制の状況を調査したが、内部統制の調査そのものが監査テーマではない。外郭団体の内部統制を集中的に監査したものとしては、岡山市の平成20年度行政監査（出資公益法人の内部統制について 岡山市監査委員報告第14号 平成21年5月15日）がある。その監査結果として、以下の点が総括として指摘されており、倉敷市の外郭団体においても参考となるので、要旨を紹介する。外郭団体の経営者は、決して内部統制をおろそかにしないように、十分留意していただきたい。

（1）経営状況の把握とチェック

理事、監事、評議員及び事務局は団体の経営状況を的確に把握し、その検証にも留意すること。監事は決算監査に当たり、公認会計士の意見を聴取するなど、その精度を高めるよう努めるべきである。

（2）印章の管理

未整備の団体は、印章管理規程・押印簿を作成し公印管理を行うべきである。

（3）経理と出納との担当者の分離

経理と出納との担当者の分離が必須で、できない法人は職員数に合わせてダブルチェック体制等を整えるべきである。また、公認会計士監査の活用も考慮すべきである。

（4）内部監査制度の確立

いずれの法人においても内部監査制度は存在しなかったが、職員数に応じた内部監査制度の整備を検討すべきである。

（5）内部監査制度のない法人の内部統制

チェック体制や業務の分担等の内部統制の充実や業務リスクへの適切な対応、監事監査の充実等を含め内部統制の有効性を確保すべきである。

(6) 所官課の資質向上

公益法人法制及び公益法人会計基準の知識習得と資質の向上を図るべきである。

C. 倉敷市外郭団体の内部統制の向上に向けて（提言）

上記意見も参考にして、倉敷市外郭団体の内部統制の向上について提言する。

(1) 経理と出納の分離について

倉敷市外郭団体の場合も、職員数が限られ内部統制に十分な人員を割けない団体がほとんどである。しかし、大量の事務を処理する日常業務にあっては、有効な内部統制なしには正確な事務処理は期待できない。内部統制の欠陥を放置することは危険であり、何らかの形で補完する必要がある。

少人数の組織では、経理担当が出納も担当せざるを得ないので、「各団体の職員数に応じたダブルチェック体制」を設けて対応することになる。職員間によるダブルチェック体制が不十分な組織の場合には、担当上司が、下から上がってきた書類の内容を読んで承認するだけでは不十分で、書類の内容を一つ一つチェックする程度の精度をもって処理すべきである。また、岡山市監査委員は、「小規模法人においても、できう限り同一人に集中しないよう配慮されたい」、と指摘している。

日常業務は、そのようにして日々対応することになるが、団体が公表する決算書になると、年に1回のことなので、その際は公認会計士等外部の専門家にチェックしてもらうことで対処可能である。さらにその上を行く指摘として、岡山市監査委員は、「外部の公認会計士監査の活用も考慮されたい」、と提言している。

(2) 経営状況の把握とチェックについて

外郭団体の経営状況を、理事、監事、評議員及び事務局が的確に把握し、検証とする岡山市監査委員の指摘は、そのとおりである。我々は、理事会議事録を閲覧したが、書面だけでは理事の方々がどの程度経営状況を把握できているか、真のところはわからなかった。ただ、決算承認の理事会において、単に事務局の説明を聞くだけでは経営状況を把握したことにはならないが、理事会に出席すらしない理事の場合には、問題外である。

(3) 内部監査制度の確立

十分な職員数のある組織が、さらにステップアップするところに位置するのが、内部監査制度である。岡山市では、原則として内部監査制度を確立しなさい、と言っている。倉敷市の場合、部分的にこれを取り入れている団体もあるが、これを本格的に導入できる団体はほとんどないと言える。但し、少人数ではあっても、兼務で内部監査担当者を設けることのできる団体はあるので、ぜひ検討していただきたい。

(4) 内部監査組織を設置できない団体の内部統制

岡山市監査委員によれば、チェック体制、業務の分担等内部統制の充実や業務リスクへの対応、監事監査の充実等により内部統制の有効性を確保すべきと指摘している。倉敷市の外郭団体も、職員数の制約等から内部監査制度の確立が困難な団体が多い。岡山市監査委員が監事監査の充実で提言していることは、「公認会計士等を監事に起用すること」である。監事監査が非常に重要であること、その一方で監事を補佐する専任職員が存在しないことが根拠とされている。「等」には弁護士、税理士が入ると思われる。監事を当て職とすることなく、監査能力のある方を人選して、監事監査を有効に機能させていきたい。

(5) 情報公開について

インターネットによる情報提供が指摘されている。「法人の情報提供の充実により業務運営の透明化及び適正化を図るため、より一層の情報提供への積極的な姿勢が望まれる」、としている。倉敷市の外郭団体で、ホームページすら持っていない団体もあるし、決算書の公開となると、ほとんどできていない。改善すべきである。

(6) ジョブローテーション

経理担当者と出納担当者の分離は理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。

倉敷市の外郭団体では、長期間にわたって同一の職員が経理や出納を担当している。しかし、これは内部統制上、非常に危険な状態の一つと考えるべきである。なぜなら、経理上の不祥事を起こした外郭団体では、共通して、出納を長期間同一の役職員が担当していたからである。たとえば、2県の国保連で億円単位（一つの国保連では10億円以上の被害となった）の巨額着服事件が相次いで起こった。その後の改善策として、両団体ともに経理等担当者の3年程度の異動が制度化された。岡山市監査委員の指摘にはなかったが、経理等担当者の定期的な人事異動制度を是非導入すべきである。そのため、組織的に対応しようとするれば、経理担当者だけ交代すればよいというような単純なことではなく、専門的知識・経験も配慮しつつ、他の課の定期的な人事異動とも連動し、また、その基礎となる適切な人材育成制度も必要となる。

少人数の組織で経理向きの職員を見出すことは困難かもしれないが、よく探せばいらっしゃるものであり、人を育てていくことが肝要である。さらに言えば、経理が特殊な能力を必要とする事務であると過信しないことである。現在は会計ソフトが充実しており、日常処理なら専門的知識は必ずしも必要ではない。

第2 監査の結果及び意見（個別）

1. 社団法人倉敷市シルバー人材センター

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ② 施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約・情報システム）・3E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）・・・・ 31
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）・・・・ 42
- ⑥ 情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- ⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）・・・・・・・・・・ 53
- ⑧ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・ 58
- ⑨ 過去の監査委員監査における指摘事項・・・・・・・・・・ 59
- ⑩ 過去の岡山県特例民法法人立入検査における指摘事項・・・・・・・・・・ 60

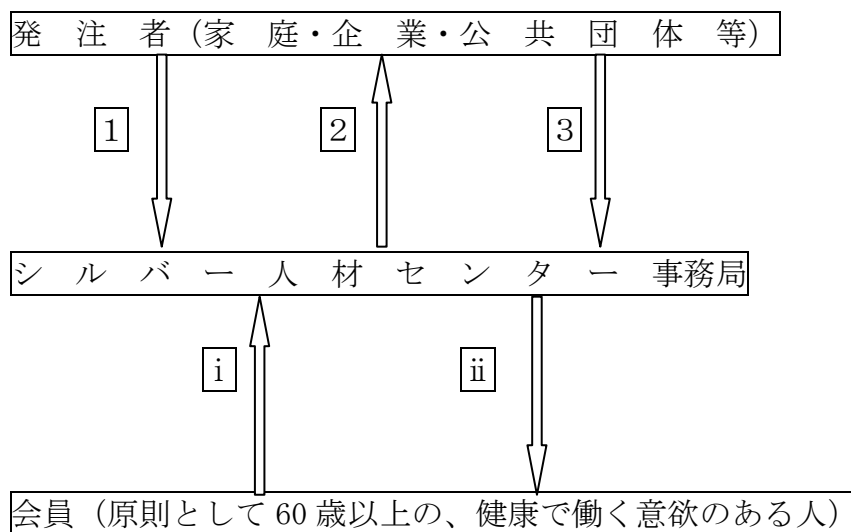
(1) 概要

① 法人概要

所在地	岡山県倉敷市笹沖 9 番地	設立年月日	昭和 58 年 4 月 7 日
代表者	豊福 明信	従業員数	16 名
出資金額	一万円	出資者	倉敷市一%
設立目的	定年退職者その他の高齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係るものの機会を確保し、及び高齢者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与すること。		
基本理念	自主・・・自分たちで考え 自立・・・自分たちの力で育て 共働・・・一緒になって働き 共助・・・共に助け合う		
主な事業内容	臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業又は収入の保障をする事業を除く。）		
	臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために行う無料の職業紹介事業		
	高齢者に対する、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施		
	このほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な事業を行うこと。		
経理区分	就業機会提供事業		
	就業機会確保事業	国の補助対象	
	企画提案方式事業	国の補助対象	
	共通		
	法人会計		
規程	運営規程	定款・役員報酬及び費用弁償に関する規程・事務規程・財務規程・事務局組織及び事務分掌要領等	
	就業規程	職員就業規則・職員の退職手当に関する規程・育児休業等に関する規程・職員旅費規程・継続雇用職員就業	

		規程等
	会員に関する規程	会員就業規約・配分金規約・会費規程・職域班編成要領・地域就業開拓活動費支給要領・就業の基準に関する要綱等
基本の方針 (事業等見直し計画より)	業務全般にわたる徹底的な点検	聖域や例外を設けず、その事業などの必要性、妥協性、公平性を見極めるとともに、会員、役員、職員がみんな負担を分かち合う。
	簡素で効率的な組織体制の整備	事務局体制を可能な限りスリム化し、会員と事務局が互いの役割と責任を認識しながら連携するとともに、従来の事務局主導型から会員主導型への転換を図り、組織体制の活性化に取り組む。
	健全な財務基盤の確立	歳入面では、補助金等の財源確保と、歳出面では、無駄をなくし徹底した経費の節減を図り、限られた財源の効率的な活用に努める。

シルバー人材センターの仕組み



- 1** 臨時的・短期的又は一定の軽易な仕事の発注（契約書等の作成）
- 2** 高齢者向きの仕事受注及び契約内容の履行
- 3** 契約金（配分金+材料費等+事務費）の支払い

- i** 希望する職種の登録
- ii** 仕事の提供及び配分金の支払い

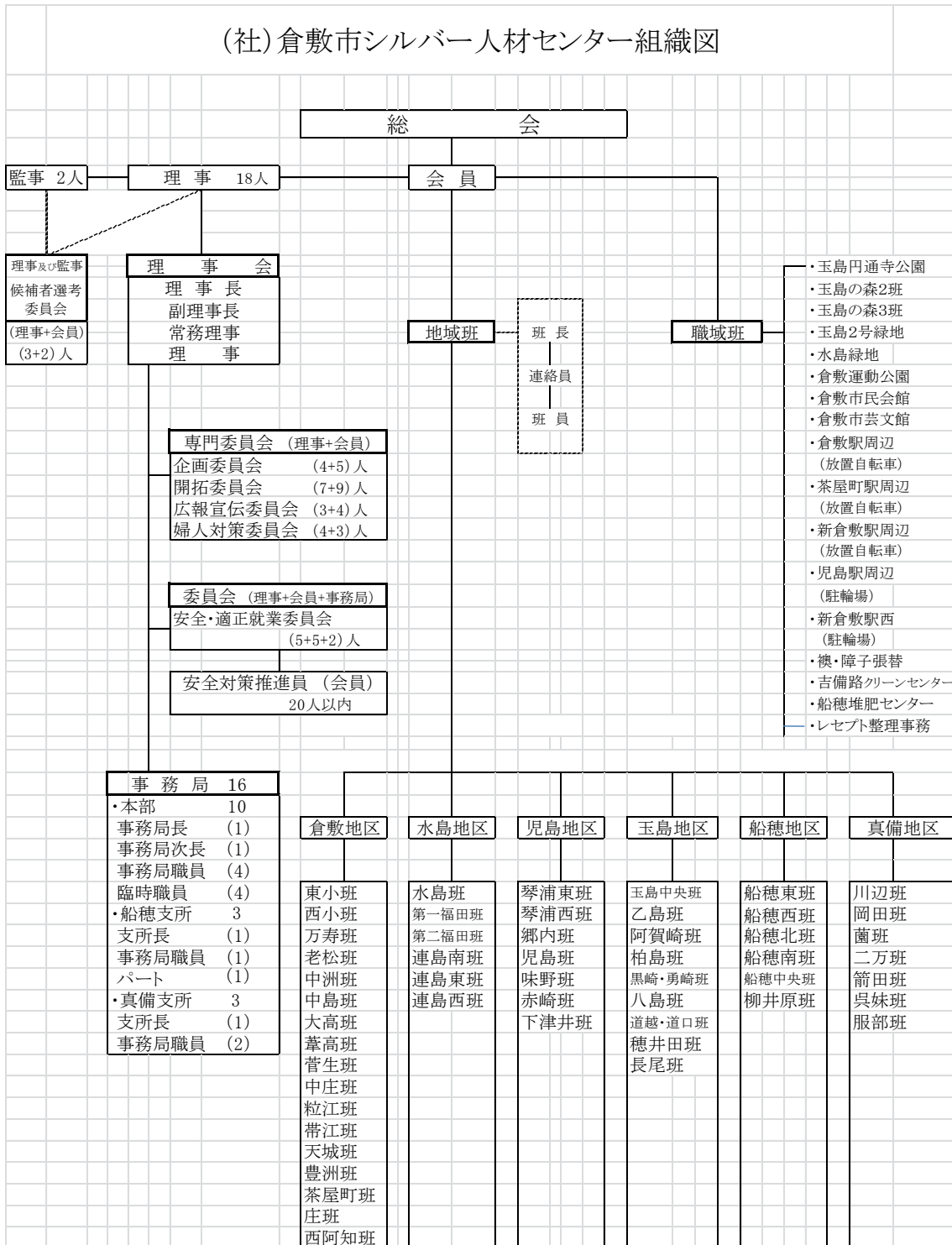
※発注者との契約金は、配分金、材料費等及び事務費から構成される。
 このうち、配分金は、仕事の種類、内容等に応じて定められ、発注者への請求金額（配分金部分）の全額をその仕事に就業した会員に支払う。材料費等は基本的に実費相当額である。他方、事務費は、家庭・企業・公共団体等から仕事を受託し、その仕事を高年齢者（会員）に提供するに当たり、仕事の受注から完遂までに要する実費経費の一部を、発注者側から事務費として徴するものである。本センターは、その額を配分金の概ね7%としている。したがって、国または倉敷市からの補助金を除くと、事務費は、会員から受け取る会費収入と併せて本センターの主たる自主財源である。なお、配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な額として定められる。

② 施設

本センターは、事務所として本部、支所及び連絡所を設置している。

区分	所在地	敷地面積	建物面積	摘要
本部	倉敷市笹沖 9 番地 1	1302.88 m ²	1 階 306.00 m ² (事務室・作業 所・展示室倉庫) 2 階 192.5 m ² (会 議室・講習室)	平成 20 年 3 月 31 日に移転
真備支所	倉敷市真備町 箭田 1697	1528.39 m ²	292.00 m ²	
船穂連絡所	倉敷市船穂町 船穂 1689-7	513.59 m ²	251.10 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月 1 日より支所から連 絡所へ規模縮小 ・発注者からの仕 事の受注は、直接 本部で受ける。

③ 組織



役員数

区分	役員数			職員数			
	常勤	非常勤	総数	正規	市OB職員	非正規	総数
人数	1	19	20	8	3	5	16

④ 財務

A. 貸借対照表

		(単位：千円)	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	55,106	未払金	40,135
未収金	47,233	前受金	3,994
仮払金	231	預り金	508
前払金	104	流動負債合計	44,637
流動資産合計	102,674	2. 固定負債	
2. 固定資産		退職給付引当金	29,444
(1) 基本財産		固定負債合計	29,444
基本財産合計	—	負債合計	74,081
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
退職給付引当資産	29,444	1. 指定正味財産	—
減価償却引当資産	31,969	2. 一般正味財産	115,141
事業運営資金積立資産	15,755	(うち基本財産への充当)	—
30周年記念行事積立資産	3,000	(うち特定資産への充当)	—
特定資産合計	80,168	正味財産合計	115,141
(3) その他の固定資産		負債及び正味財産合計	189,222
建物	927		
構築物	3,281		
車輛運搬具	1,120		
什器備品	187		
電話加入権	180		
保証金	489		
預託金	196		
その他の固定資産合計	6,380		
固定資産合計	86,548		
資産合計	189,222		

土地及び主要な建物はすべて市の所有であり、有形固定資産の金額的重要性はない。また、表中の現金預金はすべて普通預金である。

B. 正味財産増減計算書

		(単位：千円)	
科目	金額	科目	金額
I 経常増減の部		管理費	5,358
(1) 経常収益		役員報酬	2,952
受託事業収益	531,023	法定福利費	440
労働者派遣事業等受託収益	334	会議費	9
受取会費	5,334	役員等旅費交通費	627
受取補助金等	61,830	通信運搬費	91
受取寄附金	—	修繕費	21
特定資産運用益	48	印刷製本費	371
雑収益	968	光熱水料費	494
経常収益計	599,537	租税公課	21
(2) 経常費用		雑費	332
事業費	589,629	経常費用計	594,987
支払配分金	443,949	当期経常増減額	4,550
支払材料費等	44,499	2. 経常外増減の部	
給与手当	41,914	(1) 経常外収益	
臨時雇賃金	1,899	経常外収益計	—
法定福利費	7,375	(2) 経常外費用	
退職給付費用	3,500	経常外費用計	—
福利厚生費	85	当期経常外増減額	—
会議費	638	当期一般正味財産増減額	4,550
旅費交通費	772	一般正味財産期首残高	110,591
通信運搬費	3,790	一般正味財産期末残高	115,141
減価償却費	1,681	II 指定正味財産増減の部	
什器備品費	30	指定正味財産期末残高	—
消耗品費	3,374	III 正味財産期末残高	115,141
修繕費	3,035		
印刷製本費	2,242		
光熱水料費	1,172		
賃借料	4,554		
保険料	4,970		
諸謝金	9,803		
租税公課	2,465		
支払負担金	484		
組織活動助成費	1,339		
委託費	3,026		
教材費	480		
作業適応訓練費	336		
支払手数料	788		
雑費	1,429		

C. 倉敷市からの補助金の推移（23年度を除き決算ベース）

		(単位:千円)					
区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国		35,350	36,200	31,760	29,180	19,850	9,900
倉敷市	国基準補助分	35,350	36,200	31,760	29,180	19,850	9,900
	国基準補助分(市上乗せ)	5,892	5,042			9,620	15,900
	市単独補助分	19,993	12,466	12,456	16,906	12,510	10,534
	計	61,235	53,708	44,216	46,086	41,980	36,334
合計		96,585	89,908	75,976	75,266	61,830	46,234
対前年度比較			-6,677	-13,932	-710	-13,436	-15,596

国の補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の補助限度額内で交付することを基本とする。地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額が国庫補助金の額となる。したがって、本センターが国から補助限度額まで補助金の交付を受けるためには、倉敷市が同額以上の補助金を交付しなければならない。

倉敷市は、この国基準補助分と市単独補助分の合計金額を補助金として本センターに交付している。

国の補助金は、合併前に各3拠点に対して交付されていたところ、1市2町（倉敷市・船穂町・真備町）の合併に伴う激変緩和措置が5年間で漸減し、平成23年度からは1市のみ補助金額の交付となった。他方、平成21年度及び平成22年度の国の行政刷新会議の「事業仕分け」によって、シルバー人材センター事業運営費補助金の大幅な削減が行われた。このように、加速度的な補助金の減額が、本センターの財政状況に大きなマイナス影響を与えている。本センター自体、将来の事業継続が困難になりうる可能性について、強い危機感を持っている。

国基準の上乗せはあるものの、倉敷市からの補助金も国からの補助金と同様に減少傾向にある。

なお、倉敷市からの委託料については、(2) 監査の結果及び意見の⑦事業の有効性・経済性・効率性で記載している。但し、発注先が公共機関である契約を倉敷市との取引とみなしている。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			他の外郭団体との類似性はない。	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○			少子高齢化社会は今後ますます急速に進展していくため、その目的はますます重要になり、存在意義は大きい。	
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか			○	シルバー人材センター事業は高齢者への就業機会の提供を目的として総合的に仕事を受託するが、施設管理など個々の仕事を専門的に事業展開する民間企業はある。一定金額以上の継続的・定型業務の仕事は、民間企業の参入障壁が低いため、より一層、自主事業を検討、実施する必要がある。	意見
	収支が赤字の事業はないか	○			今後の見通しは厳しい。	
	不採算の事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			平成 23 年 4 月 1 日現在、平成 23 年度から支所を連絡所に規模縮小した船穂地区の会員数は 119 人（7.2%）で、支所が設置されている真備地区の会員数は 231 人（14%）である。真備支所についても、平成 21 年 10 月策定の「事業等見直し計画」において、継続審議となっている。	
	長期事業計画を作成しているか	○			平成 18 年度に策定した「第四次中期計画」（平成 19～23 年度の 5 か年）を見直すべく、平成 21 年 10 月に、	

				平成 21 年度からの 3 か年の「事業等見直し計画」を策定した。新公益法人移行後に、新たな中期計画策定を検討中である。	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか	○		理事の人数が定款 10 人以上 18 人以内に対して 18 人	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○		理事 18 人・監事 2 人 理事は倉敷・真備・船穂・玉島・児島・水島の各地区から選出された正会員と学識経験者で構成されている。	
	理事長は常勤か	○			
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		組織は事務局のみである。支所又は連絡所は事務局に属し、支所の事業内容は、主に、会員との連絡調整や地域での受注事務である。規模が小さいのでやむを得ない。	
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市 OB 3 名（理事長・事務局長・真備支所長） 管理職に登用すべき人材がプロパー職員の中で不足しており、また、市 OB 職員人件費は補助対象であるため、再雇用している。	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○	プロパー職員のうち 1 名を事務局次長に、1 名を主任に任命している。現在の財務状況下では、特別な人材育成を行っていない。長期的展望も必要である。	意見
	能力給の導入は行われているか		○	特別な能力給の要素はない。受注獲得や新入会員確保の実績に対して手当を支給する等により、職員の士気向上を図ってはどうか。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○			
	財務数値は適正か	○		自己資本比率 60.8%、流動比率 230.0%、経常収支比率 101.65%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか		○		

	市に対する財政依存は過度でないか	○		収入 599,537 千円に占める、補助金 41,980 千円及び委託料 200,372 千円（発注先が公共機関である契約を倉敷市との取引とみなす）の合計 242,352 千円の割合は 40.4% シルバー人材センターへの随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定があり、会員への仕事の配分のためである。	
	基本財産は適正に運用されているか		○		
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		特定資産は、中国銀行の定期預金で運用されている。	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	一部につき意見
リスク管理 (契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		文書開示事務取扱要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか		○		
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス規程、マニュアル等を策定すべきである。	意見
	法務リスクの管理は適正か		○	⑤の契約参照	意見
	情報システムのリスク管理は適正か		○	⑥の情報システム参照	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	監事監査のみである。監事には税理士が含まれているが、決算に誤謬が多い。経済的負担も考慮して、少なくとも監事監査の質を向上させるべきである。	意見
3E (有効性・経済性・効率性)	利用者数等の 3E に資するデータを収集しているか	○		事業報告がホームページで公開されており、その中で、会員の状況、事業実績 (受託事業収益) データを掲載している。	
	利用者の満足度調査を実施しているか		○	企画提案方式による事業 (高齢者等日常生活サポート事業) については	意見

				料理講習会や会員の意見交換会等を開催し、情報収集と資質向上に努めている。就業機会提供事業については、「事業等見直し計画」の中で検討している発注者アンケートをぜひ実施すべきである。	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○		平成22年10月にホームページをリニューアルして情報提供に努めている。また、報道機関への情報提供、公共施設にポスター掲示、街頭キャンペーン活動、地域イベントへの出店参加、ボランティア活動等を実施している。	
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		「事業等見直し計画」策定時に本格的に経費を見直し、段階的に実施している。会員、役員、職員に関する経費以外の諸経費については、毎年度の予算編成時にコスト意識を持って節減を図っている。	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○		倉敷市歴史民俗資料館は、市指定重要文化財である。入館料は無料。複雑な業務ではない。	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか	○		収支のバランスが取れている。	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか	○		⑤契約参照	
	指定管理者の選定方法は適正か	○		本センター以外でも施設の管理は実施可能であるが、会員への仕事の配分のため、非公募とする合理的理由が認められる。	

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に社団法人セルフチェックリスト及び公益法人検査用チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果（はい・いいえ・非該当）のうち、いいえについてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	今後の対応	指摘事項・意見
売掛金・未収金	<p>与信限度額の設定</p> <p>a) 新規顧客に対しては、支払能力を調べているか？</p> <p>b) 新規顧客に対して、与信限度額を設定しているか？</p> <p>債権の保全</p> <p>貸倒損失に備えるため損害保険を付保しているか？</p> <p>売掛債権の実在性及び正確性のチェック</p> <p>年 1 回は残高確認書を送付して自社の正確性を確かめているか？</p>	<p>公共機関以外の企業等、個人・家庭から受ける仕事の請負金額に、金額的重要性はない。過去においても、平成 19 年度にクレーム処理として、未収金 2,520 円を償却しただけである。特に今後の対応の予定はない。</p>	<p>(意見)</p> <p>過去に不良債権がなかったからといって将来も発生しないとは限らない。不良債権化する前の管理を強化すべきである。</p>
買掛金・未払金	<p>年度末又は期中に、年一度、残高証明書を入手して記録の正確性を確かめているか？</p> <p>支払業務を定期的にローテーションしているか？</p>	<p>限られた人員で事業を運営しているため、特に今後の対応の予定はない。</p>	<p>(意見)</p> <p>承認手続きの厳格化等、上席者の管理が十分に機能していなければならない。事前チェックのみならず、承認されたとおりに事務が遂行されたことを随時、事後的に確認することも、より踏み込んだ内部牽制として実践すべきである。</p>

規程等	日常の仕事のマニュアルを作成しているか？	限られた人員で事業を運営しているため、特に今後の対応の予定はない。	(意見) 人員に余裕のない状況下で職員が突発的に退職又は長期休職した場合、マニュアルなしでは一時的に業務が滞る可能性がある。主業務についての業務マニュアルの作成を検討すべきである。
組織	理事会等の開催状況 表決権の委任は適切に行われているか。事実上の白紙委任が常習化し、実質的に責務を全うしていない者はいないか。	特定の理事の欠席率が高い。公益認定に向けて見直し中。	(指摘事項) 特定の理事の欠席率の高い点を改善すべきである。
事業の実施状況	外部委託先・発注先選定の公正性 委託先・発注先の選定について、複数の業者を比較する等により公正に選定するための基準、理事会決定によることとする等の選定手続きが定められているか。	指名競争入札による契約はなく、継続性を重視した随意契約による方法について、特に今後の対応の予定はない。	(意見) 継続ありきを前提としているが、例えば警備業務委託について、委託先変更に伴う安全性の確保を警備会社自身に提案させることも含めて、複数の者から見積書を徴する方法も考えられる。

(その他の指摘事項・意見)

外部監査人がヒアリング、書類の閲覧等を実施した結果、内部統制の状況について上記以外の意見は次のとおりである。

A. 税金管理 (意見)

税務申告については、19年度から23年度まで法人税法上の収益事業に当たらない旨、税務署と確認済みである。他方、消費税等については納税義務者である

ものの、税理士への依頼はしていない。消費税等申告書の作成を担当している職員及びその申告書をチェックしている事務局長の税務知識の維持向上を図るべく、効果的な職員研修の実施が不可欠であり、それなくしては税務管理ができているとは言い難い。

B. 保険の付保状況の確認（指摘事項）

本部、支所及び連絡所の建物について、本センターは、倉敷市より行政財産使用の許可を得ており、従来より倉敷市財産活用課にて保険加入手続きが行われているはずであった。しかし、1市2町の合併当時の引き継ぎ事務の不備により、この度船穂連絡所の建物に保険がかけられていないことが判明した。付保状況を確認すべきである。

C. 起案書（指摘事項）

起案書を閲覧したところ、起案日の記載はあるものの、決裁日はほとんど記載されていなかった。決裁日の記載は、適時にその事案が決定されたことを証するものであり、仮に起案日当日に決裁が下りたからと言って省略してよいものではない。記載を漏らしてはならない。

D. 議事録署名（指摘事項）

総会及び理事会の議事録を閲覧したところ、定款第25条第2項の定めに従い議長及び議事録署名人が署名押印すべきであるが、記名押印となっていた。議事録はその決議の存否あるいは有効無効を問われる時により重要性を増してくるものでもあり、定款の規定に従い、署名押印をしなければならない。

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）

当該法人が管理している現物の資産について、以下の表の通り、現物と管理台帳との照合を行った。

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金	受取契約金又は受取会費	手書き入金明細および領収書(控)、普通預金通帳(預け入れ金額)	<p>(意見)</p> <p>現金は原則として収納日当日に普通預金口座に預け入れられている。そこで、平成 22 年 11 月 1 日～5 日分を抽出し、本部作成の日別の手書き入金明細に記載された内容について個別に領収書(控)と照合するとともに、その合計金額について普通預金預け入れ金額との一致を確認した。</p> <p>各支所でも、本部同様、事務代金入金明細表を作成するものの、本部事務所への現金持参の頻度は異なっており、船穂支所(連絡所)は毎日、真備支所は週に 2 回である。</p> <p>財務規程第 21 条によれば、収納した金銭は、経理責任者が特に認めた場合のほか、速やかに銀行等に預け又は経理責任者が金庫に保管することになっている。ここで言う経理責任者とは事務局長を指し、その事務局長は本部に勤務している。配置人員数が少ないこと、本部と距離が離れていること等の理由により本部へこまめに現金を持参することができないのであれば、最寄りの金融機関に預け入れできるようにすることも検討すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>また、刃物研ぎの仕事については、リーダーである特定会員が料金を 1 か月分預かって、就業報告書と一緒に船穂支所へ入金している。抽出した平成 22 年 10 月分は 336,300 円であり、少額とは言えない。リーダー会員</p>

			とも相談の上、より速やかに本センターへ入金処理されるようにすべきである。
預金	普通預金	通帳及び残高証明書	特になし
退職給付引当資産	定期預金	通帳及び残高証明書	特になし
減価償却引当資産	定期預金	通帳及び残高証明書	特になし
事業運営資金積立資産	定期預金	通帳及び残高証明書	特になし
30周年記念行事積立資産	定期預金	通帳及び残高証明書	特になし
固定資産（10万円以上）	本部に所在する固定資産のうちサンプルチェック（5件）	現物及び管理台帳	車両4台とテレビ1台を確認
備品（1万円以上10万円未満）	本部に所在する固定資産のうちサンプルチェック（25件）	同上	<p>（意見）</p> <p>本センターは平成20年3月末に現在の本部事務所に移転しているが、その際に整理した備品の異動が備品台帳に記録されておらず、当該台帳による備品管理がなされていなかった。平成22年10月27日に岡山県の特例民法法人立入検査を受けており、その際には、財務規程に定める固定資産管理責任者及び物品管理責任者について理事長による任命と辞令を交付すべきとの指導があった。その改善措置として、速やかに固定資産管理責任者及び物品管理責任者を任命し辞令を交付している。それまでは、固定資産及び物品の管理に係る責任区分が明確でなかったため、それらの管理が十分でなかったし、辞令交付後も外部監査人が指摘するまでは機能していなかったと言える。</p> <p>外部監査人が備品台帳の不備を指摘したところ、当該責任者が改めて備品の現物を確認し、現状を反映した備品台帳を作成した。その後、6か所の保管場所で改善状況を確認した。今後は備品管理の対象となる金額基準が</p>

			明瞭にわかるよう、備品台帳には取得日とともに取得価額も記載すべきである。
材料	害虫予防用の薬剤（本部）		（意見） 害虫予防の仕事の場合、本センターが必要な薬剤を購入し在庫を持っているが、倉庫に保管されている在庫については受払簿による帳簿管理をしていない。倉庫には限られた人間しか出入りできないことになっているとしても、帳簿管理をすることが望ましい。
切手・収入印紙	本部	現物及び受払簿	（意見） 切手の種類が多い。10円 312枚・20円 158枚・30円 227枚・50円 260枚・5円 26枚・1円 130枚は使用頻度が低く、また5円・1円切手は実用性にも乏しい。手数料はかかるが、より使用頻度の高い切手に交換する方が利便性があると考え。交換手数料には切手を使うこともできる。また、料金別納郵便にすれば、料金をその額に相当する切手で支払うこともできる。
保証金	倉敷市歴史民俗資料館協定書に基づく保証金	預かり証がなかったため、代替手続として、協定書、保証金免除後の普通預金への返還金額を確認	特になし

④ 財務

A. 法人全体の収支推移の分析

		(単位：千円)				
区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事業活動収入						
	受託事業収入	606,758	582,846	574,995	537,945	531,023
	労働者派遣事業等受託収入				20	334
	会費収入	2,513	2,363	5,418	5,443	5,334
	補助金等収入	100,911	90,338	75,976	75,266	61,830
	特定資産運用収入		209	221	110	48
	雑収入	1,317	1,258	878	725	968
	事業活動収入計	711,499	677,014	657,488	619,509	599,537
事業活動支出						
	事業費支出	618,869	593,092	573,771	535,203	584,448
	管理費支出	76,520	70,988	84,826	68,957	5,357
	事業活動支出計	695,389	664,080	658,597	604,160	589,805
事業活動収支差額		16,110	12,934	-1,109	15,349	9,732
投資活動収入		1,032	5,995	14,970	7	
投資活動支出		13,409	17,971	8,873	5,760	5,181
投資活動収支差額		-12,377	-11,976	6,097	-5,753	-5,181
当期収支差額		3,733	958	4,988	9,596	4,551

(1) 概要の④財務で記載した通り、倉敷市からの補助金は、平成20年度に国基準補助分（市上乗せ分を含む）が大きく減少している。その背景には、同年度に発注者から徴収する事務費について5%から7%への引き上げ、会員から徴収する会費について、1,200円/年から3,200円/年の値上げがある。

平成19年度の投資活動支出のうち4,609千円は、本部事務所移転に伴う設備投資である。

車両運搬具 軽自動車2台

什器備品 冷暖房機1台

構築物 駐車場フェンス及び案内標識板

また、平成20年度の人件費には退職給付支出13,170千円が含まれ、投資活動収入として、同額の退職給付引当資産取崩収入が計上されている。

なお、平成22年度から平成20年公益法人会計基準を採用して決算書を作成しているため、事業費と管理費の区分変更等、平成21年度以前の決算とは異なる取り扱いをしている。

B. 出納の監査結果

収入については主に受託事業収入、国又は市からの補助金、受取会費、支出については主に受託事業支出、人件費と諸謝金であり、その他の勘定科目の金額的重要性は低い。以上を考慮して 22 年度の出納の監査に必要な手続きを実施し、その結果を一覧にしたのが以下の表である（ただし、③の現物照合は除く）。

さらに、上記の監査手続きの結果、指摘事項・意見の対象となった項目についても一覧表を作成した。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・正味財産増減計算書・財務諸表に対する注記・財産目録の整合性検証と試算表との照合	全般的には問題なし	
22 年度末の資産・負債の科目別内訳の内容検討	①固定資産の帳簿価額と減価償却費の不整合 ②固定資産に係る注記の誤謬 ③固定資産の計上もれ ④退職給付費用の過大計上 ⑤退職給付引当金と退職給付引当資産の不整合（20 年度決算） ⑥未相殺の前受金 ⑦未払金の計上もれ（21 年度決算） ⑧未払税金の未計上	指 摘 事 項・意見
受託事業収入について、事業実施状況報告書と照合 個別受注案件では、倉敷市からの受注した次の 3 件、民間企業から受注した 1 件について、委託契約に係る起案書、業務委託契約書、受注実績表と照合 倉敷駅放置自転車等街頭指導及び警告札取付業務 まきび公園等管理業務 船穂支所管内道路等清掃業務維持管理業務 平成 23 年 1～3 月分の未入金管理台帳と照合	年間ベースに問題なし サンプルでチェックした範囲内では、個別受注案件に問題なし サンプルの範囲では未収計上額に問題なし	
補助金収入について、交付申請書・交付決定通知書・事業実績報告書・確定通知書と照合	企画提案方式による事業費の集計をより合理的に実施すべきである。	意見
会費収入について、平成 22 年度中の会員の移動状況に基づく推定金額と決算計上額を比較し、その差額の妥当性についてヒアリング	ヒアリングの範囲では問題なし	

受託事業費支出については、平成 23 年 1～3 月分の振込依頼一覧表と照合 小科目の支払材料費等について、支出命令書・領収書と照合	サンプルの範囲では未払計上額に問題なし 問題なし（サンプルで 1 件）	
人件費（役員報酬・給与・臨時雇賃金）について、支出命令書・賃金台帳・扶養控除等申告書・給与規程と照合	管理職手当の未払計上に疑問あり	指摘事項
諸謝金について、内訳明細・給与明細書・専門委員会等の費用に関する規程と照合	補助金収入についての意見参照	意見
役員等旅費交通費について、支出命令書・出張命令書・精算報告書・旅費規程等と照合	問題なし（サンプルで 2 件）	
保険料について、支出命令書・保険証券・領収書と照合	問題なし（サンプルで 2 件）	
組織活動助成費について、支出命令書・起案書・振込書控えと照合	問題なし（全件）	
賃借料について、支出命令書・リース契約書と照合	問題なし（サンプルで 2 件）	
その他の経費（会議費・印刷製本費・支払負担金・委託費・雑費等）について、支出命令書・請求書と照合	問題なし（サンプルで 10 件）	
23 年 4 月度の支払について、22 年度での未払計上の要否検証	費用の繰上げ計上	指摘事項
支出命令書の検印状況の検証	サンプルでチェックした範囲では問題なし	

指摘事項・意見一覧

項目	内容	指摘事項・意見
固定資産	本センターは平成 22 年 3 月に芝刈り機 1 台を 385,000 円で購入している。この芝刈り機は、財務規程第 36 条に従い、本来減価償却資産として固定資産に計上すべきところであるが、誤って事業費支出の什器備品費支出として処理してしまった。平成 22 年度になってこの誤りに気づき、固定資産に計上後、減価償却を行っていく予定で固定資産減価償却台帳に記載し、平成 22 年度の減価	（指摘事項） これらは、年度末の貸借対照表価額について「こうなるはず」という理論値をもって残高を検証する注意が欠如しているためと思われる。決算に当たっては特に、貸借対照表残高の妥当性の確認に注意を払わなければならない。

	償却費計上額に、当該芝刈り機に係る金額を含めている。 ところが、会計上、当該芝刈り機の取得価格を固定資産勘定たる什器備品に計上する処理を失念してしまっているため、資産に計上されていないものについて減価償却費を計上するという、ちぐはぐなことになっている。																																																	
固定資産	固定資産に係る注記については、平成 21 年度に廃車した車両（車両運搬具除却損 16,492 円）が誤った金額で表示されていたり、什器備品と車両運搬具の入り繰りによる集計誤りが 1 件あった。	<p>平成 22 年度の固定資産に係る注記（本センターが作成した内容）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>取得価格</th> <th>減価償却累計額</th> <th>当期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>25,840,360</td> <td>24,720,236</td> <td>1,120,124</td> </tr> <tr> <td>什器備品</td> <td>2,381,707</td> <td>2,195,067</td> <td>186,640</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4,180,007</td> <td>3,253,459</td> <td>926,548</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>5,081,725</td> <td>1,800,373</td> <td>3,281,352</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37,483,799</td> <td>31,969,135</td> <td>5,514,664</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 22 年度期首に芝刈り機が資産計上され、前述の誤謬がなかったものとして外部監査人が見直した、平成 22 年度の固定資産に係る注記</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>取得価格</th> <th>減価償却累計額</th> <th>当期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>25,032,302</td> <td>23,905,880</td> <td>1,126,422</td> </tr> <tr> <td>什器備品</td> <td>2,766,707</td> <td>2,201,367</td> <td>565,340</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4,180,007</td> <td>3,253,459</td> <td>926,548</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>5,081,725</td> <td>1,800,373</td> <td>3,281,352</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37,060,741</td> <td>31,161,079</td> <td>5,899,662</td> </tr> </tbody> </table>	科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高	車両運搬具	25,840,360	24,720,236	1,120,124	什器備品	2,381,707	2,195,067	186,640	建物	4,180,007	3,253,459	926,548	構築物	5,081,725	1,800,373	3,281,352	合計	37,483,799	31,969,135	5,514,664	科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高	車両運搬具	25,032,302	23,905,880	1,126,422	什器備品	2,766,707	2,201,367	565,340	建物	4,180,007	3,253,459	926,548	構築物	5,081,725	1,800,373	3,281,352	合計	37,060,741	31,161,079	5,899,662
科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高																																															
車両運搬具	25,840,360	24,720,236	1,120,124																																															
什器備品	2,381,707	2,195,067	186,640																																															
建物	4,180,007	3,253,459	926,548																																															
構築物	5,081,725	1,800,373	3,281,352																																															
合計	37,483,799	31,969,135	5,514,664																																															
科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高																																															
車両運搬具	25,032,302	23,905,880	1,126,422																																															
什器備品	2,766,707	2,201,367	565,340																																															
建物	4,180,007	3,253,459	926,548																																															
構築物	5,081,725	1,800,373	3,281,352																																															
合計	37,060,741	31,161,079	5,899,662																																															
固定資産	平成 22 年 4 月の領収書綴りを閲覧したところ、平成 22 年 3 月 31 日付で事業費支出の什器備品支出とした動力噴霧器 181,650 円についても、財務規程に照らして資産	<p>（指摘事項）</p> <p>財務規程に従って会計処理しなければならない。</p> <p>なお、この動力噴霧器に係る支出決議書兼出金伝票には、業者からの見積書及び売上管理表が添付され、その見積書の日付及び売上管理表の契約年月日は平成 22 年 4 月 16 日と記載されていた。この日付によれば、平成 21 年度末に未払計上す</p>																																																

	計上すべきであった。	べきでなかったと考えられるため、事務局長に質問したところ、電話で年度内に発注し納品を受けたものの、後日入手した書類には、相手業者がその書面を本センターに実際に提出した日を記入したのであるとの回答を得た。今となつては、はっきりとしたことは分からないが、無用の疑念を排除するためにも、特に年度末の処理については細心の注意を払うべきである（意見 年度末の会計実務）。
退職給付引当金	本センターは10万円単位で退職給付費用を計上している。平成21年度末（期首）退職給付引当金残高25,943,864円を所与とすれば、平成22年度末の要支給額が29,244,624円であることから、退職給付費用として計上すべき金額は3,300,760円である。決算計上額は3,500,000円で若干の過大計上となっている。	（指摘事項） 決算処理上、金額を丸めるといふ発想は排除すべきである。
退職給付引当金	平成21年度正味財産増減計算書上、経常外費用区分に過年度損失4,500千円が計上されており、この内容は平成20年度決算で計上もれとなった退職給付費用である。その結果、その積立目的から同額であるべき退職給付引当資産と退職給付引当金の残高が、平成20年度末で4,500千円だけ相違している	（意見） これは、年度末の貸借対照表価額について「こうなるはず」という理論値をもって残高を検証する注意が欠如しているためと思われる。決算に当たっては特に、貸借対照表残高の妥当性の確認に注意を払わなければならない。
前受金	年度途中で過入金として処理された倉敷市に対するものが、一覧表の末尾に記載の通り、年度末の未収入金と相殺されないままになっていた。	（意見） 会員の毎月の就業実績は倉敷市からの定期的な委託料入金額とは必ずしも一致せず、多少の誤差が発生してしまう。3月の就業調整により、年度でみれば就業実績と委託契約料は合致するのであるが、決算において前受金と未収入金を相殺していない。会計上、「前受金」とは仕事を提供する前に代金を受取った場合に使用する勘定科目であるため、完了した仕事に

		対する入金額は、未収入金と相殺するのが適当である。
未払金	平成 22 年度の総勘定元帳を閲覧したところ、前年度繰越額のうち 511,598 円だけマイナス残高として解消されないままになっていた。その原因について経理担当者に質問したところ、過年度の経理処理誤りが複数件累積された結果であったが、その主たるものは平成 21 年度未払金計上漏れ 581,706 円であった。	(指摘事項) これは、年度末の貸借対照表価額について「こうなるはず」という理論値をもって残高を検証するという注意が欠けているためと思われる。決算に当たっては特に、貸借対照表残高の妥当性の確認に注意を払わなければならない。
未払税金	未払消費税等 (893,300 円) 及び未払法人税等 (21,000 円) が貸借対照表に計上されていない。	(指摘事項) 現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。そのためには、決算作業を従来以上に早期化する必要がある。
補助金の実績報告	補助対象事業となる企画提案方式による事業は、本センターの場合、高齢者等日常生活サポート事業と称し、その目的を従来の福祉・家事援助サービスに加え、介護保険制度でカバーできない部分に対応していくために、専門職員（コーディネーター）を配置し、高齢者生活援助サービス事業の増進に寄与することを目的とする事業である。この専門職員として特定の臨時職員が充てられているが、実績報告書におけるコーディネーター諸謝金（人件費）の内訳は、その特定臨時職員の 4～2 月分賃金及び冬季賞与、他の複数の臨時職員の 1～3 月分賃金である。特	(意見) 特定臨時職員の平成 23 年 3 月末退職に伴う業務の引継ぎ、限られた人員による業務の複数担当等、実態把握に困難な面もあるが、実態に応じた業務割合に基づき、合理的な配分基準をもって経費区分をすべきである。

	定臨時職員の夏季賞与はその合計には含まれていない。	
管理職手当	職員給与規程第 11 条によると、時間外勤務手当、休日勤務手当以外の手当については、当月（月の初日から末日まで）分を当月 15 日に支給することになっている。しかしながら、実務上は、管理職手当について、時間外勤務手当等と同様に翌月 15 日の支給となっており、規程通りになっていない。	（指摘事項） 規程又は実務のいずれかを改めなければならない。一般的には当月支給が多い。翌月支給となっている一月の管理職手当総額は 96,900 円であり少額ではある。
費用の繰上げ計上	平成 22 年 4 月と平成 23 年 4 月に前年度計上未払金の支払処理をしているが、このうち総社広域環境施設組合が平成 22 年 4 月 13 日及び平成 23 年 4 月 14 日受付けたごみ処理代がそれぞれ 1,710 円、600 円含まれていた。金額は僅少であるが、本来支払処理した年度の経費である。	（指摘事項） その前年度に未払計上すべきでないものが 2 事業年度連続して発生している。これは決算処理上明確な締切処理がなされていないためであり、誤りやすい事務処理になっている可能性がある。誤謬を誘引する事務処理は改善されなければならない。

前受金残高のうち、倉敷市に対するもの

請求先名	受注件名	支部	就業期間	(単位：円) 前受金残高
道路管理課	倉敷市観光道路路管理業務	本部	22/4/1～23/3/31	102,869
水島支所 総務課	倉敷市水島支所庁舎敷地内清掃業務	本部	22/4/1～23/3/31	668
児島支所 建設課	児島駅前交通広場(その2)管理業務	本部	22/4/1～23/3/31	135,978
ライフパーク倉敷市民学習センター	予防	本部	23/2/21～23/2/21	371,971
倉敷市環境衛生課	畜場敷地内及び道路駐車場清掃業務	真備	22/4/1～23/3/31	16,319
総務課	剪定 回収 予防	本部	22/7/17～22/7/31	39,891
玉島支所 総務課	倉敷市玉島支所庁舎敷地内清掃業務	本部	22/4/1～23/3/31	44,940
玉島支所 建設課	圓通寺公園除草清掃	本部	22/4/1～23/3/31	132,204
道路管理課	倉敷川畔清掃	本部	22/4/1～23/3/31	17,308
玉島支所 建設課	勇崎第1公園除草・清掃	本部	22/4/1～23/3/31	92,865
環境衛生課	美観地区ゴミBOX管理	本部	22/4/1～23/3/31	235,292
玉島支所市民課環境衛生係	玉島、第2玉島公園墓地除草	本部	22/4/1～23/3/31	44,863
中央畜場	中央畜場敷地内草刈り等業務3.1	本部	22/11/16～22/11/25	142,368
玉島し尿処理場	草刈	本部	22/4/1～23/3/31	10,453
教育委員会 文化財保護課	管理	本部	22/4/1～23/3/31	9,444
一般廃棄物対策課	三本松貯留槽周辺整備事業1	本部	22/6/4～22/6/4	6,696
耕地水路課	水路清掃	本部	22/4/1～23/3/31	1,723
環境衛生課	中央公園墓地及び第二中央公園墓地清掃管理	本部	22/4/1～23/3/31	484,674
片島浄水場	剪定 回収	本部	22/10/10～22/10/25	113,619
児島支所 建設課	瀬戸大橋架橋記念公園草刈業務	本部	22/4/1～23/3/31	60,721
(真備)建設課 管理係	井原鉄道駅舎清掃	真備	22/4/1～23/3/31	17,408
まきびの里保育園	まきびの里保育園草取り・草刈	真備	22/4/1～23/3/31	2,694
(真備)建設課 管理係	草刈・芝刈り・水やり	真備	22/4/1～23/3/31	93,274
船徳支所 産業係	水路スクリーン清掃業務	船徳	22/4/1～23/3/31	42,841
スポーツ振興課	船徳弓道場敷地内樹木剪定等業務	船徳	22/4/1～23/3/31	65,168
船徳支所 建設係	道路等清掃業務	船徳	22/4/1～23/3/31	171,990
	船徳総合グラウンド維持管理業務	船徳	22/4/1～23/3/31	138,571
船徳支所 市民サービスセンター	船徳小池霊園の清掃等管理業務	船徳	22/4/1～23/3/31	69,266
	不燃物処分場管理	船徳	22/4/1～23/3/31	116,744
市民課 庶務係(真備)	真備支所敷地内清掃業務委託	真備	22/4/1～23/3/31	745
倉敷市都市計画課	船徳産業団地草刈業務	船徳	22/6/1～22/11/30	36,089
水島支所 市民課 環境衛生係	倉敷市鶴新田公園墓地の清掃等管理業務	本部	22/4/5～23/3/31	29,983
生活安全課 交通安全係	交通公園草刈清掃等	真備	22/5/1～23/3/31	9,480
				2,859,119

⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）

当法人に関し、各種契約関係について契約書・仕様書等を精査したところ、以下の諸点について指摘事項ないし意見があるので申し述べることとする。

【指摘事項1】

理事会について、特定の理事らの当センター理事会への出席率が極めて低く、この点を改善されたい。

（理由）

- 1 当センターの事業運営に関する審議決定機関は理事会であるが、特定の理事が、この理事会にほとんど出席していないのは、可としがたいところである。

当センターの理事会の議事録を見るに、平成22年度中の全8回の理事会において、理事のほとんどは、毎回出席ないし1～2回の欠席のみである。しかし、その一方で、特定の理事3名がほとんど出席していないという状況であった。そのうち1名の理事は、年度当初の2回のみ出席で、あとは欠席となっているが、それは、任期途中で体調を崩され、平成22年度末で退任されたとのことであって、やむをえないところであったと言える。

しかし、他の2名の理事は、理事会に1回しか出席していない。その理事とは、倉敷市の副市長と保健福祉局長である。いずれも、当センターと倉敷市との関係から、いわゆるあて職として理事となっているのであり、特に副市長は当センターの副理事長、保健福祉局長は常務理事ともなっている。

倉敷市の副市長、保健福祉局長が当センターの理事となること自体は、ある意味やむをえないところではあろう。しかし、理事会は、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要である。とすれば、理事である以上は、積極的に理事会に出席すべきであり、特に、副理事長、常務理事という理事会の要職にある者は、一層積極的に出席すべきであることは言うまでもない。副市長や保健福祉局長は、当然多忙を極める立場であり、現に毎回出席することが非常に難しいことは理解するが、だからと言って、全8回の理事会中、1、2回しか出席しないでよいということにはならない。また、副市長に対しては、毎回の理事会終了後に当センターの理事長が市役所まで出向き、理事会の経過を説明しているとのことであるが、これは二度手間であるばかりか、本末転倒と言うべきではあるまいか。

この点、当センターでは、現在、公益法人化に向けて体制の見直しを検討しており、副市長は理事には残るが副理事長とはせず、保健福祉局長は理事としない（常務理事は当センターの事務局長をあてる）とすることを決定の上、既に実施されている。実態をふまえた見直しとして、評価しうるが、副市長が理事に残る以上は、一般の理事であっても、ほとんど出席しなくてもよいということにはならない。副

市長の出席率が、多忙のため今後もやはりこれまでと同様の出席率に低迷するのであれば、むしろ副市長の部下に該当する担当者を理事として、市とのパイプ役を務めるようにするなど、さらなる見直しが必要とならざるをえない。平成23年5月26日開催の総会までは、副市長の部下に該当する保健福祉局長が理事として就任していた。

当センターのその他の理事は、出席率がほぼ一様に高いだけに、あえて指摘するものである。

【指摘事項2】

監事は、当センターの理事会に出席するとともに、理事会の議事録には、その出席、欠席を明記すべきである。

(理由)

当センターにおいては、役員として、監事2名が置かれることとなっており、現に2名が選任されている。

しかし、理事会議事録を見ると、この点の記載自体がないため、監事が出席したのか欠席したのかすら分からない。事情を聴取してみると、監事はそもそも理事会には出席していない、とのことであった。

しかし、監事は、定款によれば民法59条（現行法では「一般社団法人及び一般財団法人法」）の職務を行うこととされているところ、その職務とは具体的には理事の職務執行を監査することであり、場合によっては総会の招集権限すらあるのである。

とすれば、監事は、まずは理事会に出席して、その経緯、動向、情勢を監視、監督することが必要となるはずである。そして、そうした監事の職責が果たされているか否かを事後的にチェックするためにも、議事録上、監事の出欠は最低限、明記すべきである。

「コンプライアンス」という言葉が人口に膾炙してすでに久しい今日、監事の役割はますます重要となってきていることから、指摘する次第である。

【意見1】

当センターの会員が作業するに際しての、不慮の事故に対する対策を強化し、また深められたい。

(理由)

(1)当センターの会員が、依頼者からの依頼により具体的に作業をする場合の不慮の事故としては、①第三者に対して損害を与えてしまう形の事故と、②会員自身が傷病を負ってしまう形の事故という、2つのパターンが考えられる。

いずれについても、当センターでは、安全適正就業委員会を設置し、安全を保ちつつ適正に就業できるよう、啓発、講習に努めており、また、事故の多い会員には作業をさせないようにする、いわゆる「イエローカード制度」を設けるなどの対策も講じているとのことである。

そして、それでも万に一つでも生じてしまうのが不慮の事故であることから、当センターでは、自動車保険、火災保険、賠償責任保険、動産保険などに加入して、第三者に損害を与えた場合に対応するとともに、傷害保険にも加入し、会員自身の傷病についても対応しているところである。

(2)しかし、まず、①の第三者に損害を与えてしまった場合については、その第三者が当該会員個人や当センターなどに、被った損害以上のものを要求等するという、いわゆる不当要求をして来た場合のことも想定しておく必要がある。こうした場合の対応要領、マニュアルを整備して、会員個々に周知徹底するとともに、保険会社あるいは弁護士との連携、相談などの対応を日頃から十分に練っておく必要がある。

(3)また、②の会員自身が傷病を負った場合の備えも重要である。

作業自体が、例えば木の剪定など高所をはじめ、危険な場所でのものも多く、また夏場であれば、近年は熱中症などの危険性も高い。何と云っても、会員はすべて高齢者なのであるから、こうした作業中の事故等により傷病を負ってしまう危険性は、必然的に高いと言わざるをえない。

そうした事態に備え、当センターでは傷害保険（いわゆるシルバー保険）に加入している。しかし、保険金額は会員1名あたり900万円が上限である。しかし、このシルバー保険は、熱中症は保険の対象の範囲外とのことである。この点について事情を聴取したところ、全国的にも、シルバー保険と言えはこの形のものであり、他にこれ以上の保険に加入しているところはないのではないかとのことであった。

しかし、仮に万一、会員が死亡した場合に発生する損害金額（当センターが負担すべき金額か否かはさて置くとして）は、900万円では不十分であることは明らかであろう。また、熱中症は、近年は老若男女問わず、また屋内外を問わず、夏場の作業では当然想定される場所であって、作業の進め方（日陰を十分に作ったか、水分補給を十分させたか）によっては、完全に会員個人の自己責任と片付けることができないケースも、今後ありえなくもないところである。

もちろん、当センターと会員との関係は、雇用関係ではなく、当センターに作業の進行に際しての、いわゆる安全配慮義務が認められるものではないこと、そして、そのことを会員本人のみならず、会員の妻子など親族にも理解してもらい、その承諾書を取り付けるようにしていることなどの対策は講じられているところである。しかし、会員死亡時の推定相続人全員から承諾書を取り付けることは、現実には困難である。他のセンターの事例として、会員が死亡した際に、その相

続人のうち、会員の生前に会員と同居しておらず、したがって、会員がシルバー人材センターに加入していたことすら知らず、また上記のような承諾書の存在も知らない（したがってシルバー人材センターと会員の関係等も理解していない）一部の相続人から、強い抗議がなされたこともあったとのことである。また、承諾書を妻から徴求していたとしても、その妻自身も高齢者なのだから、例えば妻が認知症などで判断能力が衰えてしまっていた等という、まさに高齢化社会特有の事態も想定される場所である。

当センターとしては、こうした事態にも十分対応しうるよう、全国の同様のシルバー人材センターや保険会社とも常に情報交換し、緊密な連携が取れるようにしておき、上記のように熱中症は保険の範囲外となるのか、当センターの責任となってしまう事例はないのか、あるとすればどんな場合か、などの研究等が深められるようにすべきであろう。

また、会員側からの厳しい請求があった場合には、弁護士とも即座に相談できるような体制を作っておくことも必要であろう。

当センターは、本来的に高齢者こそが会員であり、高齢化社会の問題点が顕れやすいという一面があると思われるので、意見を述べるものである。

【指摘事項3】

倉敷市と当センターとの間に締結された「倉敷市歴史民俗資料館指定管理者業務委託協定書」につき、指定が不可抗力により終了した場合の指定管理料の精算につき、日割によるものと明記するよう、改善されたい。

(理由)

指定管理の指定が取り消されて終了する場合として、協定書では第35条（倉敷市による指定の取り消し）と第36条（不可抗力等による指定の終了）の場合が規定され、前者の場合については第38条により日割計算による精算が前提とされている。しかし、後者の場合については、第36条2項で取消によって当センターに発生する「損害・損失及び追加費用」についての定めがあるだけで、指定管理料の精算については規定がない。仮に万一、第36条のような事態となれば、日割計算が行われるものとは思われるが、明確にできる部分はしておくべきである。

【指摘事項4】

当センターが倉敷市をはじめとする公共団体から作業委託を受ける際の契約書には、暴力団排除条項を規定するよう、改善されたい。

(理由)

当センターが倉敷市をはじめとする公共団体等から作業委託を受ける場合には、

その都度契約書が作成されているところ、その件数は平成22年度で74件ある。この74件の契約を暴力団排除条項の有無の観点から検討したところ、わずか4件の契約でしか暴力団排除条項が規定されていなかった。

暴力団排除条項とは、契約書中に、仮に契約の相手方が暴力団の関連団体であるなどの場合は、契約が解除されるなどの条項のことである。近時、暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除しようとの気運は高まっており、本年度までに、全国の都道府県でも、暴力団排除条例が制定されたところである。もちろん、岡山県でも、平成23年4月1日付で「岡山県暴力団排除条例」が制定されている。

そして、この県条例の第17条には、

「事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであって、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

と規定されており、行政のみならず、各事業者にも、契約を締結する場合には、契約の相手方に対して暴力団でないことを誓約させる、契約書中に暴力団排除条項を規定する、さらには契約の相手方から暴力団でないことの誓約書を徴求すること等が求められているのである。

当センターが倉敷市等から委託を受ける場合、暴力団排除条項を規定することのメリットは、倉敷市等の側にあるとは言えるが、後述の局面を変えて、当センターが一般市民との間で委託契約を締結する際のことを考えれば、やはり、この暴力団排除条項は規定しておくべきである。

【指摘事項5】

当センターが、一般市民から作業委託を受ける際に、暴力団排除条項を規定するとともに、暴力団等でないことの誓約書を徴求すべきである。

(理由)

岡山県暴力団排除条例では、民間事業者にも、暴力団との契約を回避するよう求められている。前述のように、契約書に暴力団排除条項を規定するとともに、さらに契約の相手方に暴力団でないことを誓約する書面を徴求すべきである（同条例第17条）。

倉敷市との契約において、当センターが暴力団排除条項の規定された契約書により契約を締結していれば、今度は局面が変わって、一般市民との間でもこうした誓約書を徴求しやすくなるというものであろう。

当センターが、倉敷市の外郭団体という位置付けにあり、また今後公益法人として活動していく以上は、積極的に、暴力団排除に取り組むべく、上記のとおり改善されたいところである。

⑥ 情報システム

A. 情報システムに対する結果及び意見

監査の対象としたシステムの概要

今回の監査の対象としたシステムは、外郭団体が使用している以下のシステムである。以下に対象としたシステムの概要を記載する。

NO	1
システム名	エイジレス80
システム管理部署	NRI社会情報システム株式会社
システム機能概要	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバークライアント方式で大規模サーバに9台のコンピュータを接続しています。レーザープリンタも設置し、安定したネットワーク環境を構築しています。 ・各種情報の取得・分析・加工等により、事業活動の実態をトータルに把握出来る機能です。 ・上部団体とのデータ連動などを容易にする設計となっています。 ・大量の個人情報を保持しているため、業務処理を行う上では、各パソコンへ設置しているパスワードでログインして入力作業を行うシステムです。また、パスワードを入力しない限り、情報が確認出来ないシステムです。
OS、ハードウェア、DBMS	WINDOWS VISTA
導入年	平成20年
更新予定	平成25年
外注状況	シルバー人材センター業務の内容に精通しているため、そのノウハウが蓄積されている、NRI社会情報システム株式会社に外注している。
保守料	677,880円/年
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	定期的なシステム改善と制度変更に伴う対応は無償で実施している。
情報システムの中期計画	NRI社会情報システム株式会社は、厚生労働省など官公庁からの情報収集能力も持っており、制度変更への対応も迅速である。また、全国シルバー人材センター事業協会と定期的に打合せ、情報交換を行い、システムを改善しながら将来のシステムも検討している。
契約書	契約書あり。

B. 監査結果

イ 情報システムの運用ルールについて

(情報システムの運用ルールについての意見)

法人として、情報システムを業務に支障がないように円滑に維持運用していくことが重要である。そのためには、重要なデータやプログラムに関するバックアップに関するルールやバックアップしたデータのリストアに関するルール、更に障害発生時の対応方法等に関するルールが定められているかどうか、また、定められている場合の当該ルールの妥当かどうか、準拠しているかどうかについては重要な事項である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(情報システムの運用ルールについての現状)

今回の対象案件では、バックアップの対象とするデータやプログラム等の範囲やバックアップの頻度、バックアップ媒体の管理方法、バックアップが適切に行われたかどうかを確認する方法やその確認時の証跡の保存方法等のデータのバックアップに関するルール、また、バックアップしたデータをリストアする場合のルール、障害発生時の対応手順等の障害対応に関するルール等を組織として定められていない。なお、実際の運用としては、バックアップのツールを導入して自動でバックアップを実施している等の運用は行われていた。

また、障害発生時等に外部委託業者が、当法人のサーバーにリモートでログインし、障害に関する調査等を実施される場合があり、その場合、事前にメールで調査依頼が来るが、調査終了後、調査終了に関するメールを入手されていない。

なお、リモートにて作業を行う場合、事前にセンターからデータ変更依頼書をファックスにて、変更する箇所を記入の上提出し、それに基づきデータ変更依頼書を提出したセンターの担当者と電話で打合せを行いながら作業を行うか、または、外部委託業者の方で対応しなければならない案件に関しては、作業完了後、外部委託業者より電話にて完了報告が入ることになっている。

ロ アクセス権管理について

(アクセス権管理についての意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、必要な情報を必要な担当者のみ限定してアクセス出来るようにすることが重要である。そのためには、ユーザーIDを個人別に付与するとともに、一定以上の複雑さのあるパスワードを使用し、システムにログインする仕組みでアクセス制限し、さらに、当該パスワードを、定期的に変更することが重要である。

また、現在、使用許可を与えているユーザーが、妥当かどうかを定期的にチェックするために、ユーザー一覧を作成して、管理していくことは重要である。

なお、一定以上の複雑さのあるパスワードとは、たとえば、英数大文字小文字が混在し、7ケタ以上のパスワードのことをいう。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(アクセス権管理についての現状)

ユーザーIDは、個人別に付与されている。また、パスワードの桁数は、2桁である。また、パスワードは、定期的に変更されているわけではない。さらに、パスワードは、英数字で設定されている。なお、外部委託業者には、ユーザーIDは、付与されていない。

ハ サーバーの物理的な管理について

(サーバーの物理的な管理についての意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、物理的にも適切なアクセス管理を行うことが重要である。たとえば、サーバー等は、可能であれば専用のサーバールーム内で管理する、もし、専用のサーバールームを設置出来ない、ということであれば、サーバーをラック内で施錠管理する等の管理が重要である。

(サーバーの物理的な管理についての現状)

法人で使用されているサーバーについては、専用のサーバールーム等で管理されているわけではなく、事務室内の机の上で保管されている。

ニ 個人情報の管理について

(個人情報の管理についての意見)

エイジレス 80 のシステム内には、個人情報が保存されており、そのため、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることが重要である。

たとえば、個人データ漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置を行い、セキュリティ確保のためのシステム・機器等を整備し、また、事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等を整備することが重要となる。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(個人情報の管理についての現状)

エイジレス 80 では、個人情報の取扱量が多いため、個人情報にアクセスしたり変更した場合は、各 ID ごとの取扱い記録（ログ）が自動的に取得され、保存されている。当該ログは、現状では、取得開始の平成 20 年 4 月よりすべて保存され、保存期間は、永久保管とされている。そして、当該ログは、毎日 DAT でバックアップを取得されており、なおかつ、毎日ログのチェックが行われている。

しかし、当該サーバーに接続されている各端末は、FD や USB 等の外部媒体の使用を制限出来るようにはされていない。

⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

事業の有効性・経済性・効率性について各々の指標を設定して検討を行う。

A. 有効性の検証：会員の加入率、会員数等により判定

平成 15 年度以降の会員の移動状況は次の通りである。

年度	入会（人）	退会（人）	増減（人）	年度末会員数（人）
15	330	229	101	1,956
16	138	234	-96	1,860
17	666	321	345	2,205
18	155	348	-193	2,012
19	162	314	-152	1,860
20	150	384	-234	1,626
21	289	267	22	1,648
22	247	292	-45	1,603

※1. 17 年度の入会が多いのは、市町村合併に伴い、旧船穂町及び旧真備町のシルバー人材センターと統合したことによる。

※2. 22 年度の退会者のうち、226 人は会費未納による退会である。

設立以降、毎年度ほぼ順調に会員数を伸ばし、平成 15 年度末会員数は 1,956 人となった。しかしながら、それ以後は平成 17 年度をピークに減少傾向に転じ、特に 18～20 年度については退会者数が大きく増加している。

シルバー人材センター事業は、高齢者に対して組織的に就業の機会を提供するものであるから、一概に入会登録数のみを持って有効性を判断できるわけではない。

B. 経済性・効率性の検証：加入率、補助金金額÷会員数により判定

正会員の形式的資格要件は、倉敷市に住所がある概ね 60 歳以上の者である。直近 2 期の加入率等の状況は次のとおりである。

		平成22年3月 31日現在	平成23年3月 31日現在
倉敷市60歳以上 人口（人）	男	63,630	65,079
	女	78,519	83,026
	計	142,149	148,105
会員数（人）	男	1,198	1,159
	女	450	444
	計	1,648	1,603
平均年齢（歳）	男	71.3	71.2
	女	71.3	71.2
加入率（％）	男	1.88	1.78
	女	0.57	0.53
	計	1.15	1.08

倉敷市又は倉敷市及び国が支出した補助金額を会員数で除すことにより、会員一人当たりの補助金額を算定する。以下の表は、過去3年度分の当該数値の推移である。

区分	(単位：千円)		
	20年度	21年度	22年度
倉敷市からの補助金	44,216	46,086	41,980
国からの補助金	31,760	29,180	19,850
合計	75,976	75,266	61,830
年度末会員数（人）	1,626	1,648	1,603
1人当たり補助金			
倉敷市（円）	27,193	27,965	26,188
国及び倉敷市（円）	46,726	45,671	38,571
年会費（円）	3,200		

(意見)

平成22年度を取り上げると、1人当たり補助金額38,571円は、会員から徴収する年会費3,200円の約12倍に相当する。同年度の加入率1.08%の高年齢者に対して支出する補助金としては、合理的な金額とは言い難い。なお、本センターの加入率は、岡山県計の1.4%を下回り、岡山市の0.8%に次いで低い。会員1人当たりの補助金額は漸減しているが、検討中の入会説明会、普及啓発活動の見直しを具体的に実践するとともに、新規入会者に対して本センター及び当該事業を知ったきっかけを情報収集等することにより、より効果的な会員確保活動を推進すべきである。

C. 外部環境と今後の課題

イ. 外部環境

平成15年度以降の事業実績の推移は次のとおりである。

年度	件数(件)	延実人員 (人)	請負金額(千円)		対前年比 率(%)	就業率 (%)	就業人員 (人)	会員数 (人)
			うち配分金	計				
15	11,109	34,543	427,756	482,335	99.7	68.5	1,339	1,956
16	11,166	34,401	421,196	473,709	98.2	69.6	1,295	1,860
17	12,960	41,191	498,604	565,582	119.4	76.2	1,680	2,205
18	10,499	45,452	528,227	606,757	107.3	79.3	1,595	2,012
19	10,587	45,500	508,687	582,845	96.1	82	1,525	1,860
20	10,606	44,947	490,350	574,995	98.7	88.8	1,444	1,626
21	10,673	44,164	454,024	537,944	93.6	89	1,467	1,648
22	11,136	45,847	443,948	531,023	98.7	91.1	1,460	1,603

事業実績については、平成18年度をピークに請負金額が減少傾向をたどっている。唯一評価できる点は、平成5年度の80.3%で一度頭打ちになってしまった就業率が、平成19年度以降再び80%台に乗り、平成22年度は過去最高の就業率を達成していることである。加入率は低いが、会員登録後の就業率91.1%は岡山県計の86.7%を上回り、高い水準と言える。この点では、効率的な運営となっている。会員にとって、就業機会の提供を受けたか否かが重要である。

会員の就業については、「就業の基準に関する要綱」を設け、特定の就業分野及び仕事内容について、就業期限の更新は3年を限度とし、1ヶ月の就業日数を原則として14日以内とするなどの定めをしている。会員に公平・適切な就業機会の提供が図られるよう、ローテーション就業の促進や長期就業の解消など、就業の適正化・就業率の向上を各年度の事業計画の中で謳っている。会員が退会する際の理由についても、大きな関心を持っている。

上記の事業実績を受注先別(平成19年度以降)にみると次のとおりである。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度
契約金額(千円)	582,845	574,995	537,944	531,023
(公共)	207,772	214,884	216,113	200,372
(企業等)	229,192	211,004	175,911	173,876
(個人・家庭)	144,114	145,622	141,762	153,107
(独自事業)	1,767	3,485	4,158	3,668

平成20年秋のいわゆるリーマンショック以降、世界的な景気低迷が続く中、日本経済も同様である。それは、本センターの事業実績にも顕著に表れており、民間企業からの受注減少が著しい。

以上のとおり、本センターを取り巻く経済環境は厳しく、平成19、20年度の会員数、契約金額などの実績は、平成18年度に策定した「第四次中期計画」(平成19～23年度までの5か年)における目標値を大きく下回っている。

ロ. 事業等見直し計画

そのような状況の中、平成21年10月に「事業等見直し計画」を策定し、平成

21年度からの3年間の財務収支見通しを踏まえ、効果的・効率的な事業運営を推進するための課題とその取り組みを検討している。その最大の取り組みは、平成23年度における船穂支所を連絡所にして機能を縮小することである。

見直し後の目標数値と実績との比較は次の通りである。

年度	区分	会員数 (人)	契約金額 (千円)	就業率 (%)
21	目標	1,660	586,000	89.8
	実績	1,648	537,944	89
22	目標	1,690	597,000	90.8
	実績	1,603	531,023	91.1
23	目標	1,720	608,000	91.8
	予算		534,453	

平成23年度の実績はまだ出ていないが、少なくとも契約金額の新たな数値目標は実績と大きく乖離し、予想が甘かったと言える。

平成23年度では約10,000千円の正味財産減少が見込まれるため、監査期間中の平成23年10月開催の理事会において、事務費を現行7%から10%へ24年度以降段階的に引き上げることを決定した旨、説明を受けた。

近年の急速な景気後退に伴う受注額の減少や事業仕分けによる国庫補助金の減額などにより、見直し計画は大きく狂ってしまった。しかし、本センター自身も健全な財務基盤の確立に向けて自助努力を行っている。

なお、平成24年4月の新公益社団法人への移行を目指し、県内の他のシルバー人材センターと足並みをそろえて、監査期間中に認定申請を行った。その後、公益認定基準に適合するとの答申書が、平成23年12月16日付で岡山県公益認定等委員会より岡山県知事宛に提出されている。本センターの事業運営も移行前とは異なってくると予想される。

ハ. 今後の課題

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）に基づく団体であり、自治体との役割分担は次のように整理されている。

自治体の役割	高年齢者の福祉の増進に資するため、シルバー人材センター事業を実施している団体を育成し、その他その就業機会の確保のために必要な措置を講ずる。
団体の役割	高年齢者（会員）の希望に応じた、臨時的、短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高年齢者の福祉の増進と、活力ある地域社会づくりに寄与する。

市町村の区域ごとに1ヶ所の指定を受け、高齢者の福祉の増進に特化した、正に高齢化社会の進展に合致した有効な存在である。

会費未納による退会者が存在する一方で、年金だけでは生活できない高齢者が増加しているという矛盾現象が起きている。高齢者の就労支援の潜在的ニーズは高まっている。

また、時代は「少子高齢化社会」と言われることが多く、時代の流れとともに社会のニーズも変化しているわけで、少子化支援などのニーズを的確に捉えれば自ずと新たな就業機会も見込まれるのではないか。会員の就業機会の創出のための活動が、漠然と従来の方法のままで良しとなっていないか、今一度見直しの余地があると思われる。そして、費用対効果が明確となるような仕組みが必要である。

以上をまとめると、本センター自身が事業継続に危機感を持って、効率的・効果的な事業運営を推進している点を評価するが、国の方針が、シルバー人材センターの補助金依存から自主自立への改革にある以上、効率的・効果的な事業運営とともに、より一層メリハリをつけた財務体質の改善・強化を望むものである。

【参考】以下は、「平成 22 年度 シルバー人材センター事業運営状況調査（平成 23 年 9 月（社）岡山県シルバー人材センター連合会作成）」を基に外部監査人が抽出加工したデータである。

岡山県内の人口 5 万人以上の市町村を母体とするシルバー人材センターについて、平成 22 年度会員の状況、会員の就業状況

（単位：人）									
センター名	母体市町村人口等の状況			会員の状況				会員の就業状況	
	総人口	60歳以上の人口	高齢化率（%）	会員数	入会率（%）	入会者数	退会者数	就業実人員数	就業率（%）
岡山市	689,538	203,770	29.6	1,654	0.8	353	287	1,380	83.4
倉敷市	480,397	142,912	29.7	1,603	1.1	247	292	1,460	91.1
玉野市	65,550	25,754	39.3	313	1.2	47	52	262	83.7
総社市	67,306	21,520	32	1,028	4.8	98	140	746	72.6
津山市	107,387	35,713	33.3	590	1.7	99	111	440	74.6
笠岡市	53,981	20,901	38.7	348	1.7	48	46	325	93.4
真庭市	50,560	20,729	41	441	2.1	59	67	412	93.4
法人団体計	1,823,131	592,106	32.5	8,480	1.4	1,337	1,360	7,363	86.8
法人外団体計	70,988	31,273	44.1	523	1.7	61	115	447	85.5
岡山県計	1,894,119	623,379	32.9	9,003	1.4	1,398	1,475	7,810	86.7

高齢化率については、岡山市及び倉敷市以外は軒並み 30%を超えているが、入会率は同 2 市を上回っている。

全体的に、退会者数が入会者数を上回っており、退会理由で最も多いのは「病気の為」が 28.7%、続いて「会費未納の為」が 21.4%、「加齢の為」が 11.2%となっている。入会動機別では、「生きがい・社会参加」が 33.1%で最も多く、次いで「健康維持・増進」が 28.3%、「経済的理由」が 22.7%と続いている。

岡山県合計ベースの事業実施状況（受注件数及び契約金額の推移）

年度	受注件数（件）			契約金額（千円）		
	公共	民間	計	公共	民間	計
22	5,011	66,221	71,232	1,019,796	2,218,573	3,238,369
21	5,083	64,555	69,638	1,031,003	2,189,654	3,220,657
20	6,160	63,911	70,071	946,406	2,394,684	3,341,090
19	6,189	62,328	68,517	970,992	2,529,283	3,500,275
18	6,296	61,493	67,789	921,436	2,557,336	3,478,772
17	6,322	57,318	63,640	989,012	2,409,897	3,398,909

岡山県内の人口 5 万人以上の市町村を母体とするシルバー人材センターの役員数、職員数、契約金額、事務費、会費、独自事業の有無（平成 22 年 4 月 1 日現在）

センター名	理事監事数	職員数（常勤）	契約金額（千円）	事務費（%）	会費（円）	独自事業の有無
岡山市	18	36（13）	666,788	10	2,400	有
倉敷市	20	16（15）	537,944	7	3,200	有
玉野市	15	6（6）	126,662	10	3,000	無
総社市	17	11（8）	365,252	7	1,200	有
津山市	17	11（6）	184,947	8	2,000	無
笠岡市	15	5（5）	192,400	8～10	3,600	有
真庭市	18	8（8）	115,872	6	2,000	無

※上記のほか、事務費 5%、会費 1,000 円のシルバー人材センターもある。

- ⑧ 過去の包括外部監査における指摘事項
特になし。

⑨ 過去の監査委員監査（財政援助団体監査）における指摘事項

平成 17 年 9 月～10 月において実施された監査委員監査における指摘事項は、以下のとおりである。

調査事項	指摘事項	措置の内容（概略）	外部監査人の検証
賃借料について	駐車場用地（民地）の賃貸借契約を平成 10 年に締結し毎年継続されているが、契約更新時に賃借料の額が地価等の変動に比べ適正であるかどうかの検証が行われていないので、検証されたい。	駐車場用地の賃借料の検証については、平成 18 年度の駐車場用地に係る地価評価額及び固定資産税額を用いて、現行の賃借料との検証をした結果、賃借料が下回り適正であることを確認した。	平成 20 年 3 月の本部移転に伴い、賃貸借契約を解約している。現在は、公用車等駐車場として行政財産の使用許可を得ている。
人件費について	平成 17 年 8 月 1 日の旧船穂町及び旧真備町の両シルバー人材センターとの合併に伴い、「社団法人倉敷市シルバー人材センター職員給与規程」が同日施行で改正され、給料表が改定（各等級とも低い額の等級を設定）されているが、旧倉敷市シルバー人材センターの職員に対し、改定後の給料表に対応した辞令の発令が行われていないので、適正な対応をされたい。	平成 17 年 8 月 1 日付で、改定後の給料表に対応した辞令を交付した。	特になし。

職員の駐車場使用料について	職員の駐車場使用料の定めがないので、駐車場使用規程等の作成により明確に定められたい。	シルバー人材センターが確保している駐車場の一部を職員駐車場として使用しているため、従前より応分の負担として駐車場を利用する職員より徴収していた駐車場使用料については、文書決裁（平成18年4月1日付理事長決裁）により、徴収の根拠を明確化した。	現在の職員駐車場は、倉敷市が借地している駐車場を市の職員、他の外郭団体職員と同一の条件で利用し、本シルバーが職員より徴収した額を倉敷市人事課に支払っている。
備品管理について	備品台帳の分類整理が行われてなく、備品番号も記載されていないので、備品管理を徹底されたい。	倉敷市からの借用備品と当シルバー人材センター所有の備品が分かるよう分類した。また、有形固定資産と什器備品を明確に仕分けし、新たに備品台帳を整備した。	外部監査人の指摘により、実態に応じた備品台帳を新たに作成した。

⑩ 過去の岡山県特例民法法人立入検査における指摘事項

平成22年10月27日において実施された立入検査における指導事項は、以下のとおりである。

指導事項	改善措置の内容（概略）	外部監査人の検証
1	平成22年5月25日に開催された総会後の理事会において、理事長を互選した議事録が整備されていないので、作成すること。	特になし。
2	常務理事が市保健福祉局長のため常勤しておらず、また定款では常務理事の職名の記載がない。移行申請書類の定款変更の案で、常務理事職をどうするか検討すること。	平成23年5月26日開催の通常総会で、定款変更及び事務局長を理事に選任する議案が承認されている。

3	<p>事務規程第6条によると100万円以上500万円未満の支出負担行為の決定事案については、常務理事の専決となっているが、常務理事が常勤していないため恒常的に事務局長が臨時代行で代決している（第8条では至急に決定を行う必要があるときと規定している）ので、規程を改定すること。</p>	<p>指導事項2の改善措置と同様、公益社団法人移行後に備えて、平成23年5月の定期総会において、その変更で対応したい。</p>	<p>同上</p>
4	<p>事業計画書、収支予算書の県への届出について、事業年度開始日の前日までの提出がされていないので、年度内に提出すること。なお、移行認定後は認定法第22条で期限内提出が義務づけられているので、留意すること。</p>	<p>今後、事業年度開始日の前日までに提出する。</p>	<p>平成23年度事業計画書等も平成23年度通常総会終了後に岡山県へ郵送提出した旨、回答を得た。したがって、事業年度開始前提出となっていない。 新公益法人移行後の事業計画書等は総会の議決事項でなく理事会での承認事項となるため、平成24年度は平成24年3月開催の理事会で承認された事業計画書等を事業年度開始前に岡山県に提出する予定である。</p>
5	<p>財務規程に定める経理責任者及び出納責任者は理事長による任命がされているが、固定資産管理責任者及び物品管理責任者については、理事長による任命と辞令がされていないので、その責任区分を明確にするため理事長による任命を行い、辞令を交付すること。</p>	<p>固定資産管理責任者及び物品管理責任者を決定し、辞令を交付した。</p>	<p>任命及び辞令の交付が行われていても、少なくとも物品については機能していなかった。</p>
6	<p>職員の給与規程について、市のOBの給与について規程に根拠がないので、規程を改定するか、伺い定めを行うこと。</p>	<p>伺い、辞令を交付した。平成21年4月1日付で市のOBに辞令交付済み。事務局長には、月額給料が記載されてい</p>	<p>平成23年4月1日付で新たに採用した倉敷市OB職員に対して、同日付で月額給料が記載された辞令書が交付</p>

		ないので、記入し再度辞令を交付。	されていることを確認した。
7	昨年度支出の決議書の金額と請求書金額が異なる場合がみられたので、決議書に積算の内訳を記載すること。	決議書に内訳を記載した。	特になし。
8	財務規程第7条で記載する「別に定める勘定科目」について、定められていないので、定めること。	「別に定める勘定科目」を定めた。	特になし。
9	真備支所と船穂支所で契約した内部決裁書類が確認できなかったため、整備しておくこと。	決裁書類は、立入検査時に検査会場になかったが、各支所において全て保管されていた。	特になし。
10	契約書の作成を省略する場合、5万円未満の物品購入契約で即時納品される場合を除き、請書を徴すると財務規則第34条で規定されているが、業者からの請書の徴収を行っていないので、今後そのような場合には請書を徴収すること。	今後このような場合は、規則に基づき請書を徴収する。	22年度は請書を徴収すべき事案がなかったとの回答を得た。
11	本部、船穂支所の各コピー機の保守契約について、自動年度継続される場合でも、毎年4月1日付で更新（継続）の契約締結伺いを行うこと。	契約締結伺いをした。	コピー機の保守契約（自動更新）の契約締結について、平成23年4月19日付の起案書を確認した。
12	真備支所のコピー機の保守契約の契約書が整備されていないので、早急に相手方と再契約を行い契約書を整備しておくこと。	契約書を整備した。	同上
13	運用利息収入、雑収入等の収入決議（内部決裁処理）がされていないので、決議を行うこと。	決議を行った。	平成22年度の収入決議書を確認。

2. 財団法人倉敷市文化振興財団

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- ② 事業及び施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・
3E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）・・ 84
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- ⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）・・ 98
- ⑥ 情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
- ⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）・・・・・・・・・・ 113
- ⑧ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・ 116
- ⑨ 過去の監査委員監査における指摘事項・・・・・・・・・・ 117

(1) 概要

① 法人概要

所在地	岡山県倉敷市美和1丁目13番33号倉敷市文化交流会館2階	設立年月日	平成4年4月1日
代表者	松田 英毅	従業員数	48名
出資金額	33,734万円	出資者	倉敷市100%
設立目的	市民一人ひとりが文化を享受し、文化の心を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と本市にふさわしい新たな市民文化の振興を図り、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と世界にはばたく文化都市・倉敷の発展に寄与する。		
基本理念	<p>○文化の香りに包まれた市民生活の実現</p> <p>美しい日本固有の町並みといわれる倉敷の歴史的遺産を生かしながら、誰もが気軽に文化に親しむことができる文化の香り高い生活環境をつくり出す。</p> <p>○未来に向けて新たな倉敷文化の創造</p> <p>郷土愛を持つ多くの先人達が培ってきた豊かな伝統文化の継承・発展はもとより、自由な発想や自由を尊ぶ気風を大切に、未来に向けて新たな倉敷文化を創造する。</p> <p>○国際的な視野に立った文化の交流</p> <p>地域に根ざしたさまざまな文化活動を活発化するとともに、国際的な視野に立った文化の交流を行い、市民の文化意識の向上と世界にはばたく文化都市・倉敷の進展に寄与する。</p>		
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化事業の企画及び実施 2. 文化活動の奨励及び育成 3. 文化に関する調査研究 4. 文化に関する情報の収集及び提供 5. 文化に関する作品資料の収集及び保存 6. 文化施設の管理及び運営の受託 7. 文化事業に係る物品の販売 8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 		
経理区分	<p>文化事業</p> <p>指定管理事業</p>		
規程	運営規程	寄附行為・役員等報酬及び費用弁償等に関する規程・組織規程・専決規程・会計処理規程及び会計処理規程細則等	
	就業規程	就業規則・給与規程・退職手当規則・特殊な勤務に従事す	

		る職員の勤務時間等に関する規程・旅費支給規程等
課題（倉敷市文化振興基本計画より）	財団のあり方	文化施設に係る指定管理者制度、公益法人制度改革など、財団を取り巻く環境が大きく変わってきており、倉敷市の文化事業の戦略的展開をしていく上で、財団の事業や組織の見直しなど、財団のあり方を検討していく。

② 事業及び施設

<p>本財団は、下記施設の指定管理者として、優れた芸術を鑑賞する場、市民の文化活動の発表の場として、更に芸術文化の核として最良の状態で利用できるよう維持・管理・運営を行う。</p>					
施設名称	倉敷市芸文館	倉敷市民会館	倉敷市児島文化センター	倉敷市玉島文化センター	マービーふれあいセンター
所在地	倉敷市中央1丁目18番1号	倉敷市本町17番1号	倉敷市児島味野2丁目8番30号	倉敷市玉島阿賀崎1丁目6番27号	倉敷市真備町箭田40番地1
開館年月	平成5年10月	昭和47年5月		昭和59年6月	
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階	鉄筋コンクリート造 地上3階（一部半地階）	鉄筋コンクリート造 地上3階	鉄筋コンクリート造2階建 一部3階建
規模	敷地面積 17,000 m ² 延床面積 11,275 m ²	敷地面積 15,482.93 m ² 建築面積 4,873.28 m ² 延床面積 10,831.45 m ²	敷地面積 6,031.2 m ² 延床面積 5,471.2 m ²	敷地面積 7,725.17 m ² 建築面積 3,344.55 m ² 延床面積 3,990.85 m ²	敷地面積 31,566.55 m ² 延床面積 5,829.11 m ²
施設内訳	ホール 定員 885 人（うち車椅子席 6 席）	ホール 定員 1,979 人（うち車椅子使用者席 5 席）	ホール 定員 1,200 人	ホール 固定席 994 席 車椅子席 6 席	竹ホール 定員 976 席
	楽屋 定員 200 人	大会議室兼展示室	楽屋 4 室	楽屋 3 室	さつきホール 定員 212 席
	アイシアター 定員 200 人	展示室（市民ギャラリー「藤」）	会議室 6 室	展示室 1 室	楽屋 3 室
	練習室 2 室	会議室 5 室	和室 2 室	和室 2 室	控室 1 室
	会議室 7 室（和室 4・洋室 3）	和室 2 室	特別展示室 1 室	練習室 1 室	リハーサル室 1 室
		練習室 1 室	貸スタジオ 1 室		展示室 1 室
			着付室 1 室		会議室・和室 各 1 室
					和室

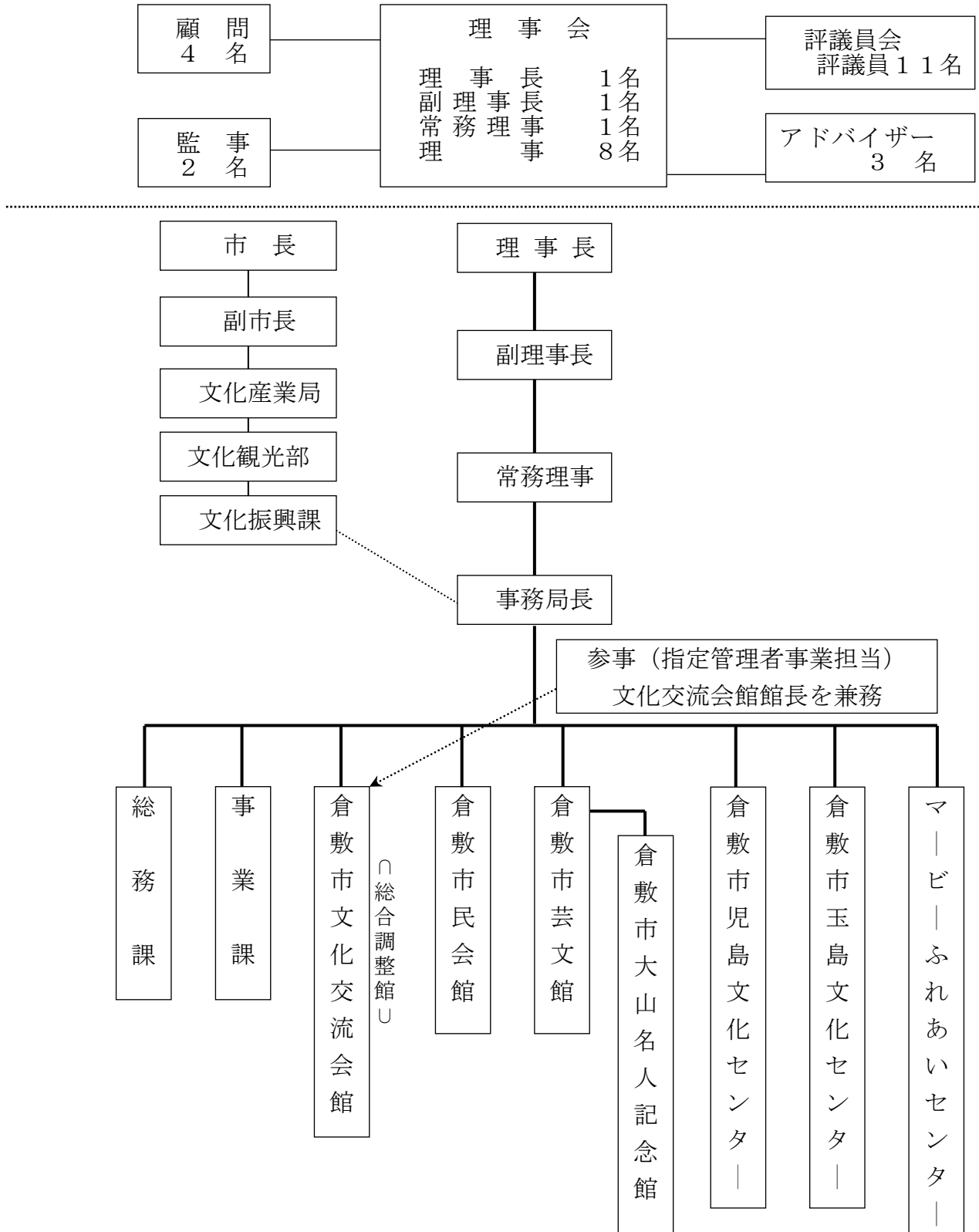
					3室
					アトリウム・ギャラリー
休館日	毎週水曜日（祝日の場合翌日他） 12月29日から1月3日				

本財団は、下記施設の指定管理者として、大山名人の遺品を展示し、広く市民に開放するとともに資料収集に務め、充実を図り、将棋の普及・啓発に務める。	
施設名称	倉敷市大山名人記念館
所在地	倉敷市中央1丁目18番1号
休館日	毎週水曜日（祝日の場合翌日他） 12月29日から1月3日

本財団は、下記施設の指定管理者として、文化交流の推進等を行い、市民文化の振興に資する。	
施設名称	倉敷市文化交流会館
所在地	倉敷市美和1丁目13番33号
構造	鉄筋コンクリート造 地上5階
規模	敷地面積 2,869.16㎡ 延床面積 2,103.42㎡
施設内訳	大練習室・中練習室各1室 小練習室 2室 会議室 3室
休館日	12月29日から1月3日 臨時休館日

③ 組織

財団法人倉敷市文化振興財団 組織図



(職員配置)

	事務局	総務課	事業課	交流会館	市民会館	芸文館	児島	玉島	マービラー	合計
財団職員	1	3	8	2	3	3	2	2	3	27
(内市退職者) 【内継続雇用】	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1) 【1】	(10) 【1】
非常勤嘱託員			1	2	2	3				8
臨時職員			1		1	3	2	2	3	12
合計	1	3	10	4	6	9	4	4	6	47

※ 参事は、交流会館館長としてカウント。

④ 財務

A. 貸借対照表（平成22年度）

		(単位：千円)	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金	1,403	未払金	94,226
預金	98,769	前受金	37,395
未収金	27,098	預り金	2,110
前払金	869	流動負債合計	133,731
有価証券	20,000	2 固定負債	
流動資産合計	148,139	退職給付引当金	60,365
2 固定資産		長期前受金	3,102
①基本財産		固定負債合計	63,467
基本財産・投資有価証券	330,000	負債の部合計	197,198
基本財産・定期預金	7,349	III 正味財産の部	
基本財産合計	337,349	1 正味財産	484,779
②特定資産		正味財産合計	484,779
退職給付引当資産	60,364	負債及び正味財産合計	681,977
減価償却引当資産	9,406		
指定管理者事業積立資産	126,357		
特定資産合計	196,127		
③その他の固定資産			
車両運搬具	139		
什器備品	223		
その他の固定資産合計	362		
固定資産合計	533,838		
資産の部合計	681,977		

土地・建物はすべて市の所有であり、有形固定資産の金額的重要性はない。固定資産のうち指定管理者事業積立資産の金額が多額であるが、指定管理者事業については、決算で赤字となった場合倉敷市からの補填が受けられないため、経営の安定のため、平成18年度及び平成19年度の指定管理者事業の剰余金を内部留保したものである。通常の現金預金とは区分して地方債と金融機関の定期預金で運用している。

また、未収金残高のうち、倉敷市からの指定管理料23,990千円がその8割を超えている。

B. 正味財産増減計算書（平成22年度）

		(単位：千円)	
科目	金額	科目	金額
一般正味財産増減の部		2 経常費用	
I 経常増減の部		① 事業費	
1 経常収益		報酬	385
① 基本財産運用益		給料手当	78,986
基本財産受取利息	2,017	賃金	19,281
② 事業収益		退職給付費用	3,961
事業収益	218,263	福利厚生費	13,484
受取指定管理料	291,950	旅費交通費	9,342
③ 受取補助金等		通信運搬費	4,689
受取倉敷市補助金	226,569	広告宣伝費	24,442
受取文化事業助成金	196	手数料	2,186
④ 雑収益		消耗什器備品費	300
受取利息	318	消耗品費	10,201
雑収益	895	修繕費	20,040
経常収益計	740,208	印刷製本費	4,506
		燃料費	258
		光熱水料費	96,848
		食糧費	448
		賃借料	5,535
		保険料	522
		諸謝金	4,524
		出演料	60,656
		賞金	677
		租税公課	6,593
		支払負担金	1,863
		委託費	275,773
		事業費合計	645,500

	科目	金額
	②管理費	
	報酬	4,979
	給料手当	58,071
	賃金	266
	退職給付費用	2,861
	福利厚生費	8,860
	会議費	12
	旅費交通費	25
	交際費	10
	通信運搬費	1,010
	手数料	341
	消耗品費	413
	食糧費	8
	賃借料	3,329
	租税公課	333
	支払負担金	73
	委託費	3,354
	管理費合計	83,945
	③減価償却費	
	車両運搬具減価償却費	103
	什器備品減価償却費	117
	減価償却費合計	220
	経常費用計	729,665
	当期経常増減額	10,543
	Ⅱ 経常外増減の部	
	①経常外収益	-
	②経常外費用	-
	当期経常外増減額	
	当期一般正味財産増減額	10,543
	一般正味財産期首残高	474,236
	一般正味財産期末残高	484,779
	指定正味財産期末残高	-
	正味財産期末残高	484,779

受取倉敷市補助金 226,569 千円は、倉敷市から交付される運営費補助金である。その補助対象経費は、文化事業費・管理費・指定管理業務に従事する職員分を除く退職給付引当資産取得支出から成る。本財団はこの補助対象事業と指定管理者事業を営んでいるため、明確な区分経理が求められており、文化事業で指定管理の対象となっている文化施設を利用した場合、収支決算書上、内部取引を経理処理している。他方、正味財産増減計算書上は相殺消去されており、平成 22 年度決算において相殺消去された内部取引は次のとおりである。

損益区分	大科目	中科目	金額(千円)
経常収益	事業収益	事業収益	17,754
経常費用	事業費	賃借料	17,526
経常費用	事業費	消耗品費	208
経常費用	管理費	賃借料	20

また、不動産・借入金の計上がないため、収支計算書における当期収支差額と上表の当期経常増減額は、長期前受金に係る収支差額 1,575 千円（収入 2,760 千円－振替支出 1,185 千円）だけ相違する。

C. 倉敷市からの補助金の推移（決算ベース）

	(単位：千円)				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
運営費他	296,576	276,525	190,680	225,270	226,569

平成 20 年度から運営費補助金の精算方法が変更となったため、同年度の金額が大きく減少している。この減少額には指定管理者事業の剰余金が大きく影響しており、詳細は④財務のEを参照されたい。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が 失われてはいないか	○			文化都市・倉敷の進展に寄与するこ とに終焉はない。	
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか			○	文化事業の企画・実施について、本 財団は、倉敷市文化振興基本計画に 沿った運営をしているが、個別の事 業自体は民間事業者でも可能であ り、また文化施設の管理・運営は、 文化事業以上に民間事業者が代替 しうる。自主事業の検討と実施が必 要である。	意見
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な 見直しは行われているか			○	文化事業において収支比率が100% を超えている個別事業は僅かで、支 出超過は倉敷市からの運営費補助 金で賄われている。	
	長期事業計画を作成しているか			○	財団独自のものはなく、倉敷市文化 振興基本計画に依っている。財団独 自の中・長期的目標ないし計画を策 定すべきである。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附 行為の要件を満たしているか	○			理事及び評議員について、寄附行為 で10人以上15人以内と定められて いるところ、各々11人が就任してい る。	
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			理事11名・監事2名・評議員11名・ 顧問4名・アドバイザー3名 役員は文化の専門学識経験者や地	

				元経済界からの選出が多い。	
	理事長は常勤か		○	理事長（くらしき作陽大学理事長）は非常勤であるが、常務理事が常勤であり、問題ない。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか		○	事務局に次の課、館が置かれている。総務課・事業課・倉敷市文化交流会館・倉敷市民会館・倉敷市芸文館・倉敷市児島文化センター・倉敷市玉島文化センター・マービーふれあいセンター	
	市職員（出向）ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。		○	市OB10名（プロパー職員2名が課長補佐に就いているものの、年齢的に若い職員が多いこともあって管理職不足である。したがって、6施設の館長、事務局長、総務課長、事業課長という管理職トップは全て市OB職員である。）	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○	文化施設に指定管理者制度が導入されてからは、職員の採用計画はない。指定管理者事業に従事する職員に公的資格の取得促進や待遇等の外部研修を行ってはいるが、人材育成の観点では不十分である。	意見
	能力給の導入は行われているか		○	初任給・管理職手当・退職手当の支給率は倉敷市の水準を下回るが、基本的には倉敷市職員に準じた取扱いをしている。	
財務	財務状況が毀損していないか		○		
	財務数値は適正か		○	自己資本比率 71.19%、流動比率 110.8%、経常収支比率 102.4%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか		○	本財団の事業目的たる文化事業及び指定管理者事業は、民間企業等では収益事業である。	
	市に対する財政依存は過度でないか		○	指定管理料収入 291,950 千円及び補助金収入 226,569 千円の合計 518,519 千円は事業活動収入 760,722 千円の 68.2%を倉敷市の財	意見

				政支出に依存している。指定管理者事業における施設利用料収入、文化事業における入場券販売収入等、自前収入の増収を図るべきである。また、協賛金収入、HPにおけるバナー広告などの広告収入等、新たな収入源も検討すべきである。	
	基本財産は適正に運用されているか	○		2年物利付国債及び中国銀行のスーパー定期預金で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	一部につき意見
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開規程あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか		○		
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス規程、マニュアル等を策定すべきである。	意見
	法務リスクの管理は適正か		○	⑤の契約を参照	意見
	情報システムのリスク管理は適正か		○	⑥の情報システムを参照	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	監事には公認会計士等の専門家が含まれていないが、顧問税理士による会計指導を受けている。 規模から判断して外部監査を導入すべきである。	意見
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○		事業報告書に、文化事業のチケット販売数・事業収支、指定管理者事業の施設別月別の利用件数等のデータを詳細に記載している。当該報告書はHPで公開している。	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○		文化事業についてはその都度アンケートを取っており、指定管理者事業については独自のモニタリング	

				を行っている。	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○			
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		文化事業については個別事業別に、指定管理者事業について各施設別に予算編成している。	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか		○	事業報告書記載の施設別月別利用実績から、施設によって各室の利用率に著しい差がある。過去3年間で毎年同じような傾向にあるため、原因分析と利用率向上等の検討が必要である。(下記のコメント参照)	意見
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか		○	平成18~20年度は文化施設指定管理者事業の1期目であり、当期収支差額の事業収入に対する割合が10%以上の多額の黒字を計上していたが、平成21年度からの2期目は、事業計画の見直しにより指定管理料が削減され、黒字幅は縮小している。 ④の財務のEを参照	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか			⑤の契約を参照	
	指定管理者の選定方法は適正か		○	非公募型である。本財団の文化施設に係る施設管理業務は民間でも実施可能であるため、公募にすべきである。	意見

施設利用の状況について

指定管理者事業において、平成20~22年度の施設毎の利用状況には、各室に大きなばらつきがある。過去3期の推移をみても継続して利用率が低迷している室については、施設の有効利用のため、利用率向上等の検討が必要と思われる(意見)。利用率が悪いのには何らかの原因があるわけであり、その原因説明が次のステップへの足掛かりとなる。

直近3期における、各施設の室別年間利用率及び年間利用件数は次のとおりである。

倉敷市文化交流会館		(単位：%又は件)				
	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数
大練習室	99.7	969	100	975	100	942
中練習室	99.4	947	99.7	974	100	970
第1小練習室	98.9	744	99.2	780	100	796
第2小練習室	86.2	483	96.9	543	93.2	520
第1会議室	78.6	391	80.9	419	83.5	457
第2会議室	87.2	411	82.4	388	81.3	406
第3会議室	79.1	349	76.4	332	81.8	357
合計		4,294		4,411		4,448

全体的に高い利用率を維持している。

倉敷市民会館		(単位：%又は件)				
	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数
ホール	83	97	73.5	46	80.5	152
大会議室兼展示室	67.1	68	68.7	55	63.2	123
1階展示室	93.6	101	81.7	60	71.2	146
第1会議室	83.4	121	77.5	86	84.2	239
第2会議室	90.4	138	76.7	85	88.1	276
第3会議室	45.2	46	48.3	35	45	96
第4会議室	70.1	94	72.5	75	76.8	223
第5会議室	87.3	138	80	88	84.8	272
第1和室会議室	52.2	70	51.7	51	57	138
第2和室会議室	41.4	50	50	47	46.7	99
練習室	64.3	100	83.3	111	82.1	239
合計		1,023		739		2,003

平成20年10月から大規模改修の為に休館し、平成21年11月よりリニューアルオープンしている。その休館中の利用件数がゼロであるとしても、第3会議室及び第2和室会議室は、利用日数を開館日数で除した年間利用率が50%を下回る傾向にある。

倉敷芸文館		(単位：%又は件)				
	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数
ホール	74.4	158	90.6	179	78.6	146
アイシアター	70.3	125	71.6	130	64.5	132
201会議室	61.4	168	66.2	187	61.4	197
202会議室	65.6	164	65.6	169	56.5	160
203会議室	76.5	195	77.8	187	56.9	143
301和室会議室	25	45	24.8	39	18	32
302和室会議室	34.4	65	33.8	63	26.1	59
303和室会議室	27.7	49	34.1	67	28.4	70
401和室会議室	60.8	143	57.3	142	47.4	127
第1練習室	88.8	359	90	347	77	284
第2練習室	93.2	413	94.4	426	81.4	303
合計		1,884		1,936		1,653

平成21年度のホールの利用率及び利用件数は、倉敷市民会館休館の影響もあって、好調だった。301から303の和室会議室は、年間利用率が35%をきっている。

倉敷市児島文化センター		(単位：%又は件)				
	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数
ホール	36.1	53	32.6	50	42.1	61
展示場	17	14	12.3	9	9.1	4
第1会議室	24.7	46	34.3	85	49	121
第2会議室	25.3	40	22	50	16.3	32
第3会議室	34.8	75	33.1	75	29.3	74
第4会議室	44.1	117	41.5	106	56.5	147
第5会議室	6.9	17	8	19	10	23
特別会議室	6.9	17	4.7	9	6	11
第1和室	19	76	14.3	34	18.9	40
第2和室	12.1	20	8	16	11.6	23
特別展示室	3	7	1.7	2	4.3	7
貸スタジオ	3	7	2.7	5	8.3	17
着付室	3.6	9	3	6	5.3	10
合計		498		466		570

全体的に利用状況は低迷しているが、特に、第5会議室、特別会議室、特別展示室、貸スタジオ、着付室は、利用率が10%以下である。

倉敷市玉島文化センター		(単位：%又は件)				
	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数
ホール	49.6	86	42.8	75	42.4	125
展示室	69.8	144	63.1	113	64.9	205
第1和室	50.3	150	51	137	82.6	319
第2和室	66.9	197	59.5	159	81.3	307
練習室	66.7	146	69.5	165	68.4	244
合計		723		649		1,200

ホールの利用率が50%未満である。

マービーふれあいセンター		(単位：%又は件)				
	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数	年間利 用率	年間利 用件数
竹ホール	55.9	151	37.5	86	39.3	91
さつきホール	51.8	137	68	208	68.1	189
展示室	47.2	86	52.6	121	50.3	102
リハーサル室	94.2	462	97.4	481	98.1	523
会議室	64.9	233	68	247	75.6	297
研修室	79.4	314	74.6	274	77.6	295
和室(吉備の室)	27.8	85	18.2	55	19.5	55
和室(真備の室)	39.9	125	39.4	126	40.9	121
和室(西安の室)	65.4	209	63.8	194	65.6	205
アトリウム・ ギャラリー	4.5	3	3.9	4	4.5	5
合計		1,805		1,796		1,883

和室(吉備の室)の利用率は30%未満であり、アトリウム・ギャラリーに至っては10%にも満たない。

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に財団法人セルフチェックリスト及び公益法人検査用チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果（はい・いいえ・非該当）のうち、いいえについてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	今後の対応	指摘事項・意見
売掛金・未収金	<p>与信限度額の設定</p> <p>a) 新規顧客に対しては、支払能力を調べているか？</p> <p>b) 新規顧客に対して、与信限度額を設定しているか？</p> <p>債権の保全</p> <p>貸倒損失に備えるため損害保険を付保しているか？</p> <p>売掛債権の実在性及び正確性のチェック</p> <p>年 1 回は残高確認書を送付して自社の記録の正確性を確かめているか？</p>	平成 22 年度未収金残高について、倉敷市からの指定管理料以外は 2 割未満である。チケット販売代金、施設利用料は原則、前払いである。過去に不良債権を償却した実績もない。	なし
買掛金・未払金	年度末又は期中に、年一度、残高証明書を手入して記録の正確性を確かめているか？	未払金は年度末のみ計上しており、特に今後の対応の予定はない。	(意見) 例えば大口の取引先に対して残高確認をすべきである。
買掛金・未払金	支払業務を定期的にローテーションしているか？	特に今後の対応の予定はないが、支払処理の事前承認と事後チェックで対応している。	(意見) 総務課内にローテーションするだけの職員数がないとしても、法人全体で配置転換を検討することも考えられる。
現金・預金	<p>両立しない業務の区分</p> <p>両立しない業務の区分とは、同一人がしてはならない業務内容で、それぞれ、分離し</p>	担当者 1 名に加え管理者によるチェックを行っている。	(意見) 監査の常識として言えることである

	<p>ているか？</p> <p>a) 銀行登録印の使用と帳簿記録</p> <p>b) 株式投資などの投資と、記録・確認業務</p>		<p>が、不正発生のリスクがあることを十分に認識の上、管理者が注意深くチェックする必要がある。</p>
経費管理	<p>交際費について</p> <p>交際費の使用限度額を個人別に定めているか？</p>	<p>過去5年内は、毎年度6万円の交際費予算を計上しているが、使用実績は数万円程度</p>	なし
税金管理	<p>税務申告書の作成者以外の知識のある人がチェックしているか？</p>	<p>顧問税理士に委任している。</p>	なし
資金運用	<p>資金運用について規定を設けているか？</p> <p>投資リスクを最小限とするため投資額に制限を設けているか？</p>	<p>特定資産については、自ずと上限がある。</p>	<p>(意見)</p> <p>流動資産のうちの運用資産にも、投資額に制限を設けるべきである。</p>
	<p>投資の収益率を毎月チェックしているか？</p> <p>市場性のある有価証券は時価を毎月記録しているか？</p>	<p>資金運用の内容は、金融機関の大口定期預金又はスーパー定期預金と有価証券である。有価証券は満期保有目的の債券であるため、償還までの時価等の変動の影響を受けない。</p>	なし
危機管理	<p>付保状況の報告を定期的に理事会に行っているか</p>	<p>事務専決規程に従って処理されている。</p>	なし
組織	<p>総会、理事会、評議員会等の開催の状況</p> <p>表決権の委任は適切に行われているか。事実上の白紙委任が常習化し実質的に責務を全うしていない者はいないか。また、白紙委任の常習化により常に一部の構成員で議事が決定されていることはないか。</p>	<p>外部監査人として「いいえ」の認識</p>	<p>指摘事項</p> <p>⑤契約参照</p>
	<p>総会、理事会、評議員会等の機能</p> <p>特別の利害関係を有する者が議決に参加していないか。</p>	<p>外部監査人として「いいえ」の認識</p>	<p>指摘事項及び意見</p> <p>(下記のコメント1.参照)</p>

管理運営 状況	役員報酬及び退職金の支払方法、金額の適切性 役員報酬及び退職金の支払方法について、報酬等の内容、支給方法などを記載した内部規則を置いているか。		意見（下記のコメント 2.参照）
------------	---	--	------------------

（コメント）

1. 利益相反取引について

平成 22 年度の文化事業として、音楽部門ではオペラ「椿姫」が実施されている。当該事業は、くらしき作陽大学と国立ミラノ・ヴェルディ音楽院の友好提携を記念して両校合同で制作、実施するもので、岡山国民文化祭協賛事業でもある。本財団は施設利用料 2,263 千円を負担したが、入場料収入の受け入れはなかった。

本財団の理事長は、くらしき作陽大学理事長でもあるため、当該事業については、会社法が規定する「競業及び利益相反取引」が参考になる。

会社法に次のような規定がある。

（競業及び利益相反取引の制限）

第 356 条 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 取締役が自己または第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。

三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

（意見）

本財団は会社ではないため、会社法の適用を受けるわけではない。くらしき作陽大学も営利企業ではない。しかしながら、当該事業は、22 年度事業計画書及び収支予算書の一部として一括して理事会の承認を受けるのみであるため、承認決議を取る際には、施設利用料負担額の概算など事業の概要について、より透明性のある説明をするのが望ましいと思われる。

（指摘事項）

平成 21 年 9 月 7 日付で同公演について倉敷市民会館への会場使用申請の起案書が作成され、予算設定済みである。したがって、施設利用料の概算額を提示することは可能である。議案「平成 22 年度事業計画及び収入支出の予算について」は満場一致で承

認されているが、当該事業について特別の利害関係を有する理事長がこの議案の議決に参加してはならない。

(意見)

また、当該事業については、本財団とくらしき作陽大学（国立ミラノ・ヴェルディ音楽院を含む）との間で、施設利用料を本財団が負担することになった経緯を示すものは何もない。公演の企画そのものに本財団の関与がなく施設利用料を負担することを両当事者で合意しているにしても、このような内容の事業については、そうすることの本財団の合理的理由又は有用性を明らかにするべく、文書化するのが望ましい。実務上は、事務局長決裁による会場使用料支払いに係る起案書と支出予算執行伺書の内部書類しか作成されていない。

2. 役員等の報酬及び退職手当

(意見)

本財団には、役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程がある。その規程によれば、理事長の報酬の額は年額 1,800 千円以内となっており、現状はその上限額が支給されている。

本財団の理事長は非常勤である。理事長の平成 22 年度中の出勤状況について照会したところ、理事会、評議員会への出席、倉敷音楽祭や倉敷藤花戦等の行事への出席及び文化交流会館での来館協議が 13 回、また、急ぎの決裁や行事等の事前説明のため、本財団の事務局が訪問しての協議が 11 回との回答を得た。現状の理事長の報酬の額が、その執務に対し適切であるかどうか、今一度確認されたい。

(意見)

また、倉敷市OB職員及び勤続期間が 6 月未満の者を除く常勤役員は、退職時における報酬月額を退職手当として支給を受けることになっている。平成 22 年度末現在で支給対象となる役員はいないが、役員の任期が 2 年で、重任する場合もありうる状況において、勤続期間が 6 月以上になれば一律に退職時報酬月額の退職手当を支給する規定について、その貢献度等を考慮した見直しの余地があると思われる。

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）

当該法人が管理している現物の資産について以下の表の通り、現物と管理台帳との照合を行った。切手については、運用面での指摘事項はあるものの全般的に管理は適切に行われていると考えられる。他方、現金については、④財務のDを参照されたい。

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金（事業課）	釣銭	現物	なし
	売上金	現物及び Gettii システム精算明細書 (入金明細)	同上
	受託チケット売上金	現物及び受託チケット売上票	同上
現金（総務課）	小口現金	現物及び現金出納帳	同上
	コピー・FAX使用料	現物及び現金出納簿	同上
現金（倉敷市文化交流会館）	釣銭	現物	同上
	施設利用料	現物及び現金出納簿	同上
預金	普通預金	通帳及び残高証明書	同上
有価証券	神奈川県公募公債	残高証明書	同上
基本財産・投資有価証券	利付国債	残高証明書	同上
基本財産・定期預金	スーパー定期預金	証書及び残高証明書	同上
退職給与引当資産	普通預金（決済用預金）	通帳及び残高証明書	同上
減価償却引当資産	スーパー定期預金	証書及び残高証明書	同上
指定管理者事業積立資産	宮城県公募公債及び大口定期預金、スーパー定期預金	証書及び残高証明書	同上
固定資産（10万円以上）	残存価額を償却中のものが殆どであり金額的重要性も小さいことから、実査省略	固定資産台帳	なし
備品（1万円以上10万円未満）	事務所に所在する備品のうちサンプルチェック（10件）	備品台帳	なし
切手及び収入印紙	事務所管理の切手及び収入印紙を全件チェック、倉敷市民会館の受払簿写しを閲覧	郵便切手等受払簿	なし

④ 財務

A. 法人全体の収支推移の分析

		(単位：千円)				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事業活動収入						
	基本財産運用収入	1,432	2,373	2,675	1,910	2,017
	会費収入	3,427	3,426			
	事業収入	705,287	654,084	528,687	460,423	527,967
	補助金等収入	297,230	276,761	193,435	225,480	226,766
	長期前受金収入	396	831	1,229	1,527	2,760
	雑収入	920	745	1,164	1,410	1,212
事業活動収入計		1,008,692	938,220	727,190	690,750	760,722
事業活動支出						
	事業費支出	797,594	732,518	627,211	606,134	660,813
	管理費支出	131,860	113,832	84,144	82,140	81,104
	長期前受金振替支出		396	278	1,782	1,185
事業活動支出計		929,454	846,746	711,633	690,056	743,102
事業活動収支差額		79,238	91,474	15,557	694	17,620
投資活動収入						
	基本財産取崩収入	337,349		337,349		337,349
	特定資産取崩収入				34,033	1,538
投資活動収入計		337,349		337,349	34,033	338,887
投資活動支出						
	基本財産取得支出	337,349		337,349		337,349
	特定資産取得支出	55,196	71,037	91,426	948	7,041
	固定資産取得支出	98				
投資活動支出計		392,643	71,037	428,775	948	344,390
投資活動収支差額		-55,294	-71,037	-91,426	33,085	-5,503
当期収支差額		23,944	20,437	-75,869	33,779	12,117

(コメント)

平成20年度から指定管理者事業の剰余金相当額を運営費補助金の返納額に充当することになったが、平成20年度の決算上、その剰余金相当額を指定管理者事業積立資産に繰り入れているため、収支差額が多額のマイナスとなっている。仮に当該積立資産への繰り入れがなかったとするならば、950千円の黒字の収支差額である。他方、指定管理者事業積立資産取崩収入34,033千円がなければ、平成21年度の当期収支差額は254千円の赤字である。両年度は、ほぼ収支トントンと言える。なお、倉敷市からの運営費補助金については、④財務のEを参照されたい。

会費収入については、年会費2,000円を支払った会員に対してチケット代金の10%割引サービスを提供していたもの(友の会運営事業)であり、平成19年度末をもって廃止している。

また、人件費(退職給付支出を除く)については、平成19年度で前年比95,648千

円減（事業費支出計上分 79,722 千円、管理費支出計上分 15,926 千円）、平成 20 年度で前年比 29,280 千円減（管理費支出計上分）となっている。これは主に、平成 18～19 年度にかけて倉敷市からの派遣職員の引揚げがあったためである。

B. 事業区分別の収支推移の分析（但し、平成 18、19 年度における友の会運営事業は文化事業に含む）

	(単位：千円)				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
文化事業					
I 事業活動収支の部					
事業活動収入					
①事業収入	90,364	102,497	53,637	44,253	46,985
②補助金等収入	153,407	150,384	150,748	162,353	146,030
③会費収入	3,427	3,426			
事業活動収入計	247,198	256,307	204,385	206,606	193,015
事業費支出	247,198	256,307	204,385	206,606	193,015
事業活動収支差額	0	0	0	0	0
指定管理者事業					
I 事業活動収支の部					
事業活動収入					
①事業収入	614,923	551,588	475,050	416,170	480,982
事業収入	174,373	179,499	148,417	139,992	189,032
指定管理料収入	440,550	372,089	326,632	276,178	291,950
②補助金等収入					
③長期前受金収入	396		1,229	1,528	2,760
事業活動収入計	615,319	551,588	476,279	417,698	483,742
事業費支出	550,396	476,212	422,826	399,528	467,798
事業活動収支差額	64,923	75,376	53,453	18,170	15,944

(コメント)

平成 18 年度から始まった指定管理者事業が、平成 20 年度末をもって期間満了となった。平成 21 年度より新たに指定を受けたものの、事業計画の見直しにより指定管理料が削減されている。また、文化事業については、平成 20 年度から事業収入が大幅に減少している。

C. 出納の監査結果

上記の通り、事業別に 2 経理区分があり、総勘定元帳は経理区分ごとに作成されている。収入については主に市からの指定管理料及び補助金、事業収入（施設利用料収入、入場券販売収入）、支出については主に人件費、広告宣伝費、出演料及び委託費である。以上を考慮して 22 年度の出納の監査に必要な手続きを実施し、その結果を一覧にしたのが以下の表である（ただし、③の現物照合は除く）。

さらに、上記の監査手続きの結果、指摘事項・意見の対象となった項目についても

一覧表を作成した。

但し、指定管理者制度については、平成 21 年度包括外部監査の対象となっているため、その手続を一部省略している。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・収支計算書・正味財産増減計算書・財務諸表に対する注記・財産目録の整合性検証と試算表との照合	問題なし	
22 年度末の資産・負債の科目別内訳の内容検討	①退職給付費用の経理区分の誤謬 ②未払税金の未計上	指摘事項
未収金及び未払金について、平成 23 年度 4 月以降の総勘定元帳を通査	22 年度末未収金が全て入金され、22 年度末未払金が全て支払われていることを確認	
現金（小口現金、釣銭準備金及び事業収入金）について、各施設の現金出納簿の写しを閲覧	現金（小口現金及び釣銭準備金を除く）を預金口座に預入れるまでの期間が著しく長いもの、預入金額が多額となっているものが見受けられた。	指摘事項
22 年度末の未払金（補助金返納分）について ① 補助金収入返納額計算書と照合、 ② 20～21 年度の補助金収入返納額計算書を閲覧	一旦、変更された精算方法が継続されていない。	意見
22 年度補助金収入について、交付申請書・交付決定通知書・実績報告書・確定通知書と照合	交付決定額（返納額）が多額である。	意見
施設利用料収入について、入金伝票・施設利用申請書・利用料計算書・請求書ないし領収書・収入何等と照合	サンプル 14 件のうち、利用料計算書において不適当な方法による訂正あり。	意見
入場券販売収入について、収入伺書・入金伝票・証憑書類等と照合	サンプル（3 件）でチェックした範囲では、領収書控（No.293 及び 413）に担当印がなかった。	意見
「第 66 回春の院展・倉敷展」（平成 23 年 6 月～7 月）について、 ① 領収書控と出券管理表の照合 ② 院展のチケットの残枚数の処理についてヒアリング ③ 出券管理表・チケット販売結果一覧表・収支決算書の照合	① 領収書控（No.216 及び 219）に担当印がなかった。 ② 院展終了後に売れ残ったチケットを廃棄しているが、現状、残枚数について院展担当者以外の検証はしていない。	意見

④ 収支決算書のうち最も高額な山陽新聞社との広告宣伝委託契約（210万円）について、支出予算執行伺書・起案書・契約書と照合		
入場券販売収入について、公演別入金状況表・3月入金分の各種明細と照合	問題なし	
手数料収入について、収入伺書、入金伝票、起案書等と照合	サンプル（1件）でチェックした範囲では問題なし	
雑収入のうち、倉敷市文化交流会館の入居者に請求している施設管理委託費負担金について、入金伝票・起案書・委託費負担金明細書と照合	サンプル（1件）でチェックした範囲では問題なし	
人件費（給与・諸手当）について、給料等一覧表・扶養控除等申告書・所属別人件費集計表及び関連する諸規程と照合	サンプル（5月分給料及び6月分期末手当等）でチェックした範囲では、民間会社では一般的でない特殊勤務手当の支給あり、見直すべきである	意見
旅費交通費について、起案書・出張命令書・旅費支給規程等と照合	問題なし（サンプルで4件）	
広告宣伝費について、起案書・請求書・見積書と照合	問題なし（サンプルで3件）	
委託費について、起案書・請求書・契約書・見積書と照合	問題なし（サンプルで10件）	
出演料について、起案書・請求書・契約書・見積書と照合	100万円超の報酬支払金額に対して、20%でなく10%の所得税を源泉徴収している。	指摘事項
修繕費・消耗品費について、請求書・見積書と照合	問題なし（サンプルで5件）	
その他の経費（印刷製本費・賞金・負担金等）について、起案書・証憑書類等と照合	サンプル（14件）でチェックした範囲内では、事務専決規程に準拠していない決裁あり	指摘事項

指摘事項・意見一覧

項目	内容	指摘事項・意見
退職給付費用	文化事業と指定管理者事業とに区分する金額の誤謬	（指摘事項） 本財団は、補助金交付対象事業及び指定管理者事業を営んでいるため、明確な区分経理が求められており、退職給付費用についても事業別に区分しなければならない。しかしながら、その計算の過程において使用した資料に誤りがあり、補助金交付対象事業分につき正しくは2,899,993円のところ、誤って2,860,947円としている。その差額は39,046円と少額である。退職給付費用相

		当額は毎年度退職給付引当資産として積立てられている（収支計算書上では退職給付引当資産取得支出として表示されている）が、その金額が運営費補助金の交付対象となっており、同額だけ運営費補助金が過少となっている。
未払税金	未払法人税等（71,000円）が貸借対照表に計上されていない。	（指摘事項） 現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。
現金（小口現金及び釣銭準備金を除く）	預金口座に預入れるまでの期間が著しく長いもの、預入金額が多額となっているものが見受けられた。	（指摘事項） D. 参照。
補助金収入及び未払金（返納分）	①一旦、変更された精算方法が継続されていない。 ②交付決定額（返納額）が多額である。	（意見） E. 参照
施設利用料収入	倉敷市民会館で作成された利用料計算書について、修正液による訂正が散見された。	（意見） 誰がどのように訂正したのか、責任の所在を明確にすべく、二重線を引いて担当者が押印すべきである。
入場券販売収入	領収書控（No. 293及び413）に担当印がなかった。	（意見） 先方に渡す領収書と法人の領収書控の双方に担当印を押印して、責任の所在を明確にすべきである。
入場券販売収入「第66回春	①領収書控（No. 216及び219）に担当印がなかった。	（意見） ① 同上 ② 担当者がチケットを流用していないことを確認するため、廃棄前に他の職員が確認すべきである。

<p>の 院 展・倉 敷 展」 (平成 23 年 6 月～7 月)</p>	<p>②院展終了後 に売れ残った チケットを廃 棄しているが、 現状、残枚数に ついて院展担 当者以外の検 証はしていな い。</p>																					
<p>人件費</p>	<p>特殊勤務手当 は、民間会社で は一般的な手 当ではない。</p>	<p>(意見) 本財団では、事業の性質上、各施設(倉敷市文化交流会館を除く)で勤務する職員の週休日が施設の休館日たる毎週水曜日と当該水曜日と合わせて1週間に2日又は4週間を通じ8日となるように、勤務シフトが組まれている。そのような変則勤務に従事する職員には、特殊勤務手当として勤務日数あたり40円/日が支給される。平成22年度における当該支給総額の実績は90千円で少額である。当該人件費は指定管理者事業経理区分において計上されており、補助金事業には直接関係しない。しかし、民間会社では週休日が土曜日及び日曜日でない業種も多く、現状の支給水準で職員の勤労意欲向上や人材採用にどれだけの効果があるのか不明であり、不要ではないか。</p>																				
<p>出演料</p>	<p>100万円超の報酬支払金額に対して、20%でなく10%の所得税を源泉徴収している。</p>	<p>(指摘事項) 所得税法の定めにより、芸能人(個人)の役務提供事業の報酬、料金については、その支払金額に対し10%の税額の源泉徴収義務が支払者にある。1回の支払金額が100万円を超える場合は、100万円超の部分の税率が20%となるが、100万円を超える支払金額であっても、一律10%の税額しか源泉徴収していない出演料があった。100万円を超える報酬の支払が発生したときには、100万円以内と100万円超に区分して源泉徴収事務を行わなければならない。</p>																				
<p>事務専 決規程 への準 拠性</p>	<p>事業費に係る 支出予算執行 伺書上の決裁 者と事務専決 規程に基づく 決裁責任者と が相違</p>	<p>(指摘事項) 本財団は、事務専決規程により、理事長に代って決裁することを認める専決事項とその決裁責任者を定めている。その決裁責任者が規程に準拠していない事案は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="469 1715 1449 2018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勘定科目</th> <th rowspan="2">相手先</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">決裁者</th> </tr> <tr> <th>支出予算 執行伺書</th> <th>事務専決 規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞金</td> <td>文学賞受賞者</td> <td>倉敷市民文学 賞賞金</td> <td>520</td> <td>課長・館 長</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>倉敷王将戦責任者</td> <td>大会選手選抜</td> <td>1,410</td> <td>事務局長</td> <td>常務理事</td> </tr> </tbody> </table>	勘定科目	相手先	摘要	金額	決裁者		支出予算 執行伺書	事務専決 規程	賞金	文学賞受賞者	倉敷市民文学 賞賞金	520	課長・館 長	事務局長	負担金	倉敷王将戦責任者	大会選手選抜	1,410	事務局長	常務理事
勘定科目	相手先	摘要					金額	決裁者														
			支出予算 執行伺書	事務専決 規程																		
賞金	文学賞受賞者	倉敷市民文学 賞賞金	520	課長・館 長	事務局長																	
負担金	倉敷王将戦責任者	大会選手選抜	1,410	事務局長	常務理事																	

				負担金			
		負担金	屋台出店業者	音楽祭中止に伴う負担金	240	課長・館長	事務局長
<p>業務マニュアルにおいて、支出予算執行伺書に先立つ起案書でより上位の理事長、副理事長、常務理事の決裁を受けている事項については、支出予算執行伺書の決裁は、課長・館長の決裁で足りることとなっている。しかし、上記の事項はそのような起案書決裁を受けていない。規程に従った決裁を受けることにより、事務の運営が図られなければならない。</p>							

D. 現金（小口現金及び釣銭準備金以外）の取扱い

本財団の各施設で取り扱う現金の内容は、小口現金（少額経費支払資金）、釣銭準備金及び入場券販売収入金、施設利用料収入金等の事業収入現金である。

現金回収の事業収入金は速やかに確実に預金口座に預け入れられるべきところであり、預け入れまでの手持現金残高が多額になればなるほど、盗難・紛失等の危険リスクが高まる。本財団では、現金の預金口座への預け入れは、各施設の正規職員1名が公用車で金融機関に出向いているとのことである。

各施設の現金出納帳の写しを閲覧したところ、現金を預金口座に預け入れるまでの期間が著しく長いものや、その預け入れ金額が多額となっているものが見受けられた。

施設名称	(単位：円)		
	現金収納期間	預け入れ日	預入金額
倉敷市玉島文化センター	平成22年4月9日～4月22日	平成22年4月23日	422,216
	平成22年5月10日～5月23日	平成22年5月24日	526,633
	平成22年7月1日～7月15日	平成22年7月16日	481,920
	平成22年9月6日～9月27日	平成22年9月28日	775,029
	平成22年10月1日～10月13日	平成22年10月14日	594,725
	平成22年12月9日～12月23日	平成22年12月24日	311,015
	平成23年1月4日～1月16日	平成23年1月17日	261,902
	平成23年2月1日～2月14日	平成23年2月15日	575,105
	平成23年2月15日～2月24日	平成23年2月25日	351,825
倉敷市児島文化センター	平成22年8月12日～8月23日	平成22年8月24日	192,050
倉敷市民会館	平成22年11月1日～11月11日	平成22年11月12日	434,165
	平成22年12月6日～12月13日	平成22年12月14日	724,150
マービーふれあいセンター	平成23年1月4日～1月13日	平成23年1月14日	585,060
	平成23年3月4日～3月15日	平成23年3月15日	344,994

上表には掲げていないが、倉敷市芸文館では日によって現金残高が1,000千円超となる場合もあった。

また、各施設とも年末年始（12月29日～翌年1月3日）が休館日となっているが、

倉敷市児島文化センターではその年末年始の休館日前に手持ち現金を預金口座に預け入れている一方で、倉敷市玉島文化センターでは、358,119 円の現金を施設内の金庫に保管したまま年越しをしている。

事務局総務課職員が、少なくとも1週間に1度は預け入れをするよう、各施設に注意を促しているとのことであるが、倉敷市玉島文化センターにあっては、多額の手許現金を保管することが常態化している。

預け入れまでの期間が長期化することと預け入れ金額が多額になりうる原因には、主に次の2つが考えられる。

1 施設によっては配置人員が少ないため、金融機関に出向く時間がなかなか作れない。

職員配置については、(1) 概要の③組織に記載しているので参照されたい。

各施設の正規職員のうち1名は館長である。正規職員の勤務時間はA番（午前8時30分から午後5時15分まで）とB番（午後1時15分から午後10時まで）に割り振られており、終日、全員が揃うわけではない。

2 倉敷市文化交流会館を除く各施設の休館日は毎週水曜日であり、金融機関の休業日とずれている。また、施設の利用は銀行休業日である週末に多くなる傾向があり、その場合には施設利用料収入金が多額に上る。

ホール等の施設利用料そのものは原則として前払いで受領しており、受領の方法は、実際の利用日以前に現金払い、現金書留、銀行振込のいずれかによる。他方、ホール舞台設備器具等の附属設備等利用料については、実際の利用状況が確定する当日の利用後に現金収納することになっている。事後精算である。

会計処理規程第19条第3項には次の通り規定されている。

収納した金銭は、日々金融機関に預け入れるものとする。ただし、会計責任者が特に認める場合は、この限りでない。

(意見)

収入金を当日又は当日以前に現金回収することには、貸倒れリスクがない優位性があるが、他方で盗難・紛失等のリスクにさらされていることを再認識すべきである。

前述したように、収入金の金融機関へ速やかな預け入れを妨げる原因はあるものの、各施設の館長が金銭の出納に注意を払うとともに、職員が適時に金融機関に出向けるよう、職員の業務管理を見直すべきである。

また、本財団では日常的に現金を取扱うことが多いため、現金取り扱いマニュアルを作成して、その管理を強化すべきである。

E. 運営費補助金

イ. 返納額について

当該運営費補助金は、倉敷市補助金交付規則に基づき、平成4年度から継続して交付されている。平成22年度運営費補助金の内訳別実績は次の通りである。

内訳項目	(単位：千円)		
	既交付額	確定額	返納額
事業費補助金	178,872	145,833	33,038
管理費補助金	82,243	77,875	4,368
特定資産取得支出補助金	3,126	2,861	265
予備費補助金	1,000		1,000
計	265,241	226,569	38,671

交付申請額ないし交付決定額は、本財団の各年度の収支予算書に基づいており、予算上、予備費が計上されていれば、予備費を含めたところで補助金額が交付決定されている。総務課職員の話によれば、補助金の交付が始まって以来、継続してこのような交付事務が行われており、過去において、予備費が使用された実績もあると言う。

上表を見ると、交付金額に対して返納額の割合が14.6%である。運営費補助金、特に事業費補助金部分の返納額が多額となった主な原因は、平成23年3月11日発生東日本大震災の影響により、第25回倉敷音楽祭のうちのフェスティバルイベント（3月19日～21日開催予定）を中止したことに伴う予算未執行である。倉敷音楽祭の総事業費63,000千円のうちキャンセル可能部分約20,000千円が結果として支出削減になった模様である。

ここで、参考までに倉敷音楽祭の概要を説明する。

倉敷音楽祭は、昭和62年三市合併新市発足20周年記念事業として実施された継続事業である。第23回より地域間文化交流をコンセプトに、市民団体が主役の音楽祭を目指し実施している。第23回は沖縄県、第24回は北東北との文化交流を実施し、第25回は富山の越中おわら節、越中五箇山民謡と新潟の越後ごぜ唄を特集する予定であった。出演・協力予定の市民団体に対する出演料・出演に係る謝礼については概ね、キャンセル料は不要となったが、出演・協力のために既に移動や物品の手配が行われていたものについては、旅費・運送費相当額の負担が発生した。その他の費用についても、キャンセルに伴う補償料や仕入れ済み商品の買取補償、中止に伴い新たな経費の負担を要するものがあった。

第25回倉敷音楽祭事業のみに着目すると、運営費補助金既交付額が57,500千円のところ、確定額は41,691千円となり、差引15,809千円の返納額が生じることとなった。

平成22年度の東日本大震災の影響を考慮しつつ、平成21年及び20年度の実績が同様の傾向にあるかどうかを確認したところ、次のとおりである。

内訳項目	(単位：千円)		
	既交付額	確定額	返納額
事業費補助金	185,525	162,144	23,381
管理費補助金	91,929	78,820	13,109
特定資産取得支出補助金	314	295	19
予備費補助金	1,000		1,000
指定管理事業剰余金（管理費補助金返納額加算）		-15,989	15,989
平成21年度計	278,768	225,270	53,498
事業費補助金	178,911	147,993	30,918
管理費補助金	84,757	80,305	4,452
予備費補助金	1,000		1,000
指定管理事業剰余金（管理費補助金返納額加算）		-51,833	51,833
平成20年度計	264,668	176,465	88,203

※平成 20 年度までは、運営費補助金とは別途に特定資産取得支出補助金が交付されており、平成 20 年度におけるその金額は、14,215 千円である。

運営費補助金について交付申請及び実績報告をするに当たり、費用からの控除項目（収入）として、従来より、文化事業の事業収入、文化事業助成金収入、基本財産運用収入及び雑収入を対象としている。他方、本来の制度趣旨からすれば指定管理者事業の剰余金を返納する義務はないのであるが、上表では控除項目となっている。

指定管理者事業については、3 か年契約の 2 年目たる平成 19 年度まで、その剰余金相当額を内部留保してきた。その後、運営費補助金の精算方法を変更する旨、倉敷市から通知があり、指定管理者業務を含めた財団全体の収支により精算することとなった。但し、指定管理者業務に赤字が生じた場合でも補助金での補填はしない。このため本財団は、平成 20 年度から指定管理者事業剰余金相当額を倉敷市への運営費補助金返納額に充当し、内部留保は行わないこととした。

事務局管理費は、文化事業と指定管理者事業の双方に関わる本財団の維持管理費でありながら、全額補助金で賄われている。合理的な基準をもって一定の金額を指定管理者事業に配賦したならば対象とならないであろう部分まで補助金が交付されている。また、総務課課長補佐と倉敷市文化交流会館館長補佐を兼務している職員の人件費を全額管理費扱いとしていることも、補助金の過大交付となっている可能性がある。その観点からすれば、指定管理者事業の剰余金相当額を全額運営費補助金の返納額に充当することは、若干「やり過ぎ」感はあるものの、方向性は相違しないと考える。

したがって、平成 20～21 年度は指定管理者事業剰余金相当額だけ、運営費補助金の返納額が増加している。平成 20 年度よりも平成 21 年度の指定管理者事業剰余金相当額の返納額が減少しているのは、平成 21 年度が 2 期目の指定管理者事業の初年度であり、指定管理料が削減されたことによるところが大きい。

ロ. 変更後の精算方法の継続性について
(意見)

平成 20 年度以降、指定管理者事業剰余金相当額を運営費補助金の返納額に充当するというのであれば、平成 22 年度についても同様の処理が行われるはずであるが、実際にはそうになっていない。平成 23 年度に実施予定の倉敷市民会館の冷温水発生器の修繕費用約 35,000 千円に充当するために内部留保したという。

倉敷市民会館指定管理者仕様書によると、100 万円を超える修繕は原則として市で実施することになっている。倉敷市民会館の冷温水発生器 3 台のうち、完全に壊れてしまって運転停止中のものが 1 台で、老朽化した残りの 2 台も含め 3 台全ての更新を本財団は倉敷市へ要望していたが、平成 23 年度は故障した 1 台のみの修繕を倉敷市の予算内で実施する方針が示された。しかしながら、本財団としては、1 台のみの更新では残る 2 台が何時故障するかわからず、指定管理者業務に不安が残るだけでなく、故障の際には利用者にも迷惑をかけることとなる。そこで、修繕予算の不足額については本財団の内部留保を取り崩して、3 台全ての更新を実施することになった。

平成 20 年度より一旦、指定管理者業務を含めた財団全体の収支により運営費補助金を精算することとなったにもかかわらず、平成 22 年度については指定管理者事業剰余金相当額を冷温水発生器の修繕準備資金として引当て、運営費補助金の返納額に充当しない旨、倉敷市との間で何ら文書が作成されていない。透明性、明瞭性、継続性の観点からも公式な手続きを経た文書が作成されるべきである。

また、平成 22 年度で指定管理者事業剰余金を返納しても、当該修繕資金として指定管理者事業積立資産を充てれば問題ないと考える。

ハ. その他の意見

a. 返納額が多額となる要因について
(意見)

指定管理者事業剰余金相当額は、運営費補助金交付額を決定する際には考慮されず、確定額を計算する際に初めて管理費補助金相当額に充当されるという運用になっている。これは、他の控除すべき収入とは統一性に欠ける取扱いである。従来からの控除すべき収入項目と同様に、交付申請の時点で管理費補助金から指定管理者事業剰余金相当額を控除することも検討すべきである。

また、文化事業という性質上、交付申請額（事業予算）を削減した場合、文化事業が縮小サイクルに陥る可能性がある。運営費補助金の算定上、控除することとなる入場券販売収入等も蓋を開けてみなければ分からないといった不確実な要素を含んでおり、必ずしも正確な予算がたてられない部分である。公演中止や変更に伴う予算未執行など、返納額が多額となることについてやむを得ない面もあるが、他方で、補助金依存体質が入場券販売促進の妨げになっているとも考えられる。実態が、本財団の運転資金を融資している格好となっているため、運営費補助金返納額の推移を注視して

いく必要がある。

b. 予備費を補助対象経費とすることについて
(意見)

予備費まで補助対象経費に含めるのは、過去 5 期の返納実績を見ても過大交付と考
える。

F. その他

イ 納品書の保管について (意見)

各種物品を購入するなど納入の際には、納品書を徴求するよう改善すべきである。
(理由)

各種物品提供契約については、契約自体には特に問題はないと思われたが、物品の
納入について、納品書がないものが大半であった。担当者の説明によると、納品書は
必須書類としておらず、業者から納品書が提出されれば受け取り、支出予算執行伺書
にも綴るとのことであるが、それ以外は業者からの請求書で代用しているとのこと
である。恐らくは、倉敷市役所の取扱いと同列としているものと思われるが、近時、行
政庁での不正経理の問題が度々指摘されている中、物品納入の検収の重要性は高まっ
ているところである。当財団においても積極的に、納品書を徴求し、検収を徹底する
よう、努められたい。

ロ 芸文館の現金管理について (意見)

芸文館の現金等の保管状況について、切手の管理を改善すべきである。

(理由)

- 1 現金の保管状況については、当館でチケットを買う人、当館の使用料を支払う
人などが訪れることから、手持ち金庫内に、つり銭用として各金種で合計 5 万円
を揃えている。そして、これに前述の使用料収入などを加えた金額が、現金出納
簿により管理されており、毎週火曜、金曜の 2 回、5 万円を超えた部分が銀行に
預け入れられている。
- 2 その保管状況には問題はないが、できれば、金種表 (〇円札が何枚、〇円硬貨
が何枚、といった、金種ごとに整理された表) を作成し、管理することが望まし
い。
- 3 また、切手等については、郵便切手受払簿により管理され、また切手の現物は
切手用ストックブックに保管されており、分かりやすく、評価できるところであ
る。ただ 1 点、なぜか郵便切手受払簿の記載よりも、50 円切手が 1 枚多く、帳

簿と現物にずれが生じていた。この1枚多い50円切手には「予備」と書かれた付箋が帖せられており、過去の何らかの事情でこのような扱いとなっていることが推察されたところであった。わずか50円切手1枚であり、しかも帳簿よりも増えているのではあるが、帳簿と現物は整合すべきであるので、あえて意見とした。

⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）

当法人に関し、各種契約関係について契約書・仕様書等を精査したところ、以下の諸点について指摘事項ないし意見があるので申し述べることとする。

【指摘事項1】

理事会、評議員会においては、理事、監事、評議員がそれぞれ現に出席するよう、改善されたい。

(理由)

- 1 平成22年度に開催された当財団の理事会、評議員会の理事、監事、及び評議員の出席状況については、下表のとおりである。

(理事会)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
第1回※書面決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2回	△	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○
第3回	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
第4回※書面決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第5回	○	○	○	△	○	△	○	△	○	△	△
書面決議を除いた 理事会の出席率	1/3	1/3	3/3	1/3	3/3	0/3	3/3	1/3	3/3	0/3	2/3

(評議員会)

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
第1回	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△
第2回	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△
第3回	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○
評議員会の出席率	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	2/3	2/3	1/3	2/3	0/3	1/3

○ 出席 × 欠席 △ 委任状

- 2(1)このように、理事会においては、現に開催された全3回の会議（他の2回は書面決議であった）に、すべて現に出席した理事は、全11名中4名にすぎない。

そして、その4名のうち3名は、理事会のいわゆる三役（理事長、副理事長、常務理事）というのだから、一般の理事で毎回現に出席したのは1名しかいない。中には、1度も現に出席していない理事が2名もいるのである（この2名はいずれも委任状による出席はしているが…）。また、全3回のうち、1回は、委任状出席の理事が、現に出席した理事よりも多くなってしまっている場合すらあるのである（第3回理事会）。

(2)また、評議員会においても、全3回の会議のうち、そのすべてに現に出席したのは、全11名中5名にすぎず、1度も現に出席していない評議員が、やはり1名いるのである（やはりこの場合も、委任状による出席はしている）。

(3)このように、理事会、評議員会では、特定の者は出席するが、特定の者が欠席するという傾向が顕著と言わざるをえない。

このように、特定の者の現の出席率が低い理由として、当該理事等が遠隔地に居住している、多忙である、といった理由があるようである。また、委任状の提出によって出席と見なされ、定足数も充足されることから、委任状さえ提出していればよい、との傾向があることも否めないところであろう。

しかし、理事会は、財団法人倉敷市文化振興財団にとって、言わば最高意思決定機関であり、最も重要な組織であって、その運営等について十分な議論がなされることが不可欠である。そして、そのためには、各理事が現に出席し、互いに意見を出し合う中で議論を深めていくことが大前提であることは言うまでもない。

また、評議員会は、財団法人倉敷市文化振興財団において、理事会の意思決定を監視し、牽制するという役割を担っており、やはり各評議員が現に出席して互いに意見を出し合う中で議論を深めることが、大前提となっているのである。

理事会、評議員会いずれにおいても、委任状による出席は、まさに万々やむをえぬ場合の措置と考えるべきところである。

したがって、理事会、評議員会において、上記のとおり現の出席率が低いという事態は由々しきことと言わざるをえない。

3 また、監事は、議決権こそないが、寄附行為上、理事の業務執行を監視、監督し、場合によっては理事会、評議員会に報告し、さらには、理事会、評議員会を独自に招集することのできる権限さえも与えられている。とすれば、監事は、まず第一に、理事会の動向を把握する必要があると言うべきであって、何よりも現に理事会に出席するのが、その職務遂行の、やはり大前提と言うほかないところである。

ところが、監事も、上記のとおり現に開催された全3回の理事会のうち、2名とも出席していない回さえあるのである。また、2回の書面決議では、その案内さえなされていないと言うのである。これでは、監事の職責を果たすことはできないし、果たしていないと言われても致し方のないところであろう。当財団の寄附行為上は、監事は2名選任とされている（1名ないし2名、ではない）ことか

らすれば、むしろ原則2名が出席すべきところであり、また、書面決議においても、その内容を理事と同様に知らせられる必要があるのである。

また、前述のとおりの評議員会の役割を考えれば、評議員会にも、監事は積極的に現に出席すべきである。

- 4 以上の点については、現在準備中と言う、財団法人の公益認定申請の中で、当然改善の対象となっているとのことであり、今回の監査では言わずもがなではあろう。

しかし、こうした状況の中で、一部理事の独走、専断が許されてしまった事例が過去にも（もちろん他の団体のことであるが）散見されることに鑑みると、やはり指摘せざるをえないところである。事務方においては、なるべく早期に理事会、評議員会の日程を調整し、各理事、監事、評議員に通知するなど、現の出席ができるよう、なお一層の工夫も求められるところである。

しかし、それ以上に、理事、監事、評議員には、その職業、立場、経歴などから然るべき見識を備えた人物が望ましいのであるが、それだけではなく、距離的、時間的にも、現の出席が十分に可能で、かつ出席に十分な意欲を持った人物を選任するよう努めるべきである。

【意見1】

理事会、評議員会の議事録の記載につき、以下の点を改められたい。

- ① 監事の出席・欠席を明記すること。
- ② 理事、監事、評議員の交替に際しては、新理事らがどの理事らの後任なのか、またその新理事らの任期について明記されたい。

(理由)

- ① 既に指摘したとおり、監事は理事会や評議員会に積極的に出席すべきであるところ、現在の理事会、評議員会の議事録には、監事が出席した時には明記されているが、欠席したときには明記されていない。これは、そもそも監事は出席しなくてもよいとの意識の表れであろうが、前述のとおり、監事も理事会、評議員会に積極的に出席すべきであることからすれば、当然その出欠は議事録に明記すべきである。
- ② また、理事、監事、評議員の交替は、各議事録上記載されてはいるものの、どの理事等が退任し、また新理事等はどの理事等の後任か、また任期はいつからいつまでかが、議事録上は分からない（もちろん、理事会等に提出された資料を見れば分かるのだが…）。理事等の、理事会等への出席を確保し、確認するためにも、また、さらにその後任を選任するとき等の便宜のためにも、こうした基本的な情報は、議事録中に明記しておくといふと考える次第である。

【指摘事項 2】

倉敷市文化施設舞台業務委託契約について、委託料支払時の規定を整合性のあるものに改善されたい。

(理由)

(1)この契約では、当該年度における文化施設における舞台装置の設営等の業務を行うことが委託されており、その全体について料金が設定されている。ただし、支払は第2条1項により月ごとの分割払いとされている。

この月ごとの分割払いは、仮に年度途中で委託先が倒産するなどの事態が起こりうることを考えれば、リスクを最小限にするという意味で評価できるところである。

(2)しかし、一方、支払についての契約書の他の条項を見ると、契約書第9条では、委託者による点検業務の報告書の提出がなされることとされ、また、第2条2項、3項では「各回の保守点検終了後」「(当財団が)適正と認めた時は」「(委託者は)請負代金を請求できる」、そして、この請求から「30日以内に…支払う」とされている。これは、業務内容のチェックをした上で支払を行うというものであって、委託先の業務を継続的に監視、監督する意味で、これまた大いに評価できるところである。

(3)しかし、この方法は、前項の月ごとの分割支払いとは整合しない。

すなわち、「各回」とは、業務内容からして各文化施設で開催されるイベントごとのことと理解されるところであるが、このイベントが月ごとに区分できるわけではあるまい。(当然、月に2、3回のイベントがあることもあれば、月をまたいでイベントもあるであろう。)

前述のとおり、委託先が万一倒産してしまったときのリスクの最小化を考えれば、月払いなどの分割払いとするのが適切であるが、契約条項に従うと、月ごとの支払ではなく、イベントの状況に応じて、随時支払うことになってしまうのである。仮に、それでも月ごとの支払をするということになれば、月ごとの支払は、委託業務のチェックとはかかわりなく、単に月末だから払う、という形になってしまう。

また、一方で、仕様書を見ると、いくつかのイベントをまとめて報告するようになっている。そして、本件の業務内容は1年間を通してのものであり、業務完了日報は「業務完了時には」提出するように定められている。このようなことからすると、極端に言えば、1年間の終わりにその1年間の報告を1回にまとめて出してもよい、とも解釈できるところである。とすると、支払は年1回ということも有り得てしまう。

(4)以上のとおりであって、契約条項について、あくまで分割支払は維持しつつ、上記の問題点、矛盾点を解消し、整合性のあるものとし、月ごとなどの分割払い

を維持しつつ、その支払の前には業務のチェックがしっかりできるよう条項の整理を求めるものである。

【指摘事項3】

倉敷市文化施設舞台業務委託契約について、契約が解除された場合の契約代金の精算については、日割によるものと明記するよう改善されたい。

(理由)

- (1)同契約第5条では、不可抗力による契約の終了に関する条項を設け、その際は、契約代金は日割により精算する、と規定されている。これは、当然のことといえるところである。
- (2)一方、第7条では、本契約の解除事由が列挙されているところ、これら事由によって解除となった場合においては、精算は日割とするのか否かは全く記載されていない。万一、このような事態が生じれば、当然、不可抗力の場合と同じく、日割により精算とされるものとは思われるが、それならば、きちんと契約書上明記すべきである。不可抗力の場合には明記されているだけに、解除の場合はどう精算するのか、(あえて反対解釈的に考えると)かえって疑問を持たざるをえないところであり、早急に訂正をされたいところである。

【指摘事項4】

芸文館敷地内清掃業務請負契約につき、起案書の公印使用日と契約書の日付は一致するよう改善されたい。

(理由)

当該契約書は、平成22年4月1日付の契約となっているが、起案書によると、その公印使用日は、平成22年4月20日付となっている。公印使用日を明記するのは、公印をいつ使用したかを記録に残すことで、公印の不正使用を防止するなどの意義があるからであって、公印の押された契約書の日付と起案書の公印使用日とは一致していなければならない。

なお、この点は平成19年11月に実施された倉敷市の監査委員による監査で、公演契約等に関して指摘されていたところであった。

あらためて指摘するので、改善に努められたい。

【指摘事項5】

「第25回 倉敷音楽祭」に係る会場運營業務委託につき、「検収日、完了確認日」欄に担当者の署名・押印がなされるよう、改善されたい。

(理由)

本件契約は、第25回倉敷音楽祭の会場運営業務委託契約であるところ、同音楽祭については、平成23年3月11日に起きた東日本大震災の影響でそれ以降の行事が中止のやむなきに至った。当財団は、この中止を受け、その後処理に対応し、補償料や諸経費の負担について、平成23年3月24日には、方針決定をした。その結果、本契約については、一旦取消した上で、補償料として当初契約全額と同額を委託先に支払うこととなったのであり、そのこと自体はやむをえないところと思われる。ただし、支出したにもかかわらず、「検収日、完了確認日」欄に担当者の署名・押印がなされていなかった。未曾有の大災害を受けて、各方面と様々に対応するには、大きな支障、困難が伴ったことと推察されるところであるが、注意されたいところである。

【指摘事項6】

公演契約につき、契約書書式を統一したものとするとともに、契約内容を詳細なものとされたい。

(理由)

- 1 当財団は、当然に、各種音楽、演劇等の公演を主催しており、その際には、その出演者ら（多くは、その所属するプロダクション会社）と公演契約を締結している。
- 2 その契約書を検討するに、まず、その書式が2パターンあるのである。いずれも後述のとおり、1枚だけの契約書であり、内容も大差はない。
そして、何故に2パターンが混在するかについては、各契約締結を担当した担当者のパソコン内に保有していた書式によるのではないかと、ということであって、特に理由はないようである。
- 3 しかし、契約書が後のトラブル防止等のためにも重要であることは言うまでもない。また、後に内容をチェックするに際して、書式が異なると、ほぼ同様の内容とは言え、書式が場当たりの区々となるのは決して好ましいことではない。後述の指摘に従って、さらに詳しい契約書書式に改善されるのであれば、これを機に統一的な書式を各担当者が共有するように改善されたい。

【指摘事項7】

公演契約は、いずれも簡略にすぎるものであり、公演内容の詳細のほか、契約当事者いずれか一方の都合による、又は不可抗力による、キャンセル、延期、変更の場合の処理方法などを定めた具体的かつ詳細ものとされたい。

(理由)

- 1 公演契約の契約書は、添付のとおり、ページ数にしてわずか1枚のごく簡略なものである。前述のとおり、契約書書式には2パターンあるが、この点はいずれも同様である。

もちろん、実施日時や出演者及び出演料等は記されているが、例えば公演演目が不明確なものも多い。集客の観点から言えば、出演者は誰なのか（主役の人だけでなく、脇役、共演者も）ということとともに、演目が何なのかも大きなポイントである。これは、多くの公演のポスター、チラシでも、出演者とともに演目も大きく記載されることから明らかである。もちろん、契約当初の段階では、これらの点がまだ煮詰められていないということも当然ありうるが、それならば当初の契約書中に、後日に追加契約を交わすことを明記すべきであろう。特に、ポスター、チラシに印刷する場合には、出演者の詳細、演目などを確定する必要があるのは当然である。

- 2 また、当事者いずれか一方の都合による、あるいは不可抗力による変更、延期、キャンセルの場合の、キャンセル料、損害賠償、あるいは実費負担については、詳しく規定すべきである。現行の契約書でも、こうした点について全く触れていないわけではないが、いかにも不十分である。

現に、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災により、第25回倉敷音楽祭はやむなく中止となり、その後処理に迫られたのであったが、その処理においては、理事会により、契約内容、演目、出演者の状況及び当時における各種手配の進捗状況など実情に合わせ、キャンセル料だけを支払うもの、出演料を補償するもの、材料費など実費を負担するものなど、柔軟に対応がなされていた。その後処理自体は、未曾有の大災害という事態を踏まえ、互助の精神も加えつつ適切になされたものであって、むしろ評価に値するところである。

しかし、惜しむらくは、契約書中にこうした事態が想定されていなかったという点であろう。

- 4 今回の件を教訓に、また、今回の後処理、解決の仕方をよい参考、先例として、今後においては契約書中に、万一の場合の処理方法の指針が規定されるよう、望むものである。

【指摘事項8】

公演契約において、暴力団排除条項を規定するとともに、契約の相手方に対し、暴力団でないことの誓約を求めるよう、改善されたい。

(理由)

- 1 当財団がこれまで使用してきている契約書書式は、前述のとおり、ごく簡略なものであり、もちろん暴力団排除条項などは規定されていない。

しかし、近時の潮流からすれば、当然、暴力団排除条項を規定すべきである。

暴力団排除条項とは、契約書中に、仮に契約の相手方が暴力団の関連団体であるなどの場合は、契約が解除されるなどの条項のことである。近時、暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除しようとの気運は高まっており、本年度までに、全国の都道府県でも、暴力団排除条例が制定されたところである。もちろん、岡山県でも、平成23年4月1日付で「岡山県暴力団排除条例」が制定されている。

そして、この県条例の第17条には、

「事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであつて、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

と規定されており、行政のみならず、各事業者にも、契約を締結する場合には、契約の相手方に対して暴力団でないことを誓約させる、契約書中に暴力団排除条項を規定する、等が求められているのである。

また、この県条例にも定められているとおり、契約の相手方から、暴力団関係者でないことの誓約書を徴求することも重要である。

2 これまで、とかく興行というものの裏には、暴力団をはじめとする反社会的勢力の存在があると指摘されて来た。しかし、現在では、こうした存在は必要悪でも何でもなく、徹底して排除されるべき存在であると考えられている。このことは、先般の島田紳助電撃引退事件で一層注目され、また一般にも認識が深められたところであった。

特に、当財団は、財団法人として、市民に良質な文化を提供することを目的とするものであり、また現在公益財団法人化を目指していることからすれば、こうした暴力団排除の姿勢を、一般私企業等よりも、なお一層明確に打ち出す必要がある。

3 こうした観点から、前述のように詳細化した契約書書式を作成し直すのであれば、その機に必ず、暴力団排除条項を規定し、また契約の相手方に暴力団でないことを誓約する書面を徴求すべきである。

⑥ 情報システム

A. 監査の対象としたシステムの概要

今回の監査の対象としたシステムは、外郭団体が使用している以下のシステムである。以下に対象としたシステムの概要を記載する。

NO	1	2
システム名	財務会計システム (満喜/HUMANRISE-Uni公益法人会計)	給与計算システム (満喜/HUMANRISE-Uni公益法人会計)
システム管理部署	総務課	総務課
システム機能概要	<ul style="list-style-type: none"> ・伺書入力機能 ・伝票入力機能 ・元帳、補助簿作成機能 ・予算管理機能 ・決算書類作成機能 ・振込依頼書作成機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員管理機能 ・給与計算機能 ・賞与計算機能 ・差額計算機能 ・振込依頼書作成機能 ・社会保険計算機能 ・労働保険計算機能 ・報酬管理機能 ・年次処理機能 (年末調整・支払調書)
OS、ハードウェア、DBMS	WIN SVR STD 2008 Express5800 Interbase SMP2009	WINDOWS SEVEN PRO MK25E/A-B Interbase SMP2009
導入年	平成20年4月	平成14年9月
更新予定	平成23年7月	平成23年7月更新
外注状況	<ul style="list-style-type: none"> ・機器リース:NTTファイナンス ・機器保守:日本事務機 ・ソフト保守:満喜 	ソフト保守:アイアットOEC
保守料	機器保守:94,952円/月 ソフト保守:686,700円/年	ソフト保守:157,500円/年
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	無し	無し
情報システムの中期計画	無し	無し
契約書	契約書あり。	契約書あり。

NO	3
システム名	チケット管理システム (ASPサービス)
システム管理部署	事務課
システム機能概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予約販売機能 ・インターネット販売機能 ・取引先管理機能 ・会員管理機能 ・コンビニ発券、支払機能 ・クレジット決済機能
OS、ハードウェア、DBMS	WINDOWS SEVEN PRO MK25E/A-B
導入年	平成20年4月
更新予定	随時更新
外注状況	リンクステーション
保守料	無し
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	無し
情報システムの中 期計画	無し
契約書	契約書あり。

B. 監査結果

イ 情報システムの運用ルールについて

(情報システムの運用ルールについての意見)

法人として、情報システムを業務に支障がないように円滑に維持運用していくことが重要である。そのためには、重要なデータやプログラムに関するバックアップに関するルールやバックアップしたデータのリストアに関するルール、更に障害発生時の対応方法等に関するルールが定められているかどうか、また、定められている場合の当該ルールの妥当かどうか、準拠しているかどうかについては重要な事項である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(情報システムの運用ルールについての現状)

今回の対象案件では、バックアップの対象とするデータやプログラム等の範囲やバックアップの頻度、バックアップ媒体の管理方法、バックアップが適切に行われたかどうかを確認する方法やその確認時の証跡の保存方法等のデータのバックアップに関するルール、また、バックアップしたデータをリストアする場合のルール、障害発生時の対応手順等の障害対応に関するルール等を組織として定められていない。また、実際の運用としては、バックアップのツールを導入して自動でバックアップを実施している等の運用は行われていた。

なお、「操作説明書」が満喜株式会社より提供されており、その中に「その他の基本操作」として「データのバックアップ」及び「データの復元」についての記載があり、バックアップとリストアの操作手順書は、整備されている。

ロ アクセス権管理について

(アクセス権管理についての意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、必要な情報を必要な担当者のみ限定してアクセス出来るようにすることが重要である。そのためには、ユーザーIDを個人別に付与するとともに、一定以上の複雑さのあるパスワードを使用し、システムにログインする仕組みでアクセス制限し、さらに、当該パスワードを、定期的に変更をすることが重要である。

また、現在、使用許可を与えているユーザーが、妥当かどうかを定期的にチェックするために、ユーザー一覧を作成して、管理していくことは重要である。

なお、一定以上の複雑さのあるパスワードとは、たとえば、英数大文字小文字が混在し、7ケタ以上のパスワードのことをいう。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(アクセス権管理についての現状)

財務会計システムについては、パスワードポリシー等のルールが作成されておらず、定期的に変更されているわけではない。また、ユーザーID＝パスワードという設定にされており、本人のなりすましにより重要な情報が漏洩するリスクがある。

ハ サーバーの物理的な管理について

(サーバーの物理的な管理についての意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、物理的にも適切なアクセス管理を行うことが重要である。たとえば、サーバー等は、可能であれば専用のサーバールーム内で管理する、もし、専用のサーバールームを設置出来ない、ということであれば、サーバーをラック内で施錠管理する等の管理が重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(サーバーの物理的な管理についての現状)

法人で使用されているサーバーについては、専用のサーバールーム等で管理されているわけではなく、また、ラック内で管理されているが、施錠管理されているわけではない。なお、平成23年12月1日からラックを施錠管理するよう運用を改めている。

ニ 業者選定について

(業者選定についての意見)

システムを導入する外部委託業者を適切に選定することは、投資効果の観点から、また、システムを円滑に維持運用していく上でも重要である。そのためには、業者選定時の基準を適切に設定し、運用していくことは重要である。更に、外部委託業者が、再委託先を使用することの可否や、再委託先を使用することを認める場合の承認ルールや品質及びセキュリティを確保する上での管理ルールを定めて、運用していくことは、重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(業者選定についての現状)

システムを導入する外部委託業者を選定するにあたり、見積依頼、あるいは、提案依頼する最低限必要な業者数が定められていない。また、入手された見積あるいは、提案の内容を適切に比較選定する上で、最低限必要な見積の項目等が定められているわけではない。更に、外部委託業者が、再委託先を使用してよいかどうか、また、再委託先を使用する場合の、事前の承認ルール等も定められているわけではない。

ホ ソフトウェア資産の適切な管理について

(ソフトウェア資産の適切な管理についての意見)

購入されたソフトウェアが、契約に従い、適切に使用されているかどうかを管理す

ることは、重要である。そのためには、ソフトウェアライセンスの購入記録の維持更新、インストール媒体の適切な管理、インストール作業を実施出来る管理者の限定、PC やサーバー等へインストールされているソフトウェアの適切な管理等についてルールを定めて、適切に運用していくことが重要である。

また、そのためには、ソフトウェア資産の購入記録に関する台帳、PC やサーバー等のハードウェア資産台帳、ソフトウェア資産台帳、インストール媒体の管理台帳等に関連づけて適切に管理していくことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(ソフトウェア資産の適切な管理についての現状)

ソフトウェア資産を適切に管理するために必要となる各種の台帳が関連づけて整備されているわけではなく、また、管理するためのルールが整備されていない。

へ ソフトウェアの保守点検について

(ソフトウェアの保守点検について)

ソフトウェアを円滑に継続して使用していくためには、適時、適切な保守を受けることは重要である。また、点検を受けた場合には、作業報告書を入手して、契約通りに点検を受けたかどうか検証を行うことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(ソフトウェアの保守点検についての現状)

契約通りに保守点検を受け、保守点検の結果作業報告書を入手し、検証を実施し、当該作業報告書に押印されている。

ト チケット管理システムのセキュリティについて

(チケット管理システムのセキュリティについての意見)

チケット管理システムについては、ASP のサービスを利用している。チケット管理システムでは、個人情報扱っており、当該 ASP サービスのセキュリティ対策が十分かどうか調査することは重要である。特にシステム選定時の調査項目として、セキュリティに関する対策内容やその遵守状況等を含めることは重要である。

また、当該委託業者と契約を締結する場合、その契約内容に、当該委託業者に対する監査権を含めて、場合により当法人が、当該委託業者にセキュリティに関する調査を行え得るように措置しておくことは重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(チケット管理システムのセキュリティについての現状)

当該システムに関するセキュリティ対策として、どのような対策を実施しているか

は入手している。たとえば、物理的なアクセス制限についての概要、電子的なアクセス制限についての概要、認証システムについて、ウイルス対策について、セキュリティパッチの適用状況、プライバシーマークの取得の有無等についての情報は、入手している。

しかし、当初当該システムを選定するにあたり、当該システムに関するセキュリティ対策について調査をされた証跡はない。また、調査をルール化しているわけではない。また、そもそも業者選定時の選定項目としてセキュリティ対策の実施状況等について定められていたわけではない。

更に、システム利用開始後、セキュリティ対策に関して調査が実施されていない。

チ INTERBASE の契約について

(INTERBASE の契約についての意見)

会計システム等のアプリケーションシステムでは、DBMS が使用されている場合がある。当該 DBMS について、使用許諾権等が明確でない状況で使用されている場合、場合によりライセンスの不正使用等が問題になるケースも想定される。そのため、使用許諾権等を契約等の文書で明確にした上で、使用することが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(INTERBASE の契約についての現状)

満喜株式会社の財務会計システムでは、データベースとして INTERBASE を使用している。しかし、当該データベースのライセンスの使用等については、満喜株式会社との間の契約では、明確にされていない。また、INTERBASE の開発販売元との間でも特に契約等の文書が取り交わされていない。

なお、満喜株式会社と「ヒューマンライズ公益法人会計システム」の保守契約を締結しているが、その中でサーバー1台、本部クライアント3台及び支部クライアント5台の構成が明記されており、この構成は、導入時より変更はない。但し、契約内容は、あくまで会計システムに係る契約であり、INTERBASE に係る記載はない。

⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

倉敷市は平成22年3月に「倉敷市文化振興基本計画」を策定している。本計画は、平成23年度を初年度とする第6次総合計画（平成23年度～平成32年度）と整合性を図るとともに、文化芸術に関わる分野の指針となるもので、平成22年度から平成31年度までの10か年計画である。当該計画で示された「今後の取り組み」の中で、本財団は文化振興課と同様に所管課とされている。また、「倉敷市文化振興財団の役割」のくだりでは、本市の文化芸術施策の実施機関として中心的役割を担っていること、これまで文化芸術の分野で培ってきた知識と経験を活かし、行政活動を補完する組織であると紹介されている。

A. 有効性の検証：継続事業について来場者数又は参加者数により判定

文化事業における各事業は、原則として毎年度見直されるため、個別数値の推移を分析することが難しい。その中で数少ない継続事業が倉敷市からの受託事業であり、その概要と過去3年度の入場者数又は参加者数は次のとおりである。

事業名称	概要	来場者数又は参加者数（人）		
		20年度	21年度	22年度
倉敷音楽祭	昭和62年三市合併新市発足20周年記念事業として実施された継続事業	24,972	29,371	5,504
「春の院展・倉敷展」	倉敷市の中核市への移行と財団設立10周年を記念して開始	7,038	7,807	6,461
倉敷市民文学賞	三市合併新市発足30周年事業として創設された制度	応募者数 481人	応募者数 579人	応募者数 572人
倉敷市中学生将棋大会・ 倉敷市小学生将棋大会		14校52人 34校231人	16校67人 30校222人	14校54人 32校284人
全国小学生倉敷王将戦	「小学生倉敷王将」を競う大会	47都道府県 128人	47都道府県 128人	47都道府県 127人
倉敷藤花戦	日本将棋連盟公認女流対局戦。新倉敷藤花位を決定する。	800	800	1,100

※継続事業ではないが、平成22年度はこの他に、「くらしきジュニア和太鼓フェスティバル」と「道浦母都子文学講演会」を実施している。

これらの事業については倉敷市から受託収入があるわけではなく、運営費補助金の中で事業費用が賄われる。倉敷音楽祭及び「春の院展・倉敷展」以外の事業はその料金が無料であり、一定の予算枠があるものの、結果として倉敷市の100%財政支出に依っている。

平成22年度の倉敷音楽祭は前述したとおり、東日本大震災の影響によりフェスティバルイベントを中止したため、その観客数は例年に比べて少ない。将棋部門3事業は観戦無料であるが、観戦者数のデータはない。上表の数値を見る限り、倉敷藤花戦を除いて、来場者数または参加者数の顕著な増加は認められない。

B. 経済性・効率性の検証：継続事業に係る倉敷市の補助金額÷来場者数等により判定

上記の事業について倉敷市が交付した補助金収入を来場者数等で除することにより、来場者等1人当たり補助金額を算定し、その経済性・効率性を検証する。以下の表は、過去3年度分の当該数値の推移である。

事業名称	1人当たり補助金額（円）		
	20年度	21年度	22年度
倉敷音楽祭	2,310	1,991	7,575
「春の院展・倉敷展」	83	27	157
倉敷市民文学賞	6,114	4,895	5,045
倉敷市中学生将棋大会・ 倉敷市小学生将棋大会	3,697	3,395	4,511
全国小学生倉敷王将戦	63,618	60,539	64,852
倉敷藤花戦	28,755	28,039	21,259

観戦者数のデータもなく、報道機関に取り上げられる等の効果を測定することは難しいが、上表では、「全国小学生倉敷王将戦」及び「倉敷藤花戦」の金額が突出していることが分かる。この1人当たり補助金額も倉敷藤花戦を除いて、減少しているとは言えない。

C. 経済性・効率性の検証：各部門別の収支比率（収入÷事業費用）により判定

各部門における収支比率により、文化事業の経済性・効率性を検証する。以下の表は、過去3年度分の事業数・事業費用・収入・収支比率の推移である。

各部門の個別事業を見ても、収支比率が100%を超えている事業は、各年度1～2件のみである。

部門	平成20年度				平成21年度				平成22年度			
	事業数	事業費用	収入	収支比率	事業数	事業費用	収入	収支比率	事業数	事業費用	収入	収支比率
音楽	11	101,876	32,043	31.5	9	92,265	16,424	17.8	14	90,762	23,088	25.4
演劇・舞踊	11	29,206	16,252	55.6	9	40,991	20,372	49.7	11	27,340	17,882	65.4
美術・環境芸術・ 文学・映像等	9	13,917	6,041	43.4	7	15,762	7,048	44.7	4	11,240	5,127	45.7
将棋	6	33,597	808	2.4	4	31,394	109	0.3	4	32,695	0	0

上表のうちには、前述した倉敷市からの受託事業も含まれる。平成21年度は倉敷市民会館の休館の影響もあると思われるが、過去3年度分では特にはっきりとした改善傾向は見られない。しかも、将棋部門の収支比率はゼロに等しい。

（意見）

給与水準、退職手当の支給率は倉敷市のそれよりも低く設定されており、また、広告代理店を通さずしてイベントの業務委託をするなど、効率的な運営を心がけている

が、収入を伸ばすことにも尽力すべきである。入場券の料金を設定する際には採算を意識し、その後は費用対効果の面から入場券の販売促進活動を積極的に行い、広告料収入や協賛金収入など新たな収入源の開拓に努め、組織の活性化を図るべきである。

また、事業の性質上、補助金の効果を測定することは難しいが、会場（設定）座席数に対する入場券販売数の割合、無料観戦者数等の情報を集計分析し、市民のニーズに合致した事業実施を心がけ、費用対効果の改善に努めるべきである。

⑧ 過去の包括外部監査における指摘事項

A. 委託契約について

平成 21 年度包括外部監査報告書において、外郭団体が締結した委託契約について意見を述べているが、本財団もその対象となっている。

本財団に関して意見を述べた委託契約は次のとおりである。

項目	倉敷市文化施設舞台業務	倉敷市芸文館設備管理業務
契約方法	随意契約	随意契約
随意契約となった理由	舞台・音響・照明の全ての業務が遂行できる県内唯一の業者	設備を熟知しており他の業者に替わった場合、運営に支障をきたす
委託先	㈱ステージ岡山	クラレテクノ(株)
委託理由	経費削減と専門職によるサービス向上	経費削減及び職員負担の軽減
当該委託先との契約開始年度	平成 5 年度	平成 5 年度
外部監査人の意見	当委託先との契約は、文化施設を倉敷市が直営管理していた時期から継続しているが、委託料の適正価格と安全運用の両側面から、1社独占による業務遂行には問題がある。また、同社が舞台・音響・照明の全ての業務を遂行できる県内唯一の業者というのは、同社に対する過大評価と思われ、県内には同社より規模の大きな企業は存在している。したがって、随意契約の根拠が希薄な上、1社独占の弊害を排除するためにも、競争入札を実施すべきである。当財団で契約金額の削減を含め舞台業務委託の改革検討を行っているとのことであるが、競争入札の実施を選択肢の一つとして加えるべきである。	当財団の理由のみでは、随意契約の根拠が乏しい。競争入札へ移行すべきである。なお、当財団は倉敷市の他施設の動向を見守りながら競争入札への移行を含め検討中とのこと。

(意見)

上記の意見を踏まえ、平成 22 年度の委託費の内容を確認した。本財団は、平成 21 年 1 月 26 日に定めた要領に従い、入札指名等委員会を設置し、同委員会にて契約方法の決定、指名競争入札参加者の指名又は随意契約業者の選定等を掌理することとした。しかし、それは形式的手続きの変更のみで、配置人員

の見直しも含め、契約を一括にまとめることにより委託費の10%削減はあったものの、倉敷市文化施設舞台業務及び倉敷市芸文館設備管理業務とも、同一の業者に対して同一の理由で、随意契約を締結していた。

競争入札へ移行することにより更に委託費を削減することができれば、倉敷市の財政的負担も軽減されるため、改めて随意契約の見直しを要望する。

B. 非公募による指定管理者制度について

(意見)

同一年度の包括外部監査で、倉敷市文化施設6館に係る指定管理者の選定は公募によるべき旨、意見を述べている。指定管理者の選定を公募によるか非公募によるかは倉敷市が決定することであるが、本財団は将来の公募に備えて、指定管理者事業における事業費の効率性の向上と文化事業の更なる自主自立への推進により、既存の指定管理者事業剰余金に依存しない財務基盤の確立と指定管理業務の安定した実績を残す必要があると考える。

⑨ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項

平成19年11月において実施された監査委員監査における指摘事項は、以下のとおりである。

調査事項	指摘事項	措置（概略）	外部監査人の検証
付 に つ い て 文 化 交 流 会 館 利 用 料 等 の 納	文化交流会館利用料等の金融機関への納付に期間を要しているものが見受けられたため、会計処理規程に基づき、速やかに納付されたい。	指定管理者制度（利用料金制）移行後も移行前と同様に一定期間分の収入金をまとめて金融機関に預け入れていた。会計処理規程に基づき、収入金を速やかに金融機関に預け入れるよう運用を改めた。	指定管理者制度とは関係なく、施設によっては、収入金の金融機関への預入事務が遅滞している。
契 約 事 務 に つ い て	委託契約書に契約保証金の免除規定が記載されていないものがあった。	今後は、倉敷市財務規則を準用し、免除の理由及び根拠を明確にする。	その当時は、契約事務について倉敷市財務規則を準用することになっていた。平成22年4月に会計処理規程を改定し、現在は、特段、契約保証金の定めはない。
	契約期間が明確に記載され	指摘を受けた後、直ちに修	任意に抽出した随意契約書

	<p>ていないまま契約が締結されているものがあった。</p>	<p>正。今後は、契約内容を精査し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>3件については、明確に契約期間が記載されていた。</p>
	<p>1 社見積による随意契約であるにもかかわらずその理由が明記されていないものがあった。</p>	<p>今後は、随意契約による場合には、起案書にその理由を記載し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>任意に抽出した随意契約 3件のうち、1件に随意契約による理由の記載漏れがあったが、前述した入札指名等委員会の指名業者調書には記載されていた。</p>

3. 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- ② 事業及び施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理
・3E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・ 127
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）・・・・ 133
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- ⑤ 契約（市との委託契約・業者との業務委託契約）・・・・・・ 141
- ⑥ 情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
- ⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）・・・・・・・・・・・・ 156
- ⑧ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・・・ 159
- ⑨ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項・・・・ 161

(1) 概要

① 法人概要

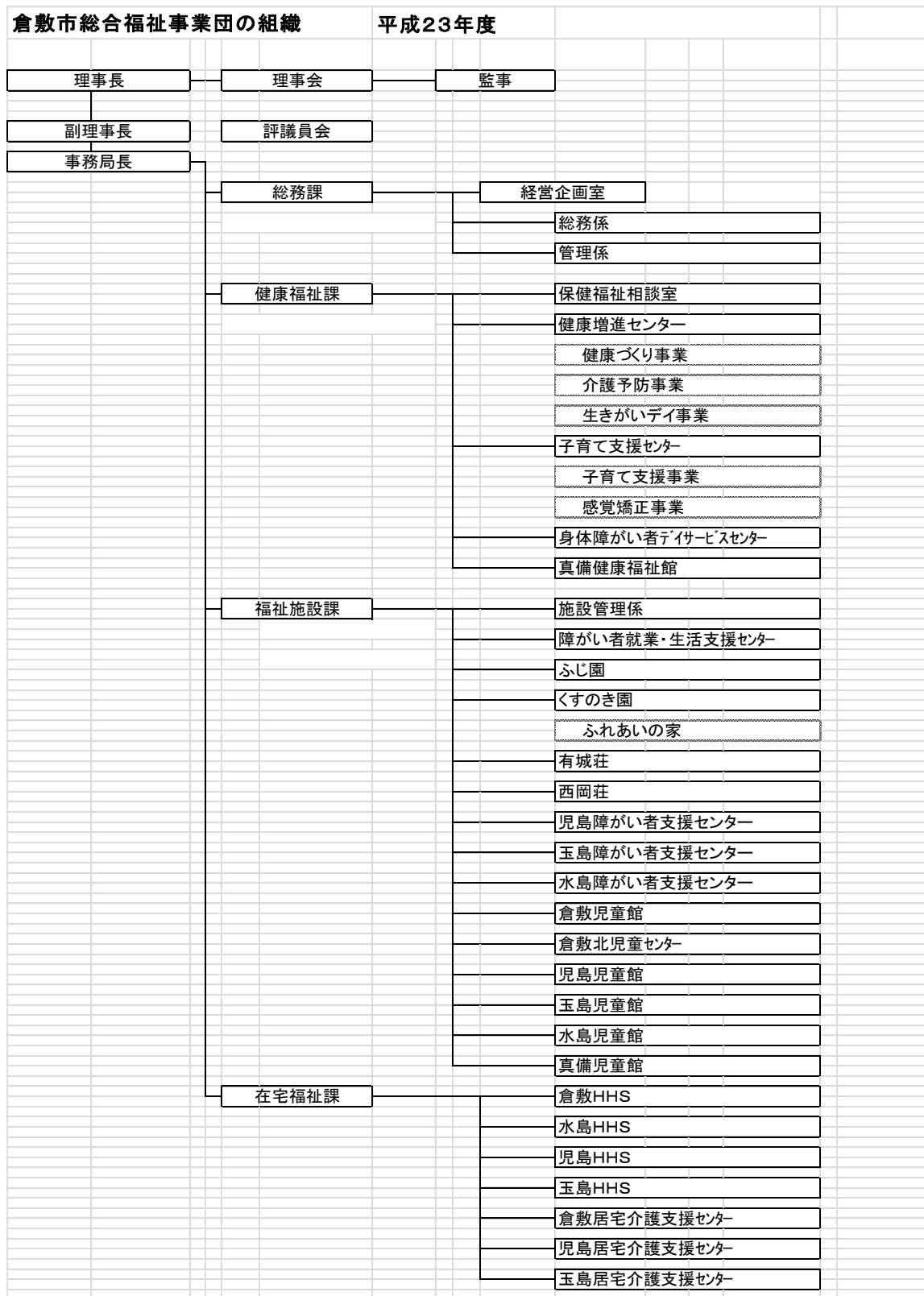
所在地	岡山県倉敷市笹沖 180 番地	設立年月日	昭和 47 年 3 月 27 日
代表者	山磨 祥二	従業員数	184 名
出資金額	300 万円	出資者	倉敷市 100%
設立目的	倉敷市と一体になり社会福祉に関する事業を適切かつ能率的に経営し、市民の福祉の向上及び増進に寄与すること		
経営理念	保健や福祉のサービスを通じて、暮らしやすい地域社会の創造に貢献するとともに、すべての人が安心・充実した生活が送れるよう支援すること		
主な事業内容	第 1 種社会福祉事業	し体不自由児通園施設倉敷市くすのき園の指定管理経営	
	第 2 種社会福祉事業	ア児童館倉敷市倉敷児童館の指定管理経営 イ児童館倉敷市倉敷北児童センターの指定管理経営 ウ児童館倉敷市児島児童館の指定管理経営 エ児童館倉敷市玉島児童館の指定管理経営 オ児童館倉敷市水島児童館の指定管理経営 カ児童館倉敷市真備児童館の指定管理経営 キ老人福祉センター倉敷市西岡荘の指定管理経営 ク老人福祉センター倉敷市有城荘の指定管理経営 ケ地域活動支援センター倉敷市児島障がい者支援センターの指定管理経営 コ地域活動支援センター倉敷市玉島障がい者支援センターの指定管理経営 サ地域活動支援センター倉敷市水島障がい者支援センターの指定管理経営 シ地域活動支援センター倉敷市身体障がい者デイサービスセンターの指定管理経営 ス障害福祉サービス事業倉敷市ふじ園（自立訓練，就労移行支援）の指定管理経営 セ児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（重症心身障害児（者）通園事業）の受託（ふれあいの家） ソ障害福祉サービス居宅介護等事業 タ老人居宅介護等事業	
	社会福祉法第 26 条の規定により行う事	アくらしき健康福祉プラザ（事業）の受託 イくらしき健康福祉プラザの指定管理経営 ウ倉敷市真備健康福祉館の指定管理経営	

	業	エ障害者就業・生活支援センターの受託 オ障害者日中一時支援事業の受託（くすのき園） カ老人憩の家の指定管理経営 キ難病患者等ホームヘルプサービス事業の受託 ク居宅介護支援事業
会計単位及び 経理区分	一般会計	ア本部経理区分 イ倉敷市くすのき園経理区分 ウ倉敷市児童館経理区分 エ倉敷市老人福祉センター経理区分 オ倉敷市身体障がい者デイサービスセンター経理区分 カ居宅介護等事業経理区分（居宅介護支援事業を含む） キ倉敷市障がい者支援センター経理区分
	特別会計（公益事業）	アくらしき健康福祉プラザ経理区分 イくらしき健康福祉プラザ共同事業体（JV）経理区分 ウ倉敷市真備健康福祉館経理区分（平成23年度より） エ倉敷市障がい者就業・生活支援センター経理区分 オ倉敷市老人憩の家経理区分
	授産会計	ア倉敷市ふじ園経理区分（平成23年度より就労支援会計に移行）
規程	運営規程	定款・役員等報酬及び費用弁償規程・組織及び事務分掌規則・決裁規程・経理規程等
	就業規程	職種別の就業規則・退職手当に関する規程・育児休業等に関する規程・旅費規程等
	施設運営規程	施設別・地域別の運営規程（ふじ園・くすのき園・ホームヘルプステーション・居宅介護支援センター等）
課題（人材育成計画より）	経営に必要な資金の確保と適正管理	①民間事業者の参入や指定管理者制度の中での事業展開や施設運営の中・長期の目標設定 ②「経営」という考えの下での経営基盤の充実・強化
	新規事業や自主事業の実施	①更なる専門性の研鑽に取り組むとともに、蓄積された高度な専門性やノウハウを活かして社会情勢等の変化に伴う新たな役割についても事業化を目指す
	人材の確保と育成	①正規職員枠の定数化と計画的な採用 ②経験を積み利用者から信頼を得た有能な嘱託職員等の採用と処遇改善

② 事業及び施設

担当課	事業	契約形態	受託年月日 (S:昭和・H: 平成)	主な所在地	会計単位	事業種別①	種別②	事業内容	対象者	利用者数 (2年度)	職員数	兼務	臨時・ 嘱託
総務課				くらしき健康福祉プラザ	本部						8	3	2
総務課(経営企画室)				くらしき健康福祉プラザ	本部			①人材育成計画 ②職員アンケート ③職員研修 ④委員会の開催			2	2	0
健康福祉課				くらしき健康福祉プラザ	本部						2	0	0
福祉施設課				くらしき健康福祉プラザ	本部						2	0	0
在宅福祉課				くらしき健康福祉プラザ	本部						2	0	1
総務課	貸館事業	指定管理 (公募)	H13.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ共同事業体(IV)	公益事業				163,937			
健康福祉課	保健福祉相談事業	業務委託	H15.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ	公益事業		保健福祉相談事業(手話通訳者による聴覚障がい者支援)		3,542	0	1	2
健康福祉課	福祉機器展示事業	業務委託	H15.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ	公益事業		①常設展示+特別展(年2回) ②情報提供		7,104			
健康福祉課	健康づくり事業	業務委託	H13.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ	公益事業		食事・運動・休養指導(お出かけ運動教室、出前健康教室)	18歳以上の市民又は市内に勤務する人	29,911	6	0	5
健康福祉課	介護予防事業	業務委託	H13.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ	公益事業		①転倒予防教室 ②介護予防啓発 ③出前健康教室 ④認知症予防 ⑤介護予防リーダー養成	65歳以上の要介護認定を受けていない、高齢者	20,653	2	1	7
健康福祉課	生きがい対応型デイサービス事業	業務委託	H13.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ	公益事業		健康体操講座(恵の家・プラザ)	おおむね60歳以上の独り暮らし高齢者等	4,119			
健康福祉課	子育て支援事業	業務委託	H13.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ	公益事業		①子育て親子の交流 ②子育ての相談と援助 ③育児支援 ④地域支援		35,893	2	0	2
健康福祉課	感覚矯正事業	業務委託	H13.4.1	くらしき健康福祉プラザ	プラザ	公益事業		①視能訓練 ②言語聴覚訓練	主に3歳児健診	5,070	2	0	3
健康福祉課	身体障がい者デイサービスセンター	業務委託	H13.4.1	保健所	身障デイ	第2種社会福祉事業	身体障がい者デイサービスセンター	①デイサービス(機能訓練・入浴等) ②各種文化講座(パソコン・囲碁等) ③スポーツ体験教室・講座 ④パソコン自習室	18歳以上の身体障がい者	8,170	3	0	8
健康福祉課	真備健康福祉館	指定管理 (公募)	H23.4.1			公益事業							
福祉施設課	恵の家(29施設)⇒水島地区は別法人が受託	指定管理 (公募)	S54.4.1		老人憩の家	公益事業		施設の維持管理業務等を通じて地域の老人クラブ等を側面的に援助、指導	地域の高齢者や住民	255,516			
福祉施設課	施設管理(福祉会館含む)	指定管理 (非公募)	S47.4.1		倉敷市総合福祉会館	公益事業					2	1	1
福祉施設課	障がい者就業・生活支援センター	業務委託	H16.7.1		くらしき健康福祉プラザ	障がい者就業・生活支援センター		①相談・情報の提供 ②就労支援に関する情報の収集・研修、連絡会議等		11,348	2	0	7
福祉施設課	ふじ園	指定管理 (非公募)	S47.4.1		倉敷市総合福祉会館	ふじ園(授産施設会計)	知的障がい者授産施設	①授産事業(園芸・縫製・焼き菓子) ②職場体験実習 ③職場定着支援	雇用されることが困難な知的障がい者	5,272	4	0	4
福祉施設課	くすのき園	指定管理 (非公募)	S47.4.1		倉敷市総合福祉会館	くすのき園	第1種社会福祉事業	①診察(小児科医・整形外科医)・看護 ②訓練(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士) ③保育 ④保護者への相談支援・情報提供等	就学前の上・下肢又は大脳に機能障害のある児童(保護者同伴)	3,162	4	0	7
福祉施設課	ふれあいの家	業務委託			倉敷市総合福祉会館	ふじ園(授産施設会計)	重症心身障害児(者)通園施設	①診察(小児科医・整形外科医)・看護 ②訓練(理学療法士・作業療法士) ③レクリエーション等	在宅の重症心身障害児(者)	450			
福祉施設課	有城荘	指定管理 (非公募)	S47.4.1		倉敷市総合福祉会館	老人福祉センター	老人福祉施設	①各種相談 ②教養講座(生きがい対応型デイサービス) ③レクリエーション ④浴場開放 ⑤シルバー作品展	地域の60歳以上の高齢者	27,773	2	1	2
福祉施設課	西岡荘	指定管理 (公募)	S47.4.1		老人福祉センター	老人福祉施設	同上	同上	同上	26,337	2	0	2
福祉施設課	児島障がい者支援センター	指定管理 (非公募)	H14.4.1		障害者支援センター	第2種社会福祉事業	障がい者支援センター	①日常生活支援(カラオケ・パソコン等) ②相談・情報提供(在宅福祉サービスの利用援助) ③地域行事参加(はばたき祭り) ④地域生活支援	在宅の精神障がい者・知的障がい者・身体障がい者	17,882	1	0	6
福祉施設課	玉島障がい者支援センター	指定管理 (非公募)	H14.4.1		障害者支援センター	第2種社会福祉事業	障がい者支援センター	同上	同上	12,708	0	1	6
福祉施設課	水島障がい者支援センター	指定管理 (非公募)	H22.10.1		障害者支援センター	第2種社会福祉事業	障がい者支援センター	同上	同上	4,378	4	0	2
福祉施設課	倉敷児童館	指定管理 (非公募)	S47.4.1		倉敷市総合福祉会館	児童館	第2種社会福祉事業	児童厚生施設 ①子育て支援 ②児童育成 ③季節行事 ④児童館共通行事(倉敷っ子フェスティバル等) ⑤クラブ活動等	乳幼児・小学生・中学生・高校生	54,989	1	0	3
福祉施設課	倉敷北児童センター	指定管理 (非公募)	S61.4.1		児童館	第2種社会福祉事業	児童厚生施設	同上	同上	53,039	1	0	3
福祉施設課	児島児童館	指定管理 (非公募)	S47.4.1		児童館	第2種社会福祉事業	児童厚生施設	同上	同上	46,021	1	0	3
福祉施設課	玉島児童館	指定管理 (非公募) 光熱水費等は精算	S47.4.1		児童館	第2種社会福祉事業	児童厚生施設	同上	同上	57,805	2	0	3
福祉施設課	水島児童館	指定管理 (非公募)	S50.6.1		児童館	第2種社会福祉事業	児童厚生施設	同上	同上	43,320	1	0	3
福祉施設課	真備児童館	指定管理 (非公募)	H18.4.1		児童館	第2種社会福祉事業	児童厚生施設	同上	同上	40,141	1	0	3
在宅福祉課	倉敷ホームヘルプステーション		H11.4.1	くらしき健康福祉プラザ	居宅介護等	自主事業(施設は市より無償貸与)		訪問介護(生活全般にわたる援助で居宅介護の1つ)・難病や育児支援(すくすく育児ヘルパー派遣)	介護を必要とする高齢者や障がい者、児童の養育に支援が必要な家庭	1,800	5	0	5
在宅福祉課	水島ホームヘルプステーション		H11.4.1		居宅介護等	自主事業(同上)		同上	同上	1,284	3	0	4
在宅福祉課	児島ホームヘルプステーション		H11.4.1		居宅介護等	自主事業(同上)		同上	同上	1,488	3	0	5
在宅福祉課	玉島ホームヘルプステーション		H11.4.1		居宅介護等	自主事業(同上)		同上	同上	1,128	3	0	4
在宅福祉課	倉敷居宅介護支援センター		H11.10.1	くらしき健康福祉プラザ	居宅介護等	自主事業(同上)		①ケアプランの作成 ②居宅介護支援 ③養成研修実習生受け入れ ④要介護等認定調査	介護を必要とする高齢者	1,320	3	1	0
在宅福祉課	児島居宅介護支援センター		H11.10.1		居宅介護等	自主事業(同上)		同上	同上	1,608	2	1	2
在宅福祉課	玉島居宅介護支援センター		H11.10.1		居宅介護等	自主事業(同上)		同上	同上	348	1	1	0

③ 組織



④ 財務

A. 貸借対照表内訳表 (会計単位・経理区分別)

(単位:千円)															
平成22年度															
	合計	一般会計合 計	本部	くすのき園	児童館	老人福祉セ ンター	身障デイ	障害者支援 センター	居宅介護等	特別会計合 計	プラザ	老人憩の家	障害者就業・ 生活支援セ ンター	プラザ共同 事業体	授産施設会 計(ふじ園)
流動資産	540,692	320,957	32,610	66,614	32,765	38,369	45,258	19,970	85,371	180,824	111,616	25,176	23,320	20,712	38,911
現金預金	417,672	265,546	32,350	66,614	32,760	36,258	45,254	12,619	39,691	115,315	79,790	19,648	7,347	8,530	36,811
未収金	100,778	55,254	260		5	1,954		4	7,351	45,680	43,424	9,741	5,528	15,973	2,100
立替金	2,242	157					157				2,085	2,085			
短期貸付金	20,000	0									20,000	20,000			
仮払金	0	0								0					
固定資産	218,784	218,466	213,216	3,448	258	0	0	979	565	0	0	0	0	0	318
基本財産特定預金	3,000	3,000	3,000							0					
機械及び装置	305	305		305						0					
車両運搬具	2,474	2,474		1,909					565	0					
器具及び備品	2,789	2,471		1,234	258			979		0					318
全事協年金共済預け金	47,546	47,546	47,546							0					
退職積立預金	162,670	162,670	162,670							0					
資産合計	759,476	539,423	245,826	70,062	33,023	38,369	45,258	20,949	85,936	180,824	111,616	25,176	23,320	20,712	39,229
流動負債	52,018	30,717	7,029	1,326	3,445	1,738	5,901	1,225	10,053	18,100	12,072	2,739	3,289	0	3,201
未払金	29,875	19,842	1,626	1,297	2,509	1,685	1,589	1,149	9,987	6,858	3,112	2,739	1,007		3,175
預り金	22,143	10,875	5,403	29	936	53	4,312	76	66	11,242	8,960		2,282		26
固定負債	47,546	47,546	47,546	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全事協年金共済引当金	47,546	47,546	47,546							0					
負債の部合計	99,564	78,263	54,575	1,326	3,445	1,738	5,901	1,225	10,053	18,100	12,072	2,739	3,289	0	3,201
基本金	3,000	3,000	3,000							0					
退職積立金	162,670	162,670	162,670							0					
次期繰越活動収支差額	494,242	295,490	25,581	68,736	29,578	36,631	39,357	19,724	75,883	162,724	99,544	22,437	20,031	20,712	36,028
純資産の部合計	659,912	461,160	191,251	68,736	29,578	36,631	39,357	19,724	75,883	162,724	99,544	22,437	20,031	20,712	36,028
負債及び純資産の部合計	759,476	539,423	245,826	70,062	33,023	38,369	45,258	20,949	85,936	180,824	111,616	25,176	23,320	20,712	39,229

上表は 22 年度会計単位・経理区分別の貸借対照表内訳である。

土地・建物はすべて市の所有であり、有形固定資産の金額的重要性はない。固定資産のうち全事協年金共済預け金と退職積立預金の金額が多額であるが、全事協年金共済とは地方公務員共済年金と厚生年金の差額を支給することを目的に設立された団体であり、当該法人の負担掛金累計額を資産計上している。また、退職積立預金は、職員の将来の退職金の支払いに充当するため、通常の現金預金とは区分して国債と銀行預金で運用している。

なお、経理区分の一つであるプラザ共同事業体の貸借対照表はクラレテクノ(株)と各々50%の割合で損益の分配を行っていることから、21 年度の分配金を現金預金、22 年度の分配金を未収金に計上しており、プラザ経理区分における短期貸付金 2 千万円に対応する短期借入金は計上されていない。

B. 資金収支内訳表（会計単位・経理区分別）

														(単位:千円)	
														平成22年度	
	合計	一般会計合 計	本部	くすのき園	児童館	老人福祉セ ンター	身障デイ	障害者支援 センター	居宅介護等	特別会計合 計	プラザ	老人憩の家	障害者就業・ 生活支援セ ンター	プラザ共同 事業体	授産施設会 計(ふじ園)
経常活動による収入	1,278,707	812,879	119,308	66,039	132,744	94,309	49,977	72,440	278,062	400,167	205,890	66,327	40,517	87,433	65,661
授産事業収入	9,375	0								0					9,375
介護保険収入	227,479	227,479							227,479	0					
自立支援費等収入	110,899	61,012		7,636			23,223		30,153	0					49,887
補助事業等収入	20,768	20,768		6,805	185		801		12,977	0					
受託事業収入	770,101	375,271		49,673	131,866	94,222	25,929	72,274	1,307	388,850	205,490	66,226	38,534	78,600	5,980
経常経費補助金収入	44,576	44,576	44,576							0					
寄付金収入	1,221	1,218		1,110			10	98		0					3
雑収入	19,893	8,161	338	815	693	87	14	68	6,146	11,316	400	101	1,983	8,832	416
受取利息配当金収入	454	453	453							1				1	
会計単位・経理区分間繰入金収入	73,941	73,941	73,941							0					
施設整備等による収入	0	0								0					
財務活動による収入	2,637	2,637	2,637							0					
収入合計	1,281,344	815,516	121,945	66,039	132,744	94,309	49,977	72,440	278,062	400,167	205,890	66,327	40,517	87,433	65,661
経常活動による支出	1,219,008	784,925	117,348	60,042	132,129	89,829	49,977	68,438	267,162	370,986	185,974	63,138	40,517	81,357	63,097
授産事業費支出	9,375	0								0					9,375
人件費支出	877,739	633,311	110,877	38,620	97,640	57,723	37,676	48,785	241,990	209,985	152,783		32,397	24,805	34,443
事務費支出	250,045	105,209	6,471	5,236	23,317	24,942	5,679	17,969	21,595	136,566	13,842	59,578	6,932	56,214	8,270
事業費支出	7,908	3,992		3,992						0					3,916
会計単位・経理区分間繰入金支出	73,941	42,413		12,194	11,172	7,164	6,622	1,684	3,577	24,435	19,349	3,560	1,188	338	7,093
施設整備等による支出	1,968	1,968	0	769	0	0	0	466	733	0	0	0	0	0	0
固定資産取得支出	1,968	1,968		769				466	733	0					
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立預金積立支出	0	0								0					
その他支出	3,492	3,492	3,492	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全事協年金共済預け金支出	3,492	3,492	3,492							0					
支出合計	1,224,468	790,385	120,840	60,811	132,129	89,829	49,977	68,904	267,895	370,986	185,974	63,138	40,517	81,357	63,097
当期資金収支差額	56,876	25,131	1,105	5,228	615	4,480	0	3,536	10,167	29,181	19,916	3,189	0	6,076	2,564

一般会計の本部における経常経費補助金収入 44,576 千円は全額職員の退職金補助金である。また、会計単位・経理区分間繰入金支出は 22 年度の法人税・消費税の合計 16,959 千円（22 年 5 月納付分 7,658 千円を含む）のほか、本部経費の各施設負担額である。

他の一般的な社会福祉法人とは異なり、不動産・借入金の計上がないため、事業活動計算書における当期活動収支差額と上表の当期資金収支差額はほぼ同額である。

C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

		(単位:千円)				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
くすのき園	肢体不自由児通園施設	79,318	83,877	76,475	62,586	64,115
児童館		150,726	130,002	124,330	126,628	131,866
老人福祉センター	西岡荘・有城荘	106,658	100,102	96,534	93,672	94,222
身体障がい者デイサービスセンター		64,795	62,925	61,412	48,038	49,953
障がい者支援センター		53,885	54,386	54,803	55,921	72,274
くらしき健康福祉プラザ		430,234	421,596	417,439	203,700	205,490
老人憩の家		64,363	64,359	65,661	67,938	66,226
障がい者就業・生活支援センター	国・県含む		22,976	29,524	36,552	38,534
くらしき健康福祉プラザ(貸館事業)	共同事業体(JV)				78,600	78,600
ふじ園	知的障がい者授産施設	64,055	66,838	62,841	54,350	55,867
合計		1,014,034	1,007,061	989,019	827,985	857,147

20 年度までは福祉プラザの貸館事業を当該法人が受託し、設備関係の業務をクラレ

テクノ(株)に再委託していたが、21年度からクラレテクノ(株)と共同事業体を締結して指定管理を受けたことにより、市からの委託料が1億円以上減額となっている。

また、上記の要因を除いても過去5年間で順調に市の負担額は減少している。ただし、22年度は22年10月に水島障がい者支援センターが新設オープンしたこと、22年6月に新玉島児童館がオープンしたことに伴い、21年度よりも市の負担額は全体で3千万円程度増加している。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか		○		同様の社会福祉事業を運営している社会福祉協議会は主にソフト事業、総合福祉事業団は概ねハード事業の位置づけであるが、介護事業の一部が社会福祉協議会と重複している。 介護事業については、事業の効率化のために事業の統合化の検討が必要である。	意見
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか	○			訪問介護・居宅介護については民間の事業者も実施しているため代替可能な事業ではあるが、民間の事業者では対応できない利用者も多数あり、一概に民業圧迫とまでは言えない	
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			(例)水島地区には居宅介護支援センターがないが、利用が少なかったため平成20年4月1日付けで倉敷に統合されている	
	長期事業計画を作成しているか	○			現在、経営企画室において5年間の経営計画を作成中	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか		○		1名の評議員について常態的に欠席しており、辞めさせて欲しいとの連絡を受けているが、正式には解職していない。	指摘事項

				欠席が常態化している以上、早期に改善措置を講ずるべきである。	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○		理事 8 名・監事 2 名・評議員 18 名・第三者委員 3 名	
	理事長は常勤か	○			
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		総務課・健康福祉課・福祉施設課・在宅福祉課	
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市職員（出向）2 名（保健師）、市 OB13 名（理事長・事務局長含む）	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○		22 年度に将来の幹部養成を目的として人材育成計画を策定	
	能力給の導入は行われているか	○		部分的ではあるが、給料表に能力給の要素を加味	
財務	財務状況が毀損していないか	○			
	財務数値は適正か	○		自己資本比率 86.9%、流動比率 1,039%、経常収支比率 104.9%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○			
	市に対する財政依存は過度でないか		○	市からの収入は経常収入の 67% もあり、過度でないとは言い難い。財政状況の逼迫した地方公共団体の外郭団体を取り巻く環境は厳しく、将来の民営化も視野に入れて従来以上に自主事業の拡大・競争力の強化に取り組む必要があると考える。	意見
	基本財産は適正に運用されているか	○		中国銀行の自由金利預金で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		銀行預金及び国債のみ	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	一部につき指摘事項
リスク管理（契約・情報システム）	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護要綱あり	

ム)	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		苦情解決規程あり。また、外部の第三者委員 3 名が苦情解決担当 (22 年度より定期的に年 1 回開催)	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス研修を新人研修・施設長会議で実施しているが、規程についても作成することが望ましい	意見
	法務リスクの管理は適正か		○	⑤の契約を参照 県の社会福祉協議会の社会福祉経営相談事業としての顧問契約サービスを利用して弁護士に相談している。	一部につき指摘事項・意見
	情報システムのリスク管理は適正か		○	⑥の情報システムを参照	一部につき指摘事項・意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	法定監査の必要はないが、当該法人の規模を考慮すると公認会計士による外部監査を受けることが望ましい (社会福祉協議会は外部監査実施)	意見
3 E (有効性・経済性・効率性)	利用者数等の 3 E に資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて月別・サービス別・拠点別の利用者数等のデータを詳細に作成	
	利用者の満足度調査を実施しているか		○	指定管理施設のアンケート調査を実施しているが (福祉プラザの満足・ほぼ満足の割合 96.8%)、個別の事業についても実施するのが望ましい。 少なくとも利用者数が 2 年以上前年度割れしている事業 (訪問介護事業・居宅介護等支援事業) については実施する必要があると考える。	意見
	ホームページ・パンフレット等による事業の PR は十分か	○			

	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		毎年度の予算編成時に人員配置等に基づいて算定	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○		決算書・事業報告書・往査した一部の施設の状況等から判断する限り問題ないと思われる	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか	○		(1)概要の④財務のB.資金収支内訳表を参照	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか	○			
	指定管理者の選定方法は適正か		○	指定管理者制度は競争原理を導入することが目的であるため、指定管理者の選定は原則として公募とすべきである（倉敷市指定管理者制度推進方針）。 以下の通り、当該法人が受託した施設には非公募型が多数あり、「明らかに効果的、効率的又は適切、若しくは真にやむを得ないと認められる場合」を除き公募とすることが望ましい。 非公募型の施設：総合福祉会館の施設管理・ふじ園・くすのき園・老人福祉センター（有城荘）・障がい者支援センター（3ヶ所）・児童館（6ヶ所）	意見 （倉敷市に対する意見）

介護事業について事業の統合化の検討について(意見)

倉敷市の介護事業については、多くは倉敷市総合福祉事業団が行っている。しかし、訪問介護事業と居宅介護支援事業については、社会福祉協議会も実施しており重複している。これは、平成17年度での船穂町と真備町との合併時において、両町の社会福祉協議会が実施していた事業を合併後もそのまま引き継いで行っているためである。両町外の倉敷市内では、これらの事業は総合福祉事業団が行っており、技術、人材、経営ノウハウ等が豊富であるため、総合福祉事業団が実施したほうが効率的であると思われる。解決すべき事項としては、両事業に所属している職員の転籍の問題や両事業の収支が赤字であることなどの問題があるが、統合化に向けて検討することが必要である。

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に社会福祉法人セルフチェックリスト（平成 23 年度）を法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果（適・否・非該当）のうち、否についてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	今後の対応等	指摘事項・意見
役員	施設長等施設経営の実態を法人経営に反映させることができる者が理事に参加しているか	施設長は理事会に参加しており、支障なし	なし
理事会	理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか	該当理事数 1 名あり、改善すべきである。	意見
評議員会	評議員会への欠席が継続している評議員はいないか	該当評議員数 3 名あり、改善すべきである。	意見
評議員	評議員に地域の代表者が参加しているか	当該法人は倉敷市全域を対象に事業を行っており、地域の代表者を評議員に加える必然性なし	なし
現金・預金	預金口座名義及び届出印は理事長になっているか（現状、統括会計責任者である事務局長名義）	経理規程第 31 条第 2 項において金融機関との取引は統括会計責任者名をもって行うとしており、理事長とする必然性なし	なし
入札等	入札方法の決定は、理事会・評議員会でやっているか 指名競争入札の場合、入札業者の決定は、理事会・評議員会でやっているか 入札を行う際には、監事・複数の理事（理事長を除く）・評議員を立ち合わせているか 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）を監督官庁に届け出ているか 入札結果（入札金額を除く）を一般の閲覧	当該法人では、理事・評議員の負担等を考慮して、法人が発注する業務委託契約及びリース契約については入札指名等委員会要領を、物品の調達については物品等調達業者指名等委員会要領を作成している。 前者について 1 件 500 万円以上は理事長委員会、100 万円以上 500 万円未満は事	なし

	に供しているか	務局長委員会、後者について1件250万円以上は理事長委員会、160万円以上250万円未満は事務局長委員会を各々設置して業者の選定を行っており、当該委員会が適正に運営されている限り支障ないと考える。	
--	---------	--	--

(意見)

理事会に、特定の理事の出席が欠席しがちとならないよう、理事会の日程調整のほか、理事の人選にも配慮されたい。評議員会についても同様である。

(理由)

当事業団の理事会は、書面によるものを除くと、平成22年度は全部で6回開催されているところ、大半の理事はほぼ毎回出席であるのに対して、倉敷市の副市長である理事が複数回欠席している点は、改善を求めたいところである。

理事会は、社会福祉法人である当事業団の運営の根幹に位置するものであり、各理事は現に出席して、議論、協議に参加することは当然である。

倉敷市との関係上、当事業団の理事に副市長を当てる必要性は十分理解できるところであるが、欠席が多いようでは本末転倒であろう。副市長という、当然に多忙を極める立場の方を理事に据えるのであれば、相当に早期からの日程調整をするなど、出席し易いように工夫すべきであるが、急な所用による直前の欠席という事態も多いと聞く。

当事業団の理事会においては、副市長も多忙の中、半分以上の出席は果たされているが、他の理事がほぼ毎回出席であることにも鑑み、あえて意見を申し述べた次第である。

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・印紙・固定資産・備品）

当該法人が管理している現物の資産（プラザ共同事業体会計を含む）について、以下の表の通り、現物と管理台帳との照合を行った。固定資産・備品については、運用面での指摘事項はあるものの全般的に管理は適切に行われていると考える。他方、現金については、現金在高報告書の作成等、未だ整備面での改善の余地がある。

資産	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金（福祉プラザ）	釣銭（3万円）	現物および現金出納帳	（指摘事項） 経理規程第 26 条では「会計責任者（出納職員を設けている場合は「出納職員」）は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない」と定められており、内部牽制の観点から定期的に現金在高報告書を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する必要がある。 以下の現金全てについて同様である。
	貸館使用料・コピー代	現物	同上 （指摘事項） 利用料については硬貨が多いため、週 1 回の銀行入金を行っているが 10 万円超となるケースが多く、経理規程第 24 条の小口現金の保有限度額 10 万円に反している。また、経理規程第 20 条において「収入後速やかに金融機関に預け入れなければならない」とあり、本来、入金した現金は翌日（銀行営業日次第）には預金に預け入れる必要がある。 プラザ内には銀行の ATMがあるため、紙幣のみでも日々の銀行入金を行い（現物照合時には 5 万 1 千円の紙幣あり）、経理規程を遵守するとともに盗難・紛失等を未然に防止する必要がある。
現金（健康づくり事業）	釣銭（3万円）	現物	現金在高報告書について同上
	利用料（市の収入金）	現物・管理台帳	同上 （指摘事項） 毎月 1 回、市が作成した公金納付書により納

			付しているが、上記と同様に盗難・紛失等を未然に防止するため、紙幣のみでも日々の銀行入金を行う必要がある。
現金（ふじ園）	釣銭（1万円）	現物	現金在高報告書について同上
	駐車料金支払い用小口	現物・現金出納帳	同上
預金	普通預金	通帳及び残高証明書	なし
基本財産特定預金	自由金利預金	通帳のみ	（指摘事項） 監査当日において平成22年3月末の残高証明書が入手されていなかった。 決算作業時には少なくともすべての預金について残高証明書を手に入れる必要がある。
退職積立預金	国債及び普通預金	通帳及び残高証明書	なし
固定資産（10万円以上）	福祉プラザ及び総合福祉会館に所在する固定資産のうちサンプルチェック（27件）	現物（管理シールを含む）及び管理台帳	（指摘事項） ①市の公有財産が誤って事業団の管理台帳に計上されていた（ふじ園） ②管理シールを貼付されていない物件が散見された（ふじ園・有城荘）
備品（1万円以上10万円未満）	福祉プラザ及び総合福祉会館に所在する固定資産のうちサンプルチェック（21件）	同上	なし
未収金（プラザ共同事業体）	貸館使用料 3/23～3/31（93,310円）		（指摘事項） 会計上は未収金として計上されているが、決算日において現金として保管されている（4月1日に預金口座に入金）。現金入金されている以上、未収金でなく現金として処理すべきであり、現金出納帳に記帳し、定期的に現金在高報告書を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する必要がある。 また、経理規程第20条において「収入後速やかに金融機関に預け入れなければならない」とあり、本来、入金した現金は翌日（銀行営業日次第）には預金に預け入れる必要がある。

④ 財務

A. 法人全体の収支推移の分析

		(単位:千円)				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常活動による収入		1,615,275	1,524,670	1,417,182	1,207,787	1,278,707
	授産事業収入	9,000	9,673	9,551	9,748	9,375
	介護保険収入	263,024	230,573	216,212	232,485	227,479
	自立支援費等収入	155,179	146,173	125,563	109,333	110,899
	補助事業等収入	0	5,110	4,448	15,429	20,768
	受託事業収入	918,122	904,770	893,685	741,663	770,101
	経常経費補助金収入	259,228	153,493	33,050	19,313	44,576
	寄付金収入	1,698	1,364	4,600	898	1,221
	雑収入	9,022	8,823	50,080	17,867	19,893
	受取利息配当金収入	2	126	41	795	454
	会計単位・経理区分間繰入金収入	0	64,565	79,952	60,256	73,941
施設整備等による収入		0	0	15	0	0
財務活動による収入		18,729	0	39,826	2,051	2,637
収入合計		1,634,004	1,524,670	1,457,023	1,209,838	1,281,344
経常活動による支出		1,392,649	1,427,675	1,255,717	1,153,284	1,219,008
	授産事業費支出	9,000	9,673	9,551	9,748	9,375
	人件費支出	956,263	846,764	790,363	812,198	877,739
	事務費支出	416,731	497,228	366,974	261,847	250,045
	事業費支出	10,655	9,446	8,877	9,235	7,908
	会計単位・経理区分間繰入金支出	0	64,564	79,952	60,256	73,941
施設整備等による支出		980	1,367	4,921	489	1,968
	固定資産取得支出	980	1,367	4,921	489	1,968
財務活動による支出		132,267	44,486	8,201	0	0
	積立預金積立支出	132,267	44,486	8,201	0	0
その他支出		0	0	0	3,341	3,492
	全事協年金共済預け金支出	0	0	0	3,341	3,492
支出合計		1,525,896	1,473,528	1,268,839	1,157,114	1,224,468
当期資金収支差額		108,108	51,142	188,184	52,724	56,876

(1) 概要の④財務で記載した通り、20年度までは福祉プラザの貸館事業を当該法人が受託し、設備関係の業務をクラレテクノ(株)に再委託していたが、21年度からクラレテクノ(株)と共同事業体を締結して指定管理を受けたこと等により、市からの受託事業収入が1億円以上減額となっている。

また、18年度の指定管理制度移行後、市との委託契約の収支差額が剰余金として当該法人に残ることから、法人税の申告(収益事業課税)が開始されている。これに伴い、収益事業の対象となる経理区分では本部に対し「経理区分間繰入金支出」として法人税・消費税相当額を負担し、本部では「経理区分間繰入金収入」として受け入れた預金を法人税・消費税の納付に充当している。

B. 経理区分別の収支推移の分析

過去5年間における経理区分別の収支推移について著増減の項目を抽出して、分析を行ったが、特に問題となる項目は存しなかった。

C. 出納の監査結果

前記の通り、13もの経理区分(22年度は12経理区分)があり、総勘定元帳は経理区分ごとに作成されている。また、収入については主に市からの委託料、支出については主に人件費と業務委託費であり、その他の勘定科目の金額的重要性は低い。以上を考慮して22年度の出納の監査に必要な手続きを実施し、その結果を一覧にしたのが以下の表である(ただし、③の現物照合は除く)。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・資金収支計算書・事業活動収支計算書の整合性検証と総勘定元帳との照合	ファイルされている総勘定元帳のうち修正前の勘定科目も散見されたが、全般的には問題なし	
平成22年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	①未収金については長期延滞分の未処理 ②未払税金の未計上	指摘事項
平成22年度末におけるプラザ共同事業体会計との債権債務の照合	不突合1件	指摘事項
国債の購入(貸借対照表上は退職積立預金に計上)について、起案書・取引報告書と照合	問題なし(2件全て)	

平成 22 年度末の全事協年金共済預け金についてみずほ信託銀行の加入者明細表（事業団負担掛金累計）と照合	問題なし （全事協年金共済とは地方公務員共済年金と厚生年金の差額を支給することを目的に設立）	
平成 22 年度末の預り金（委託料返納分）について、委託料精算書及び返納時の通帳と照合	問題なし（5 件全て）	
受託事業収入について、委託契約書（委託料精算書）・指定管理に関する協定書と照合	サンプルでチェックした範囲では問題なし	
寄附金収入について、寄附金台帳・固定資産台帳（寄附された固定資産のみ）と照合	問題なし（3 件全て）	
雑収入のうち自動販売機の収益手数料について、契約書・売上報告書等と照合	サンプルでチェックした範囲では問題なし	
人件費（給与・退職金・諸手当・報償費）について、給与台帳・退職手当計算書（倉敷市の交付決定通知書）・扶養親族届・住居届等及び関連する諸規程と照合	サンプルでチェックした範囲では問題なし	
旅費交通費について、出張命令書・旅費規程等と照合	問題なし（サンプルで 4 件）	
業務委託費について、請求書・契約書（一部のみ）等と照合	問題なし（サンプルで 14 件）	
その他の経費（修繕費・消耗品費等）について、請求書・見積書（一部のみ）と照合（注 1）	問題なし（サンプルで 20 件）	
平成 23 年 4 月度の経費（本部・プラザのみ）について、平成 22 年度での未払計上の要否検証	問題なし（本部・プラザのみ）	
業務委託業者・物品調達業者の決定方法について検証	①相見積りの形骸化 ②1 者からのみ見積書徴求	⑤契約を参照
業者に対する支払い状況の検証	①二重払い 1 件（プラザ） ②振込金額誤り 1 件（プラザ共同事業体）	指摘事項
仕訳伝票の検印状況の検証	検印漏れ等（下表参照）	指摘事項

（注 1）当該法人では、1 件ないし 1 回 5 万円以上の物品を購入、10 万円超の修繕等する場合の処理基準として「物品購入・修繕等に係る処理基準」を作成し、見積書を 2 業者以上から徴する必要があるケースを勘定科目別に整理している。

上記の監査手続きの結果、指摘事項・意見の対象となった項目について、以下の通り一覧表を作成した。

指摘事項・意見一覧

項目	内容	指摘事項・意見
未収金	居宅介護事業利用者負担金の長期延滞分（総務課で一括管理）	<p>（指摘事項）</p> <p>平成15年1月から16年3月までの利用料99,953円を滞納し、その後入金と滞納を繰り返した結果、105,109円が未収計上されたまま現在まで至っている利用者がある。監査時点では長期延滞分の内容を精査中とのことであるが、21年3月に「不納欠損処理規程」を定めていることから、22年度中には精査した上で処理しておく必要があったと考える（23年10月25日処理）。</p> <p>（意見）</p> <p>口座振替を勧奨しているが、依然として3分の1は銀行での窓口払いであり、納付忘れによる延滞は必然である。電話・督促状・訪問による催告等の手続きは実施しているとのことであるが、それらを時系列に定めた未収金管理マニュアルの作成・運用が望ましい（保健医療センター参照）。</p>
未払税金	未払消費税等（3,259,300円）及び未払法人税等（5,507,100円）が貸借対照表に計上されていない	<p>（指摘事項）</p> <p>現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づいて未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。</p> <p>また、倉敷市では毎年度、外郭団体を含めた連結財務諸表を作成して公表しているが、当該連結財務諸表にも影響があることを考慮する必要がある。</p>
プラザ共同事業体会計との債権債務の照合	プラザ共同事業体会計における未払金4,254円（振込手数料）は本部会計に計上なし （人件費等の未払金2,084,737円は本部会計で立替金計上済み）	<p>（指摘事項）</p> <p>金額は僅少であるが、少なくとも決算時には照合する必要がある</p>
振込ミス	①二重払い（1,611円を2月と3月に2回振込）（プラザ） ②振込金額誤り（正50,870円⇒誤50,830円で振込）（プラザ共同事業体）	<p>（指摘事項）</p> <p>金額の重要性はないが、いずれも人的ミスであり、再発防止のため振込前に十分なチェックが必要である。</p>
仕訳伝票	①会計責任者欄に会計責任者以	<p>（指摘事項）</p>

	外の捺印あり（1件） ②仕訳伝票上、検印漏れが散見される（3件）。そのうち、会計責任者の捺印のない支払2件 ③仕訳伝票上、起票担当者と出納担当者が同一（本部・老人福祉センター・ふじ園・くすのき園・老人憩の家）	①②について、経理規程第10条では、「会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印を受けなければならない」とあり、漫然と処理することなく十分なチェックが必要である。 ③について、事務の効率を優先して同一の担当者としていられるが、多額の現預金を取り扱う法人にあっては、内部統制上、起票担当者が出納担当者を分ける必要がある。
--	--	--

D.市との委託契約における精算状況（指定管理契約を除く）の検証

22年度の市との委託契約に関する事務のうち、特に精算状況について、契約書・委託料精算書・予算実績比較資料・部門別収支予実対比表・部門別元帳と照合し、精算報告の適正性、返納時期の適時性等について検証を行った。ただし、部門別元帳については、打ち出しがなされていなかったため、感覚矯正事業のみ打ち出しを依頼して照合を行った。

以下の表は、指定管理契約を除く市との委託契約の一覧である。

(単位：千円)

事業名	担当課	精算方式	22年度の委託料(21年度実績)	22年度の収支差額	返納時期	備考
障がい者就業・生活支援事業（ガイドブック事業含む）	障がい福祉課	返納のみ	6,162 (4,606)	1,203	5/10, 5/25	
身体障がい者デイサービスセンター	障がい福祉課	返納のみ	54,250 (48,049)	4,298	5/19	
感覚矯正事業	障がい福祉課	返納のみ	27,227 (23,729)	5,984	5/25	※1
保健福祉相談室	保健福祉推進課	過不足について協議の上、精算	9,925 (9,381)	283	5/19	
福祉機器展示事業	保健福祉推進課	過不足について協議の上、精算	1,199 (1,087)	63	5/19	
生きがい対応型デイサービス事業	高齢福祉課	返納のみ	7,591 (7,354)	372	5/19	

子育て支援センター事業	子育て支援課	返納のみ（24年度から精算なし）	21,389 (20,319)	1,487	5/19	
健康づくり事業	健康づくり課	精算なし	95,401 (85,561)	10,501	剰余金	※2
介護予防普及啓発事業	介護保険課	年間事業実施回数が950回未満の場合、減額あり	50,886 (45,753)	6,471	剰余金（減額なし）	※3

（収支差額の説明）

- ※1 常勤の視能訓練士が年度の途中で退職し、パート職員で代替したため、人件費が当初予算比 5,172 千円減
- ※2 人事異動により正規職員が嘱託に変更し、人件費が当初予算比 8,658 千円減
- ※3 上記と同様の理由により人件費が当初予算比 5,636 千円減

（意見）

委託料の算定について

精算報告については、上表のとおり全ての事業でプラスの収支差額が生じている。平成21年度実績と22年度委託料との比較をした結果、全ての事業で22年度委託料が21年度実績の数値を上回っており、当初の委託料が高額ではないかと思われる。返納を前提としている事業の場合、当初の委託料が高額であったとしても最終的に返納されるのであれば問題ないとの認識ではないか。仮に委託先が民間の事業者であれば、委託料の過払いが事業者の資金繰りの悪化により返納できない事態も考えられる。以上より、委託料の算定は原則として前年度実績の数値を基準とすべきと考える。

また、上記のとおり、収支差額が多額に生じた事業についての原因は、主に人事異動により生じたものである。健康づくり事業や介護予防普及啓発事業は正規職員が嘱託やパートにより変更しても利用者数の推移から事業の実施に支障が生じていないと思われるが、このように最終的に多額の収支差額が生じることが見込まれる事業については、当初の委託料の算定根拠が実態と異なっていると考えられるため、年度の途中で見直しを行い、委託料の修正を行うことが望ましい。

⑤ 契約（市との事業委託契約・業者との業務委託契約）

当法人に関し、各種契約関係について契約書・仕様書等を精査したところ、以下の諸点について指摘事項ないし意見があるので申し述べることとする。

【指摘事項1】

倉敷市との事業委託契約につき、暴力団排除条項が必ず規定されるよう改善されたい。

(理由)

(1)平成22年度には倉敷市から当事業団に各種事業を委託する事業委託契約が計8件、締結されている。しかし、いわゆる暴力団排除条項が契約書中に規定されているのは3件のみである。

(2)暴力団排除条項とは、契約書中に仮に契約の相手方が暴力団の関連団体であるなどの場合は、契約が解除されるなどの条項のことである。近時、暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除しようとの気運は高まっており、本年度までに全国の都道府県でも暴力団排除条例が制定されたところである。もちろん、岡山県でも平成23年4月1日付で「岡山県暴力団排除条例」が制定されている。

そして、この県条例の第17条には、

「事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであって、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

と規定されており、行政のみならず、民間の各事業者にも契約を締結する場合には契約の相手方に対して暴力団でないことを誓約させる、契約書中に暴力団排除条項を規定する、等が求められているのである。

(3)そして、この条例制定への動き・気運は、すでに数年前からスタートしており、この条例の規定の有無にかかわらず、契約書中に暴力団排除条項を規定するというケースは、民間でも多く見られるようになってきているところである。その表れとして、上記のとおり、一部とは言え、すでに倉敷市と当事業団との事業委託

契約書中にも暴力団排除条項が規定されているものと思われるところであり、この点は十分に評価できるところである。

- (4)しかし、逆に言えば、一部の契約には適切に暴力団排除条項が規定されているだけに、その他には規定されていないことは不徹底と言うほかなく、厳しく指摘せざるをえない。

当事業団は、おおよそ暴力団とは無縁の団体だから必要ないのではないか、と言う理由は、残念ながら通用しない。そもそも倉敷市と当事業団（あるいは当事業団が構成する共同事業体）との各種指定管理協定書中にも暴力団排除条項は明記されている。また、上記のとおり、一部の契約書で規定されている以上は必要性がないとは言えないところである。

しかも、暴力団は近時、様々な企業に仮装するなど潜在化しており、それは福祉事業の分野でさえも例外ではない。むしろ、例えば東日本大震災後の復興ビジネスに暴力団関係企業の進出が見られるとの最近のニュースを見るまでもなく、高齢化社会の進展とともに、福祉分野が利益の見込まれる事業分野と見れば、そこに暴力団関係企業が入り込んでくる可能性は決して低くはないのである。

- (5)また、暴力団排除条項が規定されているもののうちでも、さらにその下請業者が暴力団関係であっても契約が取消、解除となるなどの条項の有るもの無いものとパターンが分かれており、やはり不徹底、不統一と言わざるをえない。

- (6)こうした契約書の内容については、当事業団側からすれば、市の各担当課が用意する契約書の案文に従うだけ、ということであろうし、この場面において暴力団排除条項は市側のメリットとなる条項であるから、むしろまずは市側において、各局、各課横断的に暴力団排除条項の入った統一的な契約書書式を整備すべきである。

そして、そのことが、暴力団排除の意識を当事業団にも徹底、浸透させることにつながるのである。また、次は場面を変えて、当事業団が各業者と様々な委託契約を締結する際に契約書中に暴力団排除条項を規定し、そうした契約を締結することを各事業者に求める、さらに契約の相手方から暴力団でないことの誓約書を徴求すると言った具体的な動きにつながると言えるところである。

倉敷市も、岡山県の暴力団排除条例の施行に伴い、同様の趣旨の条例を独自に制定する方向であるとのことであり、この点さらに徹底されたく、指摘するものである。

【指摘事項2】

当事業団と倉敷市身体障害者福祉協会連合会との4件の清掃業務委託契約（倉敷市総合福祉会館、水島児童館、児島児童館、玉島児童館）につき、締結時に相見積がなされているものの、形骸化しているので、実質的なものとするよう改善されたい。

(理由)

この点については、平成21年度の包括外部監査において、この契約は随意契約であるところ、1者からしか見積書が徴求されておらず、しかも見積明細書がないので、いかなる積算の根拠に基づいて見積金額が算出されたのか不明であって、妥当性が判断できない、と指摘され、なるべく複数の業者から相見積を入手し、契約金額の客観的妥当性を確保するようにしなければならぬとされていたところであった。

この平成21年度包括外部監査の指摘に従い、当事業団では上記倉敷市身体障害者福祉協会連合会から詳しい見積書の提出も受けており、また、平成22年度においては上記連合会のみならず、他に2者からも見積書を徴求しているところである。

しかし、上記の他の2者からの見積書は、全く同一書式であり、しかもこの2者は全く同一の所在地にあるのであって、おそらくは法人格こそ違いますが、相関連する会社と言うべきであろう。また、内容も「人件費 1式」「諸経費 1式」として各項の全体の金額が書かれているだけの極めて簡略なものである。

これでは、平成21年度の包括外部監査で指摘されたように見積明細書を見て算定の根拠を探り、妥当性を判断するという目的は達成できない。

上記連合会がかねてよりこの事業の委託を受けているのは、障害者の雇用促進等の倉敷市の方針に依るものであること、同連合会の方が民間業者よりも相当に安価となる傾向があることなどからすると、相見積を取ったとしてもさほどの意味はないとも一見思われるところではある。しかし、相見積を取ることの意味は、平成21年度の包括外部監査で指摘されているとおり、積算の根拠を明らかにすることによって価額の妥当性を検討し、また透明性、客観性のある予定価格を設定するという点にある。とすれば、相見積も比較検討に耐えうるだけの(上記連合会からのものと同程度に)詳細なものであるべきであり、また、当然のことながら(相互に関連会社というのではなく)全く別の業者からのものを徴求すべきである。

【指摘事項3】

当事業団は、クラレテクノ(株)との間で組んでいる共同事業体につき、その運営委員会の委員代理者を予め定め、緊急の場合に備えるよう改善されたい。

(理由)

当事業団は、クラレテクノ(株)との間で共同事業体を組み、この共同事業体がくらしき健康福祉プラザ、倉敷市身体障害者デイサービスセンターを管理する指定管理者として、倉敷市との間で協定を締結している。

そして、この共同事業体は、当事業団とクラレテクノ(株)との間で締結された共同事業体協定書にもとづき、各構成団体(当事業団とクラレテクノ(株))3名ずつの6

名の委員から成る運営委員会によって運営されている。そして、その運営委員会については、同会則4条2項で、委員に万一のことがあった場合の備えとして、委員代理を置くこと、そしてその委員代理は、予め各構成団体が定めておくこととされている。

しかし、当事業団では、この委員代理については、具体的な名簿とか、指定などによっては定められていない、とのことである。

万一の緊急の場合の、まさに危機管理の問題であり、会則どおりに定められるべきである。

【意見1】 倉敷市中央憩の家エレベーター保守業務委託について

1 者の見積書を徴求しただけの随意契約となっており、さらに広く業者から相見積を徴求されたい。

(理由)

このエレベーター保守業務は、当初2者による相見積を徴求しての随意契約となる予定であったが、途中から1者が辞退したため、結局1者の見積のみによる随意契約となった。辞退の理由は、書類上は不明である。実際のところは、技術上のやむをえない事情であったとのことであるが、相見積による随意契約は、価額の客観性、妥当性、透明性を高めるためであり、複数の業者による見積を徴求するのが当然である。辞退というやむをえなかった事情は理解しないではないが、そのやむをえない事情も、書類上明記し、記録しておかなければ、後に検証することもできない。今後は、必ずそうした事情を明記されたいところであり、また、さらに広く業者を募り、相見積を徴求するよう努められたい。

【指摘事項4】

当事業団が業者との間で各種委託契約を締結する際には、相手方業者から暴力団でないことの誓約書を徴求するとともに、暴力団排除条項を契約書中に規定するようにすべきである。

(理由)

当事業団は、建物の清掃やごみ収集運搬、エレベーターなどの各種設備の保守点検などの業務を民間業者に委託しており、それぞれ契約書を作成して契約を締結している。

しかし、この各契約書中には、いわゆる暴力団排除条項が規定されていない。

倉敷市と当事業団との間の委託契約でも、この点は既に指摘しているが、局面を変えて、当事業団と民間業者との契約では、暴力団排除条項を規定することによってメリットを受けるのは、当事業団の方である。各契約書の中には、各業者が用意

したと思われるものもあれば、当事業団が用意したと思われるものもあるが、いずれにも暴力団排除条項はない。

前述のとおり、まずは、市との間の契約において、暴力団排除条項をきちんと規定していくことから始めて、民間業者にも暴力団排除条項の意義、重要性について理解を求め、規定するようにしていくべきである。

【指摘事項5】

民間業者との業務委託契約においては、解除条項を規定するとともに規定した場合には、解除後の精算関係、賠償関係を明記すべきである。

(理由)

契約関係は、締結するのは比較的容易だが、逆にこれを解消するのは難しいというものであることは言うまでもないところである。だからこそ、契約関係はどのような場合に、当事者のどちらから解除ができるのか、また解除した場合、あるいはされた場合の賠償関係はどのように処理するのかを明確に定めておくことが後々のトラブル防止のためには重要である。

ところが、当事業団と民間業者との業務委託契約書を見るに、そもそも解除条項がないものや、解除条項はあるものの、解除後の賠償の問題について全く触れられていないものが散見された。また、債務不履行による解除条項がある一方で、解除するには1ヶ月前の予告が必要との条項もあるため、債務不履行解除のケースでも、どのような場合でも即時解除はできず、必ず1ヶ月前の予告が必要となるかの如き形となっているものもあった。

おそらくは、各業者が持ち込んで来る契約書に従っているものと思われる。しかし、これではどのような場合に、いつ、解除できるのか、解除した場合、あるいはされた場合の賠償関係はどうなるのかが不明確であり、トラブルの長期化、拡大につながってしまう恐れもある。こうしたリスクを回避する意味でも、業者任せではなく、むしろ当事業団からこのような条項を規定してほしい（既述の暴力団排除条項も、この中に含まれるであろう）と逆に提案して、改善していくことが望まれるところである。

【指摘事項6】

くらしき健康福祉プラザ展示事業委託契約において、展示される福祉用具の管理責任について、当事業団の負うべき責任の程度について一義的に明らかにするとともに、文言の整理を図られたい。

(理由)

この契約は、特定非営利活動法人（NPO）あんしんネットとの間で締結された

ものであり、健康福祉プラザ内に福祉用具を展示することで、市民の福祉に対する意識の向上を図る等の目的のためのものである。そして、福祉用具の保守点検あるいはその展示の企画を同NPOが行ったり、さらには折々に同NPOの職員が器具の説明を市民に行ったりすることであり、当事業団から同NPOに対して、委託料（年間45万円）が支払われている。

同契約書第7条では

第1項 乙（同NPO）は（福祉用具について）月1回の点検、調整を行わなければならない。

第2項 第2項 乙（同NPO）は福祉用具が故障又は破損した場合、速やかに正常な状態に回復しなければならない。ただし甲（当事業団）の責めによるときは、回復に要する費用を甲（当事業団）に請求できるものとする。

と規定されている。

このように、当事業団は、福祉プラザ内に福祉用具を展示することについて、賃料などを同NPOから受け取るのではなく、同NPOに支払っているのであって、その福祉用具の管理については第一義的には同NPOが責任を負うこととなり、その福祉用具の故障、破損について、当事業団に帰責事由がある場合にのみ、当事業団が責任を負うこととなると思われる。とすれば、当事業団が負うべきは、いわゆる「自己物と同一の程度の管理責任」ということになるだろう。

ところが、同契約書第8条を見ると、

「福祉用具の所有権は、乙（同NPO）にあるものとし、甲（当事業団）は善良な監理を行うものとする。」

とされている。

そして、この「善良な管理」との表現は、民法644条等にある「善良な管理者の注意義務」と類似するものであり、前述の「自己物と同一の程度の管理責任」と比して相当に高度な管理責任を課されたものとも見えるところである。つまり、自然災害などの不可抗力（例えば、平成23年秋のような台風水害で、仮に床上浸水し、福祉用具が破損した場合など）や、第三者の不法行為により福祉用具が破損した場合、その責任は当事業団が負わざるをえない、とも見えるのである。

このように、同契約書は、表現の上において矛盾していると言えるのではあるまいか。本契約の内容からすれば、当事業団の管理責任は前者、すなわち「自己物と同一の程度の管理責任」となるべきと思われるのであり、そのように文言整理がなされるべきであろう。

【意見2】

当事業団が十合物産との間で締結している倉敷市身体障がい者デイサービスセンター給食調理業務委託契約については、衛生管理の面をはじめ、詳細な仕様書を定

めるように改められたい。

(理由)

この契約については当然契約書が作成されており、その第9条では衛生管理についても規定されている。しかし、それは一般論的な注意規定にすぎない。例えば、献立をどのようにするのか、給食のサンプルをどのように、いつまで保管し、食中毒など万一の場合に備えるのか、といった具体的な内容までは規定されていない。多くの場合、こうした細部については仕様書などが添付されていることもあるが、この契約には特にそうした詳細な仕様書などはない。

現在のところ、少なくとも年1回はこの給食について会議を開き、当事業団側の要望を伝え、実現されるようにしているとのことである。衛生管理の面でも、これまで特に問題はないようであり、サンプルの保管等も当然のこととして行われているようではある。しかし、万一に備えるという意味からは、当然のこともきちんと明文化しておくことが肝要であると思われるので、改善を図られたく意見を述べるものである。

【指摘事項7】

当事業団が民間業者との間で締結している業務委託契約においては、各業者から定期的に業務報告をさせ、その報告について当事業団が確認・承認した上で、各業者から請求書を出させる、という流れを契約書上明記するよう改善されたい。

(理由)

当事業団は、各民間業者との間で、各種設備等の保守点検契約を締結している。保守点検は、年に2回、4回というように、ほぼ定期的に予定されている。また、代金の支払は、契約で決められた年間の契約金額を、ほとんどの場合、その予定された保守点検回数と同じ回数に分割して支払うこととされている。したがって、契約書を一見すると各保守点検が終了した都度、支払がなされるのだろうと理解できるところではあるし、現にそのように取り扱われているようである。

しかし、契約書上の文言は、必ずしもそのような取扱いをすべきであると明記されているわけではない。いくつかの契約書では、各業者は「業務完了後に請求」することとされているが、各業者に委託しているのは、年間を通しての、予定回数の保守点検業務であるから、その全ての回数が終了して「業務完了」と言うこともでき、そうすると年1回の支払しかありえなくなってしまう。また、「業務完了」とは言え、その報告とそれに対する確認、承認の過程が明記されていないと、形ばかりのおざなりの保守点検でも各業者は代金の請求をすることができてしまう。

また、いくつかの契約では、契約書上、当事業団側から各業者に対して業務の手直し命令を出すことができるとされているものもあるが、一方では、請求書の受理

から30日以内に支払をすることとされていることからすると、手直しが未了だからと言って支払を拒否できないこととなってしまふのである。

このように、各契約の多くでは、各業務の遂行、報告、その確認、承認（手直しが必要な場合は手直し命令と手直しの完了とその確認、承認）、その上での請求、という流れが明記されていない。

そして、そうした意識のためか、中には契約上、予定された保守点検は年4回であるが、支払は年2回という、おかしな形となっているもの（健康福祉プラザろ過装置保守点検契約、岡山汽水工業有限会社）さえ存在しているのである。

しかし、そうした中でも、ごみ収集運搬業務委託契約では月払いであるところ、業務の適性を検査、確認の上で請求書を出させるという厳格な形が取られている。

こうした実例を参考に、業務報告とその確認・承認の上での請求、という流れが明らかとなるように改められたいところである。

⑥ 情報システム

A. 監査の対象としたシステムの概要

今回の監査の対象としたシステムは、外郭団体が使用している以下のシステムである。以下に対象としたシステムの概要を記載する。

NO	1	2
システム名	倉敷市健康づくりシステム	「ほのぼのシリーズ」 ・介護保険対応システム ・自立支援法対応システム
システム管理部署	健康づくり事業	在宅福祉課
システム機能概要	健康づくりシステムとして会員管理・統計分析・メディカル・ヘルスデータ管理のシステム	介護保険業務対応システム・在宅介護支援システム・居宅サービス事業者請求管理システム・請求管理システム・障害者自立支援事業対応システム・請求管理システム・給与管理システム
OS、ハードウェア、DBMS	富士通PRIMERGY TX200 OS:Office Personal 2007	WINDOWS XP
導入年	平成13年4月	平成19年・平成22年
更新予定	平成26年4月	平成24年・平成27年
外注状況	事業開始にあたり、倉敷市が発注。岡山県南部健康づくりセンターを参考にしたものと思われる。	
保守料	1,743,000円/年	1,610,280円
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	無し	無し
情報システムの中 期計画	無し	無し
契約書	契約書あり。	契約書あり。

NO	3	4
システム名	「ほのぼのシリーズ」 ・利用者台帳システム ・ケア記録支援システム	「ほのぼのシリーズ」 ・自立支援法対応システム
システム管理部署	障害者就業・生活支援センター	ふじ園
システム機能概要	(利用者台帳システム) 利用者情報・登録日、利用開始日 (ケア記録支援システム) 支援記録(就業/生活)、統計処理	利用者台帳システム・施設支援システム・個別支援計画・支援記録システム
OS、ハードウェア、DBMS	WINDOWS XP	WINDOWS XP
導入年	平成19年	平成18年
更新予定	無し	無し
外注状況		パッケージソフトウェアを利用。
保守料	478,800円	105,000円
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	無し	無し
情報システムの中 期計画	無し	無し
契約書	契約書あり。	無し

NO	5	6
システム名	「ほのぼのシリーズ」 ・自立支援法対応システム	会計及び給与システム
システム管理部署	くすのき園	総務課
システム機能概要	利用者台帳システム・施設支援システム・個別支援計画・支援記録システム	・SWING財務会計システム ・ヒューマンライズUni給与システム
OS、ハードウェア、DBMS	WINDOWS XP	WINDOWS XP
導入年	平成18年	平成22年
更新予定	無し	平成27年
外注状況	パッケージソフトウェアを利用。	システムの保守については、システム製造会社が実施。
保守料	105,000円	1,141,980円
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	無し	無し
情報システムの中 期計画	無し	無し
契約書	無し	契約書あり。

B. 監査結果

イ 情報システムの運用ルールについて

(情報システムの運用ルールについての意見)

法人として、情報システムを業務に支障がないように円滑に維持運用していくことが重要である。そのためには、重要なデータやプログラムに関するバックアップに関するルールやバックアップしたデータのリストアに関するルール、更に障害発生時の対応方法等に関するルールが定められているかどうか、また、定められている場合の当該ルールの妥当かどうか、準拠しているかどうかについては重要な事項である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(情報システムの運用ルールについての現状)

今回の対象案件では、バックアップの対象とするデータやプログラム等の範囲やバックアップの頻度、バックアップ媒体の管理方法、バックアップが適切に行われたかどうかを確認する方法やその確認時の証跡の保存方法等のデータのバックアップに関するルール、また、バックアップしたデータをリストアする場合のルール、障害発生時の対応手順等の障害対応に関するルール等を組織として定められていない。なお、実際の運用としては、バックアップのツールを導入して自動でバックアップを実施している等の運用は行われていた。

なお、ほのぼのシリーズの保守点検の報告書である MAINTENANCE REPORT の NO.012251 で各項目点検実施済 との記載があるが、点検項目には、チェックマーク等が付けられていない。

ロ アクセス権管理について

(アクセス権管理についての意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、必要な情報を必要な担当者のみ限定してアクセス出来るようにすることが重要である。そのためには、ユーザーID を個人別に付与するとともに、一定以上の複雑さのあるパスワードを使用し、システムにログインする仕組みでアクセス制限し、さらに、当該パスワードを、定期的に変更することが重要である。この場合、システム上の設定でパスワードの強制変更が定期的に行うことが出来ない場合や、パスワードの複雑さについても、同様にシステム上の設定で対応出来ない場合は、運用ルールを定めて、マニュアルで統制を行うことが重要である。

また、現在、使用許可を与えているユーザーが、妥当かどうかを定期的にチェックするために、ユーザー一覧を作成して、管理していくことは重要である。

なお、一定以上の複雑さのあるパスワードとは、たとえば、英数大文字小文字が混在し、7ケタ以上のパスワードのことをいう。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(アクセス権管理についての現状)

健康づくりシステム上、健康づくりシステムそのものにログインする時点でのパスワード設定機能はなく、各機能（入退館管理、マスタ管理等）にセキュリティレベルとパスワードを設定することが可能である。

現状、下記のような設定で運用されている。

ユーザーの権限別に3種類設定している。

- ・システム管理者用 ID：システムの根幹部分の変更等全権限を持っている ID。
パスワードあり。システム管理者用のみ使用されている。
- ・データ管理者用 ID：入力済みのデータの変更等の権限を持っている ID。
パスワードあり。データ管理者が使用されている。
- ・一般ユーザー ID：通常業務のみ行える ID。
パスワードなし。データ入力時に個人識別用に使用されている。

現在は、日常使用する機能についてはログインには ID やパスワードの入力が必要のない設定をされている。そして、受付等を行う時に誰が処理を行ったか ID 入力するようになっている。また、受付等の処理で間違いや修正が必要な場合に利用する機能は ID とパスワードを入力してログインする必要がある。

また、パスワードの変更に関しては、データ管理者用 ID は、6桁を使用されているが、前任の管理者から変更した直近の1年間は、パスワードは、変更されていない。

なお、当該システムは、パスワードの変更頻度や複雑さ等の設定についてのシステム上の制限を設ける機能はない。

ハ サーバーの物理的な管理について

(サーバーの物理的な管理についての意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、物理的にも適切なアクセス管理を行うことが重要である。たとえば、サーバー等は、可能であれば専用のサーバールーム内で管理する、もし、専用のサーバールームを設置出来ない、ということであれば、サーバーをラック内で施錠管理する等の管理が重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(サーバーの物理的な管理についての現状)

法人で使用されているサーバーについては、専用のサーバールーム等で管理されているわけではなく、また、ラック内で管理されているが、施錠管理されていない。

ニ 業者選定について

(業者選定についての意見)

システムを導入する外部委託業者を適切に選定することは、投資効果の観点から、また、システムを円滑に維持運用していく上でも重要である。そのためには、業者選定時の基準を適切に設定し、運用していくことは重要である。更に、外部委託業者が、再委託先を使用することの可否や、再委託先を使用することを認める場合の承認ルールや品質及びセキュリティを確保する上での管理ルールを定めて、運用していくことは、重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(業者選定についての現状)

システムを導入する外部委託業者を選定するにあたり、見積依頼、あるいは、提案依頼する最低限必要な業者数を定められていない。また、入手された見積あるいは、提案の内容を適切に比較選定する上で、最低限必要な見積の項目等を定められているわけではない。更に、外部委託業者が、再委託先を使用してよいかどうか、また、再委託先を使用する場合の、事前の承認ルール等を定められているわけではない。

ホ ソフトウェア資産の適切な管理について

(ソフトウェア資産の適切な管理についての意見)

購入されたソフトウェアが、契約に従い、適切に使用されているかどうかを管理することは、重要である。そのためには、ソフトウェアライセンスの購入記録の維持更新、インストール媒体の適切な管理、インストール作業を実施出来る管理者の限定、PC やサーバー等へインストールされているソフトウェアの適切な管理等についてルールを定めて、適切に運用していくことが重要である。

また、そのためには、ソフトウェア資産の購買記録に関する台帳、PC やサーバー等のハードウェア資産台帳、ソフトウェア資産台帳、インストール媒体の管理台帳等を関連づけて適切に管理していくことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(ソフトウェア資産の適切な管理についての現状)

ソフトウェア資産を適切に管理するために必要となる各種の台帳が関連づけて整備されているわけではなく、また、管理するためのルールが整備されていない。

へ ソフトウェアの保守点検について

(ソフトウェアの保守点検について)

ソフトウェアを円滑に継続して使用していくためには、適時、適切な保守を受けることは重要である。また、点検を受けた場合には、作業報告書を入手して、契約通り

に点検を受けたかどうか検証を行うことが重要である。

(ソフトウェアの保守点検についての現状)

契約通りに保守点検を受けられ、保守点検の結果、作報告書を入手され、検証を実施し、押印を当該作業報告書に押印されている。

⑦ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

当該法人の設立目的は、倉敷市と一体になり社会福祉に関する事業を適切かつ**能率的に経営し**、市民の福祉の向上及び増進に寄与することであるため、当然に有効性・経済性・効率性の結果が求められることになる。以下において、事業の有効性・経済性・効率性について各々の指標を設定して検討を行う。

A. 有効性の検証：事業報告書の利用者数ないし件数等により判定

(単位：人ないし件数)

事業名	20年度	21年度	22年度	対前年度比	備考
プラザ貸室	155,978	154,430	163,937	106.20%	
保健福祉相談室	9,778	9,795	10,646	108.70%	
健康づくり事業	24,348	26,779	29,911	111.70%	
介護予防事業	13,536	18,861	20,653	109.50%	
生きがい対応型デイサービス事業	4,252	3,941	4,119	104.50%	
子育て支援事業	26,169	28,021	35,893	128.10%	
感覚矯正事業	4,750	5,552	5,070	91.30%	
視能訓練	2,137	2,375	2,240	94.30%	※1
言語聴能訓練	2,613	3,177	2,830	89.10%	※2
身体障がい者デイサービスセンター	7,925	8,143	8,170	100.30%	
倉敷障がい者就業・生活支援センター（件数）	9,838	9,585	11,348	118.40%	
倉敷市ふじ園（知的障がい者授産施設）	6,653	6,421	5,272	82.10%	※3
倉敷市くすのき園（し体不自由児通園施設）	2,910	4,734	3,162	66.80%	※4
重症心身障害児（者）通園事業 B 型（ふれあいの家）	575	407	450	110.60%	
倉敷市老人福祉センター（開荘日数）	46,337	50,152	54,110	107.90%	
西岡荘	24,999	26,056	26,337	101.10%	
有城荘	21,338	24,096	27,773	115.30%	

倉敷市憩の家（29 施設）	249,453	252,018	255,516	101.40%	
倉敷地区	110,915	111,331	109,702	98.50%	
児島地区	67,773	69,502	67,218	96.70%	
玉島地区	70,765	71,185	78,596	110.40%	
倉敷市障がい者支援センター	34,373	32,602	34,968	107.30%	
児島地区	20,344	19,335	17,882	92.50%	
玉島地区	14,029	13,267	12,708	95.80%	
水島地区	-	-	4,378		
倉敷市児童館	251,646	253,731	295,315	116.40%	
倉敷児童館	55,080	55,151	54,989	99.70%	
倉敷北児童センター	49,840	51,881	53,039	102.20%	
児島児童館	39,057	39,461	46,021	116.60%	
玉島児童館	31,983	32,973	57,805	175.30%	
水島児童館	44,875	38,516	43,320	112.50%	
真備児童館	30,811	35,749	40,141	112.30%	
訪問介護事業（ホームヘルプサービス）	6,145	5,735	5,473	95.40%	※5
居宅介護等支援事業	3,635	3,407	3,264	95.80%	※6
合計	1,105,347	1,132,386	1,226,188	108.30%	

（対前年度比減の説明）

- ※1 視能訓練：視能訓練士が年度の途中で退職し、パートで対応したため
- ※2 言語聴能訓練：言語聴覚士の1名が産休及び育休休暇取得のため
- ※3 ふじ園：従来の利用者が大量就職したため
- ※4 くすのき園：平成21年度は職員による呼びかけで大幅増
- ※5 訪問介護：平成21年9月から特定事業者加算適用事業所になり、利用料金が10%アップしたため
- ※6 居宅介護：入院・入所・死亡による自然減に加え、他法人が運営している高齢者支援センター併設の居宅介護支援事業所に移行したため

以上の減少はあるものの、上表からプラザ事業（プラザ貸室から倉敷障がい者就業・生活支援センターまで）は概ね堅調に増加していることが分かり、有効性が高いと考えられる。

他方、自主事業の訪問介護事業・居宅介護等支援事業については減少の一途をたどっており、現状の体制で利用者数の増加が見込まれないのであれば、拠点の統廃合や固定費の抜本的な削減について検討することも選択肢の一つである。ただし、社会福

社事業は他の事業と異なり、高齢者や障がい者といった社会的弱者の方が主な利用者であることから、必ずしも利用者数のみが有効性を示しているとは限らないため様々な配慮が必要である。

B. 経済性・効率性の検証：各事業における市の委託金額÷利用者数等により判定

倉敷市が支出した委託料を利用者数等で除すことにより、利用者一人当たりの市の委託金額を算定し、各事業の経済性・効率性を検証する。以下の表は、過去3年度分の当該数値の推移である。

(単位：円)

事業名	20年度	21年度	22年度
プラザ貸室	-	1,319	1,253
プラザ（貸室を除く）	-	311	286
身体障がい者デイサービスセンター事業	7,749	5,899	6,114
倉敷障がい者就業・生活支援センター	3,001	3,813	3,396
倉敷市ふじ園（知的障がい者授産施設）	9,446	8,464	10,597
倉敷市くすのき園	21,944	12,174	17,751
倉敷市老人福祉センター	2,083	1,868	1,741
倉敷市憩の家（29施設）	263	270	259
倉敷市障がい者支援センター	1,594	1,715	2,067
倉敷市児童館	494	499	447

プラザ貸館事業については、21年度より共同事業体による指定管理に移行しているため、20年度の数値は割愛した。また、障がい者の施設における数値はいずれも高い数値であるが、対象者が限定されていることを考慮するとやむを得ないとする。

利用者一人当たりの市の委託金額について、その妥当性を分析するのは比較対象となる事例を探すのが困難である。他方、当該数値の推移については、障がい者の施設を除けば、漸減しており、当該事業の経済性・効率性の指標の一つとして問題ないとする。

⑧ 過去の包括外部監査における指摘事項

(平成17年度)			
過去の指摘事項及び意見	内容	措置状況	今回の指摘事項及び意見
現金管理	プラザ使用料の受取現金が帳簿上は 26,880 円にもかかわらず、実際には 26,885 円であり、5 円過大となっていた	コピー利用料の受取現金のうち 5 円が帳簿未処理であったため、雑収入計上	なし
工事契約の適正性	95%を超えた高い落札率	平成 16 年 8 月 1 日以降の工事請負契約で落札率 95%以上の契約を高落札率入札と定義し、調査対象とする	なし (対象となる工事契約なし)
プラザ全体の警備委託料	1 者の指名競争入札では随意契約と同じ	警備を受託していたクラレテクノ(株)と平成 21 年度からプラザ共同事業体を運営	なし
管理委託契約の妥当性	現行の委託契約上では事業団の支出削減努力が、委託契約額の減額に反映されてしまうため、運営効率の向上の観点から問題ではないか	平成 18 年度から施設管理については「指定管理者制度」へ移行 指定管理以外の委託契約については従来通り	④の D.市との委託契約における精算状況の検証を参照
使用料、手数料徴収事務の適正性、合規性	使用料等の預かりから納付まで、2ヶ月近くかかるのは好ましくないといえる利用日が到来すれば利用料金は確定するので、原則として確定の日の翌日には納付すべきである	平成 18 年度から施設管理については「指定管理者制度」へ移行したため、指定管理者の収入として計上	③の現物照合において指摘済み
研修室等の有料施設の使用料	利用料金は他の施設（特に岡山県、岡山市の類似施設）と比較しても割安	市の条例で利用料金の上限が定められているため、条例を改正する必	なし

	であり、特にホールの低料金が際立っている。利用料金の見直しが必要な時期がきていると考える	要がある	
(平成21年度)			
過去の指摘事項及び意見	内容	措置状況	今回の指摘事項及び意見
くらしき健康福祉プラザ清掃業務委託	①連続して同じ業者が落札 ②95%超の高い落札率	清掃業務を受託していたクラレテクノ(株)と平成21年度からプラザ共同事業体を運営	なし
	③仕様書の不整合 当該仕様書本文及び別表の中で、記載内容に不整合(記載漏れ)が散見される。 窓ガラス清掃、プール清掃、水浴訓練棟3階部分が、ある項目では清掃内容あるいは清掃除外区域になっているのに、他の項目ではそのような記載になっていない。	平成22年度の当該業務に関する仕様書を検討したが、同様の不整合は見られなかった。	なし
倉敷市総合福祉会館清掃業務委託	見積書は委託先1者(倉敷市身体障害者福祉協会連合会)からしか徴収しておらず、しかも見積明細書がない		⑤契約において指摘済み
中央監視警備業務委託	クラレテクノサービスとの随意契約が継続しており、落札率も99%と高い	清掃業務を受託していたクラレテクノ(株)と平成21年度からプラザ共同事業体を運営	なし
倉敷市ふじ園昼食調理業務	給食調理業務が随意契約となる根拠は乏しい。競争入札に移行すべき	平成23年度から競争入札に移行(従来と同じ業者が落札)	なし

⑨ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項

平成 20 年 10 月・11 月において実施された監査委員監査における指摘事項は、以下のとおりである。

指摘事項	措置の内容	外部監査人の検証
<p>居宅介護等事業におけるホームヘルプサービス利用者負担金の一部収納されていないので、収納の促進を指導された。</p>	<p>「居宅介護支援事業におけるホームヘルプサービス利用者負担金については、当月の料金合計額の請求書を翌月 20 日頃までに利用者へ通知し、銀行の口座振替やホームヘルプステーションの窓口払いなどで支払いをお願いします。</p> <p>しかし、利用者によっては支払いが 2 ヶ月程遅れる場合があります。原則としては納付期限後 1 ヶ月経過しても支払いがなされない場合、訪問介護員が利用者宅を訪問して支払いの督促を口頭や文書でお願いしています。</p> <p>3 ヶ月以上利用料金を滞納された場合、訪問介護員が支払いを督促しても、現在お金の持ち合わせがないなどの理由で、『次回に払います』との繰り返しや、生活困窮、本人死亡、転居等で未収金が発生しています。</p> <p>公平性の観点からもご指摘のことを深く受け止め、未収金の回収を行っているとともに、期限内の支払いがなされるよう説明・理解を求めています。」</p> <p>今後も未収金が適切に収納されるよう指導してまいります。</p>	<p>④の C. 出納の監査結果において指摘済み</p>
<p>健康づくり利用料、コピー使用料など窓口で収納した金銭について、盗難、紛失等を防止するためには速やかに金融機関に預け入れることが</p>	<p>収入金の引継ぎについて指導した結果、次のとおり報告を受けました。</p> <p>「当事業団が入金する利用料などの収納業務において、金融機関に預けるまでは事務所の金庫で保管しております。現在は、できるだけ事務所に保管</p>	<p>③の現物照合において指摘済み</p>

<p>肝要であり、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団経理規程を遵守するよう指導されたい</p>	<p>する時間を短くし、収納後は速やかに所定の金融機関に預け入れるようにしております。」 今後も盗難・紛失等がないよう、速やかな金融機関への預け入れを指導してまいります。</p>	
<p>居宅介護サービス利用者負担金の過年度未収金について、処理手続に関する定めがないまま徴収不納額として経費計上しているの、処理手続を定め、これに従った会計処理を行うよう指導されたい。</p>	<p>「居宅介護サービス利用者負担金の徴収不納金の取扱いについて、従来特別に定めた基準等もなく本人（利用者）死亡で、なおかつ親族等がない場合や居所不明などの理由で、その都度、決裁文書により事務処理を行ってまいりました。現在は不納欠損処分基準案を作成し、理事会（3月開催）への議案提出に備えているところです。」 督促・滞納整理についても実施するよう指導するとともに、今後も適切な収納がなされるよう指導してまいります。</p>	<p>④のC.出納の監査結果において指摘済み</p>
<p>平成19年度総括貸借対照表の表記に適正を欠くものがあつた。貸借対照表は、団体の財政状況を把握するための重要な決算資料であることから、科目及び数値を精査し、社会福祉法人会計基準に従った適正な決算資料を作成するよう指導されたい。</p>	<p>「平成18年度から新たに退職金の積立を始めましたが、決算時における科目処理が誤っておりました。今後は科目処理の不明な点について、その都度、顧問税理士に相談し、誤りの無いよう事務処理を進めてまいります。」 今後も指導監査室等と連携して貸借対照表の精査を行うとともに、適正な決算資料を作成するよう指導してまいります。</p>	<p>22年度の貸借対照表の表示（退職積立金）は修正済みである</p>
<p>くらしき健康福祉プラザ施設の設備及び維持管理に係る経費の取扱いについて、1件50万円以上の修繕費が見込まれる場合は、本市と協議することになってい</p>	<p>「施設や設備等の修繕については、倉敷市の担当課と協議しながら実施しておりますが、緊急性を要し市の予算措置が間に合わないことから、市担当課に工事設計をお願いし、事業団において施工したものです。」 今後は倉敷市との修繕工事等の協議に</p>	<p>22年度の総勘定元帳を通査した限り、1件50万円以上の修繕費なし （実務的には、市の予算不足、修繕時期等を考慮して50万円以上とならないよう複数回に分けて</p>

<p>るが、その協議録等が作成されていないので、くらしき健康福祉プラザ・倉敷市身体障害者デイサービスセンター協定書の遵守を指導されたい。</p>	<p>際しては、その内容を書類として記録し、双方で保持するよう取り扱ってまいります。」 今後も協議録等のもとより、協定書の遵守について指導し、よりよいくらしき健康福祉プラザ運営に努めてまいります。</p>	<p>支出しているとのことである)</p>
<p>施設利用者の安全確保は、最優先で取り組まなければならない事項である。施設の安全状況を常に把握し、利用者が安心して利用できるよう安全管理について万全の対策が講じられるよう指導されたい。 また、施設内で事故が発生し、その報告が適正になされていないため、適正な対応を行うよう併せて指導されたい。</p>	<p>「安全管理については、公の施設内の事故に関して、現状では事故発生状況などを市担当課に決裁文書を合議してお知らせしておりますが、ご指摘のとおり公の施設内での事故であり、事の重要性からも指定管理者として、施設の設置者である倉敷市長への文書報告を怠っていた事を深く反省しております。今後このようなことがないよう適正な対応に努めてまいります。 また、施設の安全管理対策でございますが、プールをはじめ常に危険が潜在する場所も多く、利用者の中には、高齢者・障害者の方々も多数あり、一層きめ細やかな目配りを実践することで、危険要素の排除に努めてまいります。」 今後も安全管理対策においては事業団と協力し、よりよいくらしき健康福祉プラザ運営に努めてまいります。</p>	<p>その後の施設内の事故は発生していないとのことである</p>
<p>施設利用者の利便性や満足度の向上に引続き努めるとともに、施設の機能を存分に活かして市民の健康づくりに向けた利用の促進が更に図られるよう指導されたい。</p>	<p>「施設に出向かなければ利用の予約が出来ない、利便性に欠けているのご指摘についてですが、現状の予約方法に課題があることは認識しており、どのような方法が利用者にとって利便性向上となるのか、インターネット、電話、ファックス、メール等の活用といった、新しい方策の導入を検討しているところです。 職員の応対及びエレベーター等の施設</p>	<p>現在のホームページでは、「予約申込は窓口での利用申請が必要です」となっており、変更なし。法人の説明では、利用料金の体系が複雑で、システムの変更に数百万円を要することから検討の結果、断念したとのことである。</p>

	<p>表示の見直しへの対応ですが、事業団におきましては、市民満足度の向上を目指して平成19年度からCS向上運動を導入し、お客様を迎えたときの挨拶・案内から応対など、気持ちよくご利用いただくことを目標に全職員一丸となって取り組んでいるところです。今後とも職員一人ひとりが、サービス意識の向上を目指して頑張ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、施設内の案内標識の見直しでございますが、現在1階案内カウンター付近にエレベーターなどの表示標識を設置しておりますが、利用者のアンケートによりますと、少し見えにくいという問題がございますので照明を付ける等、今後、倉敷市とも協議し、誰もが分かりやすいように改善してまいりたいと考えています。」</p> <p>今後も利用促進の対策においても事業団と協力し、よりよい暮らしき健康福祉プラザ運営に努めてまいります。</p>	
--	--	--

4. 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
- ② 事業及び施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理
・3E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・・・174
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
- ③ 現物照合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
- ⑤ 情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
- ⑥ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）・・・・・・・・・・196
- ⑦ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・202
- ⑧ 過去の監査委員監査（財政援助団体監査）における指摘事項・・・・・・・・203

(1) 概要

① 法人概要

所在地	岡山県倉敷市笹沖 180 番地	設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日
代表者	近藤淳一郎	従業員数	61 名
基本金額	500 万円		
設立目的(定款より)	倉敷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		
経営理念 (発展・強化計画より)	(1) 住民参加・協働による福祉のまちづくりの推進 (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現 (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現 (4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な事業への取り組み		
主な事業内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) そのた社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 心配ごと相談事業 (9) 結婚相談事業 (10) 給食サービス事業 (11) 住民参加型在宅支援サービス事業 (12) 福祉の店事業 (13) 生活福祉資金貸付事業 (14) 福祉サービス利用援助事業 (15) 居宅介護支援事業 (16) 通所介護事業 (17) 訪問介護事業 (18) 老人福祉センターの管理・運営 (19) 地域包括支援センター倉敷市船穂高齢者支援センター設置及び受託経営 (20) 介護予防支援事業 (21) 倉敷市児島モーターボート競艇場の売店経営		
会計単位及び経理区分	一般会計	運営管理経理区分 部会経理区分 調査・広報経理区分 地域福祉推進経理区分 在宅福祉推進経理区分 共同募金経理区分	

		介護保険経理区分 ボランティア活動推進経理区分 心配ごと相談所経理区分 結婚相談所経理区分 給食サービス経理区分 在宅支援サービス経理区分 福祉の店経理区分 生活福祉資金貸付経理区分 高齢者福祉受託経理区分 障がい者福祉受託経理区分 一般福祉受託経理区分 介護支援いきいき経理区分 日常生活自立支援経理区分
	特別会計 (収益事業)	児島競艇場売店事業
規程	基本規程	定款・評議員の選任に関する規程・会員規則・部会運営規程・役員の報酬に関する規程・費用弁償規程等
	組織・総務関係規程	会長の専決規程・事務局の組織及び事務分掌規程・事務局処務規程・事務局職務権限規程・苦情解決規程・情報公開規程等
	労務・人事管理関係規程	職員就業規則・職員給与規程・旅費規程・育児・介護休業規程・継続雇用職員就業規程・特別雇用職員就業規程・児島競艇場売店事業販売員就業規程等
	財務管理関係規程	経理規程・施設管理規程・寄附金品受入事務取扱要綱・小口現金等の取扱に関する要綱等
	事業実施関係規程	事業所別の運営規程（倉敷ボランティアセンター・倉敷結婚相談所・福祉の店・児島競艇場売店事業・船穂町デイサービスセンター等）・事業別の実施要綱（高齢者等給食サービス事業・高齢者心配ごと相談所等）・個人情報保護規程等
法人運営の課題 (発展・強化計画より)	理事会・評議員会等の活性化	①関係規程・内規の見直し 理事・評議員の選出区分、選出方法の見直し。 ②部会・委員会の開催 専門的分野については、必要に応じて開催する。
	事務局体制の検証	①事務局体制に関する職員戦略会議の開催 事務局・事務所・事業所の体制や業務量及び各職員の事務分掌や職員配置の検証を行うことで、体制と職員配置の適正化を図る。
	職員の養成	①職員行動原則の徹底を図る ②職員研修計画の作成 ③人事評価制度導入に関する戦略会議の開催 ④目標管理制度の導入（平成22年度から試行済み）
	財源の確保	①財源確保のための職員戦略会議 会費、寄附金、共同募金の減少をくいとめ、安定的な収入を確保する。 ②広報活動戦略会議 社協の役割や事業内容を理解してもらうための広報活動を充実させる。
	効率的な事業運営	効果的な運営を図るため、平成22年度から試行的に実施している事務事業評価を全事業に対して実施する。

② 事業及び施設

受託年月日	事業	所在地	事業区分	事業種別	事業内容	対象者	利用者数 (22年度)	職員数 合計	兼務	臨時・ 嘱託	契約形態	市との契約金額 (22年度)	市からの補助金 額 (22年度)	人件費 (22年度)			
	管理運営		一般事業					3.3	3.3	0	人件費補助		111,428,336	21,328,663			
	部会							0.23	0.23	0				1,601,761			
	調査報告事業・計画策定	くらしき健康福祉プラザ						1.7	1.7	0				8,946,353			
	地域福祉推進事業							2.35	2.35	0				11,157,557			
	在宅福祉推進事業							1.32	1.32	0				6,526,872			
H18.4.1	結婚相談所運営事業	くらしきシティプラザ西ビル	公益事業	公益事業	倉敷市内在住の人に対しての結婚相談、指導、斡旋を行う	市内の未婚者	26,496	2.69	0.19	2.5	補助金		5,472,000	7,620,598			
H5.4.1	福祉の店「あゆみ」運営事業	イオンくらしきショッピングセンター		公益事業	障害者の作った製品を展示・販売し障害者の社会参加と自立を助ける	障がい者		0.08	0.08	0	補助金		300,000	567,644			
H11.10.1	在宅支援サービス事業	くらしき健康福祉プラザ	共同募金 配分事業	公益事業	①福祉機器貸出 ②住民参加型在宅支援サービス	在宅要介護者	1,057	1.23	1.23	0	補助金		42,984	6,624,935			
	高齢者福祉事業			公益事業	共同募金活動により集金されたものが共同募金会へ取られ、年度末に社会福祉協議会へ配分されたもの	高齢者	5,786	2.12	2.12	0					10,912,721		
	障がい者福祉事業					障がい者		0.21	0.21	0						1,083,676	
	児童福祉事業					児童		18,456	0.21	0.21	0					1,083,676	
	父子母子福祉事業					母子		241	0.21	0.21	0					1,083,676	
	福祉育成援助事業					一般		741	0.36	0.36	0					1,501,343	
	歳末たすけあい運動配分金事業					倉敷市共同募金委員会からの配分事業			1.73	1.73	0					8,958,366	
H7.4.1から	ボランティア活動推進事業					倉敷市受託 (倉敷ボラン ティアセ ンター事 業)	公益事業	①ボランティアセンターの運営 ②福祉ボランティア育成 ③地域共助型ボランティア育成	ボランティア	16,666	1.2	0.9	0.3	補助金・受託	2,284,161	1,543,460	3,973,429
H7.4.1から	障がい者社会参加推進事業	くらしき健康福祉プラザ					公益事業	養成研修	ボランティア	125	0.91	0.56	0.35	受託	2,790,360		2,527,853
H7.4.1から	障がい者生活訓練事業						公益事業	在宅障がい者への各種講習会・療育の開催	在宅福祉対象者	54	0.86	0.51	0.35	受託	130,832		2,931,737
H11.4.1	福祉機器・不用品リサイクル事業		倉敷市受託 事業			公益事業	使用しなくなった介護機器・用品の情報を収集し希望者に提供することで資源の再利用を図る	一般	7	0.96	0.96	0	受託	83,097		4,970,445	
H13.4.1	障がい者福祉受託事業			公益事業	①障がい児を囲む親子ふれあい事業 ②障がい者移動支援事業	障がい者、保護者	341	0.93	0.93	0	受託	1,829,378		5,310,505			
H1.4.1	高齢者福祉受託事業	くらしき健康福祉プラザ		公益事業	①友愛訪問事業、②わたり高齢者等介護者リフレッシュ事業	高齢者 関与が望ましい人	4,830	0.93	0.93	0	受託	1,650,065		4,840,977			
H22.8.18	介護支援いきいきポイント事業			公益事業	高齢者の介護ボランティア活動により自身の介護予防と地域づくりを目的としたもの	65歳以上	482	2.11	1.11	1	受託	3,517,295		3,062,906			
H15.4.1	心配ごと相談所			公益事業	民生委員等が高齢者の生活上の心配事の相談に応じるもの	高齢者	408	1.13	1.13	0	受託	1,668,406		5,938,643			
H8.11.1	高齢者給食サービス事業			公益事業	食事を自宅まで配達し安否確認を行う	一人暮らしの高齢者	353,492	1.78	0.78	1	受託	107,692,598		5,597,842			
H21.4.1	船穂町高齢者福祉センター運営事業	船穂町高齢者福祉センター		公益事業	高齢者福祉センターの運営	高齢者	5,762	2	(1)	1	指定管理(指定)	16,241,108		5,856,920			
H21.4.1	まさび荘運営事業	倉敷市まさび荘		公益事業	高齢者福祉センターの運営	高齢者	26,784	4	(1)	3	指定管理(公弊)	16,634,000		10,417,826			
S62.4.1	生活福祉資金貸付事業	くらしき健康福祉プラザ		県社協受託 事業	公益事業	市民の生活相談、貸付	一般	640	3.22	1.22	2				10,381,632		
H11.10.1	日常生活自立支援事業				公益事業	福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類の取り寄せ	判断能力が不十分な者	706	2.73	1.73	1				11,783,467		
H18.4.1	地域包括支援センター事業	くらしき健康福祉プラザ	介護保険 関連事業	第2種社会福祉事業	地域における介護の総合的なマネジメント			3	(3)	0	受託	14,077,600		15,960,403			
H17.10.3	居宅介護支援事業	船穂町高齢者福祉センター			ケアマネージャーによる介護による相談等		1,067	3	(2)	1	自主事業				11,983,467		
H17.10.3	訪問介護事業	船穂町高齢者福祉センター			ホームヘルパーによる訪問介護事業		3,288	7	(1)	6	自主事業				13,406,322		
H17.10.3	訪問介護事業	真備健康福祉会館			同上		2,970	8	(2)	6	自主事業				13,144,332		
H17.10.3	通所介護事業	船穂町高齢者福祉センター			第2種社会福祉事業	デイサービスセンターの運営		7,569	18	(3)	15	自主事業				37,903,284	
H17.10.3	介護予防支援事業				第2種社会福祉事業	介護予防教室の開催他		460	0	0	0	自主事業					
	児島競艇場売店事業	児島競艇場			収益事業	競艇場の売店6店舗	一般		8	(2)	6					18,826,448	
								34.5	26	8.5				(A) 277,816,279 (B) 244,399,338 (C) 33,416,941			

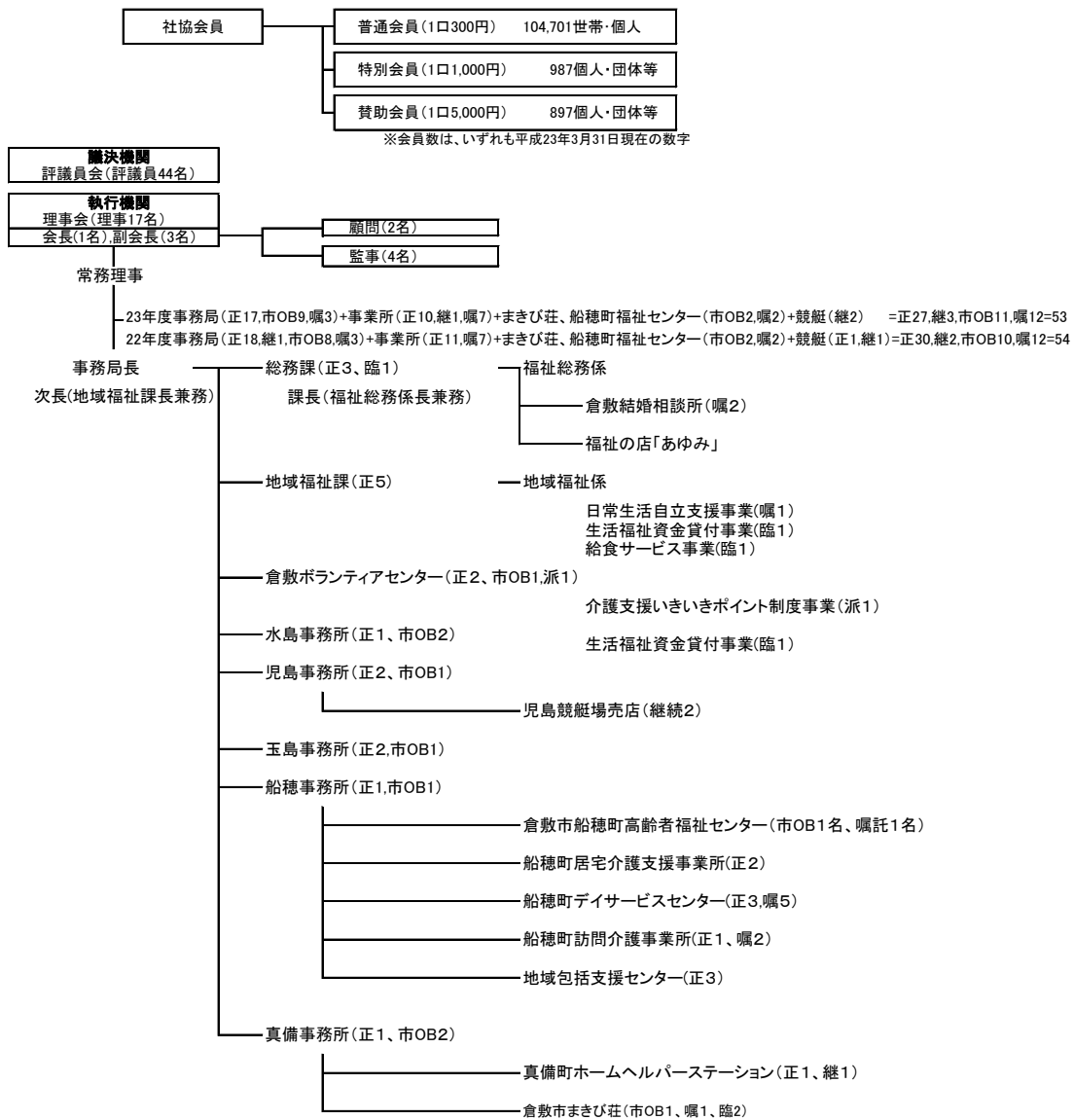
1 職員数合計欄は、兼務、臨時・嘱託の数を足したものである。
 2 高齢者福祉センター（船穂・真備）、介護保険事業、競艇場売店事業については兼務の職員はいないため（ ）で表示している。
 3 (A) 人件費合計額、(B) 人件費補助金+結婚相談所補助金+指定管理費の人件費+介護保険の人件費+収益事業の人件費
 4 (C) は(A) - (B)

③ 組織（平成23年4月1日現在）

役員	
理事	17
監事	4
顧問	2
評議員	44
計	67

		事務局	介護事業	高齢者福祉センター	計
プロパー職員	正規	17	10		27
	継続雇用	2	1		3
市OB職員		9		2	11
その他職員	嘱託	3	7	2	12
	臨時	6		2	8
計		37	18	6	61

社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 組織図（平成23年度）



④ 財務

A. 貸借対照表

貸借対照表			
平成23年3月31日現在			
(単位:千円)			
	一般会計	特別会計	合計
資産の部			
【流動資産】	【 176,441 】	【 46,699 】	【 223,140 】
現金	126	300	426
預貯金	83,683	42,207	125,890
未収金	92,380	941	93,321
立替金	120	0	120
前払金	46	0	46
仮払金	86	0	86
商品・製品		3,251	3,251
【固定資産】	【 501,102 】	【 0 】	【 501,102 】
基本財産	(5,000)	()	(5,000)
その他固定資産	(496,102)	(0)	(496,102)
建物	186		186
車両運搬具	4,321		4,321
器具及び備品	8,232		8,232
ソフトウェア	4,611		4,611
退職共済預け金	108,468		108,468
財政調整積立預金	73,235		73,235
地区社会福祉協議会推進積立金	20,000		20,000
地域福祉活動基金積立預金	100,000		100,000
介護保険事業安定積立預金	176,900		176,900
その他の固定資産	148		148
資産の部合計	677,543	46,699	724,242
負債の部			
【流動負債】	【 97,347 】	【 6,824 】	【 104,171 】
未払金	85,818	6,718	92,536
預り金	11,495	106	11,601
前受金	34		34
仮受金	0		0
【固定負債】	【 108,468 】	【 0 】	【 108,468 】
退職給与引当金	108,468		108,468
負債の部合計	(205,815)	(6,824)	(212,639)
純資産の部			
【基本金】	【 5,000 】	【 0 】	【 5,000 】
基本金	5,000		5,000
【その他の積立金】	【 370,135 】	【 0 】	【 370,135 】
財政調整積立金	73,235		73,235
地区社会福祉協議会推進積立預金	20,000		20,000
地域福祉活動基金積立金	100,000		100,000
介護保険事業安定積立金	176,900		176,900
【次期繰越活動収支差額】	【 96,592 】	【 39,875 】	【 136,467 】
次期繰越活動収支差額	96,592	(39,875)	136,467
前期繰越活動収支差益		38,513	38,513
当期活動収支差益		1,363	1,363
純資産の部合計	471,728	39,875	511,603
負債及び純資産の部合計	677,543	46,699	724,242

事務局の土地・建物については、法人は所有しておらず、市から無償賃貸であり、
 児島競艇場の売店建物は市から有償で賃貸している。その他固定資産の財政調整積立
 預金、地域社会福祉協議会推進積立預金、地域福祉活動基金積立預金、介護保険事業
 安定積立預金は、純資産の部のその他の積立金に対応する預金である。

B. 資金収支内訳表（一般会計 経理区分別）および事業活動収支計算書（特別会計）
 資金収支内訳表（一般会計 経理区分別）

(単位:千円)

資金収支内訳表(一般会計)	合計	運営管理	部会	調査・広報	地域福祉推進	在宅福祉推進	共同募金	介護保険	ボランティア活動推進	心配ごと相談所	結婚相談所	給食サービス	在宅支援サービス	福祉の店	生活福祉資金貸付	高齢者福祉受託	障がい者福祉受託	一般福祉受託	介護支援いきいき	日常生活自立支援
経常活動による収入	603,371	230,262	36	1,610	5,852	1,078	59,921	119,864	4,706	1,668	6,300	107,693	63	1,053	7,660	35,563	5,030	0	3,517	11,494
会費収入	36,972	36,952											20							
寄付金収入	16,687	15,615				1,073														
経常経費補助金収入	124,457	111,428			150				1,543		5,472		43	300	5,350					170
受託金収入	180,268							14,078	2,284	1,668		107,693			2,301	34,525	4,834		3,517	9,368
事業収入	6,237	426					612	3,743	198							206	196			856
共同募金配分金収入	56,001			150			55,851													
介護保険収入	94,725							94,725												
自立支援費等収入	4,243							4,243												
雑収入	6,183	5,565					259	45	238							56				19
受取利息配当金収入	1,167	813						352								2				
会計単位間繰入金収入	5,369	5,369																		
経理区分間繰入金収入	71,062	54,094	36	1,460	5,702	6	3,199	2,678	442					753	9	774				1,081
施設整備等による収入	0																			
財務活動による収入	19,409	19,409																		
その他の収入	19,409	19,409																		
収入合計	622,780	249,671	36	1,610	5,852	1,078	59,921	119,864	4,706	1,668	6,300	107,693	63	1,053	7,660	35,563	5,030	0	3,517	11,494
経常活動による支出	610,684	236,638	36	1,613	5,852	1,078	66,048	110,478	5,560	1,668	6,300	107,693	63	1,053	8,543	37,329	5,376	465	3,517	11,373
人件費支出	292,572	162,501						88,896	1,637		5,714	1,637			5,001	16,265			1,113	9,807
事務費支出	15,763	13,567		783				1,163	73		7	7			13	130				19
事業費支出	231,238	4,418	36	831	5,852	1,078	59,235	16,211	2,504	1,668	579	106,049	43	1,053	2,175	20,832	5,030		2,404	1,239
負担金支出	50						50													
経理区分間繰入金支出	71,062	56,151					6,763	4,208	1,346				20		1,354	102	346	465		307
施設整備等による支出	2,102	114	0	0	0	0	0	1,596	0	0	0	0	0	0	0	270	0	0	0	122
固定資産取得支出及び繰入金支出	2,102	114						1,596								270				122
財務活動による支出	21,719	10,819	0	0	0	0	0	10,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立預金積立支出	10,900							10,900												
その他の支出	10,819	10,819																		
支出合計	634,506	247,572	36	1,613	5,852	1,078	66,048	122,974	5,560	1,668	6,300	107,693	63	1,053	8,543	37,599	5,376	465	3,517	11,494
当期資金収支差額	-11,726	2,099	0	-3	0	0	-6,126	-3,110	-854	0	0	0	0	0	-883	-2,036	-346	-465	0	0

一般会計の経理区分別では、収支規模の大きいものは、運営管理、共同募金、介護保険、給食サービス、高齢者福祉受託、日常生活自立支援などである。会計単位間の繰入や経理区分間の繰入があるため各事業の収支がわかりにくいと、これらを除いた資金収支差額を計算すると次のとおりである。

経常活動による収入	526,940	170,799	0	150	150	1,073	56,722	117,186	4,264	1,668	5,472	107,693	63	300	7,651	34,789	5,030	0	3,517	10,413
施設整備等による収入	0																			
財務活動による収入	19,409	19,409																		
収入合計	546,349	190,208	0	150	150	1,073	56,722	117,186	4,264	1,668	5,472	107,693	63	300	7,651	34,789	5,030	0	3,517	10,413
経常活動による支出	539,622	180,487	36	1,613	5,852	1,078	59,285	106,271	4,215	1,668	6,300	107,693	43	1,053	7,189	37,227	5,030	0	3,517	11,066
施設整備等による支出	2,102	114	0	0	0	0	0	1,596	0	0	0	0	0	0	0	270	0	0	0	122
財務活動による支出	21,719	10,819	0	0	0	0	0	10,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計	563,444	191,421	36	1,613	5,852	1,078	59,285	118,767	4,215	1,668	6,300	107,693	43	1,053	7,189	37,498	5,030	0	3,517	11,187
当期資金収支差額	-17,095	-1,213	-36	-1,463	-5,702	-6	-2,563	-1,580	50	0	-828	0	20	-753	462	-2,708	0	0	0	-774

「高齢者福祉受託」区分以外のすべての事業で収支差額がマイナスとなっていることがわかる。

事業活動収支計算書（児島競艇場売店事業特別会計）

（単位：千円）

事業活動収支	収入	売上高	53,274
	支出	売上原価	41,254
		人件費	18,444
		事務費	5,382
		計	65,080
	事業活動収支差額		△ 11,806
事業活動外収支	収入	受託金収入	18,456
		その他	82
		計	18,538
	支出	社会福祉事業へ繰入	5,369
		事業活動外収支差額	
特別収支			0
当期活動収支差額			1,363
前期繰越活動収支差額			38,513
次期繰越活動収支差額			39,875

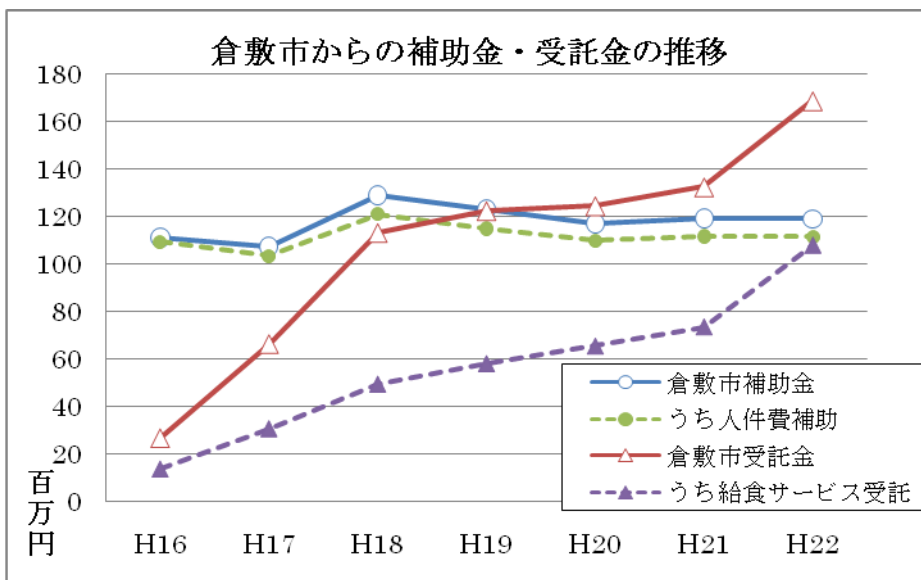
収益事業である特別会計は、事業活動収支はマイナスとなっている。倉敷市からの受託金収入によって収支がプラスとなっており、それを社会福祉事業である一般会計へ繰入れている。

C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
倉敷市補助金	110,774	107,020	128,777	122,736	116,949	118,832	118,787
人件費補助金	109,148	103,303	120,936	114,818	109,682	111,605	111,428
福祉の店補助金	300	300	300	300	300	300	300
ボランティア補助金	1,326	1,396	1,537	1,511	1,393	1,397	1,543
ふれあいのまちづくり事業補助金		2,021					
結婚相談所補助金			5,450	5,472	5,472	5,472	5,472
福祉路線バス利用助成事業補助金			554	492			
その他補助金				144	101	59	43
倉敷市受託金	26,601	66,242	113,064	122,275	124,380	132,308	168,599
高齢者受託金	1,873	24,461	38,182	37,005	35,519	35,183	34,525
障害者受託金	3,999	4,045	4,832	4,749	5,866	5,385	4,834
一般福祉受託金	282	196	6,718	6,700	191	168	
結婚相談所受託金	5,464	5,453					
給食サービス受託金	13,455	30,450	49,178	57,832	65,184	73,287	107,693
たすけあいサービス受託金	114	123	184				
ボランティアセンター受託金	187	200	1,508	3,826	3,084	2,980	2,284
心配ごと相談所受託金	1,228	1,314	1,410	1,395	1,729	1,736	1,668
地域包括支援センター受託金			11,052	10,768	12,808	13,571	14,078
介護支援いきいきポイント事業受託金							3,517
補助金・受託金合計	137,376	173,262	241,840	245,011	241,329	251,141	287,386



倉敷市からの補助金については、人件費補助が大部分（平成22年度で94%）を占めており、総額はここ数年約120百万円で一定している。

倉敷市からの受託金については、平成17年度から年々増加している。増加している理由は、給食サービス受託金（在宅老人の自宅へ昼食の配食サービスをおこなうもの）について、配食日（土・日曜日）の拡大により年々大幅に増加しているからである。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事項・意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか		○		同様の社会福祉事業を運営している総合福祉事業団は主にハード事業、社会福祉協議会はソフト事業の位置づけである。ソフト事業のうち船穂と真備の事務所が実施している介護事業のうち訪問介護事業と居宅介護事業については、総合福祉事業団も実施している。	(意見) 介護事業については、事業の効率化のために事業の統合化の検討が必要である。総合福祉事業団を参照
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行っているか	○			介護事業については、民間の事業者も実施している	
	収支が赤字の事業はないか		○		事業別の人件費の配分計算をしていないため、収支計算が正確にできていない。そのため、事業別の損益状況が把握できない状況である。今後は、公認会計士と相談しながら検討していく予定である。	(意見) 正規職員の人件費の配分計算を行う必要がある。
	不採算事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			赤字体質の脱却を目指し、平成22年度から全事業を対象として、事務事業評価制度を試行して事業の見直しを行っている。 結果として、拡大7事業、見直し7事業、継続66事業となった。	
	長期事業計画を作成しているか	○			平成22年11月に、平成27年度までの5年間の計画として「倉敷市地域福祉活動計画」を作成した。その具体的計画として平成24年1月に「発展・強化計画」（平成	

				24年度～平成28年度)を策定予定である。	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか	○			
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か		○	理事17名・監事4名・評議員44名・顧問2名で、人数は特に問題ないとしている。今後は選出区分や選出方法の見直しを行っていく。	
	理事長は常勤か	○		会長は非常勤で週一回程度の出勤程度であるが、常務理事が常勤の為実務は問題はないとのこと。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		総務課、地域福祉課、ボランティアセンター、5事務所(水島・児島・玉島・船穂・真備)	
	市職員(出向)ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられないか。	○		理事1名、職員10名を合わせて市OB11名	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○		研修は、県社協や倉敷市等が実施するものに参加している。平成22年度から目標管理制度を試行的に導入しており、今後本格導入をめざしている。	
	能力給の導入は行われているか	○		現状では導入していない。今後は、他市(善通寺市や坂出市)の社会福祉協議会の先行導入の状況を見ながら、平成24年度に導入を検討して25年から人事評価制度と一緒に導入予定である。	
財務	財務状況が毀損していないか	○		純資産511百万円 各種積立金が370百万円ある。	(意見) 各種の積立金の必要性が不明確である。具体的な用途を明確にすべ

					きである。
	財務数値は適正か	○			
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○		収益事業は児島競艇売店事業のみであり、22年度は経常収支差額は1.3百万円	
	市に対する財政依存は過度でないか		○	市からの収入は、経常活動収入の52.7%である。今後は自主事業の拡大に努力する必要がある。	意見
	基本財産は適正に運用されているか	○		利付国債(2年,5年,10年)で運用されている。	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		利付国債(2年,5年,10年)で運用されている。	
	現物資産の管理状況は適正か		○	定期預金の管理に一部問題あり	指摘事項 ③現物照合参照
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開規程あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		苦情解決規程あり	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか	○		コンプライアンスの規程は特に作成していないが他の諸規程(職員就業規則、懲戒処分等)により整備している。	(意見) コンプライアンス規程の制定が望ましい。
	法務リスクの管理は適正か	○		県の社会福祉協議会の社会福祉経営相談事業としての顧問契約サービスを利用して弁護士に相談している。労務関係は、特定社会保険労務士との顧問契約によっている。	
	情報システムのリスク管理は適正か		○	事務局のサーバーについては、不正侵入防止のためファイアウォールを設置してい	(意見) セキュリティ対策が

				る。職員は個々のパスワードを設定している。	不十分である。⑤の情報システムの監査結果参照
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか	○		県社協の指導もあり真備町・船穂町との合併を機会に平成 17 年度より実施している。	意見 独立性に問題あり。
3 E	利用者数等の 3 E に資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて月別・サービス別・拠点別の利用者数等のデータを詳細に公表している。	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○		社会福祉協議会全体については、アンケート調査やヒアリングを実施している。各事業に対しては、単発事業(臨時に短期的に実施するもの)については、ほぼアンケートを実施している。継続事業については、特に実施していない。	(意見) 単発事業だけでなく、継続事業について満足度調査が必要である。
	ホームページ・パンフレット等による事業の PR は十分か	○		ホームページの作成は、内部で行っており、不定期に更新している。前年度のアクセスは月平均 1500 回程度であった。また、ボランティアセンターでは共通ブログを作成している。パンフレットは内部印刷。	
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		日常業務の中で実施している。	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○		決算書・事業報告書・往査した一部の施設の状況等から判断する限り問題ないと考え	
	指定管理事業は当期収支差額が収入の 10% 以上も計上されていないか (過去 3 年の単純平均で算定)	○		2 つの指定管理について、当期収支差額比率は 6.0% と △0.3% であり、問題はないと判断	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか	○		特に問題なし	

指定管理者の選定方法は適正か	○	船穂福祉センター指定管理は「指定」であるが、公募とすべきである。	(意見)
----------------	---	----------------------------------	------

意見・指摘事項についての補足

正規職員の人件費の配分計算について(意見)

各事業の事務・事業評価を行う場合において、直接従事している嘱託・臨時職員の人件費については把握し考慮しているが、事務局の正規職員については、管理経費として各事業への配分は行われていない。このため各事業において、正確な収支(損益)管理が出来ていない状況である。今後の事務・事業評価においては、業務の実態に合った人件費を配分することが望ましい。

各種の積立金等の必要性の説明について(意見)

後述の④財務 A 貸借対照表の推移 で説明するが、平成17年度に真備町、船穂町の社会福祉協議会と合併して1つの基金、2つの積立金を合計228百万円引継いでいる。これらの積立金のうち、「福祉基金積立金」は平成19年度に全額10.6百万円取崩されているが、「介護保険事業安定積立金」は平成20年度に48百万円繰入され、地区社会福祉協議会推進積立金、地域福祉活動基金及び介護保険事業安定積立金を合わせて平成22年度末で296百万円となっている。

これらの基金・積立金について、当協議会は「基金及び積立金運営規程」を定めて、それに基づき運用している。その規程において、基金・積立金の目的を定めているが、いままで積立金の目的取崩しが行われた実績はないため、見方によっては不必要な内部留保であり、倉敷市の外郭団体の「埋蔵金」と見なされる可能性さえある。一方、社会福祉協議会の収支状況は、次のB. 資金収支内訳表 で説明したように決してよくはないため、もし、基金・積立金の必要性が問題となり補助金減額ともなれば、収支はさらに悪化し、法人運営に重大な支障となるおそれがある。したがって、これら3つの積立金については、その積立金としての必要性や用途をより具体的に、明確にすること、さらに、必要に応じた目的取崩しの実績を残すことも必要である。

セキュリティ対策について(意見)

現状のセキュリティ対策としては、各職員が、サーバーアクセス時にパスワードを設定しているだけである。パスワードの設定だけでは不十分であり、ID の設定が不可欠である。また、各個人のパソコンにおいては、起動・アクセスにはなんら対策していない。当協議会の公共性を考慮すると、個人情報等の情報漏えいが起きた場合の社会的影響は大きいものがある。よって、専門的知識を活用したセキュリティ対策を検討すべきである。詳細は⑥情報システムを参照

監査の独立性について（意見）

当協議会は平成 17 年度より、公認会計士の外部監査を実施しており、適正な決算書を作成・開示する姿勢については、大いに評価すべきことである。しかし、監査責任者である公認会計士本人が当協議会の税務申告代理も行っている。一般的に、外部監査において被監査団体の税務申告代理も行った場合、利害関係があると判断されるため、当該監査の独立性に疑義が生じることとなる。税務申告代理は、他の税理士に依頼する等、早期に対応する必要がある。

船穂福祉センターの指定管理選定方法について（意見）

これは、当協議会についてのことではなく倉敷市側の問題であるが、高齢者福祉センターの指定管理者の選定方法において、まきび荘指定管理は「公募」であるが、船穂福祉センターにおいては「指定」となっている。この違いが必ずしも明らかではないので、原則通り「公募」が望ましい。

② 内部統制の状況

監査実施前に社会福祉法人セルフチェックリスト（平成 23 年度）および内部統制のチェックリストを法人担当者に記入してもらった。その項目別確認結果（適・否・非該当）のうち、否についてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	今後の対応	指摘事項・意見
理事会	理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか。（該当理事数：2名）	平成 23/3 末で 2 名は任期満了により退任した。 その後は継続欠席者はなし	問題なし
評議員	評議員会への欠席が継続している評議員はいないか。（該当評議員数：4名）	4 名のうち 2 名は退任	（意見）残り 2 名について、欠席が継続するようであれば改選を要する。
情報公開等	法人の役員、評議員の氏名、役職等の情報については、一般に対しても、会報への掲載、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等がなされているか。	役員の公表の要望はないため、公開の予定はない。 要望があれば検討する。	（意見）要望はなくとも、法人の公共性・公益性を考え、市民への理解を広めるためには、公開が望ましい。
会計組織	契約担当者は任命されているか。	契約担当者は任命されていない。 契約は各担当者が行う	現状で問題なし
会計組織	各任命に伴い、辞令は交付されているか。	平成 22 年度までは交付していた。平成 23 年度から辞令は廃止して通知とした（業務の簡素化）	現状で問題なし
入札等	入札方法の決定は、理事会、評議員会で行っているか。	一般競争入札は実施していない。	

入札等	指名競争入札の場合、入札業者の決定は、理事会、評議員会で行っているか。	市の登録業者から会長専決で実施	
たな卸資産	実地たな卸しは、「実地たな卸マニュアル」を作成しているか？	売店事業において、定期的なたな卸は実施しているが、「実地棚卸マニュアル」は作成していない。	(意見) 実地棚卸マニュアルの作成が望ましい。

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）

当該法人が管理している現物の資産について、以下の表の通り、現物と管理台帳との照合を行った。固定資産・備品については、運用面での指摘事項があるため改善が必要である。現金については、現金在高報告書の作成等、切手については管理面で改善の余地がある。預金については、定期預金証書の保管替えは早急に改善すべきである。

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金 (福祉プラザ事務局総務)	小口現金	現物および現金出納帳	(指摘事項) 経理規程第 26 条では「出納責任者は、入出金のあった日の金銭残高を金銭残高金種別表に記入し、当日の帳簿残高と照合しなければならない」と定められているが、金銭残高金種別表は作成していない。
切手		切手管理帳および現物	(指摘事項) 管理帳簿外の切手が 50 円 2 枚、80 円 14 枚あった。また、使用記帳もれが 90 円 19 枚、50 円 21 枚、10 円 3 枚あった。管理を適切に行う必要がある。
預金	普通預金	通帳及び残高証明書	(意見) 水島事務所の預金口座名が、平成 23 年 3 月末の時点では水島事務所長の名前となっており、平成 23 年 7 月で会長名に変更されていた。決算前に口座名は確認する必要がある
基本財産特定預金	国債	残高報告書	なし
財政調整積立預金	国債	残高報告書	なし
	定期預金	通帳及び残高証明書	なし
地区社会福祉協議会推進積立金	国債	残高報告書	なし
地域福祉活動基金特別預金	国債	残高報告書	なし

介護保険事業安定積立預金	定期預金	証書及び残高証明書	<p>(指摘事項) 定期預金証書が事務局ではなく船穂事務所保管となっていた為、監査人は事務局に送付を依頼しその後実査した。事務局は決算時には残高証明を入手し確認していたが、船穂事務所での証書保管は防犯面で不十分であり、また内部牽制上も残高証明の確認のみでは、例えば証書が担保差入となっても不明のため事故発生の虞がある。定期預金証書は事務局で保管すべきである。</p> <p>各事務所には出納責任者がいるので、日常使用する預金を持たせることに問題はないが、一定期間引き出されない定期預金まで保管させることは原則として禁止すべきである。</p>
特別会計	決済用預金	残高証明書	なし
競艇場売店事業	定期預金	証書及び残高証明書	<p>(指摘事項) 上記の「介護保険事業安定積立預金」と同様、定期預金証書は児島事務所保管となっていた。定期預金証書は事務局で保管すべきである。</p>
固定資産 (10 万円以上)	福祉プラザの事務局及びボランティアセンターに所在する固定資産のうちサンプルチェック (10 件)	現物及び管理台帳	①管理番号と管理シールによる管理が行われていない。(意見)
			②ワイヤレスシステムの除却処理漏れがあった。(指摘事項)
			③固定資産計上を要しない備品の管理については、経理規程上は特に定めておらず、管理は行っていない。財産管理上は高額な備品 (1 個の取得価額が 1 万円以上) については、備品台帳を整備して管理することが望ましい。(意見)

④ 財務

A. 法人全体の貸借対照表推移の分析

一般会計 (単位:千円)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
資産の部	流動資産	75,917	166,861	192,960	219,832	155,596	176,167	176,441	
	固定資産	基本財産	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		その他固定資産	201,440	454,994	461,611	447,933	507,994	498,846	496,102
		計	204,440	459,994	466,611	452,933	512,994	503,846	501,102
合計		280,358	626,855	659,571	672,765	668,590	680,013	677,543	
負債の部	流動負債	26,732	47,551	61,210	61,418	55,627	85,347	97,347	
	固定負債	98,384	108,843	114,695	112,426	122,335	117,058	108,468	
	合計	125,116	156,394	175,905	173,844	177,963	202,405	205,815	
純資産の部	基本金	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	その他の積立金	財政調整積立金	73,235	73,235	73,235	73,235	73,235	73,235	73,235
		地域福祉推進事業積立金	20,000	—	—	—	—	—	—
		地区社会福祉協議会推進積立金	—	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		地域福祉活動基金	—	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		介護保険事業安定積立金	—	118,000	118,000	118,000	166,000	166,000	176,900
		福祉基金積立金	—	10,690	10,690	—	—	—	—
	計	93,235	321,925	321,925	311,235	359,235	359,235	370,135	
次期繰越活動収支差額	59,006	143,536	156,741	182,685	126,392	113,373	96,592		
合計	155,241	470,461	483,667	498,921	490,627	477,608	471,728		
負債及び純資産の部合計		280,358	626,855	659,571	672,765	668,590	680,013	677,543	

児島競艇場売店事業特別会計

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
資産の部	流動資産	48,781	47,436	35,323	40,432	41,483	44,245	46,699	
	固定資産	その他固定資産	2,473	3,777	0	0	0	0	0
		計	2,473	3,777	0	0	0	0	0
	合計		51,254	51,213	35,323	40,432	41,483	44,245	46,699
負債の部	流動負債	7,036	4,395	4,831	5,165	4,135	5,732	6,824	
	固定負債	2,473	3,777	0	0	0	0	0	
	合計	9,508	8,172	4,831	5,165	4,135	5,732	6,824	
純資産の部	次期繰越活動収支差額	41,746	43,041	30,492	35,267	37,348	38,513	39,875	
	合計	41,746	43,041	30,492	35,267	37,348	38,513	39,875	
負債及び純資産の部合計		51,254	51,213	35,323	40,432	41,483	44,245	46,699	

平成17年度に、流動資産とその他の固定資産が大きく増加し、その他の積立金が大きく変動している。これは、平成16年度までは「地域福祉推進事業積立金」であった20,000千円を、より目的が明らかとなる「地区社会福祉協議会推進積立金」に名称変更したものである。

また、平成17年10月に船穂町、真備町の社会福祉協議会との合併に伴い、それまで両町の積立金およびそれに対応する積立預金をそのまま受入れたものである。内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

	船穂町	真備町	計
地域福祉活動基金	50,000	50,000	100,000
介護保険事業安定積立金	118,000		118,000
福祉基金積立金		10,690	10,690
計	168,000	60,690	228,690

B. 法人全体の収支推移の分析

一般会計資金収支計算書決算推移表

(単位:千円)

勘定科目		決 算							
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
経常活動	収入	会費収入	34,317	34,662	37,758	37,406	36,681	36,649	36,972
		寄付金収入	18,839	20,398	26,602	30,991	20,825	14,823	16,687
		市県補助金収入	110,774	107,020	128,777	122,736	117,099	119,402	124,457
		受託金収入	37,597	88,881	128,471	136,952	138,763	141,855	180,268
		事業収入	9,706	10,430	10,957	10,112	7,200	6,502	6,237
		共同募金配分金収入	65,638	61,468	66,514	65,527	64,501	63,003	56,001
		介護保険収入		39,208	84,721	90,813	85,730	87,820	94,725
		自立支援費収入					4,029	3,687	4,243
		利用料収入	7,009	6,144	5,429				
		雑収入	1,075	692	8,138	10,341	1,470	8,017	6,183
	支出	利息配当金収入	15	92	208	236	1,080	1,614	1,167
		会計単位間繰入金収入	3,000	1,000	19,500	5,735	3,739	3,746	5,369
		経理区分間繰入金収入	84,635	99,317	114,918	130,410	112,973	116,819	71,062
		経常収入計①	372,605	469,311	631,993	641,259	594,091	603,935	603,371
		人件費支出	141,178	192,910	275,202	271,100	252,295	275,140	292,572
		事務費支出	19,268	27,011	25,222	22,079	20,895	19,077	15,763
		事業支出	99,654	147,262	194,793	198,281	198,734	203,336	231,238
		助成(負担)金支出	2,072	501	554	50	50		50
		会計単位間繰入金支出		3,000					
経理区分間繰入金支出	84,635	99,317	114,918	130,410	112,973	116,819	71,062		
経常支出計②	346,806	470,002	610,688	621,920	584,947	614,372	610,684		
経常活動資金収支差額③=①-②		25,799	-691	21,305	19,339	9,144	-10,436	-7,313	
施設整備等	収入	施設設備整備等収入計④	0	0	0	0	320	0	
		支出							
	施設整備等支出計⑤	3,125	1,791	7,690	5,633	10,000	3,990	2,102	
施設設備等資金収支差額⑥=④-⑤		-3,125	-1,791	-7,690	-5,633	-9,680	-3,990	-2,102	
財務活動による収支	収入	介護保険事業安定基金積立預金取崩収入							
		退職共済預け金返還金収入外⑦	0	83,065	12,987	24,807	1,307	16,781	19,409
	支出	介護保険事業安定基金積立預金積立支出					48,000		10,900
		退職共済預け金返還金支出⑧	7,017	10,459	14,162	11,848	11,217	11,503	10,819
	財務活動資金収支差額⑨=⑦-⑧		-7,017	72,606	-1,175	12,959	-57,909	5,278	-2,310
予備費⑩									
当期資金収支差額合計⑪=③+⑥+⑨-⑩		15,657	70,124	12,440	26,664	-58,445	-9,149	-11,726	
前期末末支払資金残高⑫		33,529	49,186	119,310	131,750	158,414	99,969	90,820	
当期末末支払資金残高⑬+⑫		49,186	119,310	131,750	158,414	99,969	90,820	79,094	

児島競艇場売店事業特別会計 事業活動収支計算書推移表

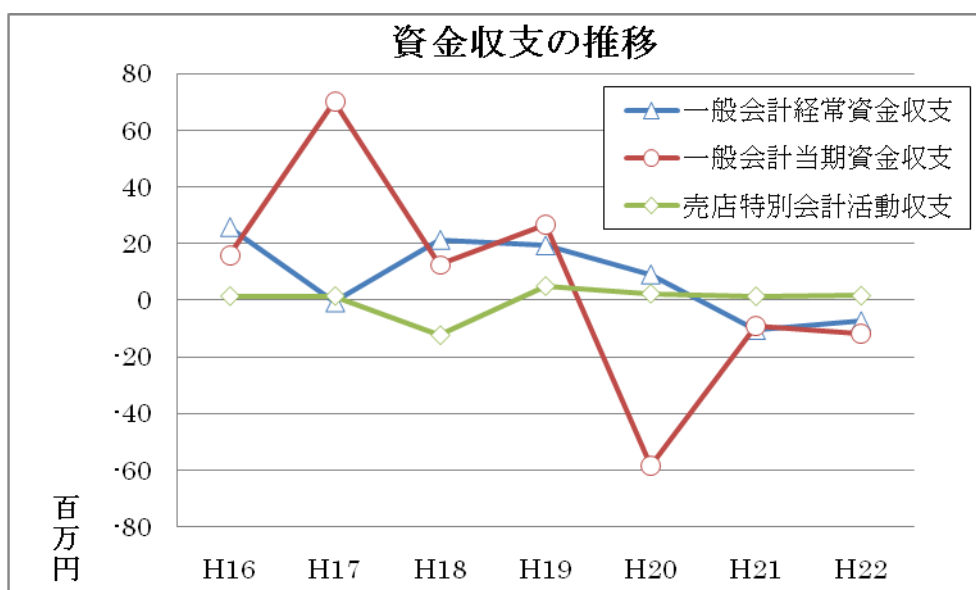
(単位:千円)

勘定科目		決 算						
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業活動収支	収入	128,887	98,600	83,627	81,998	65,783	57,731	53,274
	支出	126,415	114,424	96,198	92,555	80,744	73,391	65,080
	事業活動収支差額	2,472	△ 15,824	△ 12,571	△ 10,558	△ 14,961	△ 15,660	△ 11,806
事業活動外収支	収入	1,765	18,119	19,522	21,068	20,780	20,570	18,538
	支出	0	14,928	19,346	20,940	20,675	20,470	18,456
	事業活動外収支差額	△ 1,235	17,119	22	15,333	17,041	16,825	13,169
経常収支差額		1,238	1,295	△ 12,549	4,776	2,081	1,165	1,363
特別収支		0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額		1,238	1,295	△ 12,549	4,776	2,081	1,165	1,363
法人税等		0	0	0	0	0	0	0
当期利益		1,238	1,295	△ 12,549	4,776	2,081	1,165	1,363

一般会計について、平成20年度までは、平成17年度を除いて、経常収支差額はプラスとなっていたが、平成21年度以降はマイナスとなっている。当期資金収支差額は、平成20年度に積立金に48百万円積立てたためマイナスとなっており、平成21年度以降もマイナスである。

特別会計について、平成18年度は19.5百万円一般会計へ繰入したため当期利益がマイナスとなっているが、これ以外の年度は当期利益はプラスである。ただし、事業

活動収支は、平成 17 年度以降マイナスとなっており、事業活動外収支で市の受託金により経常収支がプラスとなっている。



C. 出納の監査結果

一般会計においては、19 の経理区分があり、総勘定元帳は経理区分ごとに作成されている。収入について主なものは、市からの補助金、委託料、共同募金配分金収入、介護保険収入である。支出について主なものは、人件費と事業費であり、その他の勘定科目の金額的重要性は低い。以上を考慮して 22 年度の出納の監査に必要な手続きを実施し、その結果を一覧にしたのが以下の表である(ただし、③の現物照合は除く)。

さらに、上記の監査手続きの結果、指摘事項・意見の対象となった項目についても一覧表を作成した。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・資金収支計算書・事業活動収支計算書の整合性検証と総勘定元帳との照合	問題なし	
22 年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	①預り金のマイナス残 ②未払税金の未計上	指摘事項
国債の購入(貸借対照表上は財政調整積立預金、地区社会福祉協議会推進積立預金、地域福祉活動基金積立預金に計上)について、起案書・取引報告書と照合	問題なし (3 件全て)	
22 年度末の退職共済預け金について全国社会福祉団体職員退職手当積立基金からの掛金累計と照合	問題なし	
人件費について、月次賃金総括表 (22 年、23 年分)、月次賃金台帳 (3 月分) を閲覧し、個人別の賃金台帳と照合した。	サンプル (8 件) でチェックした範囲では問題なし	

退職金について、3月末退職者分で未払計上分について、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金（中央三井アセット信託銀行が受託）からの給付金計算書と照合	問題なし（3件全て）	
人件費補助金収入について、申請起案書、交付申請書、人件費明細書、交付決定通知書、交付請求書、実績報告書、交付確定通知書と照合 貸金台帳、給与表または常務理事報酬等の規程、平成23年1月定期昇給の給与と照合 手当については、通勤届、扶養手当明細、住居手当申請と照合	8人分照合 申請額が減額されていることについて	意見
補助金（人件費以外）収入について、申請書、交付決定通知書、交付請求書、実績報告書、交付確定通知書と照合	1件の補助金「福祉ボランティア育成事業補助金」について交付要綱、交付額決定及び実績報告確認について問題あり	指摘事項
受託事業収入について、委託契約書、事業実績報告（委託料精算書）と照合	問題なし（13件全て）	
指定管理受託について、契約書、協定書、実績報告書と照合	問題なし（2件全て）	
寄附金収入について、寄附金台帳、寄附金申込書、固定資産台帳（寄附された固定資産のみ）と照合	問題なし（固定資産の現物寄附3件全て）	
22年度での未払計上の検証 3月末で計上している未払金について、請求書、納品書と照合	器具什器費で未払計上しているものについては固定資産（ソフトウェア）で計上すべき	指摘事項
未払金、未収金の滞留状況について、8月末現在で精算の状況を検証	未収金は問題なし 未払金は滞留あり	指摘事項

指摘事項・意見一覧

項目	内容	指摘事項・意見
預り金	預り金の残高の内訳においてその他の区分で△2,065,553円計上となっていた。 調査した結果、平成22年6月の預り金の精算処理で、「社会保険」と「その他」の間違いが原因と判明した。	（意見） 決算書時に、預り金の内訳別残高を確認していれば、すぐに間違いがわかっていたはずである。今後は、内訳別の確認を行う必要がある。
補助金収入	「福祉ボランティア育成事業補助金」の中の「ボランティア団体活動助成費」（1,050千円）について、交付要綱の更新未了、金額決定の根拠不明確及び実績報告書に不備（名簿の添付もれ、収支計画での補助金額を収入として計上漏れ）があった。	（指摘事項） 当助成費の交付要綱の更新を行うこと。 現行では、助成額の決定根拠が不明確である。 実績報告書及び添付書類の確認を行うこと。

人件費補助金収入	人件費補助金について、人件費補助所要額(補助交付基準に基づく額)は112,469千円であるが、市の指導により申請額は111,605千円と減額している。	(意見) 補助金の申請時に、指導を受けて減額すべきではない。申請は所要額を申請すべきである。
未払税金	未払法人税等(1,026,300円)が貸借対照表に計上されていない	(指摘事項) 現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。また、倉敷市では毎年度、外郭団体を含めた連結財務諸表を作成して公表しているが、当該連結財務諸表にも影響がある。
器具什器費	平成22年8月に新たに「共同募金委員会」ができ、会計を追加することとなった。そのためのソフトウェアの変更費用として450千円を3月末では未払処理している。新たな会計区分ができていないため「一般会計」で資産計上するのはおかしいと判断し「一般会計」の「器具什器費」で処理した。	(指摘事項) 当該費用は、現行の会計システムに「共同募金委員会」の会計を追加するためのシステム改修費である。3/29には納品となっており、「共同募金委員会」の会計はできており「その他固定資産」の「ソフトウェア」として資産計上すべきものである。
未払金	3月末に決算で計上した未払金が8月末で1,527,744円残っていた。調査した結果、決算時に各事業所で計上した労働保険料の未払について4月以降に事務局で支払ったときに、未払の精算とせずに費用処理したため残ったものが1,517,614円であることが判明した。また、残り10,130円は業者への支払いもれであった。この結果をうけて、各事業所からの入金処理と業者への支払いをともに12/27に行なって、残高はゼロとなった。	(指摘事項) 未払金は決算で計上するだけであり、期の途中では計上していないため、期末後2-3ヶ月でゼロになるはずである。月次の残高をチェックしていれば発見できることである。月次のチェック項目をリスト化する等の改善が必要である。

D.市の委託契約の精算状況について検証

委託契約の形を取った実質的な財政援助もあり得るため、補助金以外に委託契約も閲覧することとしたものである。倉敷市との委託契約（指定管理を含む）について、元契約と精算状況について検証した。結果は次のとおりである。

倉敷市との委託契約の精算状況

		契約形態	精算方式	元契約額	決算額	差額	差額処理	摘要	
高 齢 者 受 託	真備まきび荘指定管理	高齢福祉課	指定管理(公募)	非精算	16,634,000	16,634,000	0	精算なし	
	船穂福祉センター指定管理	高齢福祉課	指定管理(指定)	非精算	16,241,108	16,241,108	0	精算なし	
	家族介護リフレッシュ事業	高齢福祉課	随意契約	返納のみ	1,036,000	1,035,665	-335	市へ返還	
	友愛訪問事業	高齢福祉課	随意契約	返納のみ	624,000	614,400	-9,600	市へ返還	
	計				34,525,173				
地域包括支援センター受託	介護保険課	公募	非精算	12,200,000	12,200,000	0			
障 が い 者 受 託	障がい者移動支援事業	障害福祉課	随意契約	返納のみ	1,865,000	857,994	-1,007,006	市へ返還	予定より利用件数が少なかったため、車両経費が少なかった
	障がい児を囲む親子ふれあい事業	障害福祉課	随意契約	返納のみ	1,000,000	971,384	-28,616	市へ返還	
	障がい者社会参加促進事業	障害福祉課	随意契約	返納のみ	3,087,000	2,790,360	-296,640	市へ返還	
	障がい者生活支援事業	障害福祉課	随意契約	返納のみ	394,000	213,929	-180,071	市へ返還	
	計				4,833,667				
ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー 受 託	地域共助型ボランティア育成事業	保健福祉推進課	随意契約	返納のみ	200,000	200,000	0		
	市民公益活動コーディネイト	市民活動推進課	随意契約	返納のみ	1,722,000	1,644,161	-77,839	市へ返還	
	市民公益活動普及推進	市民活動推進課	随意契約	非精算	140,000	140,000	0	精算なし	
	市民公益活動の普及啓発のためのパネル展開催	市民活動推進課	随意契約	非精算	300,000	300,000	0	精算なし	
	市民公益活動の普及啓発のための講演会開催	市民活動推進課	随意契約	非精算	300,000	300,000	0	精算なし	
	計				2,284,161				
高齢者等給食サービス	高齢福祉課	随意契約	返納のみ	115,933,000	107,692,598	-8,240,402	市へ返還	予定配食数より少なかったため給食業者への委託費が少なかったため	
高齢者等心配ごと相談	高齢福祉課	随意契約	返納のみ	2,018,000	1,668,406	-349,594	市へ返還		
介護支援いきいきポイント制度実施	介護保険課	随意契約	返納のみ	4,710,000	3,517,295	-1,192,705	市へ返還		

指定管理については、複数年全体での契約であり、精算条項は入っていないため、精算は行わない。「地域包括支援センター受託」は一般公募によって契約額は確定しており、精算はない。また、ボランティアセンター受託の「市民公益活動の普及啓発のためのパネル展開催」と「市民公益活動の普及啓発のための講演会開催」についても、金額は少額で精算はない。これら5契約以外の受託契約については、返納のみの精算条項があり、事業実績により精算が行われ、市へ返納が行われていた。

⑤ 情報システム

A. 監査の対象としたシステムの概要

今回の監査の対象としたシステムは、外郭団体が使用している以下のシステムである。以下に対象としたシステムの概要を記載する。

NO	1	2
システム名	社会福祉法人会計システム 「すていういずみい」	減価償却システム
システム管理部署	総務課	総務課
システム機能概要	公益法人会計基準に則った会計業務を行う。 平成18年4月1日からネットワーク対応版を使用されている。平成18年4月1日から平成23年3月31日までのリース期間で、平成23年4月1日から1年間再リースを行っている。 当初平成24年4月から新システムに移行する予定であったが、公益法人の新会計基準の制定が遅れているので、新システムへの移行も遅れる予定である。	減価償却の計算を行い、固定資産台帳等の帳票を出力する。
OS、ハードウェア、DBMS	富士通PRIMERGY TX200 OS : WINDOWS SERVER 2003 DBMS : SQLSEREVER 2000	富士通PRIMERGY TX200 OS : WINDOWS SERVER 2003 DBMS : SQLSEREVER 2000
導入年	2001年	2001年
更新予定	2012年	2012年
外注状況	パッケージソフトウェアを利用。	パッケージソフトウェアを利用。
保守料	304,500円	会計システムに含む
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	無し	無し
情報システムの中長期計画	2012年に更新予定。	2012年に更新予定。
契約書	リース契約書あり。	無し

NO	3	4
システム名	予算編成システム	PCA給与システム
システム管理部署	総務課	総務課
システム機能概要	当初予算 当初予算入力を行い、予算見積書（EXCEL）を発行する。 補正予算 補正予算入力を行い、補正予算見積書を発行する。 会計インターフェイス 会計システム「すていういずみい」へインターフェイス連携を行う。	給与および賞与計算を行い、明細書を出力する。
OS、ハードウェア、DBMS	富士通PRIMERGY TX200 OS：WINDOWS SERVER 2003 DBMS：SQLSEREVER 2000	富士通LIFEBOOKノート OS：WINDOWS SERVER 2003 DBMS：SQLSEREVER 2000 EXPRESS
導入年	2008年	2006年
更新予定	2012年	2012年
外注状況	倉敷社協用に新たに構築。	パッケージソフトウェアを利用。
保守料	63,000円	42,000円
情報システムに関する企画開発運用に関する規定	無し	無し
情報システムの中期計画	2012年に更新予定。	2012年に更新予定。
契約書	ソフトウェア開発契約書	無し

B. 監査結果

イ. 情報システムの運用ルールについて

(意見)

法人として、情報システムを業務に支障がないように円滑に維持運用していくことが重要である。そのためには、重要なデータやプログラムに関するバックアップに関するルールやバックアップしたデータのリストアに関するルール、更に障害発生時の対応方法等に関するルールが定められているかどうか、また、定められている場合の当該ルールの妥当かどうか、準拠しているかどうかについては重要な事項である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(情報システムの運用ルールについての現状)

今回の対象案件では、バックアップの対象とするデータやプログラム等の範囲やバックアップの頻度、バックアップ媒体の管理方法、バックアップが適切に行われたかどうかを確認する方法やその確認時の証跡の保存方法等のデータのバックアップに関するルール、また、バックアップしたデータをリストアする場合のルール、障害発生時の対応手順等の障害対応に関するルール等を組織として定められていない。実際の運用としては、バックアップのツールを導入して自動でバックアップを実施している等の運用は行われていた。

なお、今回の対象とした各システムに関しては、データだけでなく、システムもバックアップされているが、システムと同じ場所でバックアップデータを保管され、システム本体と隔地で保管されていない。年度末には他の媒体に保存している。

ロ. アクセス権管理について

(意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、必要な情報を必要な担当者のみ限定してアクセス出来るようにすることが重要である。そのためには、ユーザーIDを個人別に付与するとともに、一定以上の複雑さのあるパスワードを使用し、システムにログインする仕組みでアクセス制限し、さらに、当該パスワードを、定期的に変更をすることが重要である。

また、現在、使用許可を与えているユーザーが、妥当かどうかを定期的にチェックするために、ユーザー一覧を作成して、管理していくことは重要である。

なお、一定以上の複雑さのあるパスワードとは、たとえば、英数大文字小文字が混在し、7ケタ以上のパスワードのことをいう。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(アクセス権管理についての現状)

今回の監査対象案件では、システムにより、ユーザーID=パスワードとされており、本人以外が、本人になりすまし、システムにアクセスすることが出来るようになっており、適切なアクセス制限がされていない。

また、ユーザー一覧をもとに、現在アクセスを許可しているユーザーが妥当かどうかを定期的にチェックすることを、ルールとして定め、運用されていない。

ハ. サーバーの物理的な管理について

(意見)

法人の重要な情報資産を保護するためには、物理的にも適切なアクセス管理を行うことが重要である。たとえば、サーバー等は、可能であれば専用のサーバールーム内で管理する、もし、専用のサーバールームを設置出来ない、ということであれば、サ

ーバーをラック内で施錠管理する等の管理が重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(サーバーの物理的な管理についての現状)

法人で使用されているサーバーについては、専用のサーバールーム等で管理されているわけではなく、また、ラック内で管理されているが、施錠管理されていない。

二. 業者選定について

(意見)

システムを導入する外部委託業者を適切に選定することは、投資効果の観点から、また、システムを円滑に維持運用していく上でも重要である。そのためには、業者選定時の基準を適切に設定し、運用していくことは重要である。更に、外部委託業者が、再委託先を使用することの可否や、再委託先を使用することを認める場合の承認ルールや品質及びセキュリティを確保する上での管理ルールを定めて、運用していくことは、重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(業者選定についての現状)

システムを導入する外部委託業者を選定するにあたり、見積依頼、あるいは、提案依頼する最低限必要な業者数をルールとして文書で定められていない。また、入手された見積あるいは、提案の内容を適切に比較選定する上で、最低限必要な見積の項目等をルールとして文書で定められていない。更に、外部委託業者が、再委託先を使用してよいかどうか、また、再委託先を使用する場合の、事前の承認ルール等を文書で定められていない。

なお、社会福祉法人会計システム及び減価償却システムについての直近の見積は、都築電気、岡山システムサービス、富士ゼロックスの3社から見積を入手しており、また、見積の対象範囲は、同一条件とされている。

ホ. ソフトウェア資産の適切な管理について

(意見)

購入されたソフトウェアが、契約に従い、適切に使用されているかどうかを管理することは、重要である。そのためには、ソフトウェアライセンスの購入記録の維持更新、インストール媒体の適切な管理、インストール作業を実施出来る管理者の限定、PC やサーバー等へインストールされているソフトウェアの適切な管理等についてルールを定めて、適切に運用していくことが重要である。

また、そのためには、ソフトウェア資産の購買記録に関する台帳、PC やサーバー等のハードウェア資産台帳、ソフトウェア資産台帳、インストール媒体の管理台帳等

を関連づけて適切に管理していくことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(ソフトウェア資産の適切な管理についての現状)

社会福祉法人会計システム及び減価償却システムに関するソフトウェア及びハードウェアについては、管理台帳を作成されている。しかし、リース物件については、管理台帳で管理されていない。

一方、社会福祉法人会計システム及び減価償却システムに関するライセンス証書等の管理は、特定の場所で行われており、ライセンス証書等は、施錠出来るキャビネット等で管理されているが、管理台帳は作成されていない。

また、ソフトウェアの購入ライセンスの台帳は、作成されていない。

固定資産台帳の登録内容と現物のソフトウェアやハードウェアとの実査を年1回実施されているが、実施記録は作成されていない。また、ソフトウェアの購入ライセンスの管理台帳とインストールされているソフトウェアの記録とPCやサーバーにインストールされているソフトウェアとの整合性のチェックは現状では、定期的に実施されているわけではなく、その実施記録も作成されていない。

ソフトウェア資産を適切に管理するために必要となる各種の台帳が関連づけて整備されているわけではなく、また、管理するためのルールが整備されていない。

へ、ソフトウェアの保守点検について

(意見)

ソフトウェアを円滑に継続して使用していくためには、適時、適切な保守を受けることは重要である。また、点検を受けた場合には、作業報告書を入手して、契約通りに点検を受けたかどうか検証を行うことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(ソフトウェアの保守点検についての現状)

今回の対象案件のうち、社会福祉法人会計システムの契約書に保守点検についての条文があり、また、契約通りに保守点検を受けられ、保守点検の結果、作業報告書を入手され、検証を実施し、押印を当該作業報告書に押印されている。

一方、予算編成システムの契約書上、保守に関する定めがない。その理由として、社会福祉法人会計システムと一体のシステムであり、社会福祉法人会計システムと一緒に保守を受けているとのことである。しかし、契約書等双方合意した文書が作成されていない。

寄付金管理システムについては、保守料は発生していないが、バージョンアップが必要な場合は、有償で対応してもらっているとのことである。また、通常の故障の場合、無償で対応してもらっているとのことである。しかし、無償対応を担保してもら

うための保守契約等は締結されていない。

ト. ハードウェアの保守点検について

ハードウェアを円滑に継続して使用していくためには、適時、適切な保守を受けることは重要である。また、点検を受けた場合には、作業報告書を入手して、契約通りに点検を受けたかどうか検証を行うことが重要である。

(ハードウェアの保守点検についての現状)

今回の対象案件のうち、社会福祉法人会計システムのハードウェアについては、保守点検を受けられ、保守点検の結果、作業報告書を入手され、検証を実施し、押印を当該作業報告書に押印されている。

チ. 作業実績等の管理について

(意見)

見積書に記載されている工数は、あくまでも予定工数である。そのため、予定工数が妥当かどうか、実績工数を集計し、予定工数と実績工数との差異を分析し、予定工数の妥当性を検証するとともに、次回以降の見積工数の算定の妥当性を検証するための情報として活用することが重要である。

一方、見積上の予定単価が、担当者のランク毎に設定されているかどうか、また、他の類似案件における単価と比較して、大きく乖離していないかどうか、乖離している場合の理由として妥当かどうか等を検証することが重要である。また、そもそも単価に関する情報は、見積金額上、必須である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(作業実績等の管理についての現状)

予算見積システム作成の工数として、システム開発費用(SE作業)1.75人月 800,000円、システム開発費用(PG作業)2.2人月 600,000円として見積もりが算定されている。作業内容別に工数を算定されているが、作業実績をとり、見積工数と比較分析されていない。

また、同じく補正予算見積入力システムの工数として、システム開発費用(SE作業)0.75人月 800,000円、システム開発費用(PG作業)1人月 600,000円として見積もりが算定されている。作業内容別に工数を算定されているが、作業実績をとり、見積工数と比較分析されていない。

寄付金管理システムについて、岡山システムサービスと都筑電気の2社から見積書を手入して、比較選定され、都筑電気に委託した場合、最初からのシステム開発となるため、岡山システムサービスに委託した場合に比べて、金額が大きくなり、結果として、岡山システムサービスに委託されることになった。岡山システムサービスの要

望事項工数見積書には、工数の見積はあるが、単価情報はない。

リ．契約書について

(意見)

システムを導入するにあたり、双方合意した内容を記載した契約書を作成し、保管することは重要である。パッケージソフトウェアの場合、パッケージソフトウェアの保守等を保証する保証期間について、明確にしておくことは重要である。

また、契約書には、納品する成果物について、明確にしておくことは重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(契約書についての現状)

PCA 給与システムについては、契約書が作成されておらず、また、パッケージソフトウェアの保証期間について、双方で合意された保証期間を記載した文書は、作成されていない。

また、減価償却システムに関しても、ライセンスの購入、あるいは、利用に関する契約書が作成されていない。これは、会計システムに含まれているとのことであるが、その旨が、会計システムの契約書上で明記されていない。

一方、予算編成システムについては、契約書に成果物の定めがない。

ヌ．納品物の検収について

(意見)

システムの納品物については、本来納品されるべきものが納品されているか一覧で管理することが重要である。

そして、検収時点で納品物一覧表に記載されている納品物が納品されたかどうかをチェックし、そのチェック結果を保管しておくことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(納品物の検収についての現状)

予算編成システムについては、契約書に成果物の定めがなく、従って、納品物の検収一覧のようなものも作成されていない。

ル．予算編成システムの貴法人のノウハウについて

(意見)

標準パッケージソフトウェアを導入し、当該ソフトウェアに追加開発を行う場合、自社のノウハウを基に追加開発を行う場合、ケースにより自社に著作権が帰属する場合がある。その場合、当該著作権を保護するために契約書上等で明記して関係者間で合意を得ていくことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(予算編成システムの貴法人のノウハウについての現状)

予算編成システムについては、標準機能に追加開発を行っている。追加開発を行うにあたり、貴法人のノウハウを基に開発をされた場合には、貴法人に著作権が帰属することもあるが、今回の予算編成システムについては、契約書等に貴法人の著作権についての記載はされていない。貴法人に著作権が帰属する場合、契約書等に貴法人の著作権についての記載を行うことが必要である。

ヲ. 寄附金管理システムの貴法人のノウハウについて

(意見)

システム開発にあたり自社のノウハウをもとに開発を行う場合、ケースにより自社に著作権が帰属する場合がある。その場合、当該著作権を保護するために契約書上等で明記して関係者間で合意を得ていくことが重要である。

下記に記載した団体における現状は、改善すべきである。

(寄附金管理システムの貴法人のノウハウについての現状)

寄附金管理システムについては、貴法人と外部委託業者と共同で開発をされており、著作権は、貴法人と外部委託業者にある。しかし、寄附金管理システムについての契約書等に貴法人の著作権についての記載はされていない。貴法人に著作権が帰属する場合、契約書等に貴法人の著作権についての記載を行うことが必要である。

⑥ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

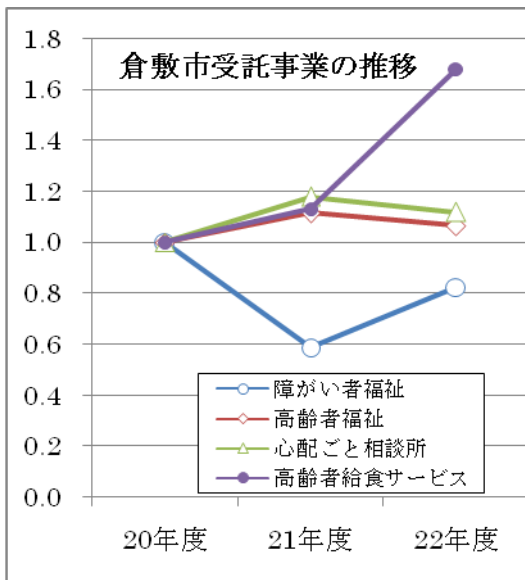
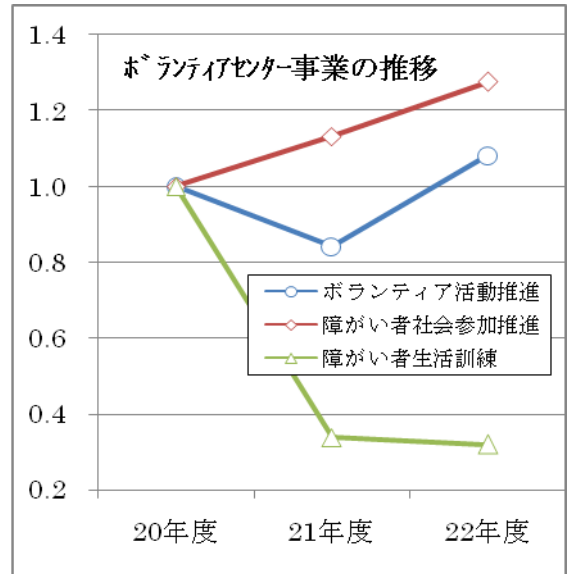
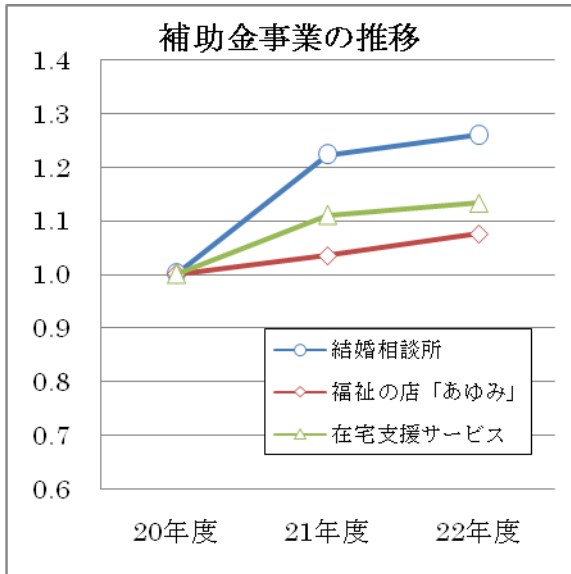
A. 有効性の検証：事業報告書の利用者数ないし件数等により判定

協議会が実施している事業について、各事業別の年次の事業報告書等で報告している利用者、参加者、及び実施件数（以下利用者等という）を有効性の指標とした。以下、平成20年度から平成22年度までの推移を示す。

事業区分	事業名	事業場所	利用者、件数	20年度	21年度		22年度	
						対20年度比		対20年度比
一般事業 (補助金事業)	結婚相談所運営事業	くらしきシティプラザ西ビル	利用者	21,049	25,737	1.22	26,496	1.26
	福祉の店「あゆみ」運営事業	イオンくらしきショッピングセンター	ボランティア ア動員数	1,150	1,190	1.03	1,237	1.08
	在宅支援サービス事業		貸出件数	933	1,036	1.11	1,057	1.13
共同募金 配分事業	高齢者福祉事業	くらしき健康福祉プラザ	実施人数	5,408	5,680	1.05	5,786	1.07
	障がい者福祉事業							
	児童福祉事業		会員数	18,456	18,456	1.00	18,456	1.00
	父子母子福祉事業		会員数	392	241	0.61	241	0.61
	福祉育成援助事業		会員数	737	737	1.00	741	1.01
	歳末たすけあい運動配分金							
倉敷市受託 (倉敷ボランティアセンター事業)	ボランティア活動推進事業	くらしき健康福祉プラザ	参加人数	15,404	12,964	0.84	16,666	1.08
	障がい者社会参加推進事業		受講者	98	111	1.13	125	1.28
	障がい者生活訓練事業		参加人数	169	57	0.34	54	0.32
	福祉機器・不用品リサイクル		成立数	11	1	0.09	7	0.64
	障がい者福祉受託事業		参加者	401	235	0.59	330	0.82
	高齢者福祉受託事業		対象人員	4,543	5,059	1.11	4,830	1.06
倉敷市受託事業	介護支援いきいきポイント		登録者				482	
	心配ごと相談所		相談件数	365	430	1.18	408	1.12
	高齢者給食サービス事業		配食数	210,488	237,876	1.13	353,492	1.68
	船徳町高齢者福祉センター運営事業(指定管理)	船徳町高齢者福祉センター	利用者総数	6,572	7,692	1.17	5,762	0.88
県社協受託事業	まきび荘運営事業(指定管理)	倉敷市まきび荘	利用者総数	22,828	26,901	1.18	26,784	1.17
	生活福祉資金貸付事業	くらしき健康福祉プラザ	相談件数	6	37	6.17	35	5.83
	日常生活自立支援事業		相談件数	174	476	2.74	706	4.06
介護保険 関連事業	地域包括支援センター事業(倉敷市受託)	くらしき健康福祉プラザ						
	居宅介護支援事業	船徳町高齢者福祉センター	延べ利用者	916	1,022	1.12	1,067	1.16
	訪問介護事業	船徳町高齢者福祉センター	延べ利用者	2,572	3,021	1.17	3,288	1.28
		真備健康福祉会館	延べ利用者	2,378	2,814	1.18	2,970	1.25
	通所介護事業	船徳町高齢者福祉センター	延べ利用者	6,991	6,943	0.99	7,569	1.08
	介護予防支援事業		延べ参加者	162	210	1.30	460	2.84
	合計			322,203	358,926		479,049	

注 介護支援いきいきポイント事業は平成22年度から開始している。
利用者等のないものは斜線を記載

平成20年度の利用者等を基準とした場合の、補助金事業、ボランティアセンター事業、倉敷市受託事業の年度推移を示すと、次のとおりである。



平成 20 年度以降、各事業の利用者等は増加傾向にあるが、一部減少している事業もある。ボランティアセンター事業の障がい者生活訓練の参加者が減少しているのは、対象者の外出介護支援に時間制限が設けられたことにより介助を必要とする参加者が減少したことや人気のあった講座の講師がいなくなったため内容が変更となったためなどである。

倉敷市受託事業で、障がい者福祉事業の対象人員が平成 21 年度に減少しているのは、イベントの内容により参加者が少なくなったからである。

以上の結果より、実施事業はほぼ有効に行なわれていると判断した。

ただし、次の事業については、利用者数等が少なく、事業実施の有効性に疑問がある。

イ. 福祉機器・不用品リサイクル事業（受託事業）

利用者等の状況

過去3年の利用者等の状況は次のとおりである（単位:件）。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
譲受登録	19	3	6
提供登録	18	10	6
成立	11	1	7

平成21年度が少なかったが、平成22年度にやや増加している。

利用者等の少ない理由は、介護機器については購入よりレンタルが主となり不用品としてあまりリサイクルに出なくなったためである。

（意見）

受託している当協議会は、この制度を、広報等でより広く市民に告知して利用を促進する必要がある。それでもなお利用が低迷するならば、需要自体がないということであり、委託者の倉敷市は事業の実施を見直す必要がある。

ロ. 在宅支援サービス事業（補助事業）

平成12年に開始したこの制度は、日常生活の家事等で困っているお年寄りや障害者等に対して、「困ったときのたすけあい」の心を持った協力会員が、その自宅を訪問しお手伝いをする事業である。

利用者等の状況

過去3年の利用者等の状況は次のとおりである。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
協力会員登録（人）	9	12	8
利用会員登録（人）	24	17	16
活動時間（時間）	1,067	584	488

利用状況は減少している。平成22年度の登録は、協力会員8名、利用会員16名と低調である。

（意見）

当協議会は、この制度を、広報等でより広く告知する必要がある。それでもなお利用が低迷するならば、この事業に対する需要自体がないということであり、倉敷市は補助対象の事業として見直す必要がある。

B. 経済性・効率性の検証：各事業における市の委託金額÷利用者数等により判定
倉敷市が支出した補助金と委託料の合計額を利用者数等で除すことにより、利用者等
当たりの金額を算定し、各事業の経済性・効率性を検証する。以下の表は、平成 22
年度分である。

(単位:円)

事業区分	事業名	事業場所	利用者、 件数	22年度利 用者等	22年度委託費	22年度補助金	委託費+補助金	利用者等 当たり	
				①	②	③	②+③	(②+③)/①	
一般事業 (補助金 事業)	結婚相談所運営事業	くらしきシティ プラザ西ビル	利用者	26,496	0	5,472,000	5,472,000	207	
	福祉の店「あゆみ」運営事業	イオンくらしき ショッピングセ ンター	ボラン ティア動 員数	1,237	0	300,000	300,000	243	
	在宅支援サービス事業		貸出件数	1,057	0	42,984	42,984	41	
倉敷市受託 (倉敷ボラ ンティアセ ンター事 業)	ボランティア活動推進事業		参加人数	16,666	2,284,161	1,543,460	3,827,621	230	
	障がい者社会参加推進事業		受講者	125	2,790,360	0	2,790,360	22,323	
	障がい者生活訓練事業		参加人数	54	130,832	0	130,832	2,423	
	福祉機器・不用品リサイクル事業		成立数	7	83,097	0	83,097	11,871	
倉敷市受 託事業	障がい者福祉受託事業	くらしき健康福 祉プラザ	参加者	330	1,829,378	0	1,829,378	5,544	
	高齢者福祉受託事業		対象人員	4,830	1,650,065	0	1,650,065	342	
	介護支援いきいきポイント事業		登録者	482	3,517,295	0	3,517,295	7,297	
	心配ごと相談所		相談件数	408	1,668,406	0	1,668,406	4,089	
	高齢者給食サービス事業		配食数	353,492	107,692,598	0	107,692,598	305	
	船徳町高齢者福祉センター運営事 業(指定管理)		船徳高齢者福祉 センター	利用者総 数	5,762	16,241,108	0	16,241,108	2,819
	まきび荘運営事業(指定管理)		倉敷市まきび荘	利用者総 数	26,784	16,634,000	0	16,634,000	621

利用者単位あたりの補助金、委託費の金額は、事業によって大きく異なるが、事業
の内容が異なるため、金額が大きいことで非効率的であるとはいえない。

障がい者社会参加推進事業と福祉機器・不用品リサイクル事業については、利用者等
当たり金額がそれぞれ 22 千円、11 千円と多額となっていることから、この 2 つの事
業の経済性・効率性について検証した。

イ. 障がい者社会参加推進事業

(事業内容) 技術ボランティアの養成を目的とした講座の開催と点訳テープおよび
音訳テープでの在宅障害者への情報提供である。

(検討) 技術ボランティア養成講座は、事業費は 1,860 千円で手話奉仕員、点訳奉
仕員等 7 つの技術者の養成を目的として、年間 122 回開催されたものである。開催に
対しての事業費は妥当であると判断した。点訳テープおよび音訳テープでの情報提供
は、音訳・点訳図書の寄贈、事業費 930 千円で、点訳カレンダーの作成、点訳および
音訳パンフレットの作成費用である。

内容と支出に対して特に経済的に問題はないと判断した。

ロ. 福祉機器・不用品リサイクル事業

(事業内容) 家庭で使用しなくなった介護機器および用品の提供者の情報を収集し、必要とする希望者に対して情報を提供するもの。

(検討) 事業費は 83 千円と少額である。平成 22 年度に登録者 6 件、成立 6 件と利用者等が少ないため利用者当たりの金額が多額となったものである。

この事業の有効性についての疑問は、前述している。

C.人件費補助金について (意見)

社会福祉協議会の事務局職員の人件費(給与、諸手当、厚生費)に対して補助率 80% で人件費補助金が交付されている。補助率は平成 16 年度までは 90%、平成 17 年度から平成 19 年度までは 85%、平成 20 年度以降は 80%となっている。補助率は減少しているが、補助金額は前述④財務 C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移で説明したとおり約 110 百万円前後で一定している。この人件費補助金については、まず、平成 9 年 8 月に倉敷市補助金等審議会に「答申」として次のとおりされている。

社会福祉協議会において、事務所の縮小等、人員配置の適正化計画を策定し、それに従った見直しを行うことが適当である。

次に、平成 12 年度の包括外部監査では、所轄部署である生活福祉課に対して、次のとおり指摘している。

相当程度の繰越金が継続して生じており、この点からも補助金交付基準の見直しが必要と考えられる。また、「人員配置の適正化計画」を策定しそれに従って早急な見直しが望まれる。

さらに、平成 16 年度の監査委員監査で生活福祉課に対し、次のとおり指摘している。

平成 9 年 8 月 28 日の審議会の「答申」として、「社会福祉協議会において、事務所の縮小等、人員配置の適正化計画を策定し、それに従った見直しを行うことが適当である。」とされているが、協議会においては、具体的な計画及び見直しが実施されていない。

また、平成 15 年度の協議会の決算では、次期繰越活動収支差額が 4, 216 万円、運用資金積立金 7, 323 万円及び地域福祉推進事業積立金 2, 000 万円を計上するなど、財政状況は健全であると認められる。

このような中、例年市は、協議会へ人件費の 90% 約 1 億円を超える補助金を交付しているが、補助率の引き下げを含め、補助金のあり方について今後検討されたい。

この監査委員監査の指摘をうけての生活福祉課の措置としては、以下である。

倉敷市補助金等審議会の「答申」を受け、倉敷市社会福祉協議会では、新規採用職員の抑制や定年退職者の補充分を派遣職員で対応をするなどを行い、平成9年4月の正規職員22人、嘱託2人から、平成17年4月には、正規職員17人、嘱託職員4人となりました。正規職員だけでみますと、5人、約23%の減となっています。現在は、平成17年10月に合併したため、事業内容、人員等は増加しておりますが、引き続き、事業の見直し、適正な人員配置に努めるよう、指導を行っていきます。

この措置以降、この補助金について指摘を受けての改善は進んでいないのが現状である。その理由として、次の点が考えられる。

理由1

補助金の金額が、人件費として実際に支払った金額に対して一定割合（80%）であるため、事務局の業務を合理化して職員の人数を減少させて人件費を減らせば補助金も減少することとなるため、協議会が合理化の努力の80%は相殺されて残り20%しか当協議会の収支に貢献しない。

理由2

人件費の支給基準の観点からも問題がある。当協議会の給与体系は市に準じているため、(ただし給与表は協議会で独自のものであり、市より低くはなっている。)、民間の給与水準から比べると割高となっていることは事実である。人件費の補助であるから割高であって当然であるという考えもあるが、そもそも、給与体系を市にあわせる必然性はないはずである。かえってこの補助金のために、給与水準の見直しを困難としている。

理由3

交付基準によると、「補助率は適宜見直しをする」こととなっており補助率が変動し、補助額が変動する可能性がある。補助率が10%変動すると11百万円の補助額の変動となり、当協議会の損益に大きな影響を及ぼすこととなる。このような変動要因を持ったままの損益計画は困難であり、複数年の事業・収支計画を困難としている。

解決策

現状の当協議会の収支状況から判断して多額の収支差額が出るとは考えられないため、補助金の額の変動は収支状況に大きな影響を及ぼす。そこで、民間の給与水準で今の業務を行った場合の人件費を算出し、その額を定額の補助金として支給するという方法が考えられる。定額であれば、業務や人員の合理化や給与水準の見直し等の改善努力がそのまま当協議会の収支状況の改善につながる事となる。また、補助金額が一定すれば、中期的な経営計画も策定可能となる。

⑦ 過去の包括外部監査における指摘事項

過去平成 12 年度において「補助金」をテーマにした包括外部監査で当社会福祉協議会への補助金についての意見は、次のとおりである。

(平成 1 2 年度) 外部監査による			
過去の指摘事項 及び意見	内容	措置状況	今回の指摘事項及 び意見
人件費補助金の 見直し (意見)	10 年度 17,298 千円、11 年度 35,580 千円、12 年度 26,802 千円の繰越金が発生しており、平成 12 年度における純財産は 198,739 千円で総資産 252,495 千円の 78.7%を占めるにいたっている。これは、相当程度の繰越金が継続して生じた結果であり、この点からも補助金交付基準の見直しが必要と考えられる。また、「人員配置の適正化計画」を策定しそれによって早急な見直しが望まれる。	意見を受けて、平成 14 年度から平成 17 年度までの経営目標を設定している。プロパー職員の 2 名減、嘱託職員 1 名増である。平成 17 年の合併以降の計画はない。	意見 人件費補助金について

⑧ 過去の監査委員監査（財政援助団体監査）における指摘事項

平成16年度に実施された監査委員監査の指摘事項と措置は次のとおりである。

指摘事項	措置の内容	外部監査人の検証
補助金の申請手続きについて 平成15年度倉敷市補助金等に係る事業実績報告の実績額において、退職積立金及び互助会の掛け率等を誤って算出していたため、94,316円過大な報告となっていた。 今後、補助金の申請事務手続きについて、所管部署の指導のもと適正な処理をされたい。	平成16年11月9日附けで倉敷市へ実績報告の訂正を行い、同11月18日に返還処理を完了しました。 今後、申請手続きについては、内部でのチェックを十分に行い、適正な処理を行ってまいります。	問題なし
収支計算書等における会計処理で、一般会計の地域共助型ボランティア育成事業は委託事業であるが、勘定科目を補助金として会計処理していたので、適正に処理されたい。	今後、会計事務手続きについては、適正な処理を行うよう努めてまいります。	平成22年度も受託契約となっていることを確認した。
高齢者等給食サービス事業の契約について 業務委託契約書において、前社会福祉協議会長名で契約を締結するなどの不備があったので、適正に処理されたい。	今後、事務決裁体制を明確にし、適正な処理に努めてまいります。	問題なし
人件費補助金について、平成9年8月28日の審議会の「答申」として、「社会福祉協議会において、事務所の縮小等、人員配置の適正化計画を策定し、それに従った見直しを行うことが適当である。」とされているが、協議会においては、具体的な計画及び見直しが実施されていない状況であるため、「答申」に沿った見直しをするよう、適切な指導をされたい。	倉敷市補助金等審議会の「答申」を受け、倉敷市社会福祉協議会では、新規採用職員の抑制や定年退職者の補充を派遣職員で対応をするなどを行い、平成9年4月の正規職員22人、嘱託2人から、平成17年4月には、正規職員17人、嘱託職員4人となりました。正規職員だけでみますと、5人、約23%の減となっています。 現在は、平成17年10月に合併したため、事業内容、人員等は増加しておりますが、引き続き、事業の見直し、適正な人員配置に努めるよう、指導を行ってまいります。	平成13年から正規職員は採用なし。 退職者の補充は、継続雇用や臨時職員で対応している。
福祉の店「あゆみ」の運営費について 役員研修費及び会員研修費の視察事業として、貸切バス借上を行なっているが、いずれも同一業者と随意契約により締結していたので、公平性等の観点から、契約方法の見直しを検討されたい。	貸切バス借上の契約方法につきまして、見直しを行い、2社以上から見積りを徴し、随意契約を行うことになりました。 平成17年度の役員研修費及び会員研修費においては、2社から見積書を徴し、安価な業者と契約を行いました。	平成21年4月から「くらしきレディスボランティアグループ」へ運営委託しているため該当なし
児島競艇場売店事業について 収益を目的とする事業として、児島競艇場売店事業を行ない、平成15年度決算では他会計への繰出し金を含め151万円の収益を計上している。しかし、年度中途において、平成15年度の収支見込を赤字として児島競艇事業局に対して売店使用料の減免申請をしていた。今後、この様なことがないように厳正に対応されたい。	平成16年度につきましては、減免申請取り下げの申出書を提出し、倉敷市からの請求に基づき、平成17年4月19日に使用料を支払っております。平成17年度は減免申請は行っておりません。使用料につきましては、平成18年4月22日に支払をしております。	平成22年度の申請については、減免なしとなっていることを確認した。
児島競艇場売店事業について 児島競艇場内に自動販売機を設置しているが、毎年随意契約により更新しているため、特定納入業者に偏った状況になっているので、今後、公平性等の観点から、契約方法の見直しを検討されたい。	児島競艇場内の自動販売機設置につきましては、公平性を期すため、平成17年6月30日から、倉敷市が設置業者を選定し、管理業務については、倉敷市社会福祉協議会が、倉敷市からの委託を受け、行っております。	該当なし
ペイオフ対策について 資金運用については、早急にペイオフ対策を講じられたい。	平成17年3月30日から、万一金融機関が経営破綻しても、預金は預金保険機構からの保証を含め、全額保護される「決済用預金」で対応しております。	真備、船徳の定期預金については、そのまま更新している。それ以外は国債の購入を行っている。
寄附金について 香典等による寄附金について、その金額が10万円を超える者を事業報告書に高額寄附者として掲載したり、金額の多寡により異なった扱いをしている。寄附者に対する配慮不足や寄附金を收受するものとしての認識の欠如等が見受けられたので、今後は基準を作成するなどの改善策を検討し、適切に対応されたい。	指摘のありました、高額寄附者名簿の事業報告書への掲載は、廃止しました。また、受付時のお礼につきましても差をつけられないよう平等に行っております。なお、礼状につきましては、寄附者の希望により行っております。基準につきましては、平成17年4月1日から、寄附金品受入事務取扱要領を作成し、実施しています	「寄附金品事務取扱要領」を確認し、平成22年分は同要領にしたがって処理されていることを確認した。

5. 財団法人倉敷市医療保健センター

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
- ② 事業及び施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約）
・ 3 E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 214
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・固定資産・備品）・・・・ 215
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
- ⑤ 契約（市との委託契約・指定管理契約・業者との業務委託契約）・・・・ 223
- ⑥ 事業の有効性・経済性・効率性（3 E）・・・・・・・・・・・・ 226
- ⑦ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・・・ 227
- ⑧ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項・・・・ 227

第2 監査の結果及び意見（個別）

5. 財団法人倉敷市保健医療センター

（1）概要

① 法人概要

所在地	岡山県倉敷市新田 2689 番地	設立年月日	昭和 57 年 7 月 8 日
代表者	渡辺進一	従業員数	52 名（常勤）
出資金額	2,000 万円	出資者	倉敷市 50%、倉敷 市連合医師会 50%
設立目的 （HP より）	将来増加が予想される医療需要に対処するため、倉敷市における救急医療体制の確保・充実と併せて、地域住民の健康保持増進と福祉の向上を目的とする		
主な事業内容	倉敷市休日 夜間急患セ ンター	休日夜間の急病患者（内科・小児科）に対して、応急治療に必要な診療業務を行い、市民の急病の医療需要等の対応に努めている	
	倉敷呼吸器 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象に慢性閉塞性肺疾患の予防及び健康の回復等を目的に専門医による呼吸器外来の診療を行うとともに、当該疾患の相談及び指導 ・公害健康被害の補償等に基づく指定検査機関としての検査業務 	
	倉敷・児島・ 玉島訪問看 護サービス センター	高齢者等の生活の質の確保を重視する立場から、住み慣れた地域社会や家庭で高齢者等の療養生活を支援し、心身の機能を維持回復することや市民福祉の向上のための訪問看護事業	
	介護保険事 業所らしき ・こじま・ たましま	要介護認定の申請代行、介護サービス計画（ケアプラン）の作成等の居宅介護支援を提供しています。	
	地域包括支 援センター 倉敷市大高 高齢者支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中枢機関としての役割 ・高齢者が住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送ることができるよう地域支援事業として 	

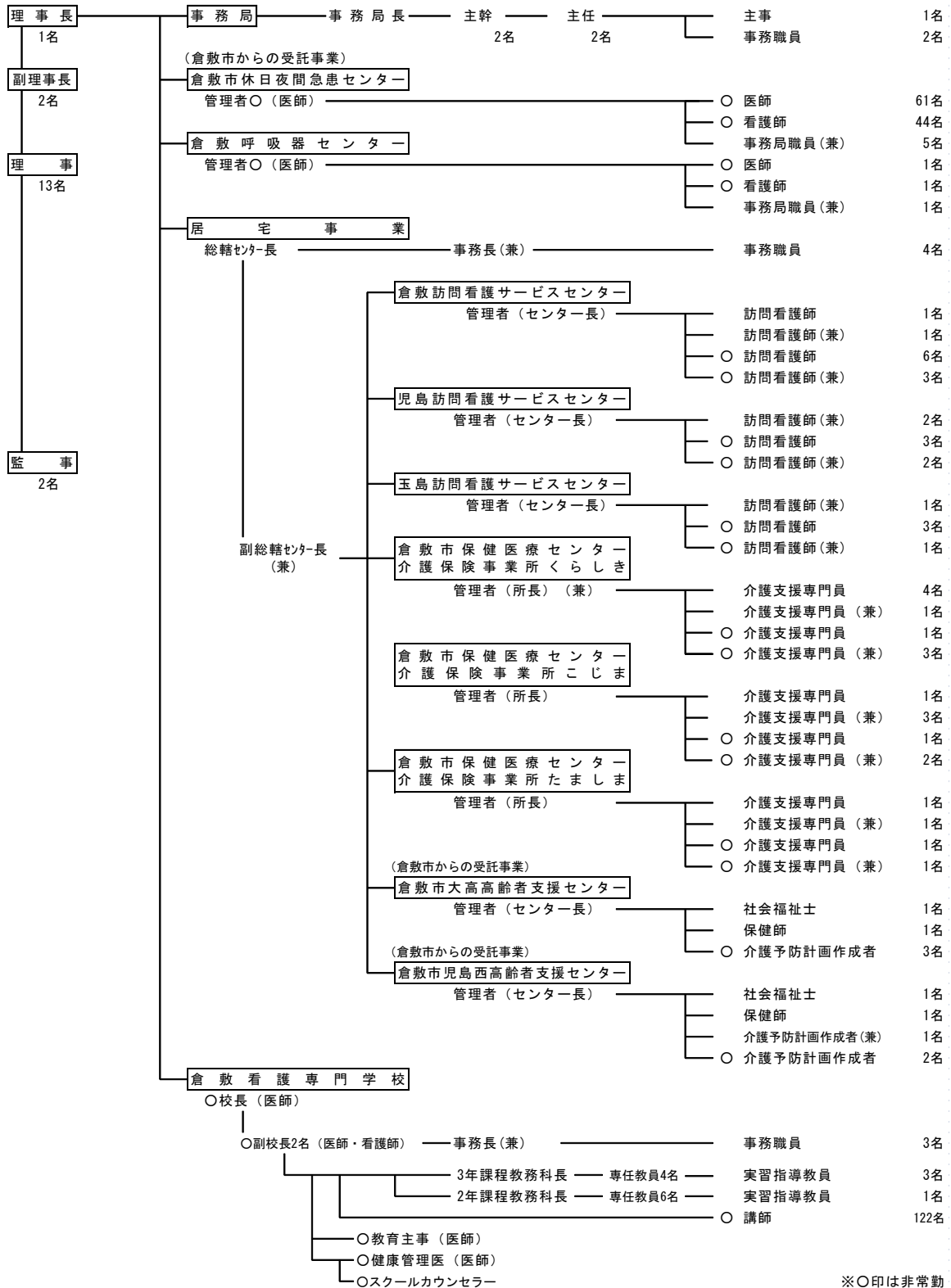
		の役割
	倉敷看護専門学校	看護師に必要な専門的知識, 技術の教授、保健医療福祉チームの一員として高い資質と豊かな人間性を養い、地域社会に貢献しうる人材を育成
会計単位及び経理区分	一般会計	ア本部経理区分
	特別会計	ア急患センター イ呼吸器センター ウ倉敷訪問 エ児島訪問 オ玉島訪問 カ介護くらしき キ介護こじま ク介護たましま ケ大高高齢者 コ3年課程 サ2年課程
規程	運営規程	寄附行為・役員等の旅費及び報酬に関する規程・事務決裁規程・組織規則・会計処理規程等
	就業規程	職員の給与の支給に関する規程・職員旅費規程・職員の退職手当に関する規程・職員被服等貸与規程等
	施設運営規程	運営委員会設置規程・苦情処理委員会設置規程・専門学校規則・校務分掌規程等
課題	経営に必要な資金の確保と適正管理	①設置母体である倉敷市及び医師会等からの補助金・委託料等の確保に努める。②国債や大口定期預金等安全かつ有利な資金管理を行う。
	新規事業や自主事業の実施	社会情勢等の変化に伴う新たな役割について事業化を目指す。具体的には、看護学校学生宿舍の設置を考える。
	人材の確保と育成	諸規程を遵守した人材を確保するとともに、優秀な非常勤職員には必要な研修を受講させ正規職員に登用するよう努める。

② 事業及び施設

法人概要に記載のとおりで、倉敷市休日夜間急患センターは指定管理事業である。

③ 組織

平成23年4月1日現在



④ 財務

A. 貸借対照表

			(単位:千円)		
			平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部	流動資産	現金預金	51,865	59,148	60,601
		その他流動資産	73,968	74,570	88,516
		合計	125,833	133,718	149,117
	固定資産	基本財産	233,927	218,543	223,855
		特定資産	262,655	291,148	310,149
		その他固定資産	202,242	192,711	183,810
		合計	698,824	702,402	717,814
資産合計		824,657	836,120	866,932	
負債の部	負債流動	未払金等	75,077	71,972	73,918
	負債固定	退職給付引当金	0	111,627	98,955
	負債合計		75,077	183,599	172,873
正味財産の部	指定正味財産		233,927	218,543	223,855
	一般正味財産		515,653	433,978	470,204
	正味財産合計		749,580	652,521	694,059
負債及び正味財産合計			824,657	836,120	866,932

資産の部

流動資産 149 百万円のうち、現金預金は 60 百万円、未収金 87 百万円、その他である。未収金の主な内容は、診療収入未収金 51 百万円、岡山県看護師等養成所運営費補助金収入未収金 32 百万円等である。

固定資産 717 百万円のうち、基本財産が 223 百万円（その内訳は基本財産 20 百万円、建物等 154 百万円、減価償却引当資産 49 百万円となっている）、特定資産が 310 百万円（退職給付引当資産 104 百万円、減価償却引当資産 87 百万円、居宅事業積立金 118 百万円）、その他の固定資産 183 百万円（看護学校 2 年課程建物等）である。総資産は 866 百万円である。

負債の部

流動負債 73 百万円のうち、未払金 51 百万円（内人件費 18 百万円、診療収入等繰出金 25 百万円等）、前受金 21 百万円（看護学校受験料等）、預り金 1 百万円である。固定負債 98 百万円は、全額退職給付引当金である。負債合計は 172 百万円である。

正味財産

資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は 694 百万円で総資産の 80%に相当し、財務安全性は非常に高い。

B. 資金収支推移

		(単位:千円)		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業活動 収支の部	事業活動収入	560,289	609,380	593,530
	(内:事業収入)	(342,298)	(380,073)	(383,686)
	(内:市補助金収入)	(75,409)	(62,339)	(60,908)
	事業活動支出	514,769	574,934	544,685
	事業費支出	418,186	443,103	426,736
	(内:報酬・給料手当・賃金支出)	(310,989)	(303,093)	(305,201)
	管理費支出	38,622	38,317	38,007
	(内:報酬・給料手当支出)	(33,653)	(33,456)	(32,799)
	繰入金支出	0	1,349	11,574
	繰出金支出	57,962	82,196	67,763
	返納金支出	0	9,969	605
		事業活動収支差額	45,520	34,446
投資 活動 部の 収	投資活動収入	0	12,369	12,674
	投資活動支出	78,550	35,825	48,065
	投資活動収支差額	-78,550	-23,456	-35,391
当期収支差額		-33,030	10,990	13,453
前期繰越収支差額		83,786	50,756	61,746
次期繰越収支差額		50,756	61,746	75,199

平成 22 年度の事業活動により増加した資金は 48 百万円で、35 百万円を設備投資(

積立金含む)に投下し、当期資金収支は13百万円となった。前期繰越資金収支差額と合わせて、平成22年度末の資金収支残高は75百万円となった。

C. 正味財産増減計算書

		(単位:千円)		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常増減の部	経常収益	563,406	624,764	593,530
	(内:事業収益)	(342,298)	(380,073)	(383,686)
	(内:市補助金)	(75,409)	(62,339)	(60,908)
	経常費用	535,002	706,269	555,796
	事業費	438,418	528,085	437,847
	(内:報酬・給料手当・賃金)	(310,989)	(303,093)	(305,201)
	管理費	38,622	84,670	38,007
	(内:報酬・給料手当)	(33,653)	(33,456)	(32,799)
	繰入金支出	0	1,349	11,574
	繰出金支出	57,962	82,196	67,763
	返納金支出	0	9,969	605
		当期経常増減額	28,404	-81,505
経常外の増減	経常外収益	12,588	0	6,997
	経常外費用	896	170	3,192
	当期経常外増減額	11,692	-170	3,805
当期指定正味財産増減額(調整)		0	0	-5,312
当期一般正味財産増減額		40,096	-81,675	36,226
一般正味財産期首残高		475,557	515,653	433,978
一般正味財産期末残高		515,653	433,978	470,204
当期指定正味財産増減額		-3,117	-15,383	5,312
指定正味財産期首残高		237,044	233,927	218,543
指定正味財産期末残高		233,927	218,543	223,855
正味財産期末残高		749,580	652,521	694,059

正味財産計算書によれば、経常収支の額は37百万円で経常収支比率は6.4%で収益力は高いと言える。

C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

倉敷市からの委託料等の推移は以下のとおりである（円単位）。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
補助金 （運営補助金）						
倉敷市保健医療センター	52,338,000	57,728,000	51,949,220	42,469,000	41,070,000	245,554,220
倉敷呼吸器センター	3,123,000	3,052,000	6,408,000	2,819,000	2,759,000	18,161,000
3年課程	9,488,000	9,488,000	9,488,000	9,488,000	9,488,000	47,440,000
2年課程	7,563,500	7,563,500	7,563,500	7,563,500	7,563,500	37,817,500
合計	72,512,500	77,831,500	75,408,720	62,339,500	60,880,500	348,972,720
補助金 （健康診断補助金）						
3年課程	12,922	15,241	14,910	14,910	14,578	72,561
2年課程	14,578	12,259	9,277	13,253	12,922	62,289
合計	27,500	27,500	24,187	28,163	27,500	134,850
受託収入 （運営委託料）						
倉敷市休日夜間急患センター	69,043,246	72,160,584	71,287,384	95,037,384	70,273,319	377,801,917
受託収入 （運営委託料，特定高齢者実態把握加算等）						
倉敷市大高齢者支援センター	13,483,630	13,617,240	15,524,770	15,664,730	15,632,810	73,923,180
受託収入 （公害見直し検査料）						
倉敷呼吸器センター	585,013	650,577	563,161	748,640	686,445	3,233,836
受託収入 （訪問型介護予防事業委託料）						
倉敷訪問看護サービスセンター	0	51,000	331,500	216,450	163,800	762,750
児島訪問看護サービスセンター	0	21,250	119,000	0	0	140,250
玉島訪問看護サービスセンター	0	46,750	51,000	198,900	304,200	600,850
合計	0	119,000	501,500	415,350	468,000	1,503,850
受託収入 （障がい程度区分認定調査委託料）						
倉敷訪問看護サービスセンター	684,000	0	0	0	0	684,000
児島訪問看護サービスセンター	103,500	0	0	0	0	103,500
玉島訪問看護サービスセンター	130,500	0	0	0	0	130,500
合計	918,000	0	0	0	0	918,000

増減説明

運営補助金が平成18年度から3年間増加しているのは、職員5名を対象として退職給付に係る人件費補助金が支給されたからである。また、倉敷市休日夜間急患センターの受託収入が平成21年度に急増したのは、新型インフルエンザ流行により患者数が急増したことにより、薬品費等の費用が急増したことに対応している。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約）・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○			倉敷市休日夜間急患センター、倉敷 看護専門学校、訪問看護等。	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が 失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか		○		倉敷市休日夜間急患センター、倉敷 呼吸器センター以外は民間で代替 可能	
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な 見直しは行われているか	○				
	長期事業計画を作成しているか		○		短期事業計画はあるが、長期計画は 現在作成中である。早期に作成す ることが望ましい。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附 行為の要件を満たしているか	○			評議員は存在しない。	
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			理事 16 名・監事 2 名	
	理事長は常勤か	○			市のOB（医師会顧問）	
	組織は事業を実施する上で効果的に 編成されているか	○				
	市職員（出向）ないし市OBの活用は 適正か。過度な負担を強いられていな いか。	○			市のOB 2 名	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○			資格の取得、教員育成を図っている	
	能力給の導入は行われているか		○		市に準じている。能力給の導入が望 ましい。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○				
	財務数値は適正か	○			自己資本比率 80%、流動比率 201%、経常収支比率 6.3%	

	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○				
	市に対する財政依存は過度でないか	○			事業収入の25%が倉敷市から	
	基本財産は適正に運用されているか	○			国債で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○			(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○			③の現物照合を参照	
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○			情報公開要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○			個人情報保護要綱あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○				
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○		コンプライアンス研修を実施しているが規程は存しない。規程の作成が望ましい。	意見
	法務リスクの管理は適正か		○		⑤契約参照	指摘・意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○		法定監査の必要はないが、当該法人の規模からすると公認会計士による外部監査を受けることが望ましい。	意見
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○			事業報告書にて月別・事業別・拠点別の利用者数等のデータを公表	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○			指定管理について実施	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○				
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○			毎年度の予算編成時に検討	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか	○			決算書・事業報告書・往査した施設の状況等から判断する限り問題ないと思われる	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか	○			余剰金は返還している	
	指定管理者の選定方法は適正か	○			指名であるが実績あり	

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に公益法人用チェックリスト及び内部統制チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果（適・否・非該当）のうち、否についてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	摘要	指摘事項・意見
評議員会	財団法人の場合、評議員が置かれ、その選任は適切か	今後選任する。現状はない。	意見
棚卸資産	定期的に実地棚卸で帳簿棚卸の正確性を確かめているか	医薬品等について、棚卸マニュアルの策定と定期的な実地棚卸が必要。	意見
買掛金・未払金	定期的に買掛金台帳と総勘定元帳が照合されているか	特に年度初め月次決算が遅れている。	意見
現金	担当者以外の者が定期的に手許現金のチェックをしているか 現金出納帳は日々就業後手許現金と出納帳の残高の一致を書面で確認しているか	ルールを作るべきである。	意見
金券	金券を購入した場合購入及び配布の記録を詳細に行っているか	図書券の購入があるので改善すべきである。	意見
資金運用	資金運用について規程を設けているか	大半が預金と国債運用であるが資金は多額であるので、規程を設けるべきである。	意見
規程等	人事評価規程 監事に関する規程	人事評価はしているが規程がない。 監事監査の規定がない。 それぞれの規程を作成すべきである。	意見

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・固定資産・備品）

A. 現金実査

平成23年7月26日、事務局管理及び看護学校担当者管理の現金を実査した。

指摘事項

看護学校の現金出納帳は、現金出納帳と呼べる水準になく、現金入出金メモ程度の記録様式となっている。それは、収入又は支出月日、残高及び金額欄の3行の簡易な形式となっており、入金欄と支出欄が独立しておらず、一つの行に入金と出金がペンの色を変えて記載されている。また、入出金の内容を示す摘要欄がなく、それは欄外に記載されている。また、当該現金出納メモを閲覧すると、日々の残高を集計した痕跡が見当たらない。

頻繁に入出金があるわけではないが、入金、出金、摘要欄を設け、さらに日々残高が把握できる様式に変更すべきである。また、現金残高は日々本部経理へ報告すべきである。

B. 預金実査

平成23年7月26日に、平成23年6月30日及び平成23年3月末をそれぞれ実査基準日として、有価証券及び預金について普通預金・定期預金通帳を実査し、国債については野村証券の預り証と照合した。

監査結果

平成23年3月31日時点の残高は一致したが、平成23年6月30日（実査基準日）については、実査当日、月次締めが未完成で通帳残高と会計帳簿上の残高が不一致であった。そこで差額の調査依頼をした。

平成23年8月30日、担当者による調整明細を入手し閲覧したところ特に問題はなかった。差異の内容は、訪問看護の普通預金については、16件の入金取引と1件の顧問報酬支払が預金出納上記録されていなかった。また、看護学校3年課程普通預金については、5月と6月の3件の入金取引と2件の支出取引が帳簿上記録されていないか、誤記したことによるものであった。2年課程普通預金については、6月における2件の収入取引と2件の支出取引が帳簿上記録されていないか誤記されたことによるものであった。いずれも月次決算が遅れたための調整であり、異常なものではない。

意見

適時な月次決算について

例年、決算手続き中の5月及び6月は前年度の決算作業と同時進行のため、会計処理が遅れる傾向にあることは理解できる。しかし、少なくとも預金残高については毎

月照合し、差異がある場合にはその内容を毎月明らかにすべきである。月次決算の時点で情報不足等により勘定科目が決定できない場合には、仮勘定（仮払金又は仮受金）を使用して最低限預金残高は一致させておけば、繁忙期に関わらずいつでも預金残高と会計帳簿上の残高の一致を出納担当者の上司に報告できる。それは出納における重要な内部統制の仕組みの一つである。

C. 有形固定資産および物品の確認

平成 23 年 8 月 19 日、固定資産台帳の中から任意に抽出した下記固定資産及び備品台帳から任意に抽出した下記備品について、現物と照合した。

1. 大高高齢者支援センター 車両 三菱EKワゴン 1台
2. 休日夜間急患センター 什器備品 パソコンFMV 1台
3. 倉敷呼吸器センター 什器備品 スパイロメーター 1台
4. 備品 所属 倉敷市休日夜間急患センター備品台帳の1ページ目を全件
現物照合

監査結果

現物と台帳の記録は一致していた。

④ 財務

A. 出納の監査結果のまとめ

総勘定元帳は会計ごとに作成されている。また、収入については国保連等からの診療収入、介護収入の他には市等からの委託料等で明確である。支出については主に人件費と委託費その他経費である。以上を考慮して 22 年度の出納の監査に必要な手続きを実施し、その結果を一覧にしたのが以下の表である（ただし、③の現物照合は除く）。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・収支計算書・正味財産増減計算書の整合性検証と総勘定元帳との照合	問題なし	
22 年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	① 前受金の訂正 ②未払税金の未計上	指摘事項 B. 貸借対照表科目の監査参照
人件費（給与・退職金・諸手当・報償費）について、給与台帳・扶養親族届・住居届等及び関連する諸規程と照合	サンプルでチェックした範囲では問題なし	意見 C. 人件費の監査参照
その他の経費について、請求書等と照合	後記参照	指摘事項 E. 参照

B. 貸借対照表科目の調査

ア 前受金

平成 22 年度における前受金残高（看護学校会計に計上されている）について、総勘定元帳を閲覧し、募集要項等と照合した。

指摘事項

通常、学校における前受金残高は新年度の入学金から構成されるはずであるが、2

年課程 760 千円、3 年課程 3,680 千円、合計 4,440 千円の、受験料まで前受金に計上されていた。試験が実施されたのは平成 22 年度であり、そのための役務を提供したのは同年度であるから、入金内容が翌年度関連ではあっても、平成 22 年度の収益に計上すべきであり、前受金に計上するのは誤りである。

イ 未収金

平成 22 年度の未収金残高について、総勘定元帳を閲覧し内容を検討した。

監査結果

倉敷市休日夜間急患センター未収金の内訳は、平成 23 年 2 月及び 3 月請求の基金及び国保連に対する未収金 14,849 千円と 5 件 4 名の窓口未収金 32 千円であり、個別に明細は把握されている。

窓口収入の未収金は、本来回収されてしかるべきものであるが、古いもので平成 20 年 12 月 31 日受診、新しいものでも平成 21 年 11 月 28 日受診のもので、1 年から 2 年弱滞留している。未収金の発生事情や担当者からのヒアリングによれば、回収にはさらに時間を要する可能性が高い。財団において、未収発生の際に特別瑕疵があったとは言えず、未収の発生はやむを得なかったと思われる。なお、財団では「倉敷市休日夜間急患センター未収金マニュアル」及び「訪問看護サービスセンター利用料未収金管理マニュアル」を設け、未収金に対応している。

会計上は回収不能債権に対しては、貸倒引当金を計上し、回収不能に備えることは会計慣行となっている。次期の決算で、まだ残高がある場合には、貸倒引当金を計上すべきである。

その他の未収金については、特に指摘すべき事項はない。

C. 人件費の調査

ア 作業内容

1) 平成 22 年 12 月支給の給与につき、甲欄支給者 10 名、乙欄支給者 5 名をサンプリングで任意に抽出し、本俸、諸手当の支給の妥当性を調査するため、関係書類（出勤簿、時間外勤務命令簿、昇給通知書、任用通知書、手当申請書、給与規程等）と照合した。

2) 平成 22 年 12 月支給の給与につき、給与台帳の記録と仕訳伝票の起票額が一致していることを確認した。

3) 上記で抽出した甲欄の職員 10 名について、平成 22 年扶養控除等申告書、保険料控除申告書と年末調整計算結果を照合した。

意見

1) 通勤手当の申請書について

現状の通勤手当申請書ファイルは、個人個人の申請書について、どれが最新の申請書かがわかりにくくなっている。ファイリングの方法として、現行の有効であるものを1つのファイルにし、残りのものは終了分として、まとめてファイルする方が参照しやすい。

2) 扶養手当及び住居手当について

扶養手当及び住居手当の支給に関して、事務職員については給与規程上、「診療業務に従事するか否か」によって、手当支給の可否の取扱いが異なる。今回サンプリングした中において、事務職員に対する上記手当の支給実績があったが、「診療に従事する事務職員」にあたるかどうかを客観的に判断できる資料が存在しなかったため、支給の可否は担当者にヒアリングして判断するしか方法がなかった。何らかの形で、事務職員については「診療に従事するか否か」を記載した書面を作成しておき、外部の人間が見ても支給の対象となるかどうか判断できるようにしておくべきである。

なお、住宅手当及び扶養手当に関して、妻である従業員が手当を申請してきたような場合には、夫の勤務先が前述の手当の支給をしていない旨の証明書入手し確認するようにしているとのことで、二つの手当の2重取り防止対策ができていた。他の外郭団体においても参考となる。

3) 昇給通知書について

抽出した2名の本俸につき、昇給通知書に記載された金額と実際の支給額が相違していた事例があった。担当者にヒアリングしたところ、人事院勧告により倉敷市の給与表が変更になったため、それに合わせ変更したとのことであった。職員には、人事院勧告による給与改定は回覧により周知しているとのことだが、通知した給与と異なる金額を支給することとなるので、変更時の給与明細に通知書を添付するなどして、変更後の給与を個別に通知すべきである。

4) 年末調整について

年末調整計算に関して、扶養控除等申告書に扶養親族の記載がないにもかかわらず、扶養親族を1名として計算している事例があった。担当者にヒアリングしたところ、出産で子が1名扶養親族となった旨を本人と電話でやりとりし、扶養親族としたとのことであった。また、本人が産休・育休で事務手続きに来所することがなかったため、復帰時に記載してもらおう予定とのことであったが、年末調整を行う時点で、本人が記載したものを郵送等してもらい入手するのが正しい手続きである。

5) 管理職員特別勤務手当について

管理職員特別勤務手当については、給与規程及び内規により1時間以上6時間以下で8,000円、6時間超で1.5倍の12,000円と定めているが、12月29日～1月

3日はさらに1.5倍の18,000円となっている。これは、現行の給与規程と異なる取扱いであるので、規程を直すか支給額を変更するかの是正が必要である。

D. 消費税等（消費税及び地方消費税）について

消費税等の申告書及び精算書を入手し、内容を検討した。消費税等（以下消費税）に係る課税売上は、受託収入に計上されている倉敷市からの指定管理料、駐車場収入及びその他収入（雑収入）の約78百万円である。財団では、補助金等の看護学校や診療所等を運営しているため授業料、医療費等の非課税収入が多く、課税売上割合は約16%で、平成22年度において納付を要する未払消費税等の残高は、中間納付額を差し引いて1,404千円である。年間では、約320万円の納付となる。

詳細な特定収入の計算をしているが、結果としては特定収入割合が5%以下であるので、複雑な調整計算は不要であった。

意見

特定収入の計算について

特定収入の計算において県補助金については課税仕入対応等の計算をしているが、同様に市の補助金についてはしていない。県補助金には、用途について規定されているが市補助金についてはそれが無いことが根拠であった。県からの補助金は、国からの補助金で、会計検査院の指導により用途を特定している。したがって、特定収入の計算をしている、とのことであった。今回は、特定収入の調整計算は不要であったが、県補助金と同じ割合で市補助金の特定収入の計算を実施する必要があるのか、再度確認すべきである。

指摘事項

未払消費税等の計上について

消費税の納税額については、その債務が確定した年度で計上すべきところ、支払時である翌年度に計上されている。消費税申告書を閲覧したところ、消費税申告書作成日は平成23年5月31日となっているが、財団の決算書上、平成22年度消費税の確定額が未払消費税1,404千円として計上されていない。この金額は決して、重要性がないとして扱われるべきものではない。特に、公益財団法人ともなれば、従来以上に正確な決算書を作成する必要がある。今後は未払消費税等を決算に織り込む必要がある。

E. 人件費以外の歳出のテスト

平成22年度の総勘定元帳を閲覧し、その中から任意に14件の歳出を抽出し、証憑（請求書等）と照合した。検出事項は以下のとおりである。

意見

1) 謝恩費について

教職員等1人当たり10,000円の謝恩会出席負担金(謝恩会は卒業生主催)を卒業生に渡しているが、現金渡して領収書はない。卒業生から領収書を受取りにくいかもしれないが、入金的事实を証する証憑を作成すべきである。

2) 駐輪場工事設計料 525,000円

駐輪場工事費360万円の約15%に相当する。本体工事費に対して設計料の額が突出している。

指摘事項

1) 洋風便器ウォシュレット取り付け工事費用

会計処理規程によれば、取得価額10万円以上のものは固定資産計上することになっている。このケースでは、1件当たり14万円であるから固定資産計上すべきである。

その他の意見

法人税の非課税の根拠の検討について

当財団は法人税が非課税となっている。医療保健業は法人税法上収益事業とされるが、看護学校を併設している場合、法人税は課税されない。しかし、法人税非課税の根拠が十分に検討されているとは言い難いので、その根拠を法人税法等の規定に遡って明確にするとともに、事業の内容は年々異なる場合もあるので、毎年非課税であることを点検しておくべきである。

なお、公益認定されれば、公益事業については法人税非課税である。

F. 収入のテスト

ア 補助金

倉敷市からの補助金である、本部運営費補助金、看護学校運営費補助金、呼吸器センター運営費補助金合計60,908千円について、関係書類を閲覧した。

結果

1) 運営費補助金

一連の書類に基づき、適正に計上されていた。

2) 倉敷呼吸器センター補助金 2,759,000円

一連の書類に基づき、適正に計上されていた。

- 3) 平成 22 年度 倉敷市結核健康診断費補助金 27,500 円
一連の書類に基づき、適正に計上されていた。
- 4) 平成 22 年度看護師等養成所運営費補助金 17,659,000 円
一連の書類に基づき、適正に計上されていた。

⑤契約（市との委託契約・指定管理契約）

当法人に関し、各種契約関係について契約書・仕様書等を精査したところ、以下の諸点について指摘事項ないし意見があるので申し述べることとする。

【指摘事項1】

民間業者との業務委託契約において、解除条項がないもの、あっても解除後の処理について何ら定められていないもの、あるいは債務不履行に基づく解除の場合であっても、1ヶ月前の予告が必要であるかのような条項となっているものなど、解除条項に関し、不備なものが散見されるので、改められたい。

（理由）

契約関係は、締結するのは比較的容易だが、逆にこれを解消するのは難しいというものであることは言うまでもないところである。だからこそ、契約関係はどのような場合に、当事者のどちらから解除ができるのか、また解除した場合、あるいはされた場合の賠償はどのように処理するのかを明確に定めておくことが、後々のトラブル防止のためには重要である。

ところが、当センターと民間業者との業務委託契約書を見るに、そもそも解除条項がないものや、解除条項はあるものの、解除後の賠償の問題について全く触れられていないものが散見された。また、債務不履行による解除条項がある一方で、解除するには1ヶ月前の予告が必要との条項もあるため、債務不履行解除のケースでも、どのような場合でも即時解除はできず、必ず1ヶ月前の予告が必要となるかの如き形となっているものもあった。

おそらくは、各業者が持ち込んで来る契約書に従っているものと思われる。しかし、これではどのような場合に、いつ、解除できるのか、解除した場合、された場合の賠償関係はどうなるのかが不明確であり、トラブルの長期化、拡大につながってしまう。こうしたリスクを回避する意味でも、業者任せではなく、むしろ当センターからこのような条項を規定してほしい（既述の暴力団排除条項も、この中に含まれるであろう）と逆に提案して、改善していくことが望まれるところである。

【指摘事項2】

民間業者との各種設備の保守点検契約における代金の支払は、年間に予定される保守点検の都度の業務報告を受け、その業務内容の確認、承認の後になされるよう、条項を整理されたい。

(理由)

当センターは、民間業者との間で、消防用設備、冷暖房・空調設備など、各種設備の保守点検業務を委託しており、その保守点検は毎年定期に何回も行われることとなっている。そして、代金の支払は、その保守点検の回数に合わせられている。すなわち、年2回の保守点検の予定ならば、支払は2回に分けて支払うとされているのである。したがって、実際には、各保守点検がなされた後に、各回の支払が行われているものと思われる。

しかし、契約条項上は必ずしもそうとは読み切れない。契約書上の文言としては、「業務完了後」支払がなされる、とされているものが多いが、これでは当センターが業者に委託した業務とは、年間の保守点検業務なのだから、年間に予定された回数の保守点検がなされて初めて「業務完了」と言うこともできるのであって、年度末に1回だけ支払えばよいと言うこともできるのである。また、業務報告をどのような形で行い、それを当センター側が確認、承認した上で支払うという形に条項が整理されていないために、(極端に言えば)形ばかりのおざなりな保守点検がなされてしまうと、それで支払わざるをえないこととなってしまふ。中には、業者からの請求があり次第、速やかに支払う、と規定されているものすらあるのである。

この点、一部の契約書では、「点検回数で分割した金額を点検の都度、(業者側からの)請求により支払う」とされており、分かり易い表現と言えるところである。そして、これに、業者からの業務報告、そしてこれに対する当センター側の確認、承認を経て、業者から請求がなされる、という流れが明確に分かるように、文言を整理すると、よりよいものとなると思われる。

【指摘事項3】

理事会における、いわゆる監事報告については、理事会議事録に明記するよう、改められたい。

(理由)

当センターでは、監事2名を置くこととされているところ、監事は理事の業務執行を監査する責任がある。したがって、監事は、積極的に理事会に出席し、意見を述べるとともに、理事会に監査結果を報告することは当然のことである。

ところが、理事会議事録を見る限り、監事が監査報告を行ったことは明記されていない。実際には、きちんと監査報告はなされているとのことであるが、それならば、議事録上もきちんと明記しておくべきである。

当センターの理事会の議事録を見ると、各理事の出席率は高く、特定の理事が欠席するという傾向もなく、また監事2名も必ず出席しており、しかも、その出席が議事録上きちんと明記されている。(他の外郭団体では、監事の出席が議事録上不明確なケースが散見された。)このように、非常にきちんと運営がなされているだ

けに、前述の監査報告の点を改められ、さらに一層よい形とされたく、指摘するものである。

【意見1】

未収金管理マニュアルに、一定の場合は、顧問弁護士に相談するなどの方途も加えるべきである。

(理由)

当センターでは、休日夜間急患センターや訪問看護サービスセンターの未収金管理マニュアルが、それぞれ整備されている。そして、その内容は、民法170条1号の短期消滅時効（時効期間3年間）を前提に、診療日又は利用日から3年間のうちに、電話、訪問、督促状の送付などにより折々に督促を行った上で、最終的には不能欠損処理を行うというものである。

1回当たりの利用者負担額が、高くて3000～4000円程度であること、これまでのところ多額の滞納金額とはなっていないこと（休日夜間急患センターでは平成23年3月末時点で37000円程度）、などからすれば、費用対効果の面から考えて、上記のような対応が適切なところと言うべきであろう（訴訟等の法的手段までを常に要求するのは費用倒れのおそれがある）。

しかし、近時の報道などを見ると、救急車が必要ではないと思われる場合にまで度々利用する者が各地に存在するとのことであり、とかくそうした者は利用料金を後払いとし、滞納してしまうケースも多いものと思われる。このような者の、不心得な行為は、料金を滞納する点のみならず、救急車を真に必要とする人の利用を阻害するという点において、可能な限り抑止する必要がある。とすれば、例えば、特定の者が、（たしかに合計の滞納金額は少ないかもしれないが）一定の回数や、金額を超えて滞納する場合は、たしかに、その事例での費用対効果からすれば赤字とはなろうが、そうした費用対効果とは異なる観点から、あえて訴訟等の法的手段を講じざるをえない場合もあるのではなかろうか。そうした場合に備え、マニュアル中にも、一定の場合には、専門家である顧問弁護士に相談できるルートを明らかにしておくことが望ましいと思われるところである。

⑥ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

当該法人は、将来増加が予想される医療需要に対処するため、倉敷市における救急医療体制の確保と充実と併せて、地域住民の健康保持増進と福祉の向上を目的に設立された財団法人である。倉敷市と一体になり医療に関する事業を適切かつ能率的に経営し、市民の健康保持増進と福祉の向上及び増進に寄与することであるため、当然に有効性・経済性・効率性の結果が求められることになる。以下において、事業の有効性・経済性・効率性について各々の指標を設定して検討を行う。

A. 有効性の検証：事業報告書の利用者数ないし件数等により判定（単位：人）

摘要	平成 21 年度	平成 22 年度
急病患者数	8,947	7,234
休日	5,026	4,029
夜間	3,921	3,205
	8,947	7,234
1日当たり	20	16

（コメント）

倉敷市休日夜間急患センターは、施設の維持管理と合わせて休日及び夜間の急病患者（内科・小児科）に対し、第一次対応として応急治療に必要な診療業務を行っている。平成 22 年度の患者数は、新型インフルエンザが流行した 21 年度には及ばないが、開設以来 3 番目に多い 7,234 人となった。

また、アンケート調査によれば利用者の 90%以上が「満足」「やや満足」であった。また、患者が急増した 1 月末から 3 月末の日曜日には看護師を 1 名増員し柔軟に対応した。倉敷市の総合評価も A である。

B. 経済性・効率性の検証：各事業における市の委託金額等÷利用者数により判定

倉敷市が支出した委託料及び診療収入を利用者数で除すことにより、利用者一人当たりの市の委託金額等を算定し、各事業の経済性・効率性を検証する。

以下の表は、過去 2 年度分の当該数値の推移である（単位：円）。

摘要	指定管理料	診療収入	急病患者総数 （人）
平成 21 年度	95,037,384	81,915,498	8,947
平成 22 年度	70,273,319	67,501,684	7,234

一人当たり

摘要	指定管理料	診療収入	差額
平成21年度	10,622	9,156	1,467
平成22年度	9,714	9,331	383

平成 22 年度の一人当たり指定管理料は 9,714 円で対前年比 908 円減少した。平成 22 年度の一人当たり診療収入は、9,331 円で、指定管理料から診療収入を差し引いた差額も 383 円と、減少している。なお、指定管理料から診療収入を差引くことの意味は、診療収入は、この財団の収入とはせず市に返還していることによる。

診療体制は、夜間午後 8 時から 11 時に、医師 1 名と看護師 2 名体制で、休日午前 9 時から午後 5 時までに、医師 2 名（1 名は小児科医）と看護師 3 名体制となっている。医師は、倉敷市医師会所属の内科・小児科の開業医と医療機関に勤務する看護師の輪番体制で急患診療を実施している。この事業は、開業医の数が不十分な地域では実施できない事業であり、しかも医師の報酬は決して高いものではなく、医師のボランティア精神に基づいている。

当番の医師に聞いたことがある。インフルエンザの流行期には、患者が殺到し、午前 9 時から午後 8 時まで診療を続けたことがあり、その時の夜間診療は午前 1 時までかかったという。その医師が問題と感じることは、開業医（医師会）がこの急患センターの運営に取り組んでいることを市民の方々は知らないということである、と言っている。

⑦過去の包括外部監査指摘事項等

平成 21 年度包括外部監査で、財団の委託契約を監査した。契約書の記載事項の改善、委託の承認手続及び見積書の徴求について意見を述べていたが、全て改善されている。

⑧ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項

平成 20 年 10 月～11 月において実施された監査委員監査における指摘事項は、以下のとおりである。

指摘事項	措置の内容	外部監査人の検証
調査事項 未収金について 指摘事項 倉敷訪問看護サービスセンター利用者の	「これまで収納業務は、電話催促・督促文書の発送・臨戸訪問により、徴収に努めてきたところです。御指摘の平成 18 年度以前の 15 人（18 件）の未収金につきましては、不	平成 22 年度末時点の未収金のうち長期滞留分は、急患センターのみであり、

<p>負担金が一部収納されていないので、収納の促進を指導されたい。</p> <p>また、過年度の未収金を流動資産として保有したままとなっているので、時効処分を取扱いを定めるなど、適時の不納欠損処理の実施を指導されたい。</p>	<p>納欠損処理等の会計処理を行いました。</p> <p>また、平成19年度は、早い時期から居宅事業総轄センター長をはじめ、訪問看護センター長や職員が連携し収納に努めた結果、収納率は100%となっています。今後も、さらに連携を強化し、未収金発生抑制に努めていきたいと思っています。」</p>	<p>滞留理由は止むを得ない性質のものであった。</p>
<p>調査事項 収入金の引継ぎについて</p> <p>指摘事項 倉敷市休日夜間急患センターの患者負担分等窓口で収納した現金について、盗難、紛失等を防止するには速やかに金融機関に預け入れることが肝要であり、財団法人倉敷市保健医療センター会計処理規程を遵守するよう指導されたい。</p>	<p>「休日夜間急患センター窓口における患者負担分の収納現金の速やかな金融機関への預け入れについての御指摘につきましては、急患センター業務は、休日及び毎夜間診療を行っていますが、平日夜間の患者数は比較的少なく、窓口収納現金も少額ですが、週末は患者数が多いため、収納現金も多くなっています。このため、これまではつり銭が必要なことから、週1回程度、又は収納現金が多額となると中国銀行倉敷市役所出張所へ持参し、預け入れを行っていました。</p> <p>現在の預け入れにつきましては、週末においては収納現金が多くなることから、週明けの月曜日（祝日の場合は、翌日）及びインフルエンザの発生等収納現金が多額となった時は、金融機関への預け入れを行うよう取り扱いを変更しました。」</p>	<p>会計処理規定には、手許現金は当座の必要額を除き遅滞なく銀行に預入れなければならないと、ある。</p> <p>従来の随時預入から、定期的な預入に変更された点は、評価できる。</p>
<p>調査事項 契約事務について</p> <p>指摘事項 契約事務の取扱いが明確に規定されな</p>	<p>「8業務の委託契約が1年以上の長期継続契約となっているとの御指摘につきましては、財団では現在、委託契約を締結している</p>	<p>指摘事項なし</p>

<p>いまま、委託業務及び修繕業務の契約事務が行われているので、契約の適正性を確保するため、契約に係る規程の整備を指導されたい。</p>	<p>業者はいずれも実績のある業者であり、継続契約をすることにより施設等の内容の詳細な把握、対応等の判断もよりの確に実施することができます。また、契約金額も低廉なことから、契約有効期間を1年とし、異議のない時は継続できるとした契約を締結していました。今後は適正価格を検証し、委託契約を締結する必要から「業務委託契約の契約期間等について」の方針決裁をとりましたので、その方針決裁に従い、毎年度の更新時には複数の業者から見積書等を徴することで契約の適正性を確保いたします。」</p>	
<p>剰余金の取扱いについて</p> <p>指摘事項 財団法人倉敷市保健医療センター一般会計の決算において生じた剰余金を次期繰越金として処理している。事業経費は主として本市の補助金により賄われているが、剰余金が生じた場合の補助金の取扱いが明確になっていないので、倉敷市補助金等交付規則に従い剰余金の取扱いについて明確にされたい。</p>	<p>「当該補助金の決算における剰余金の取扱いについての担当課である保健所保健課と協議した結果、今年度において精算し、剰余金が生じた場合は返納することを方針決裁で決定いたしました。」 今後も倉敷市補助金等交付規則に従い、決算において剰余金が生じた場合は、保健所保健課より返還を命ずることといたしました。</p>	<p>剰余金は返納されている</p>
<p>調査事項 指定管理に係る事項について 指摘事項 倉敷市休日夜間急患センター指定管理協</p>	<p>「ア 休日夜間急患センター施設の設備・維持管理について、1件20万円以上の修繕が</p>	<p>指摘事項なし</p>

<p>定書に基づく次の事項の事務処理について、適正を欠いているので関係部署へ報告し改善を求められたい。</p> <p>ア 修繕料について 倉敷市休日夜間急患センター施設の設備及び維持管理に係る経費の取扱いについて、倉敷市休日夜間急患センター指定管理協定書により1件20万円以上の修繕費が見込まれる場合は、本市と協議することになっているが、その協議録等が作成されていない。</p> <p>イ 再委託の承認について 管理運営の主たる業務を除く業務を第三者に下請けさせる場合、倉敷市休日夜間急患センター指定管理協定書により書面をもって倉敷市の承諾を得ることになっているが、その手続がなされていない。</p>	<p>見込まれる場合の市との協議録等が残っていないとの、御指摘につきましては、これまで市担当課と修繕箇所等について常に協議し、承諾を得て実施しているところですが、協議録につきましては、記録は特にしておりませんでした。今後は、協議内容を記録し、保管してまいります。</p> <p>イ 休日夜間急患センターの指定管理者協定書に定める業務を第三者に下請けさせる場合、書面を持って市の承認を得る手続きについての御指摘につきましては、承認手続きがなされていませんでした。監査事務局の監査以降さっそく手続きをいたしました。今後は、指定管理者協定書等を遵守し、二度とこのようなことがないように実施して行きたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。」</p> <p>修繕における協議録につきましては、双方の確認事項であり、本市につきましても今後、協議内容を記録し、保管してまいります。再委託の承認について、指定管理者より平成20年11月10日に承認申請書が提出され、同年11月11日付けで承認しております。</p>	
--	--	--

6. 財団法人倉敷市スポーツ振興事業団

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232
- ② 事業及び施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約・情報システム）
・ 3 E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・・・・・ 239
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・固定資産・備品）・・・・・・・・ 243
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
- ⑤ 事業の有効性・経済性・効率性（3 E）・・・・・・・・・・・・ 251
- ⑥ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・・・ 253
- ⑦ 過去の監査委員監査における指摘事項・・・・・・・・・・・・ 254

6. 財団法人倉敷市スポーツ振興事業団

(1) 概要

① 法人概要

所在地	岡山県倉敷市四十瀬4番地	設立年月日	昭和59年7月1日
代表者	杉岡 哲彦	従業員数	101名
基本財産	4,300万円	出資者	倉敷市69.8%
設立目的	倉敷市のスポーツ普及・振興を通じて、市民の心身の健全な発達に寄与すること。		
主な事業内容	指定管理事業	ア倉敷運動公園他5公園体育施設及び公園緑地部分管理運営 イ倉敷市水島ふれあいセンター管理運営 ウ倉敷市屋内水泳センター管理運営 エ上記施設で実施するスポーツ教室等各種自主事業	
	受託事業	ア倉敷市民スポーツフェスティバル実行委員会事務局運営及び各事業の実施・補助 イ倉敷市女性スポーツ大会全7大会開催に伴う関係団体との調整及び実施・補助等 ウ市民あるく日開催に伴う関係団体との調整及び実施 エ市民体力測定会の実施及び集計 オ倉敷市茶屋町球技場及び駐車場清掃 カ真備総合公園臨時駐車場管理業務	
会計単位及び 経理区分	一般会計	本部及びスポーツ教室開設事業 経理区分としては、一般会計が一つ設けられているのみ	
	特別会計（法人税法上の収益事業）	指定管理事業 法人税法上の収益事業を特別会計として独立させている	
規程	運営規程	寄附行為・組織規則・公印規程・役員の報酬及び費用弁償規程・決裁規程・会計規程等	
	就業規程	職員就業規則・育児休業に関する規則・介護休業に関する規則・退職手当に関する規程等	
	施設運営規程	施設別事務担当者マニュアル（中山公園・水島緑地福田公園・水島中央公園・玉島の森・真備総合公園他）	
課題	指定管理事業の継続	総収入の約9割を占めるスポーツ施設の指定管理事業の継続の可否は死活問題。	

② 事業及び施設

施設概要は以下のとおりである。なお事業は法人概要に記載のとおりである。

施設名	倉敷運動公園	福田公園	水島中央公園	中山公園	玉島の森	真備総合公園	水島ふれあいセンター	屋内水泳センター	球技場
野球場	○	○	○	○	○	○			○
陸上競技場	○	○		○	○				
テニスコート	○	○	○	○	○	○			○
水泳場	○	○	○		○			○	
弓道場	○								
ウエイトリフティング場	○								
体育館	○	○	○	○	○	○	○		
サッカー場		○							
相撲場			○						
多目的広場						○	○		
コミュニティーハウス							○		
トレーニング室						○		○	
その他		○					○	○	

公園面積 (㎡)	41,000	262,000	55,000	147,000	64,000	87,000
駐車場台数	396	371	114	160	323	139

(注) 公園面積は体育施設面積を除く。駐車場台数は臨時駐車場を除く。
全ての公園に、野球場、テニスコート、体育館が整備されている。

③ 組織（組織図上のアルファベットは人を表す）

④ 財務

A. 貸借対照表

			(単位:千円)		
			平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部	流動資産	現金預金	112,945	123,296	118,165
		その他流動資産	48,210	47,734	53,012
		合 計	161,156	171,030	171,177
	固定資産	基本財産	43,000	43,000	43,000
		特定資産	31,835	35,488	34,388
		その他固定資産	14,498	16,902	17,527
		合 計	89,333	95,390	94,915
	資産合計		250,489	266,421	266,091
負債の部	負流動	未払金等	100,140	109,531	93,107
	負固定	退職給付引当金	22,378	22,378	19,380
	負債合計		122,518	131,909	112,486
正味財産の部	指定正味財産		0	0	0
	一般正味財産		127,971	134,512	153,605
	正味財産合計		127,971	134,512	153,605
負債及び正味財産合計			250,489	266,421	266,091

(説明)

事業団の決算書を基にして、3 期間の要約貸借対照表を作成した。総資産も正味財産も順調に増加している。資産合計 266 百万円に対する正味財産の額 153 百万円の比率（自己資本比率）は、57%と高い。流動資産 171 百万円から流動負債 93 百万円を差し引いた額である資金の額は 78 百万円あり、会計上これを正味運転資本といい、この額が多いほど、資金は長期的に安定している（注）。

土地・建物はすべて市の所有であり、有形固定資産の金額的重要性はない。

固定資産の内容は、基本財産の預金・有価証券 43 百万円、特定資産 34 百万円、什器備品等 17 百万円である。特定資産の内容は、職員の将来の退職金の支払いに充当

するための退職給付引当資産と将来の設備投資に備えた減価償却引当資産で、通常の現金預金とは区分して銀行預金で運用している。有価証券は、千葉県及び大阪市公募公債であり、安全性は高い。

流動資産は、現金及び預金 118 百万円と倉敷市等からの未収金 52 百万円である。未収金は、倉敷市からの指定管理料 3 月分と各施設の後納利用料などで、不良債権はなく監査時点ですべて回収済である。

固定負債は、退職給付引当金 19 百万円で固定資産と両建て計上されている。流動負債は、未払金は 3 月分の業者請求額 62 百万円のほか、他の外郭団体では未払計上漏れとなる場合があるが未払消費税及び未払法人税が計上されている。前受金 6 百万円は受託施設使用料の 4 月以降使用分等で、預り金は職員の社会保険料預り金等である。

(注)正味運転資本

流動資産から流動負債を控除したものがなぜ長期資金なのかと言え、流動資産が流動負債を超える部分は、見方を変えれば、固定資産の額以上に、長期的な資金である固定負債と自己資本が存在することを示しているからであり、長期資金で長期投資をまかなっている、という意味で長期安定資金であるとされる。

B. 資金収支計算書

		(単位:千円)		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業活動 収支の部	事業活動収入	716,054	677,479	774,520
	(内:事業収入)	(98,308)	(142,059)	(144,744)
	(内:受託収入)	(569,091)	(507,845)	(542,812)
	(内:補助金収入)	(32,237)	0	(7,227)
	(内:他会計からの繰入金)	0	0	(50,000)
	事業活動支出	696,472	664,912	749,451
	事業費	609,577	571,220	614,089
	事務局費	71,522	72,666	64,972
	返納金	773	0	4,390
	他会計への繰出金		0	50,000
法人税、住民税及び事業税	14,600	21,026	16,000	
	事業活動収支差額	19,582	12,567	25,069
投資 の活動 部 動 収	投資活動収入	30,000	0	5,100
	投資活動支出	46,499	12,084	13,599
	投資活動収支差額	-16,499	-12,084	-8,499
財 支 務 の 活 動 部 動 収	財務活動収入	0	0	0
	財務活動支出	0	0	0
	財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額		3,083	484	16,570
前期繰越収支差額		57,933	61,016	61,500
次期繰越収支差額		61,016	61,500	78,070

(説明)

事業団の決算書を基にして、3期間の要約資金収支計算書を作成した。上記は、一般会計と特別会計を合算している。

一般会計の収入は、スポーツ教室開設事業収入 27 百万円、スポーツフェスティバル・女性スポーツ大会等のスポーツ振興事業委託料 35 百万円等で、特別会計の収入

は倉敷市からの指定管理料等の 507 百万円、当該施設の使用料収入 117 百万円等である。

一般会計の中に、繰入金収入 50 百万円があるが、これは特別会計からの繰入金である。特別会計は、法人税法上の収益事業であるが、当該会計から一般会計へ寄付することで法人税等の節税が図られている。それは所得によって異なるが、平成 22 年度の場合約 12 百万円だけ課税所得を減少させることができている。法人税率を 35% とすれば、約 420 万円法人税等が節約できた。特例民法法人では寄付金支出前所得の 2 割まで寄付金控除可能なので、一般会計へ繰り入れしているわけであるが、これを実施するか否かで 420 万円の税金が異なってくるのであるから、タックスプランニングの一環として、適切な対応ができていると評価できる。

なお、当財団は公益認定を目指しているので、認定されれば公益目的事業について法人税等は非課税となる。

C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

（単位：円）

科目	摘要	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定管理料	倉敷運動公園外5公園	483,191,000	356,393,000	350,573,000
	倉敷市屋内水泳センター	0	122,799,000	126,374,000
	倉敷市水島ふれあいセンター	14,044,000	25,760,000	25,462,000
	小計	497,235,000	504,952,000	502,409,000
受託料	スポーツ振興事業	0	0	35,150,000
	倉敷市屋内水泳センター管理運営	71,856,000	0	0
	倉敷市茶屋町球場整備清掃業務	0	1,719,131	2,368,188
	倉敷市玉島球場整備清掃業務	0	1,173,738	0
	真備総合公園臨時駐車場管理業務	0	0	843,512
	真備総合公園体育館管理業務	0	0	2,040,844
	小計	71,856,000	2,892,869	40,402,544
補助金収入	退職給付引当金（過年度分）	0	0	7,226,970
	水泳センター管理運営補助金	32,237,000	0	0
	小計	32,237,000	0	7,226,970
	計	601,328,000	507,844,869	550,038,514

増減説明

平成 20 年度受託料及び補助金収入は、平成 21 年度以降は指定管理料になっている。平成 22 年度スポーツ振興事業受託料は、市から新たに委託を受けた事業である。真備総合公園体育館管理業務受託料は、体育館新築により新たに受託したものである。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が 失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか		○		体育施設の指定管理は、民間でも可 能。	
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な 見直しは行われているか	○				
	長期事業計画を作成しているか	○			指定管理の期間は5年であるから、 5年間の長期計画は作成している。	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附 行為の要件を満たしているか	○				
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			理事7名・監事2名・評議員8名	
	理事長は常勤か	○			学識経験者	
	組織は事業を実施する上で効果的に 編成されているか	○			組織図のとおり、フラット制となっ ている。	
	市職員（出向）ないし市OBの活用は 適正か。過度な負担を強いられていな いか。	○			市OB職員が平成23年12月1日時 点で8名いるが、必要数となってい る。	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○		文書の人材育成計画はないが、研修 には参加させている。文書化が必要 と考える。	意見
	能力給の導入は行われているか		○		倉敷市の給与規程を準用している。 総合福祉事業団のように部分的で も能力給の導入が望ましい。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○				

	財務数値は適正か	○		自己資本比率 57%、流動比率 183%、経常収支比率 4.8% (繰入金除外)	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○			
	市に対する財政依存は過度でないか		○	総収入の 75%が市からである。財政状況の逼迫した地方公共団体の外郭団体を取り巻く環境は厳しく、従来以上に自主事業の拡大・競争力の強化に取り組む必要があると考える。	意見
	基本財産は適正に運用されているか	○		公募公債、中国銀行定期預金等で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護要綱あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		苦情解決規程はないが対応できている。	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス研修を所属長会議で実施しているが、規程はない。	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	法定監査の必要はないが、当該法人の規模を考慮すると公認会計士による外部監査を受けることが望ましい(社会福祉協議会は外部監査実施)なお、公認会計士及び税理士との顧問契約はある	意見
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて年度別・拠点別の利用者数等のデータを公表	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○			
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○			
	支出項目の見直しは定期的になされ	○		毎年度の予算編成時に算定	

	ているか					
指 定 管 理 者 制 度	指定管理を受けている施設は適正に 運営されているか	○			決算書・事業報告書・往査した一部 の施設の状況等から判断する限り 問題ないと思われる。 また、市の評価結果書では高く評価 されている。	
	指定管理事業の当期収支差額は適正 な範囲内になっているか		○		特別会計の収支は、一般会計への繰 出前で約7%の収支比率で、決して 低くはない。	意見
	指定管理者の選定方法は適正か	○			公募型の施設：倉敷運動公園他5公 園	意見

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に公益法人検査用チェックリスト及内部統制チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果のうち、否についてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	説明	指摘事項・意見
棚卸資産	実地棚卸マニュアルを作成しているか	水泳センターその他で販売用商品を取り扱っているので、実地棚卸マニュアルを策定し、定期的な棚卸が実施すべである。	意見
買掛金・未払金	年度末又は期中に1回残高確認書を入手して記録の正確性を確かめているか。	平成22年度末の未払金の残高は62百万円と重要性は高いので、残高確認手続を実施すべきである。	意見
買掛金・未払金	支払業務を定期的にローテーションしているか。	平成22年度の歳出額は763百万円ある。今後支払業務の定期的なローテーション制度を導入すべきである。	意見
固定資産取得	請求書と検収書が照合されているか。	検収書が作成されていない。納品時、資産と納品書を照合し、検収書を作成すべきである。	意見
規程等	監事に関する規程	監事に関する規程がないので、作成すべきである。	意見

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・固定資産・備品）

1) 平成 23 年 10 月 3 日、一般会計・特別会計の 22 年度末及び平成 23 年 8 月末時点の預金を実査し、財産目録及び預金残高明細書（書類名 「平成 23 年度普通預金」）と照合した。また、倉敷運動公園の管理する使用料収入・小口現金・還付金・雑収入用の現金、事務局の管理する小口現金、スポーツ施設の管理する小口現金をそれぞれ実査した。

2) 平成 23 年 11 月 1 日、下記施設を訪問し各施設の現金管理の方法を聴取したのち、手元現金を実査し現金出納帳と照合した。備品については、各施設の備品の中から任意に 5 件を抽出し、現物と照合した。さらに、固定資産については、本部においてあらかじめ抽出していた各施設の固定資産 7 件について、現物と照合した。なお、当該備品台帳が適切に作成されているか否かについて、後記に実施したテストの内容を記載している。

監査先（訪問順）

1. 倉敷市屋内水泳センター
2. 中山公園
3. 水島緑地福田公園
4. 水島中央公園
5. 倉敷市水島ふれあいセンター
6. 玉島の森
7. 真備総合公園

3) 監査結果

施設で管理する現金を実査し現金出納帳残高と照合したところ、全ての施設で一致していた。

4) 意見

各施設では、詳細な「事務担当者マニュアル」を作成しており、その中に現金の取扱いを定めていた。ただ、水島緑地福田公園は平成 23 年 7 月 1 日付け、水島中央公園は平成 23 年 9 月付け、玉島の森は平成 23 年 7 月 1 日付け、真備総合公園は平成 23 年 7 月 1 日付け、となっており、マニュアルが作成されて日が浅い。このマニュアルは各施設で作成させ、本部において最終的に作成したもので、作業自体は昨年から準備していたものである。しかし、詳細なマニュアルだけに、今後この理解をさらに徹底していく必要がある。本部においても、施設の担当者に渡したらそれで終わりではなく、各施設で研修を実施し、それに本部の担当者も立会い、改善点があれば速やかにマニュアル改定等の対応をする必要がある。各施設の業務マニュアル全てを知るのは本部の担当者だけであり、他施設の管理方法の優れた点も知る立場にある。

④ 財務

A 出納の監査結果

経理区分は、一般会計と特別会計の二つ（平成 21 年度はひとつ）があり、総勘定元帳は経理区分ごとに作成されている。また、収入については主に市からの委託料、支出については主に人件費と施設管理の為の諸支出である。以上を考慮して 22 年度の出納の監査に必要な手続きを実施し、その結果を一覧にしたのが以下の表である（ただし、③の現物照合は除く）。

さらに、上記の監査手続きの結果、指摘事項・意見の対象となった項目についても一覧表を作成した。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・収支計算書・正味財産増減計算書の整合性検証と総勘定元帳との照合	左記決算書の各数値は総勘定元帳の記録と一致していた	
22 年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	①未収金について、不良債権は存在しない	
公募公債の購入（貸借対照表上は基本財産に計上）について、取引報告書と照合	問題なし（2 件全て）	
平成 22 年 9 月の使用料収入について詳細にテストを実施した。後記の項参照。	サンプルでチェックした範囲では問題なし	
人件費（給与・退職金・諸手当・報償費）について、給与台帳・扶養親族届・住居届等及び関連する諸規程と照合。後記の項参照。	人件費のテストの項参照	意見
歳出について、請求書・契約書（一部のみ）等と照合。後記参照。	歳出のテスト参照	指摘事項
3 月度の消耗品費等について、納品書・検収書と照合	同上	意見
23 年 4 月度の経費について、22 年度での未払計上の要否検証	1 件少額ながら未払金の計上漏れがあった。	指摘事項
備品の購入記録が備品台帳に適正に記録されているかの検証	問題なかった。	

B. 実施した監査手続きの詳細

1) 人件費のテスト

ア 平成22年9月支給の給与について、各職種からランダムに20名を抽出し、下記の作業を行った。

i 給与明細と出勤簿の突合を行った。

ii 本俸を昇給通知書、任用通知書等と突合し、適正な金額を支給しているかを確認した。

iii 諸手当につき、諸手当申請書及び給与規程との整合性を確認し、金額の妥当性を確認した。また、通勤手当については、非課税通勤手当が税務上正しく処理されているかを確認した。

イ ア で抽出した20名のうち、年末調整の対象となる「甲欄」支給者16名の年末調整処理が正しく計算されているかを確認した。

ウ 平成22年9月支給の給与につき、給与台帳と仕訳伝票の処理が一致していることを確認した。

結果

ア 通勤手当、扶養手当を支給している職員の内、1名の申請書が確認できなかった。勤続年数の長い職員であるため、当初の届出が相当期間前であるためと推測される。各種手当申請書類については、現時点で有効であるものについては、常時閲覧できるようになっているべきである（意見）。

イ 住居手当については、規程により借家の場合と持家の場合で支給される。住宅手当申請書を閲覧したところ、借家の場合には賃貸借契約書が添付されていたが、持家の場合には、客観的に事実を証明する書類は添付されていなかった。支給要件が「その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの」とあるため、証明書類として建物登記簿謄本ぐらいを入手しておくことが望ましい（意見）。

ウ 水泳センター外部講師の謝金の支払い（6～7月）について、出勤簿と支払金額が相違している事例があった。ただし、翌月の支払時に調整して支払っていたため、結果的には問題なかった。この原因について担当者にヒアリングしたところ、「支払の元となる一覧表を各事業所が作成し、それに基づき支給するが、その一覧表の集計が

間違っていたため。出勤簿そのものの確認は後日となるため、間違いの発見にタイムラグがあった。」とのことである。処理の方法として、一覧表の提出と同時に出勤簿の提出も求め、ダブルチェックをした上で、給与計算を行うべきである（意見）。

2) 歳出のテスト

その1

平成 22 年度の歳出に係る総勘定元帳を閲覧し、任意に報償費、燃料費、委託料、備品購入費、報酬、消耗品費、被服費の各勘定科目の総勘定元帳の写しを入手し、その中から 17 件を任意に抽出し、請求書及び出金伝票と照合した。

結果

上記の歳出に係る取引記録は、下記の指摘事項を除き請求書及び出金伝票に基づき、適切に会計帳簿に記録されていた。

指摘事項

日付	伝票番号	摘要	金額（円）	説明	指摘事項
平成 23年 10月 29日	1547	事務局ガソリン代、軽油代	85,205	軽油には軽油引取税が含まれているが、全額燃料費として処理している。	左記金額のうち軽油に含まれる軽油引取税は、租税公課として処理すべきである。消費税額にも影響する。
平成 23年 10月 29日	1607	大判インクジェットプリンタ本体、サービスパック及び作業費	326,760	左記金額のうち、サービスパック 95,550 円は 5 年間の定期交換費用の保守料である。	1 年を超える部分は長期前払費用に振替すべきである。
平成 22年 7月 30日	872	J F E ステイール報酬	1,137,352	左記金額に消費税課税対象となる通勤費 11,000 円が含まれている。	11,000 円は消費税課税対象額として会計処理すべきである。

3) 歳出のテストその2

平成23年3月31日時点で未払計上されている歳出の中から、金額の大きい下記請求額を抽出し、起案書、請求書、見積書等の取得を証する証憑書類を閲覧し、3月に計上することの妥当性を検証した(いわゆる 不適切経理の調査)。下記のうち番号2、6については、公園往査時に、現物を確認している。

番号	日付	請求先	金額	内容	閲覧内容	説明	指摘事項又は意見
1	H23.3.31	古新田緑地保護組合	3,889,271	水島緑地福田公園内清掃等業務委託	業務完了届、作業実績表、作業日誌、作業写真	3月分の委託料	なし
2	H23.3.30	平成道路㈱	5,260,500	水島中央公園園路舗装修繕	起案書、購入・修繕・伺書、業務完了届、工事写真、工事請負契約書	平成23年3月30日完了、舗装道路の修繕費	なし
3	H23.3.31	倉敷制帽㈱	459,900	制服代223点	納品書、請求書、購入・修繕伺書	内部資料である伺書には3月7日の日付があるが、業者納品書及び請求書には日付なし	日付のある請求書の入手、検収書を作成すべきこと。3月中に職員等へ配付しない場合は貯蔵品とすべきこと。
4	H23.3.31	倉敷市シルバー人材センター	813,968	玉島の森除草・清掃	請求書、業務完了届、就労表、作業日誌等	3月分の委託料	なし
5	H23.3.31	長谷川体育施設	1,186,500	福田公園サッカー場芝生年間維持管理業務	請求書、業務完了届	12月から3月分	なし
6	H23.3.31	大久保体器㈱	3,570,000	幼児用総合遊具設置工事	請求書、購入・修繕・伺、業務完了届、工事写真	工事完了は3月31日	請求書に日付なし

結果

翌期に計上すべきものはなかった。

指摘事項

一部業者の請求書に日付がないものや、保存されていた納品書にも日付がないものがあった。3月分は特に納品の事実を証する日付の入った納品書及び請求書の入手に努め、また、内部でも検収書を作成し、3月中の入荷の事実を証する書類を保存すべきである。

もちろん、検収書の作成は、業者の納品の内容が正しいか否か(特に注文商品の内容と数量)を検証する為の内部統制上必須の書類であることは言うまでもない。

4) 歳出テストその3

3月計上未払金の網羅性を確かめるため、歳出テストその2とは異なるテストを実施した。その目的は、未払金計上漏れの調査である。

平成23年度の一般会計及び特別会計の総勘定元帳を閲覧し、平成22年度に帰属すべき歳出の有無を調査した。また、平成23年度(4、5月分)の振替伝票、歳出の請求書を閲覧した。さらに、平成23年分の総勘定元帳をみて未払金の支払状況も併せてみた。

結果

指摘事項

少額ではあるが、平成22年度に属すべき一般廃棄物処理手数料1,040円が、その支払時である平成23年度の4月に計上されていた。

5) 歳出テスト その4

固定資産台帳及び備品台帳の整備状況を調査するため、消耗備品費、備品購入費及び固定資産取得支出の各金額が固定資産台帳又は備品台帳に適正に計上されていることを確かめた。

結果

指摘事項なし

6) 収入のテスト

収入の約7割を占めるのは、倉敷市からの収入であり、この財務記録に誤りは生じにくい。万が一誤りが生じたとしても倉敷市の担当課で直ちに発見されるであろう。そこで、監査対象を少額で件数も多い使用料収入に絞り、その取引記録が会計帳簿に適切に記録されているかどうか、以下のようにテストした。

平成22年度総勘定元帳の収入科目を閲覧し、22年9月の使用料収入のうち、任意に水島中央公園の平成22年9月16日の使用料収入55,640円を抽出し、以下の手続を実施した。

i その金額を売上票(施設別収入等一覧表)とその明細である「倉敷市有料体育施設使用許可申請書」と照合した。

ii 水島中央公園の9月の合計収入875,822円が、本部において振替伝票、総勘定元帳に適切に記録されていることを確かめた。

iii 平成22年9月の「受託施設使用料収益」8,722,073円とその内訳である各施設の現金出納帳を照合した。

iv なお、上記現金出納帳のうち倉敷運動公園のものは、平成23年10月18日、包括外部監査人が現金を実査している。

結果

平成22年9月の使用料収入の取引記録は会計帳簿に適切に記録されていた。

7) 法人税の税務調査について

平成23年10月、倉敷税務署による法人税の調査があった。当財団は、指定管理事業が法人税法上の請負に該当し収益事業となるため納税義務がある。

税務調査の結果、以下のように課税所得が増加し、追加納税が発生した（円単位）。

事業年度	修正所得額	法人税	事業税	県民税	市民税	合計
平成21年3月31日	12,388,040	2,725,300	1,189,200	136,200	400,500	4,451,200
平成22年3月31日	4,403,470	707,300	308,400	35,400	104,000	1,155,100
平成23年3月31日	360,029	9,000	4,000	500	1,300	14,800
合計	17,151,539	3,441,600	1,501,600	172,100	505,800	5,621,100

修正の内容(資産計上漏れ)

建物付属設備	5,980,871
構築物	4,005,138
機械装置	4,129,237
器具備品	3,036,293
合計	17,151,539

説明

当財団が修繕費又は備品購入費として処理していた支出のうち、法人税法上固定資産の取得と認定されたことによる修正である。財団は、税務署の指摘に従い平成23年12月27日、修正申告書を提出した。税務当局の指摘内容をみると、会計上も固定資産計上すべき支出と考えられるので、翌期に会計帳簿も修正するとともに、固定資

産台帳に固定資産として登録する必要がある。

指摘事項

ア 修繕費のうち資本的支出（固定資産計上となる支出）に該当するか否かの検討が全くなされていない。

財団が作成している「経理業務について 22年度版」（経理マニュアル）をみても、修繕費を計上した際、資産計上すべき支出か修繕費のままでよいのかの検討が行われていない。それは顧問税理士の担当と言われるかも知れない。しかし、そもそも、倉敷市の外郭団体にあつて、法人税の納税義務のある団体の経理マニュアルに、修繕費と資本的支出の区別さえ記載されていないのは、いかがなものであろうか。その区別は、税の専門家でないと判明しないような複雑なものではない。将来、公益認定されれば法人税は非課税となるが、その基準は適正な会計基準でもあるので、今後その経理マニュアルが不要となることはない。税務調査の結果を受け、速やかに経理マニュアルを改訂すべきである。

イ 今後の予算への反映について

修繕費のうち資本的支出が固定資産計上を要するとなると、修繕費等から固定資産取得支出へ科目を変更することが必要となる。また、納税資金についても、それを考慮して見積る必要がある。

ウ 会計帳簿等の修正について

上記の説明個所で記載したとおり、会計上も固定資産として処理すべき支出であるので、翌期に会計帳簿も修正するとともに、固定資産台帳に固定資産として登録すべきと考える。

これに対して財団では、当該支出部分を倉敷市への寄付金として処理することも検討している。しかし、このままでは市は外郭団体の簿外資産を受け入れるということになってしまい首尾一貫しないうえ、財団としても損金経理しようがない。一旦会計帳簿等に計上したうえで、しかる後、倉敷市の寄付受け入れ決定を待って、市へ財産を寄付するという流れとなる。

税務上見解の相違により損金経理を否認されたが、会計上はあくまでも修繕費であり会計帳簿及び固定資産台帳には反映しない、という考え方を貫くなら、会計帳簿は一切修正しないという結論になるが、市への寄付を考えているなら、一旦正規の簿記の原則にしたがって、会計帳簿等に計上することとなる。

⑤事業の有効性・経済性・効率性（3E）

当該法人の設立目的は、倉敷市のスポーツ普及・振興を通じて市民の心身の健全な発達に寄与することであるため、当然に有効性・経済性・効率性の結果が求められることになる。以下において、事業の有効性・経済性・効率性について各々の指標を設定して検討を行う。

A. 有効性の検証：事業報告書の利用者数ないし件数等により判定

（単位：人ないし件数）

	有料施設		無料施設		コインロッカー	合計	
	人数	料金	人数	料金	料金	人数	料金
21年度	1,181,814	113,502,709	58,367	*	3,794,020	1,240,181	117,296,729
22年度	1,207,670	114,302,274	51,098	*	3,372,090	1,258,768	117,674,364
増減	25,856	799,565	▲ 7,269	*	▲ 421,930	18,587	377,635

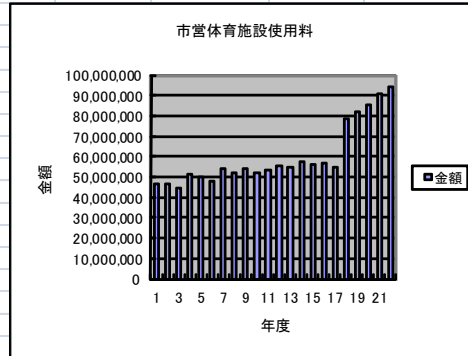
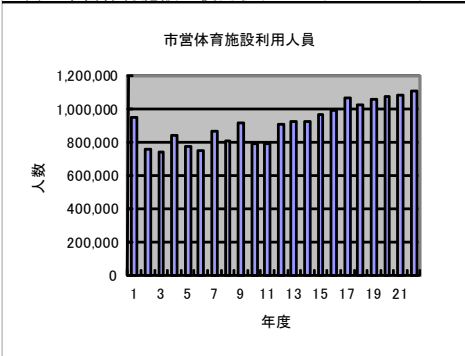
上記は前施設の利用人数と料金の比較である。無料施設において平成 22 年度の利用者数が減少したのは、水島ふれあいセンター浴室の水質検査とそれによる改修工事の為約 2 ヶ月間休館としたことによるものである。

施設ごとの利用者等の推移は以下の表のとおりである。市営体育施設の利用人員及び使用料が増加しているのは、合併後真備の施設が加わったことが影響している。倉敷市屋内水泳センターについては、平成 19 年度から利用人数が増加している。なお、使用料が減少しているのは、平成 19 年度から倉敷市の直営となり、料金を従来の大人 430 円から 210 円に半減したことによるものである。

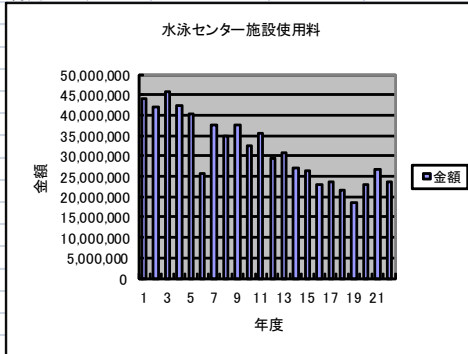
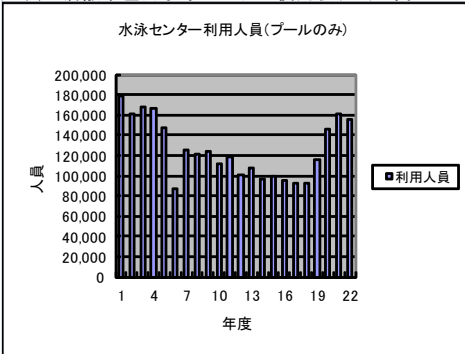
スポーツ教室等参加状況は、教室数の増加から順調に増加している。なお、水泳教室の参加状況が増減するのは、その時々プールの改修工事や、逆に利用時間の延長や祝日の翌日開館日の増加などによるものである。

また、指定管理の評価書の中で記載されている利用者アンケート結果を見たところ、例えば倉敷運動公園等では、満足度 90%以上の評価で、屋内水泳センターでは満足やほぼ満足の割合が 90%を超えている。水島ふれあいセンターでも、83%の方が満足と回答している。

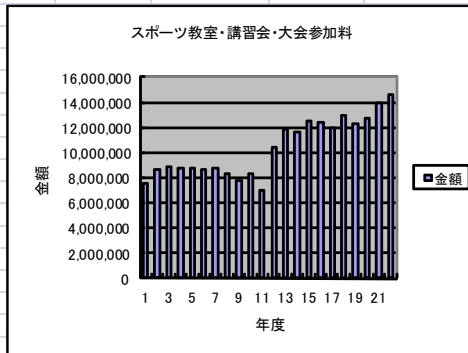
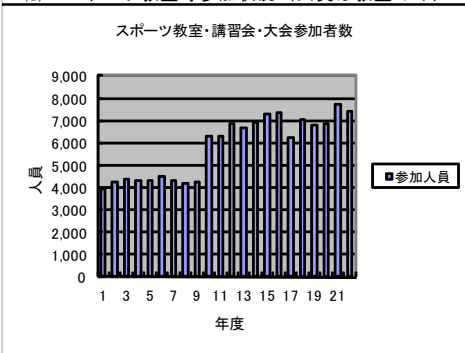
(1) 市営体育施設の使用状況



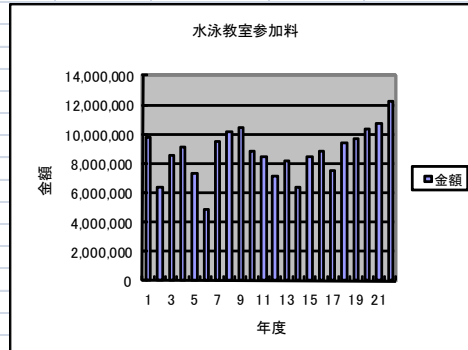
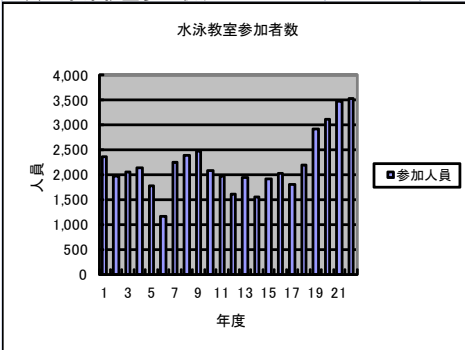
(2) 倉敷市屋内水泳センター使用状況（人員はプール利用のみ）



(3) スポーツ教室等参加状況（人員は教室のみ）



(4) 水泳教室参加状況



B. 経済性・効率性の検証：各事業における市の委託金額÷利用者数等により判定

倉敷市が支出した委託料を利用者数等で除すことにより、利用者一人当たりの市の委託金額を算定し、各事業の経済性・効率性を検証する。以下の表は、過去2年度分の当該数値の推移である（円単位）。

摘要	平成 21 年度	平成 22 年度
倉敷運動公園外 5 公園	349	334
倉敷市屋内水泳センター	761	814
倉敷市水島ふれあいセンター	440	474

倉敷市屋内水泳センターは平成 21 年度から指定管理の為、2 年間の数値を計算した。運動公園は指定管理料の減少と利用者数の増加により、一人当たり委託金額は減少した。水泳センターとふれあいセンターで、一人当たり委託金額が増加しているが、いずれも止むを得ない休館によるもので、それを考慮しても大幅に利用者数が減少していない。

水泳センターの休館は、平成 22 年 8 月 31 日から 10 月 8 日まで、倉敷市が実施したプール内面塗装工事による。ふれあいセンターの休館は、5 月から 6 月にかけて 8 日間、9 月に 26 日間、11 月から 1 月に 30 日間、合計 64 日間休館したが、倉敷市が実施した浴槽内壁補修及び配管修繕工事によるものである。

⑥ 過去の包括外部監査における指摘事項

人材派遣契約の競争入札への移行について

人材派遣契約については、従前、各運動公園管理事務所の窓口受付事務員を対象としていたが、平成 22 年度検討を行い平成 23 年度から直接雇用で対応しており、現在、派遣職員はおらず、契約もない。

⑦ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項

平成22年10月～平成23年1月において実施された監査委員監査における指摘事項は、以下のとおりである。

指摘事項	措置の内容	外部監査人の検証
<p>現金預金について</p> <p>多額の普通預金を有しているが、すべて決済用預金として預け入れされており、利息収入を得ていない状況である。</p> <p>収入確保は事業団にとって重要な課題でもあり、ペイオフなども考慮しつつ、安全かつ確実な金融機関に預け入れするなど積極的な資金運用を検討されたい。</p>	<p>事業団としましては、どのような場合でも対応できるよう、流動的な資産を保有しておくことは必要と考えており、約1ヶ月程度の事業費を目安としております。それ以上の預金については、何らかの方法で運用していくことは可能かと考えます。</p> <p>ご指摘のとおり、普通預金を活用し、利息収入を得る方法を考えることは、事業団にとって重要なことであると考えますので、今後も資金計画等を含め、安全かつ有効的な方法で資金運用にも取り組んでまいります。</p>	<p>普通預金が多い理由の一つは、施設ごとに通帳を設けており、一般会計で2つ、特別会計で10の口座があるため、機動的な資金運用がしにくい状況である。</p> <p>しかし、確かに普通預金残高は多いと考えられ、今後も安全性を最優先し有効な資金運用に取り組む必要がある。</p>
<p>被服費の支出について</p> <p>被服費の購入について、内部規則で定められている見積書を徴することなく、特定業者で被服の購入を行なっている。随意契約による場合は、なるべく2者以上から見積</p>	<p>今後は、内部規程の取り扱いに基づき、適正な業者選定・見積書の徴行・書類の作成を行なってまいります。また、請求書の日付については、請求書様式自体に日付を記入する欄がなかったため、日付の記載漏れがありましたが、今後は、必ず日付が記載された請求書を発行してもらうようにいたします。</p>	<p>平成23年3月分の請求書については、まだ是正ができていなかった。</p>

<p>書を徴し市場価格を参考として業者選定されたい。また、請求日が記されていない請求書の受領や購入伺い書が作成されておらず、支出事務の適正化を図られたい。</p>		
---	--	--

7. 財団法人倉敷市学校給食会

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
- ② 事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約）・3E）・・・・ 262
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・備品）・・・・・・・・・・・・ 264
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
- ⑤ 契約（市との委託契約・業務委託契約）・・・・・・・・・・・・ 273
- ⑥ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）・・・・・・・・・・・・ 275
- ⑦ 過去の監査委員監査における指摘事項・・・・・・・・・・・・ 275

7. 財団法人倉敷市学校給食会

(1) 概要

① 法人概要

所在地	岡山県倉敷市西中新田 640番地	設立年月日	昭和 55 年 4 月 1 日
代表者	橋本 篤男	従業員数	4 名
出資金額	基本財産 44 百万円（出 資はない）	出資者	なし
設立目的	学校給食用物資の共同購入を行い、もって倉敷市内の学校給食の 健全な発展に寄与することを目的とする。		
主な事業内 容	学校給食を 機会とした 共同購入事 業等による 食育の推進	ア 共同購入事業 イ 安全で充実した学校給食実施を支援する事業 ウ 食材を教材として活用する食育推進事業	
	食育に関す る普及・啓発 事業	ア 視察事業 イ 啓発事業	
規程	運営規程	寄附行為・寄附行為施行細則・運営細則	
	就業規程	上記運営細則の中にある	
課題	収支の確保	平成 23 年度で県からの事務受託収入（取扱高の 1.5%）がなくなり、そのための収支改善策	

②事業

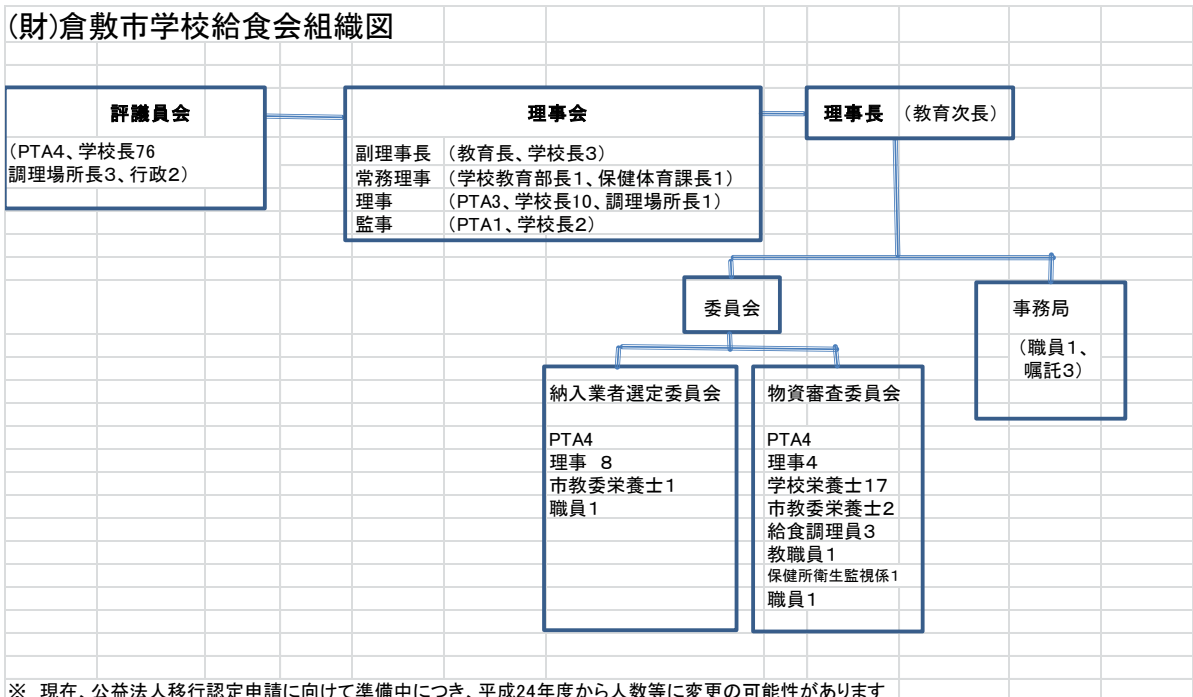
ア 学校給食用物資（副食）の共同購入
 小学校63校，中学校26校，その他2校計91校
 給食食数 46,820食
 共同購入物資取扱金額 1,399,727,971円

イ 物資審査委員会の開催
 物資審査委員会を3回開催し，契約物資を選定した。
 ウ 事業費 1,421,690,438円

③ 組織

ア 役員 理事 21名 監事 3名
 イ 評議員 85名
 ウ 事務局員 4名（職員1名嘱託3名）

(財)倉敷市学校給食会組織図



④ 財務

A. 貸借対照表

			(単位:千円)		
			平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部	流動資産	現金預金	50,612	34,587	41,192
		未収金等	76,035	117,532	106,069
		合計	126,647	152,119	147,261
	固定資産	基本金積立預金	44,178	44,178	44,178
		特定資産	13,375	10,463	11,225
		その他固定資産			319
	合計		57,553	54,641	55,722
資産合計		184,200	206,761	202,983	
負債の部	負流動	未払金等	94,160	114,322	108,182
	負固定	退職給付引当金	10,024	10,463	11,225
	負債合計		104,184	124,785	119,407
の財正部産味	一般正味財産		80,016	81,976	83,576
負債及び正味財産合計			184,200	206,761	202,983

財団が作成している決算書に基づき、3 期間の要約貸借対照表を作成した。収益率は低いですが、着実に経常収支がプラスになっているため、正味財産は増加している。自己資本比率（総資産に対する正味財産の比率）は、41%で自己資本が厚く優良な団体と言える。流動資産から流動負債を差し引いた資金の額は39百万円であり、これは長期運転資金とも呼ばれ、長期的に安定して保有する資金を意味している。この金額も増加傾向にある。

なお、流動資産の中の未収金等106百万円は、主に3月分の各学校に対する物資代金請求額である。未払金等108百万円は、業者から請求を受けた3月分物資代金等である。

B. 資金収支計算書

		(単位:千円)		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業活動収支の部	事業活動収入	1,283,459	1,327,417	1,423,355
	(内:物資共同購入事業収入)	(1,260,845)	(1,304,050)	(1,399,728)
	(内:地方公共団体補助金収入)	(3,822)	(3,822)	(2,822)
	事業活動支出	1,281,107	1,325,457	1,421,690
	管理費	16,193	16,798	17,512
	(内:給料手当)	(12,690)	(12,822)	(12,883)
	事業費	1,264,914	1,308,659	1,404,178
	(内:物資代金支出)	(1,260,845)	(1,304,050)	(1,399,728)
	事業活動収支差額	2,352	1,960	1,665
投資活動の活動収	投資活動収入	0	0	0
	投資活動支出	481	0	382
	投資活動収支差額	-481	0	-382
財務活動の活動収	財務活動収入	10,000	10,000	19,316
	財務活動支出	10,000	10,000	11,000
	財務活動収支差額	0	0	8,316
当期収支差額		1,871	1,960	9,598
前期繰越収支差額		25,651	27,522	29,481
次期繰越収支差額		27,522	29,481	39,080
※1 定期性預金を資金に含めたため、8,316千円を収入計上。				

財団の決算書を基にして、3 期間の要約資金収支計算書を作成した。事業活動収入は増加傾向にあるが、岡山県給食会からの物資取扱事務費収入が平成 22 年度でなくなるため、来期は減少する見込みである。財務活動収支の 10 百万円の収入と支出は、期中に発生した倉敷市からの借入金（無利息）である。

C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

（単位：円）

摘要	平成20年	平成21年	平成22年
補助金	3,822,000	3,822,000	2,822,000

平成21年度事務事業評価の結果、繰越金が多いとの指摘を受け、平成22年度より100万円減少した。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理（契約）・3E）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が 失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか	○			学校給食用副食材共同購入のほか 食育推進	
	収支が赤字の事業はないか	○				
	不採算の事業ないし拠点の定期的な 見直しは行われているか	○				
	長期事業計画を作成しているか		○		今後の課題とされている。長期事業 計画を作成すべきである。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附 行為の要件を満たしているか	○				
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			理事 21 名・監事 3 名・評議員 85 名	
	理事長は常勤か	○			教育委員会教育次長が常勤就任し ており問題ない	
	組織は事業を実施する上で効果的に 編成されているか	○				
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は 適正か。過度な負担を強いられていな いか。	○				
	プロパー職員の人材育成は適正か		○		業務の中で人材育成を考慮してい るが、正式な人材育成計画はないた め、文書で作成すべきである。	意見
	能力給の導入は行われているか		○		市に準じている。	
財務	財務状況が毀損していないか	○				
	財務数値は適正か	○			自己資本比率 41%、流動比率 136%、経常収支比率 0.1%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支	○				

	を圧迫していないか				
	市に対する財政依存は過度でないか	○			
	基本財産は適正に運用されているか	○		国債及び中国銀行の定期預金で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開要綱あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護要綱あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		あり	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス研修を実施しているが、規程は存しない。作成すべきである。	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	法定監査の必要はないし、規模的にも任意監査の必要性は感じない。ただ、監事に会計専門家を採用する価値は十分にある。	
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか	○		事業報告書にて共同購入の実施状況、食育普及啓発活動を報告	
	利用者の満足度調査を実施しているか	○			
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か		○	倉敷市の広報で紹介されているが、十分ではない	意見
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		毎年度の予算編成時に算定	
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか			○	
	指定管理事業の当期収支差額は適正な範囲内になっているか			○	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか			○	
	指定管理者の選定方法は適正か			○	

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に財団法人チェックリスト及び内部統制チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果（適・否・非該当）のうち、下記に問題がある。

A. 借入限度額の設定がない（意見）

予算及び決算の状況の項目の中で、借入金限度額に関するチェック項目がある。財団は、倉敷市から運転資金を11百万円借り入れているが、限度額を定めていない。又利息はゼロであるが、このことを含めて借入条件を明確にすべきである。

B. 理事会議事録の記載改善事項（意見）

平成22年度開催の議事録を閲覧したところ、平成22年6月7日理事会議事録に下記の改善点がある。

平成21年度事業報告並びに決算の承認理事会議事録で、H監事が監事報告をしたと記載があるが、正確に言えば、同氏は理事会当日理事に選任されたので、理事会開催時点では監事ではない（決算監査時点の平成22年5月21日に監事であった）。したがって、その旨議事録に補足して記載すべきである。

また、理事会における監事の出席状況について議事録に記載がないが、記載することが望ましい。

③ 現物照合（預金・有価証券・備品）

平成23年12月21日、財団の預金を実査した。なお、現金は保有していない。

A. 預金実査

全ての預金を実査した。

B. 有価証券の実査

中国銀行倉敷市役所出張所に、国債を保護預けしている。実査当日、同銀行発行の「債権顧客照会票」と照合した。

C. 備品実査

平成23年12月27日、備品台帳の中から任意に5件を抽出し、現物と照合した。備品には、台帳番号と同じ固有の番号シールが貼られ、適切に管理されていた。

D. 意見

預金等の月次照合について

決済用の預金と郵便貯金については不定期ではあるが、ほぼ3か月に1回、銀行

残高と会計帳簿を、担当者以外の第三者（平成 23 年 11 月実施の場合、常務理事）が照合しており、この点は評価に値する。しかし、月次決算は実施されておらず、定期的に通帳残高と会計帳簿残高は照合されていない。今後は、月次決算を実施するとともに、少なくとも預金残高については月次で照合し、担当者以外の者がその事実を確認すべきである。また、有価証券についても同様（国債を預り証と照合する）である。

④ 財務

A. 出納の監査結果

1) 歳出のテスト

平成 22 年度歳出について、支出命令書及びそれに添付されている請求書、領収書等のファイル（全部で 3 冊）、及び同年度の総勘定元帳の歳出の部を閲覧し、その中からランダムに 25 件の歳出記録を抽出し、支出命令書、請求書、領収書と照合した。

テストした歳出の記録は下記のとおりである。

(単位:円)

番号	月日	科目	摘要	金額	内容(請求先)	支出命令書	請求書	領収書
1	4月12日	福利厚生費	4月分倉敷市勤労者福祉サービスセンター	1,050	市役所労働政策課内	4月9日	4月8日	口振
2	10月29日	会議費	会議用コピー他	11,183	クラブ様	10月28日	10月12日	10月29日
3	6月15日	旅費交通費	5月分旅費交通費(森安)	4,150	森安166k5月分	6月10日	6月	給与と一緒に
4	7月12日	通信運搬費	7月分電話料	12,395	西日本電信電話株	7月9日	7月6日	7月12日
5	3月1日	通信運搬費	切手購入	40,500	市役所内郵便局	3月1日	N/A	3月1日
6	9月3日	什器備品費	デジタルカメラ一式	24,400	光園荘カメラ	9月2日	8月26日	9月3日
7	2月16日	消耗品費	インクタンク他事務用消耗品	28,522	キャノンシステムアンド	2月14日	1月31日	2月16日
8	10月20日	印刷製本費	納品書印刷	38,000	有田印刷所	10月20日	10月14日	10月20日
9	11月19日	賃借料	10月分PC賃借料	29,711	富士通リース	11月17日		11月18日
10	4月5日	租税公課	平成22年度金銭消費貸借契約書用	20,000	収入印紙	4月2日	N/A	4月5日
11	1月13日	調査研究費	公益認定実務研修広島2名	28,160	研修会23年11月25日	1月12日	1月25日	1月17日
12	3月28日	普及費	家庭配付献立予定表印刷	275,408	印刷の祥文堂(23年4月分)	3月24日	3月	3月28日
13	2月16日	普及費	学校給食展キッズシェフ経費等	112,908	岡山県学校給食会他	2月10日	さまさま	2月16日
14	9月3日	研修会費	栄養士研修、調理実習費用7、8月実施分	52,325	河村食品ほか	9月2日	さまさま	9月3日
15	8月25日	講師金	夏季研修講師謝金・栄養士調理実習	31,110	2名に8月25、26日実施	8月2日	8月25日	8月26日
16	12月10日	手数料	食材検査料	132,300	岡山県健康づくり財団	12月9日	12月2日	12月10日
17	3月31日	振込手数料補助	平成22年度3月分未収負担金振込手数料	22,715	振替命令書	4月20日	3月分	未払計上
18	2月16日	福利厚生費	健康診断4人分	27,203	岡山県健康づくり財団	2月14日	2月7日	2月16日
19	4月16日	会議費	会議用茶葉	4,284	田口銘香園茶圃	4月14日	4月12日	4月16日
20	6月7日	旅費交通費	理事会・評議員会PTA役員旅費	3,552	8名分	6月4日	6月7日	6月7日
21	4月16日	通信運搬費	4月分電話料	10,739	西日本電信電話株	4月14日	4月6日	4月16日
22	5月21日	通信運搬費	切手購入	20,000	市役所内郵便局	5月20日	N/A	5月21日
23	3月31日	租税公課	消費税22年度確定納付	358,100	消費税確定	5月6日	3月31日	5月9日
24	5月31日	物資代金支出	児島食肉4月分	2,765,296	4月分	5月25日	4月	5月31日
25	3月31日	物資代金支出	ミーティング千屋3月分	241,949	3月分	4月18日	3月分	未払計上

意見

ア 調査研究費 28,160 円（公益認定研修参加交通費及び参加費）

研修日は平成 23 年 1 月 25 日であるが、支払は平成 23 年 1 月 17 日と、研修日に先行して支払われている。通常は一旦仮払いにして、後日精算処理するところである。あらかじめ金額が確定している場合、実務上は、この処理のほう都合がよいかもしれないが、あくまでも確定分の支払は役務提供を受けた後であることが原則である。

イ 普及費 275,408 円（家庭配付献立予定表印刷費）

平成 23 年 4 月分の家庭配付献立表印刷代金である。担当者によれば、当該印刷物は業者から直接各学校に納品されており、保護者への配布は各学校に任せてある。但し注意すべきは、3 月分について言えば、業者の納品が春休み以降となれば当該印刷物は学校に保管された状態で決算を迎えることになる。また、新入生の場合、配布は新年度が始まってからの 4 月以降であるから、その部分についても同様の問題がある。

学校給食会では、献立表の生徒への配布時期までは把握していないが、4 月分の献立表が生徒に配布されるのは、通常 4 月の始業式以後である。転校生や、新入生がいて生徒数が確定しないし、学校独自の献立もあるので、4 月の献立表を 3 月中に配布するのは実務上不可能である。そうであるなら、学校給食会では、普及費 275 千円を費用処理したままであるが、3 月分については貯蔵品として処理すべきである。したがって、同額だけ正味財産が増加し、貸借対照表上貯蔵品が計上されることになる。

上記について、決算月は特に注意する必要がある。すなわち、正確な決算書を作成するには業者の納品時期だけでなく、学校の生徒への配布時期まで把握する必要がある。

ウ 普及費 112,908 円（健康くらちゃん・キッズ・シェフ）

上記は、平成 23 年 1 月 29 日に実施された、児童対象の調理実習費用である。当日 200 円の会費を参加者から徴収することになっており、35 名参加により 7,000 円の会費収入があったが、これを費用に充当した結果、普及費用 112,908 円の計上となっている。しかし、正しくは費用 119,908 円とキッズ・シェフ会費収入 7,000 円である。会計処理上、収入額の重要性は低いかもしれないが、収入金額と支出金額は別々に管理すべきものであり、入金額を支払いに回すことは望ましい処理ではない。なお支払いは後日であり、当日、収入金を支払いに使用したというわけではない。

エ 支出命令書のチェック体制について

支出命令書は、財団法人倉敷市学校給食会事務局長 M 氏が作成し、倉敷市の主幹 Y 氏、課長補佐 K 氏、常務理事 I 氏が承認する。なお、Y 氏は保健体育科の主幹、K 氏は同課の課長補佐で両名とも評議員である。常務理事は、保健体育課課長で当財団の常務理事である。財団作成の書類を、倉敷市の保健体育課の方々が承認する体制となっており、大変嚴重である。

しかし、支出命令書の作成については、係員と事務局長を兼ねている M 氏が、係員として書類を作成すると同時に事務局長として発信している。事実上、一人が係員として書類を作成し、法人として書類を発信しているため、承認者である市の担当者の少なくとも一人は、内容の単なる承認ではなく、数字の照合等書類作成自体のダブルチェックが必要である。内容の承認だけでは、財団が発信する書類に誤りがあっても、

その発見は困難である。

2) 人件費のテスト

ア 平成 22 年度決算書上の給料、職員手当、報酬について、賃金台帳と照合した。

結果

一致していた。

イ 平成 22 年年末調整書類を閲覧した。

3名の職員の平成 22 年度年末調整計算をチェックした。また、特例納付（源泉所得税の納付が年 2 回でよいとする特例）となっている源泉所得税、すなわち平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの源泉所得税の納付について、平成 23 年 1 月 4 日付け納付書と照合した。なお、扶養届出書による扶養者の状況は見えていない。

税務署からの是正通知について

平成 23 年 11 月 18 日、倉敷税務署から、M 氏の年末調整計算に誤りがあるとの通知があった。しかし、その内容と事後処理について説明を受けたところ、これは扶養控除の対象者の処理問題で税務署から是正の通知を受けたものの、学校給食会の知識不足による誤りではなく、事後処理によって是正可能な、やむを得ない事案であった。

結果

学校給食会の年末調整計算は適正に実施され、その結果を反映した平成 22 年 12 月分の源泉所得税は適切に納付されている。

3) 仕入のテスト

ア 平成 23 年 11 月の学校別納品書集計表と学校別請求書集計表、両証憑の照合結果一覧表を入手し、倉敷東小学校の納品書と上記納品書集計表及び請求書集計表を照合した。

イ 次に、業者別請求一覧表と請求書をサンプルで 4 件照合した。

ウ 結果

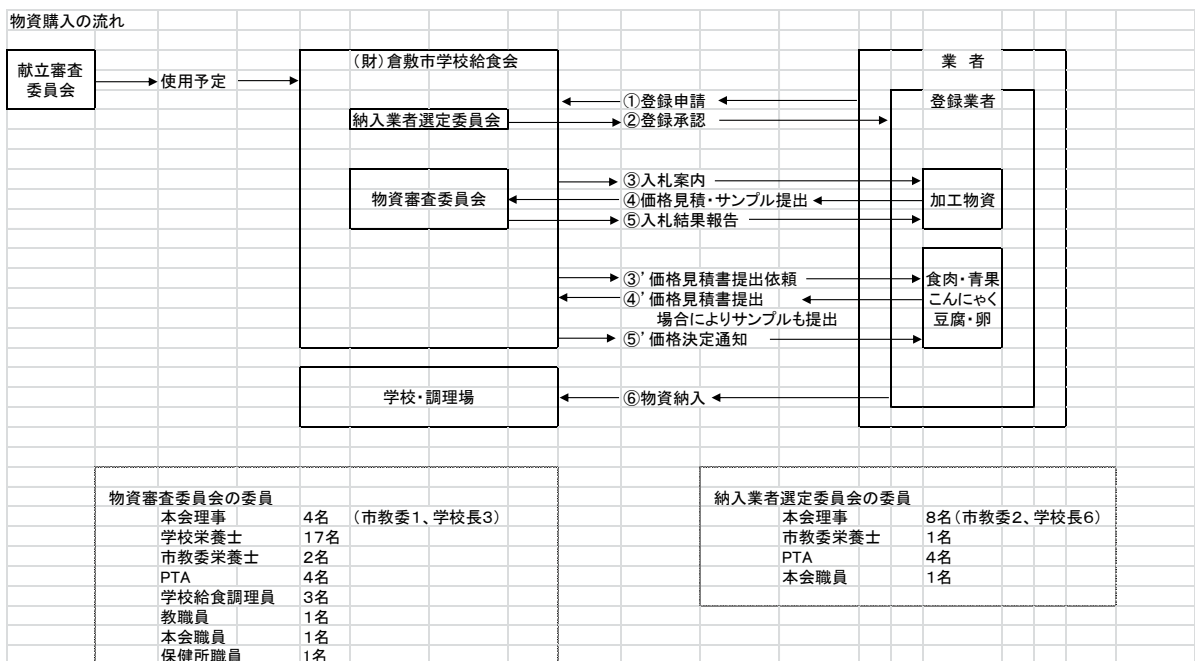
一致していた。

エ 意見

倉敷東小学校の納品書綴りを閲覧したところ、納品書と現物を照合したことの証跡としては、担当者の印が押されているのみである。しかし、それでは納品されてきた品物と納品書の数量を照合したことが判然としない為、数量欄にチェックマークを入れるように改善すべきである。また、納品書の数量と単価の検算をして納品書の金額のチェックを併せて実施すべきで、検算している場合でも、金額欄に一行一行チェックマークを入れるべきである。現状は、それらを実施している学校もあろうが、少なくとも、チェックしたことの証跡が不十分と言える。改善すべきである。

オ 業務の説明

当財団の主たる事業である共同購入事業の流れは、以下のとおりである。



学校給食用物資の共同購入については、共同購入物資納入業者選定委員会（納入業者選定委員会）及び共同購入物資審査委員会（物資審査委員会）の二つの委員会が設けられている。納入業者の登録は以下のとおりである。

平成 20・21 年度新規加工品取扱業者を例に説明する。

平成 19 年 12 月 1 日から 12 月 27 日までに希望者は申込書に必要書類を添えて申し込む。

平成 20 年 1 月上旬、事務局が業者の資格要件を調査し、納入業者選定委員会に諮問し、その決定により登録となる。

登録有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日からの 2 年間、平成 21 年度新規登録業者は平成 21 年 4 月 1 日からの 1 年間である。

平成 20 年 2 月から 3 月に、業者は登録証の交付を受け、契約書を締結する。
平成 20 年 4 月 1 日から、年 3 回開催される物資審査委員会で採用された物資を倉敷市へ納入する。

使用予定数量は、物資委員審査会用価格見積書提出案内時に、学校給食会が各業者へ通知する。

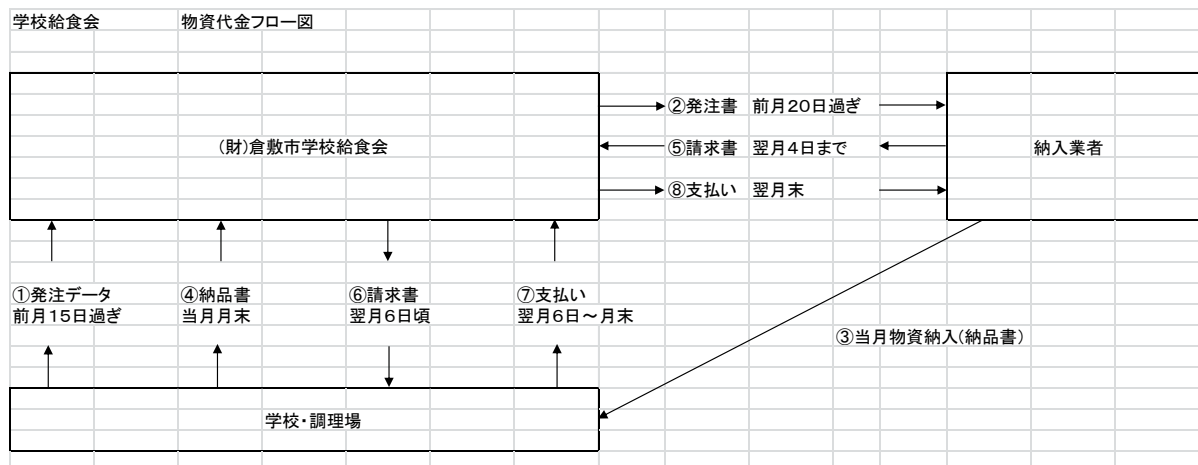
次に、物資審査委員会は以下のとおりである。

平成 23 年 6 月 23 日開催の物資審査委員会を例に説明する。

平成 23 年 5 月 6 日に起案書（学校給食用物資審査委員会の開催について）で、契約期間 23 年度 8 月から 12 月分の契約について、登録業者への通知が承認された。業者へは 23 年 5 月 9 日に通知された。業者の提出書類は、見積書である。そこに、銘柄、規格と単価、原産地、新製品、成分表、現品の見本等を提出してもらう。

審査結果は、平成 23 年 7 月 8 日に起案され 12 日決裁、12 日施行（審査結果の通知）された。

最後に、物資代金の流れは以下のとおりである。



4) 納入業者選定委員会の運用について

寄附行為によれば通常 1 年に 1 回開催される納入業者選定委員会及び年 3 回程度開催される物資審査委員会の関係書類を閲覧し、同委員会の運用状況を調査した。

ア 調査手続

平成 22 年 1 月 15 日付、納入業者選定委員会の選定書類を閲覧した。現在登録中の延べ 38 業者の登録更新の審査案件である。取扱い物資は、青果物、加工食品、食肉等があるが、そのうち青果物の取扱業者の書類を閲覧した。

13 名の委員の承認印又は署名があり、添付書類として登録希望一覧表、登録希望申込書、相手が組合なのでその役員名簿、組合員名簿、組合の規約、各組合員の登録希望申込書、検便実施計画書、納税証明書に目を通した。

次に、平成 22 年 1 月 18 日の起案書で、登録証書の交付と学校給食用物資納入契約書の取り交わしが承認され、平成 22 年 4 月 1 日契約書が締結されていた。

イ 指摘事項

納入業者選定委員会の議事録が作成されていない。ファイルには、選定関係書類と選定結果の書類が保存されているのみである。納入業者選定委員会の開始時間と終了時間、出席者、議事の経過等の記録として議事録を残すべきである。

5) 物資審査委員会の運用状況について一連の書類を閲覧した。

ア 指摘事項

納入業者選定委員会同様、議事録を適切に残しておくべきである。

6) 未払消費税等

消費税の申告書を入手し、申告内容を検討した。

ア 指摘事項

消費税申告書の作成誤りについて

消費税の処理において、給料手当に含まれている通勤手当 356,400 円（通勤手当は課税仕入）、非課税扱いされている切手代 82,500 円（切手は、使用すれば課税仕入となる）があった。しかし、通勤手当は課税仕入であり、切手もこれを第三者に譲渡するのでない限り、課税仕入れである。したがって、これらを訂正すれば、平成 22 年度の消費税は、20,890 円過大納付となっている。

これに対して財団は、平成 22 年については更正の請求をし、平成 21 年度及び 20 年度消費税については更正申出をすることである。

なお、今後は、上記の誤った処理を訂正すれば再発の可能性はほとんどないし、消費税の申告書自体は複雑ではないので、税務専門家のチェックはあえて必要ではない。

消費税の申告においては、現行の担当者の能力で十分対応可能である。また、会計帳簿は会計ソフトを使用しているため、その会計ソフトに、あらかじめ消費税コードを正しく設定入力すれば消費税申告書は自動的に作成でき、事務作業が大幅に軽減される（現状は消費税コード未設定）。

7) 借入金について

当財団は、倉敷市から1年更新で無利息の11百万円の借入れをしている。年度初めの4月1日に借入れ、翌年の3月31日に返済しているため、決算時点で残高は残らない。

これが無利息である点、金利を徴収すべきであるとの意見もあり得るが、市の補助金との合計ベースで補助のあり方を考える必要がある。また、この借入自体必要なのか否かについて、監査委員から質問もあったが、やはり運転資金として必要とのことである。確かに年間10億円以上の支払があるので、学校からの未収金（給食代）の入金が遅れるところが出てくれば、支払に支障が出てくる。

ア 意見

借入金の減額による印紙1万円の節約について

市からの借入金は11百万円であるが、これを100万円減額することで印紙税が1万円節約できる。100万円減っても運転資金への影響はあまり多くはないと考えられ、万が一不足した場合は定期預金の取り崩しで対応可能であろう。借入金の適正残高について検討し、費用の節減を優先するのか、どうしても100万円が必要なのか、考え方を整理すべきである。少額ではあるが、常に費用対効果を考慮すべきである。

8) 補助金の検証

下記のように書類を閲覧した。

平成22年度財団法人倉敷市学校給食会運営費補助金の確定について

平成23年5月20日倉敷市教育委員会指令第152号

倉敷市補助金等交付規則第14条により以下の様に確定した。

確定額 2,822,000円

交付済額 同上。

起案書平成23年5月20日

平成22年度財団法人倉敷市学校給食会（運営費）補助金に関する実績について（報告）

起案 M氏

常務理事承認

報告先 倉敷市教育委員会

提出書類 平成 22 年度決算書（5 月末までに）、理事会・評議員会後に平成 22 年度事業報告

振込通知書

振込予定日 22 年 4 月 15 日

金額 2,822,000 円

倉敷市教育委員会指令保第 1 号 補助金交付決定通知。

補助目的 財団法人倉敷市学校給食会の管理費に対して補助を行う。

条件

1. 事業計画書に記載した事業を施行せず、又は、余剰金を生じたときは、倉敷市補助金交付規則第 18 条の規定により補助金の全部又は一部を返還せしめる。
2. 同規則第 13 条第 1 項の規定により、事業完了後は決算書を添付し事業成績を報告すること。

起案書 平成 22 年 4 月 1 日

補助金の申請 申請先 倉敷市教育委員会、申請額 2,822,000 円

申請書、平成 22 年度事業計画、平成 22 年度予算

結果

指摘事項なし

⑤ 契約（市との委託契約・業者との業務委託契約）

当法人に関し、各種契約関係について契約書・仕様書等を精査したところ、以下の諸点について指摘事項ないし意見があるので申し述べることとする。

【指摘事項1】

当給食会と給食用物資納入業者との間の契約について、暴力団排除条項を規定するとともに、同業者側から、暴力団でないことの誓約書を徴求する等の改善をすべきである。

（理由）

(1) 当給食会は、給食用物資の納入については、各食品の種別に分けて納入業者を登録し、その登録業者との間でそれぞれ「学校給食用物資納入契約書」を作成、締結している。この納入業者の登録にあたっては、まず登録希望業者に申込をさせ、その希望業者を登録させてよいかを「共同購入物資納入業者選定委員会」で選定している。

また、登録業者には、「倉敷市学校給食会登録業者の心得」を交付したり、「物資の納入等について（依頼）」と題する文書を交付するなどして、衛生管理をはじめとする諸注意を促すなどしている。

また、物資の検収は、直ちに行われており、中には、学校側から納入業者に物資の品質についてクレームが出され、それに業者側が然るべく対応した事例もあるなど、学校給食の趣旨がよく理解された運用がなされているものと評価できるところである。

(2) ただ、1点指摘するならば、当給食会と納入業者との間の契約書においては、いわゆる「暴力団排除条項」がない点は、今後是非改善されたい点であろう。

暴力団排除条項とは、契約書中に、仮に契約の相手方が暴力団ないしその関連団体であるなどの場合は、契約が解除されるなどの条項のことである。近時、暴力団をはじめとする反社会的勢力を排除しようとの気運は高まっており、本年度までに、全国の都道府県でも、暴力団排除条例が制定されたところである。もちろん、岡山県でも、平成23年4月1日付で「岡山県暴力団排除条例」が制定されている。

そして、この県条例の第17条には、

「事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであって、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は

運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

と規定されており、行政のみならず、各事業者にも、契約を締結する場合には、契約書中に暴力団排除条項を規定する、契約の相手方に対して暴力団でないことを誓約させる等が求められているのである。

学校給食の趣旨からするならば、万が一にも、暴力団に関連するような業者が納入に関与し、利益を得るようなことがあってはならない。また、納入業者の社員、従業員の中に、そのような者が混在し、児童、生徒に悪影響を及ぼしてはいけないことは言うまでもない。

前述の、登録業者の申込に際しては、「倉敷市学校給食会物資納入業者登録希望申込み心得」が申込書に添付されており、また、登録業者に交付される「倉敷市学校給食会登録業者の心得」あるいは「物資の納入等について（依頼）」においては、各納入業者はそれぞれ、社員、従業員の言動等についても指導監督するように求められているが、それは学校職員のみならず、児童、生徒とも接する可能性があるからこそのことであろう。

とすれば、前述のように県条例が制定され、暴力団排除の気運が高まっている状況をふまえ、例えば、前記申込時に、申込業者に、暴力団でないことの誓約書を徴求する、登録業者との契約書中には、暴力団排除条項を規定する、前記「倉敷市学校給食会物資納入業者登録希望申込み心得」「倉敷市学校給食会登録業者の心得」「物資の納入等について（依頼）」にも、それぞれ暴力団排除の趣旨をふまえた文言を入れるなどの改善がなされるべきである。

各登録業者は、すでに長年学校給食に携わって来た業者も多いようであり、信頼できる業者が大半とは思われるが、暴力団が潜在化し、思わぬ分野に進出しようとしている現状と、前述のとおり暴力団排除に向けた気運の高まりをふまえ、あえて指摘するものである。

⑥事業の有効性・経済性・効率性（3E）

当該法人の設立目的は、学校給食用物資の共同購入を行い、もって倉敷市内の学校給食の健全な発展に寄与することであり、倉敷市はその財団の運営を支援し、ひいては給食費の保護者負担の軽減を図る為、平成22年度282万円（平成21年度は382万円）の補助金を交付している。したがって、財団が事業を適切かつ能率的に経営し、所期の目的を達成するためには当然に有効性・経済性・効率性の結果が求められることになる。

事務事業評価閲覧

平成21年に倉敷市が実施した事務事業評価によれば、評価項目である公共性、代替性、必要性、有効性、効率性の全ての点で、Aランクである。なお、企画財政部の評価で、多額の繰越金が発生しており見直しが必要との指摘があったが、平成22年度から補助金が100万円減額されている。

参考

公共性（市が実施すべき事業か。A：民間に同様のサービスは存在しない）

代替性（他に目的・手段が類似している事業はいないか。A：ない）

必要性（事業を中断した場合市民生活に影響があるか。A：大きく影響する）

有効性（上位の施策の達成に貢献しているか、上位施策のための手段として有効か。

A:大きく貢献している）

効率性（事業と効果を比較して改善できているか。A:改善できている）

⑦ 過去の監査委員監査（財政援助団体監査）における指摘事項

平成20年10月～11月において実施された監査委員監査における指摘事項は、以下のとおりである。

指摘事項	措置の内容	コメント
<p>調査事項 入金事務処理について</p> <p>指摘事項 事業収入について、入金伝票などの作成が行なわれないまま入金処理が行なわれているので、財団法人倉敷市学校給食会運営細則に従い、適正な会計処理をおこなわれない。</p>	<p>御指摘の事項につきましては、平成21年10月5日から調定決議書を作成しており、入金後は入金確認書を作成して、適正な入金処理を実施しております。</p>	<p>指摘なし</p>

<p>調査事項 交通費の支払い基準について</p> <p>指摘事項 会議の出席者に支払う交通費について、支払い基準が不明確であるので、基準を設けるなど明確な取扱いをされたい。</p>	<p>交通費の支払い基準の明確化について指導した結果、次のとおり報告を受けました。</p> <p>財団法人倉敷市学校給食会の理事会・評議員会（年2回）に召集する21名の理事のうち、倉敷市PTA連合会会長又は副会長の職にあるもの3名、監事3名のうち、倉敷市立学校給食実施校のPTA代表1名、評議員85名のうち、学校給食実施校のPTA代表4名、納入業者選定委員会（年1回）のPTA委員4名（PTA理事3名及びPTA監事1名に委嘱）、物資審査委員会（年3回）のPTA委員4名（PTA評議員4名に委嘱）、以上の者に支給している交通費については、給食会運営細則95条により、「倉敷市職員等の旅費に関する条例」を準用し、別表第1の車賃（1キロメートルにつき）37円で算出する額を支給することとし、平成22年1月28日に方針決裁済みで、平成22年度から実施いたします。</p>	<p>指摘なし</p>
<p>補助対象経費について</p> <p>指摘事項 繰越金（剰余金）が生じているにもかかわらず、補助金を当初の決定額どおり支出している。補助金交付決定通知書には、補助目的が運営費と記載されているが、補助対象経費が明示されていないので、補助対象経費を明確にし、倉敷市補助金等交付規則により適正な事務処理をされたい。</p>	<p>御指摘の事項につきましては、平成22年度より実情を勘案し、補助額を一部減額する予定です。また、補助金交付決定通知書には補助対象経費を「財団法人倉敷市学校給食会の管理費に対して補助を行なう。」と記載できるよう、補助対象経費を明確にするための方針決裁を平成22年1月28日に受けています。</p> <p>「管理費」については、予算書・決算書中に明記されています。</p>	<p>22年度から100万円減額されている。</p>
<p>実績報告書の提出について</p> <p>指摘事項 実績報告書が、会計年度を越えて提出されているので、倉敷市補助金等交付規則に従い、適正な時期に提出されるよう指導されたい。</p>	<p>御指摘の事項につきましては、倉敷市補助金等交付規則第13条第1項の規定に従い、今後は適正な時期に実績報告書を提出するよう指導しました。</p>	<p>改善済み</p>

8. 財団法人倉敷市船穂農業公社

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
- ② 事業及び施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E）・・・・・・・・ 284
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）・・・・ 289
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
- ⑤ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）・・・・・・・・・・・・・・ 300
- ⑥ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・・・・・ 303
- ⑦ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項・・・・ 304

8. 財団法人倉敷市船穂農業公社

(1) 概要

① 法人概要

所在地	岡山県倉敷市船穂町船穂 2636番地2	設立年月日	平成8年10月1日
代表者	河田 育康	従業員数	8名
出資金額	8,000万円	出資者	倉敷市 62.5% JA 岡山西 37.5%
設立目的	倉敷市玉島地区全域・船穂町・真備町の持つ豊かな自然と地域の特性を有効に活用し農地の有効利用と保全を図ることはもとより、効率的で付加価値の高い農業を振興し、新たな担い手の育成及び都市住民との交流促進並びに地域農業の活性化を図り、もって豊かで活力のある農村社会を築くことを目的とする。		
主な事業内容	一般会計	ア 農地利用集積円滑化に関する事業 イ 農作業の受委託に関する事業 エ 新規就農者の支援事業等 オ 土地基盤整備事業の啓発推進に関する事業 カ 担い手の育成及び営農組織づくりに関する事業 キ 特産物の開発及び販売促進に関する事業 ク 都市と農村の交流促進に関する事業	
	特別会計	ア堆肥センター業務の受託に関する事業 イその他	
規程	運営規程	寄附行為・庶務規程・服務規程・経理規程等	
	就業規程	就業規則・給与規程・退職金規程・旅費規程等	
	施設運営規程	事業規程	
課題	組織としての充実	人材・農業機械等の充実等	
	活動エリアの拡大	高梁川以西に限定されている	
	市民への農業公社の周知	特徴的な事業であるテクノペレットのPR等	

② 事業及び施設

A. 農地利用集積円滑化事業

農地の流動化を高め、担い手農家の経営規模拡大、新規就農者の農地を確保するため、農地の貸借を行う事業。

田畑借地面積 214,022 m²中、貸付面積 202,831 m² (94.8%)
公社所有地 (才の神) 20,692 m²中、13,318 m² 貸付 (64.4%)

B. 学校給食米栽培事業

有機・低農薬の学校給食用米の栽培

作付面積 6,300 m²

C. 堆肥センター受託事業

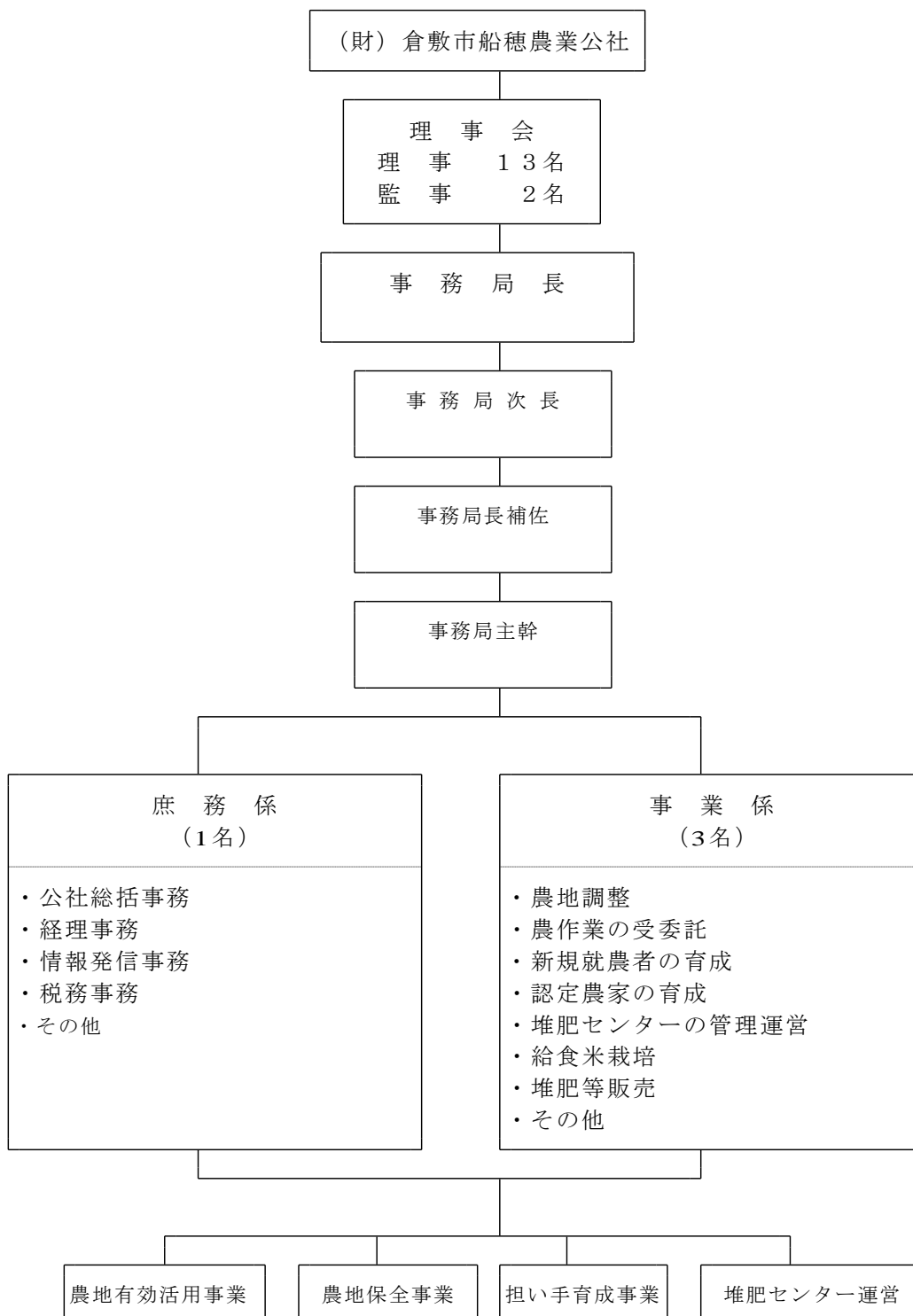
生ごみ堆肥センター

倉敷市からの委託により堆肥センターを管理運営し、生ごみ等を原料とする「テクノペレット」という堆肥の製造販売を受託している。

籾殻堆肥センター

倉敷市からの委託により籾殻堆肥センターを管理運営し、汚泥脱水ケーキを原料とした「すくすくコンポ」という堆肥の製造販売を受託している。

③ 組織



④ 財務

A. 貸借対照表

			(単位:千円)		
			平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部	流動資産	現金預金	19,507	18,998	18,177
		その他流動資産	8,121	7,742	7,913 ※注1
		合計	27,628	26,739	26,090
	固定資産	基本財産	83,000	83,000	83,000
		その他固定資産	180,975	182,171	182,648
		合計	263,975	265,171	265,648
資産合計		291,603	291,910	291,738	
負債の部	負債流動	未払金等	21,070	19,508	18,219
	負債固定	長期借入金	131,565	131,565	131,565
	負債合計		152,635	151,073	149,784
正味財産の部	指定正味財産		78,663	80,000	80,000
	一般正味財産		60,304	60,837	61,953 ※注2
	正味財産合計		138,967	140,837	141,953
負債及び正味財産合計		291,603	291,910	291,738	

※注1:総括表における、H22年度収益事業会計の未収金残高1,000円誤転記を訂正。
 ※注2:総括表における、H21年度収益事業会計の一般正味財産2,100円誤転記を訂正。

公社の作成した決算書を基にして、3期間の要約貸借対照表を作成した。
 資産の額は、ここ3期間ほぼ同額である。正味財産は、増加傾向にある。

資産合計 291 百万円、流動資産 26 百万円（現金預金 18 百万円、棚卸資産 6 百万円等）、固定資産合計 265 百万円（基本財産 83 百万円、土地 180 百万円等）である。

負債合計 149 百万円、流動負債 18 百万円（未払金 17 百万円等）、固定負債 131 百万円（長期借入金）である。

正味財産は差引 141 百万円で、総資産の 48%（自己資本比率）になる。但し、総

資産の6割を土地が占めているが、当該土地には127百万円の含み損があると見積もられる（後記参照）。これを考慮すれば、正味財産は14百万円で自己資本比率5%程度となってしまふ。但し、市が当該土地を簿価で購入するなら、その損失は市が被ることとなる。公社自身が処分するとすれば、127百万円の損失が実現することとなる。

B. 資金収支計算書

		(単位:千円)		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業活動 収支の部	事業活動収入	67,273	71,431	73,248
	(内:事業収入)	42,042	(44,924)	(45,807)
	(内:借入償還市助成金)	(1,579)	(1,579)	(1,579)
	(内:農業振興事業補助金委託金)	(23,245)	(24,434)	(25,272)
	事業活動支出	65,197	67,881	71,229
	事業費支出	24,220	28,154	32,081
	管理費支出	2,621	2,376	2,378
	繰出金支出	14,939	14,524	13,274
	総務費支出	23,417	22,827	23,496
	(内:給料手当費支出)	(19,888)	(20,369)	(20,217)
	事業活動収支差額	2,076	3,550	2,019
投資 の活 動 収	投資活動収入	0	0	0
	投資活動支出	1,579	2,939	134,082
	投資活動収支差額	-1,579	-2,939	-134,082
財 務 の活 動 収	財務活動収入	0	0	131,565
	財務活動支出	1,337	0	0
	財務活動収支差額	-1,337	0	131,565
当期収支差額		-840	611	-498
前期繰越収支差額		2,493	1,654	2,264
次期繰越収支差額		1,654	2,264	1,766

上記は、公社が作成した決算書に基づき、3 期間の要約資金収支計算書を作成したものである。一般会計と特別会計は合算してある。

事業活動収入の合計は 73 百万円で、一般会計 35 百万円（内補助金委託金 25 百万円、堆肥センター37 百万円（内施設管理運営収入 26 百万円）等で、事業活動支出の合計は 71 百万円で、一般会計 33 百万円、堆肥センター37 百万円、当期収支差額は 49 万円のマイナスである。

堆肥センターで堆肥の販売収入が 7 百万円あるが、同額を市へ繰出している。

C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（単位 円）

年度	委託料		補助金	
	一般会計	堆肥センター	一般会計	堆肥センター
平成20年度	22,951,204	22,780,368	1,578,782	0
平成21年度	24,433,893	26,510,000	1,578,782	0
平成22年度	24,885,000	29,763,450	1,688,782	0

一般会計の委託料は、農地有効活用事業、堆肥センター委託料は、堆肥センター及び糞殻堆肥センター管理運営事業、一般会計補助金は借入金の利息助成等である。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	O K	N G	該 当 な し	摘要	指摘事 項・意 見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○				
	設立目的を達成し、法人の存在意義が 失われてはいないか	○				
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか	○			高梁川以西	
	収支が赤字の事業はないか	○			赤字があるが金額小	
	不採算の事業ないし拠点の定期的な 見直しは行われているか	○				
	長期事業計画を作成しているか		○		公社全体の事業計画はない為、長期 事業計画を作成すべきである。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附 行為の要件を満たしているか	○				
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			理事 13 名・監事 2 名	
	理事長は常勤か		○		倉敷市副市長は非常勤の為、常勤理 事長を選任すべきである。	意見
	組織は事業を実施する上で効果的に 編成されているか	○			少数精鋭	
	市職員（出向）ないし市 OB の活用は 適正か。過度な負担を強いられていな いか。	○			市 OB4 名（事務局長、事務局次長、 事務局補佐、事務局主幹）	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○		文書の人材育成計画を作成すべき である。	意見
	能力給の導入は行われているか		○		市に準じるが、能力給の導入を検討 すべきである。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○				

	財務数値は適正か	○		自己資本比率 48%、流動比率 143%、経常収支比率 3.5%	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○			
	市に対する財政依存は過度でないか		○	市からの収入は経常収入の7割もあり、過度でないとは言い難い。財政状況の逼迫した地方公共団体の外郭団体を取り巻く環境は厳しく、従来以上に自主事業の拡大・競争力の強化に取り組む必要があると考える。	意見
	基本財産は適正に運用されているか	○		J A岡山西の定期貯金で運用	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		(例)株式・投資信託・社債・デリバティブ等	
	現物資産の管理状況は適正か	○		③の現物照合を参照	意見
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		情報公開規程あり	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか	○		個人情報保護規程あり	
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		現状の体制で問題なし	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	コンプライアンス規程を作成すべきである。	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○	法定監査の必要はない。 税理士との顧問契約はある。	
3E(有効性・経済性・効率性)	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか		○	事業報告はあるが月別・サービス別・拠点別の利用者数等のデータは未収集であるので、情報提供すべきである。	意見
	利用者の満足度調査を実施しているか		○	利用者の満足度調査を実施すべきである。	意見
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か		○	不十分であるので、充実させるべきである。	意見
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○		毎年度の予算編成時に実施	
指定管	指定管理を受けている施設は適正に		○	堆肥センターは管理運営事業	

理者制 度	運営されているか				
	指定管理事業の当期収支差額は適正 な範囲内になっているか			○	
	指定管理契約の内容に違反した事項 はないか			○	
	指定管理者の選定方法は適正か			○	

(コメント)

A. 組織に関する全般的な意見

会社の組織図によれば、N氏が庶務係りとして、総括事務、経理事務、情報発信事務、税務事務その他を担当しているが、唯一の庶務係である。ただ、組織図にはないが、事業係員のK氏が庶務も担当するようになっており、事実上2名体制となっている。しかしながら、K氏がすべての事務を熟知しているわけではなく、N氏の作成した書類を完全にチェックすることは不可能となっている。そのような状況であるから、N氏の上席である事務局主幹、事務局長補佐、事務局次長の方々による、他の組織の場合以上の（本庁にいた時代とは違って）詳細なチェックが必要となる。

しかし、上席の方々のチェックの程度については何もルールがなく、担当者の作成した書類がそのまま外部に出ることもあり得ることである。そうであるなら、ダブルチェックの体制が非常に弱いものとなり、これが内部統制組織上の問題点となってくる。なお、税務については税理士と顧問契約を締結したため法人税、消費税等の計算について不安はなくなったが、依然、他の事務についての内部統制は弱いと言わざるを得ない。たとえば、今回の監査で人件費を見たところ、給与計算実務が適時でない点や計算間違い、決算書の転記ミス等が検出された。

会社は、少人数の割に取り組む事業が多く、事務処理が後回しにされる傾向がみられる。しかし、少人数の組織にあっては、その上司による入念な詳細なダブルチェックが不可欠である。また、給与計算におけるソフトの活用など、従来の事務を効率化することによって他の事務の正確性等が向上するといった効果も期待でき、ITの活用も検討すべきと考える。

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に公益法人チェックリスト、内部統制チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果（適・否・非該当）のうち、否についてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	問題点	指摘事項・意見
評議員会	財団法人の場合評議員が置かれその選任は適切か	一般財団へ移行する際評議員をおくが、現状はない。	意見 下記参照
受注管理	受注した場合、受注記録又は受注書が発行されているか	電話で受注し直ちに担当者へ連絡しているが、記録を作成すべきである。	意見 下記参照
債権管理	毎月売掛金の年齢調べを作成しているか	貸倒実績がなく未作成であるが、今後は作成すべきである。	意見 下記参照
棚卸資産	実地棚卸マニュアルを作成しているか	文書のマニュアルはないので、作成すべきである。	意見 下記参照
買掛金	残高確認書を入手しているか	J Aから残高照会があるのみなので、残高確認手続を導入すべきである。	意見 下記参照
危機管理	在庫に火災保険が掛けられていない	建物については市が火災保険をかけているが、棚卸資産には掛けていない。	指摘事項 下記参照

補足説明

A. 受注管理

受注した場合に、受注記録ないし受注書が発行されていない。受注件数があまり多くはなく、注文は電話で受けて直ちに担当者へ連絡できるため、省略しているという。しかし、従来は現行の事務処理で問題なかったかもしれないが、担当者が不在でファックスにより連絡する場合もあると考えられる。注文書は顧客が作成するのが原則で

あるが、それが困難な場合であっても、受注した担当者が注文書を発行し、センターにはファックス等を使用して文書で回付すべきである。もちろんインターネットメールでも構わない。

B. 債権管理

売掛金の「年齢調べ」が作成されていない。

月次作成が困難な場合には、少なくとも決算時には作成し、不良債権の発生を未然に防止すべきである。

C. 実地棚卸の棚卸指示書、棚卸マニュアル等が作成されていない。

棚卸の時期、範囲、カウント方法その他を記載した棚卸指示書及び棚卸マニュアルを作成すべきである。現在、棚卸作業はシルバー人材センターの派遣職員ではなく、作業に慣れた公社職員で実施しているが、棚卸マニュアルがあれば、棚卸方法を指導することで、派遣職員に任せることもでき、業務の効率化も期待できる。

D. 買掛金残高確認書

現在、J A岡山西から債務の残高確認書が送られてきているが、その回答の控えを保存していないという。しかし、先方の残高と公社の残高を照合することは非常に重要な手続きであるため、その結果を文書で保存していくことが望ましい。

また、可能なら全取引先を対象とし、3月末を基準日とした残高確認の実施が望ましい。

E. 危機管理

設備・工場・倉庫等の固定資産、及び在庫に関する火災保険について検討したところ、建物については倉敷市が保険を掛けているが、棚卸資産については保険を掛けている。なお、市が掛けている建物総合損害共済の明細は以下のとおりである。

ア) 堆肥センター

事務所、製品保管庫、堆肥工場合計 19,227 万円

イ) 粃殻堆肥化施設

加工場、倉庫合計 10,600 万円

ウ) アグリサポートセンター

研修所 1,569 万円

なお、棚卸資産の帳簿価額は、平成 22 年度末時点で約 6 百万円である。

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）

A. 現金預金

平成 23 年 11 月 29 日、本部の保管する現金及び預金を実査した。預金については、平成 22 年度末時点と実査時点を基準日として、預金通帳及び定期預金証書を実査した。

堆肥センターの現金については、後記参照（指摘事項あり）

指摘事項

預金について、平成 23 年 10 月末時点を基準日として実査をしたが、公社では月次決算が実施されておらず、実査した預金残高を公社の預金残高の記録（預金出納帳又は総勘定元帳の預金の記録）と照合することができなかった。しかし、少なくとも預金残高については、毎月会計帳簿を作成し、預金の現物の残高と照合する必要がある。

B. 固定資産の現物照合

平成 23 年 12 月 6 日、公社事務局長及び担当者同行のうえ、担い手確保育成総合支援事業研修圃場その他を視察し、その固定資産管理状況を調査した。その際、公社が中間保有している「農地利用集積円滑化事業」（農地の貸借）で賃借しているマスカット畑に保管してある耕耘機 1 台も、固定資産台帳と照合した。

また、マスカット研修圃場事務所に保管されている、以下の固定資産を固定資産台帳と照合した。

結果

1. 土壌消毒器 1 台
2. 自走動力噴霧機 1 台
3. 運搬車 1 台

上記は固定資産台帳の記録と一致していた。

C. 郵便切手の実査

平成 23 年 12 月 12 日、公社の切手を実査し切手受払簿と照合した。

結果

受払簿の切手残高数量は現物の残高数量と一致している。

D. 備品の現物照合

平成 23 年 11 月 29 日、公社の物品台帳を入手し、ロッカー 7 点、パソコン 5 点、プリンター 4 点を確認した。

結果

物品台帳の記録と一致していた。

④ 財務

A.出納の監査結果（人件費以外）

ア 実施した監査手続及び結果は以下の通りである。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録の整合性検証と総勘定元帳との照合	国庫補助金と国庫交付金の残高不一致 借入金返済支出の表示区分の誤りあり	指摘事項 指摘事項
収入科目について、事業活動収入の科目残高が 400 千円超の 12 科目（一般会計 9 科目、堆肥センター特別会計 3 科目）について、各科目別に 1 ヶ月分を抽出し請求書控え、精算書、契約書、領収書控え、納品書控え他の証憑と照合した。計 87 件	問題なし	
支出科目について、事業活動支出の科目残高が 400 千円超の 13 科目（一般会計 9 科目、堆肥センター特別会計 4 科目）について、各科目別に 1 ヶ月分を抽出し請求書、領収書、納品書他の証憑と照合した。計 57 件	立替払いの消耗品費の精算について問題あり	意見
3 月末で計上した未払金について、請求書、領収書と照合し 3 月の費用を確認した。また、4 月、5 月に費用処理しているもののうち前期分の費用がないか調べた。	4 月に費用処理しているものうち、前期分の費用が 2 件あった。未払法人税等が未計上である	指摘事項 指摘事項
3 月末で計上した未払金、未収金の精算状況について、翌期での入金、支払の状況を確認した。	未収金は一部分割回収あり 未払金は 5 月 10 までにすべて支払い済み。	

イ 指摘事項の内容は以下のとおりである。

項目	内容	指摘事項・意見
未払費用	一般会計で平成22年度（平成23年3月）の費用として未払計上すべきものが、平成23年度の費用として処理されていたものが2件あった。管理費-業務費-役務費で計1,340円	（指摘事項） 領収書日付3/31のもの480円は4/14に経費処理され、領収書日付3/24日の860円は4/1に費用処理されていた。領収書の日付の確認ミスである。今後は、確認の徹底が必要である。
未払税金	未払法人税等（409,840円）が貸借対照表に計上されていない	（指摘事項） 現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。また、倉敷市では毎年度、外郭団体を含めた連結財務諸表を作成して公表しているが、当該連結財務諸表にも影響がある。
給与計算	給与計算は、手計算で行っているため、事務作業に時間がかかっており、間違いも発生しやすくなっている。	（意見） 事務の効率化のために給与計算はシステム化が望ましい。
収支計算書	借入金の返済支出131,565,287円が「投資活動収支の部」に計上されていた。借入金の借入、返済は「財務活動収支の部」に計上すべきである。	（指摘事項） 平成23年1月から税務については、顧問税理士により指導が行われている。決算時には公益法人会計基準に基づいた指導を受ける必要がある。
国庫補助金、国庫交付金	科目修正（国庫補助金から国庫交付金へ110,000円、国庫交付金から国庫補助金へ166,600円）が修正伝票を作成せず、直接決算書を修正していた。	（指摘事項） 決算書を直接修正すべきではない。科目修正をする場合は、修正仕訳伝票を起こして決裁を受ける必要がある。
精算書	堆肥センターでは、小口現金がないため消耗品等を購入する場合は、個人が立替払いして後で領収書によって事務局で現金精算している場合がある。この場合には、領収書以外に証憑がない。	（意見） 個人で立替払いして、後で精算する場合は、内部統制上「精算書」を作成し決裁を受けることが望ましい。

B. 人件費の監査

ア 監査手続

1) 平成22年7月支給の給与について、給与支給対象者全8名につき下記の作業を行った。

i 給与明細と出勤簿の突合を行った。

ii 本俸につき、辞令・任用通知書等と突合し、適正な金額を支給しているかを確認した。

iii 諸手当につき、諸手当申請書及び給与規程との整合性及び金額の妥当性を確認した。また、通勤手当については、非課税通勤手当が税務上正しく処理されているかを確認した。

iv 給与台帳と銀行振込依頼書を突合した。

2) 平成22年の年末調整につき、計算が正しく行われているかを確認した。

3) 平成22年7月支給の給与につき、給与台帳と仕訳帳の処理が一致していることを確認した。

イ 指摘事項及び意見

1) 諸手当のうち、扶養手当、住居手当については、従業員からの「手当申請書」の類を入手していないとのことであった。扶養手当については、年末調整用の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出により、支給の要否を判断しているとの事であり、住居手当については、対象者が1名ということもあるが、口頭での届出により支給しているとのことである。

いずれの手当についても、給与規程を見る限り正式な申請書の提出は義務付けられていないが、管理上は徴収することが望ましい。扶養手当については、税務上の扶養と扶養手当の支給要件はかならずしも同一でないため、税務上の届出を用いると誤りを生ずるリスクがあり、また、住居手当については、客観的に事実を確認する書類が一切ないため支給要件を満たしているかが判断できない。住居が借家の場合は賃貸借契約書、自己所有の場合は建物登記簿謄本を添付した住居手当申請書の提出を義務付けるべきである。（意見）

2) 平成22年の時間外手当の計算について、計算根拠は各人の（1時間あたり給与額）×（時間外勤務時間）で計算される。ここでいう1時間あたり給与額の計算は、（年間給与額）÷（規程により定められた1年間の勤務時間）で算出されるが、平成

22年7月の時間外手当の計算根拠においては、1日の労働時間が規程上は7時間45分であるが、8時間で計算されていた。この誤りによる影響額は、22年7月支給の時間外手当（4～6月分の合計）でいえば、14,430円（支給不足）であるが、平成23年5月23日、支払われた。なお、平成23年については正しく計算されているとのことである。

3) 時間外手当の支給について、今回チェックを行った平成22年7月給与において、同年4月から6月分をまとめて支給していた。この理由について担当者にヒアリングを行ったところ、時間外勤務を行った場合には、原則として勤務の振替にて対応することとしているため、それが消化できるかどうかは確定するまでに時間を置いているためであるとのことであった。そもそも時間外勤務を通常勤務から振替るのであれば、時間外勤務手当は1.25倍もしくは1.35倍に規程上はなっているので、振替で精算とすると従業員不利の扱いとなる。振替処理を行うのであれば、割増分（25%もしくは35%分）の時間外手当分は支給しないと労働基準法に抵触する可能性がある。また、まとめて数ヶ月分を支給することに関しても、給与規程上は、第8条2項において、「給与のうち月額手当以外の手当は、その月分を翌月の給与の支給日に支給する」となっており、毎月精算すべきである。（指摘事項）

4) 時間外勤務手当を支給した月の給与について、時間外勤務手当を除いた支給額についてのみ所得税の源泉徴収を行っているが、これは間違いであり、徴収税額が過少となっている。時間外手当は月額給与とは別に支払っているが、計算上は時間外手当も合算したうえで、税額表にあてはめて源泉所得税を徴収する必要がある。年末調整によって精算されるが、退職等で年末調整がされなかった場合には精算されないリスクがあるため、給与支給段階で正しく徴収しておくべきである。（指摘事項）

5) サンプルングとは別であるが、賞与の源泉所得税の税額について、賞与の金額そのものを税額表にあてはめて計算しているが、正しくは、前月の給与の金額をあてはめて算出しなければならない。この結果、徴収した税額が過大となっている。これについても、年末調整によって精算されるが、退職等で年末調整がされなかった場合には精算されないリスクがあるため、賞与支給段階で正しく徴収しておくべきである。（指摘事項）

6) 年末調整の計算について、年税額の計算は100円未満切捨てであるが、切り捨てないで還付額が計算されていた事例が1件あった。従業員不利となる計算間違いである。（指摘事項）

7) 4)に関連して、時間外勤務手当は通常給与とは別に支給しているため、源泉

所得税と同様に雇用保険料の本人負担分が徴収もれとなっている。このため、公社の負担が結果的に過大に生じていることになっている。(指摘事項)

8) 給与計算を現在は手計算で行っているが、給与ソフトの導入により大幅に事務量が軽減できるので、導入を検討すべきである。4) から 7) までの指摘事項については、給与ソフトを導入していれば、生じていない間違いであると思われる。また、事務処理が効率化すれば、3) の問題についても、月次で時間外手当の計算が容易にできるので、解消可能と思われる。(意見)

C. 生ごみ堆肥センター等視察と一連の監査

平成 23 年 12 月 6 日、公社事務局長及び担当者 1 名同行のうえ、生ごみ堆肥センターを視察し、下記手続きを実施した。なお、生ごみ堆肥センターではその施設の担当者から説明を受けた。

ア 監査手続

公社は、倉敷市からの委託により生ごみ等を原料とした、テクノペレット(注)という堆肥の製造販売に取り組んでいる。平成 23 年 12 月 6 日、その工場を視察し、以下の監査手続きを実施した。

生ごみ堆肥センター・もみ殻堆肥センター工場視察、物品実査、現金実査、在庫管理状況の視察である。

なお、この工場は、生ごみから資源を再生する設備としては日本初のものであり、他市町村からの見学も多く、環境事業ということで担当者は設備の清掃を含めた日常管理を丁寧に実施しており、視察当日、機械は止まっていたが、生ごみ等による異臭は一切していなかった。

(注) テクノペレット

テクノペレットとは、公社が市から委託を受けて製造している堆肥で、農業残さと家庭生ごみに米糠を混合、発酵させた有機堆肥である。それは乳酸菌、酵母菌、放線菌などの有用な微生物を多く含み、微生物の働きにより、土壌中の有機物をより有効に利用し、作物の育成を促進する。また、病害菌の活動を抑制し、さらに土壌の団粒化を促進するなどの効果がある、とされている。倉敷市船穂農業公社で販売しているが、市内では船穂の「JA岡山西船穂支店」他 3 店で扱っている。

1) 物品実査

生ごみ堆肥センター事務所で管理している物品のうち家電 6 件について物品台帳を

入手し、全件物品台帳と現物を照合した。

結果

全件照合できた。

なお、台帳上廃処理されたアナログテレビが取り外された状態ではあるが依然事務所隅に保管されているので、速やかに廃棄処理すべきである。(意見)

2) 現金実査

売上金及びつり銭用現金について、生ごみ堆肥センター担当者立会いの下、本部事業係員のK氏に実査してもらった。

結果

現金出納帳と現金は一致していた。

意見

現金の管理について

生ごみ堆肥センターで作成している、平成 23 年 6 月以降の現金出納帳を閲覧したところ、平成 23 年 6 月 3 日の販売収入をはじめ 10 月 11 日までに 24 件の販売があり、一定の現金がたまっているが、本部へ預け入れられたのは 10 月 11 日であり、また、それ以降の現金出納帳を閲覧したところ、実査当日までに 17 件の入金があり、生ごみ堆肥センターで保管されていた。しかしながら、平成 23 年 4 月 1 日改正の経理規程によれば、第 19 条に日々銀行又は農業協同組合に預け入れることになっている。生ごみ堆肥センターにおける現行の実務は、経理規程に違反しているだけでなく、財産管理の視点から見ても、工場の事務所へ現金を保管しておくことは非常に危険である。生ごみ堆肥センター担当者は、終業時、毎日本部へ現金を持参するように改めるべきである。本部庶務担当者が回収現金を当日金融機関に預け入れるのが時間的に困難としても、工場事務所で保管するよりは本部金庫で保管する方が圧倒的に安全である。

3) 製品管理の状況視察

テクノペレットの在庫について、生ごみ堆肥センターが記録している「製造量・売り払い台帳」と現物の照合を試みたが、在庫の量が 5,656 袋と大量にあるうえ、保管場所が 4 か所あり、また、期中棚卸は実施されておらず、カウント作業が容易となるような事前整形はなされていない為、現物照合の手続は割愛した。

棚卸の水準は高い(監事による棚卸立会あり)

生ごみ堆肥センターでは 3 月末には、公社の職員によって棚卸をしており、帳簿残高と現物在庫数量の差額は 5 から 6 袋程度とのことである。この棚卸減耗損の数量は、

年間製造量 12,831 袋（平成 22 年度実績）の 0.03%と少ないことから、在庫管理の水準は高いと言える。なお、期末の棚卸には、監事が立ち会うことになっている、とのことである。このため、緊張感の中で厳格な棚卸作業が期待でき、この点が在庫管理の水準を一定レベルに引き上げているものと思われる。

指摘事項

1) 不良在庫の管理について

製品の状態を視察したところ、滞留製品についてはカビが発生し不良品となるものが 2000 袋程度あった。

長期滞留製品を中心として約 2,000 袋の不良製品があり、これらは保管スペースの問題から、鍵のかかる倉庫から取り出され、敷地内にブルーシートをかけた状態ではあるが野積みされている。不良品とは言っても、販売可能性がゼロではないので、鍵のかからない場所での保管は危険である。

また、一定の保管コストはかかるのであるから、例えば販売促進品として、処分価格で処分してしまうか、工場に戻して製品として再生するのか、早期に意思決定すべきである。平成 23 年 12 月 6 日時点の在庫数量は 5,656 袋ありこのうち 3 割強が不良在庫となっていると考えると、非常に大きな割合に達していると言わざるを得ない。今後も滞留在庫は発生するのであるから、それを最小限にとどめる製品管理方法の確立も必要である。

2) 原価について

平成 22 年度のテクノペレット原価計算によれば、原価は以下のとおりである。

公社の計算

(単位円)

総製造費用	賃金	3,809,244
	材料費	3,292,886
	経費	3,321,042
	合計	10,423,172
収入		
	生ごみ減量化委託料	3,230,000
	活性液販売収入他	560,687
	合計	3,790,687
差額		6,632,485
製造数量	12831	
1 袋当たり原価		517

実際原価の計算

総製造費用	賃金	3,809,244
	材料費	3,292,886
	経費	12,893,171
	合計	19,995,301
収入		
	生ごみ減量化委託料	3,230,000
	活性液販売収入他	560,687
	合計	3,790,687
差額		16,204,614
製造数量	12831	
1袋当たり原価		1,263

公社の計算では、製造経費 9,572,129 円を除外して原価を計算しているが、これを含めれば実際原価は 1,263 円となり売価 780 円を原価が上回っており、売れば売るほど赤字となる売上総損失の状態である。この販売単価では全く採算が取れていないことは明らかであるが、この単価でも市場においては割高な価格設定となっており、他の肥料ならこの 10 分の 1 で購入可能なものもある。一般市民が気軽に購入できる製品ではなく、生ごみの堆肥化という事業を理解して、この事業に協力的な者か、この製品の品質を理解して求めてくださる顧客のおかげで在庫がはけている状況である。

3) 事業のPR不足(意見)

公社は、経費節減に努め経済性の点では努力しているが、当該事業の効率性の点では、上記のとおり一定の限界があり、生ごみ再生という事業の有効性の面に特に着目した事業ということが出来る。その意味で、当該事業のPRを従来以上に意識し、販路も船穂地区だけではなく倉敷市内一円に拡大していけるよう努めるべきである。玉島テレビで、テクノペレットの取材を受け、船穂・玉島地区では一定の効果はあったが、まだまだPR不足である。有効性の把握の意味で、顧客に対するアンケート調査も実施していくべきである。

参考までに、売価 780 円で原価トントンとなる製造数量は、計算上は 20,775 袋となり、現状より 6 割強の増加が必要となるが、本施設の製造能力は年間 17,000 袋であり現実には不可能。製品の認知度が高まれば、原価が下がり事業の採算ベースに乗っては来るが、競合製品との価格競争もある。

D. 糶殻堆肥センター工場視察と一連の監査

公社は、倉敷市からの委託により糶殻堆肥センターの管理運営を受託し、汚泥脱水ケーキを原料とした、すくすくコンポという堆肥の製造販売に取り組んでいる。

当該工場を視察し、下記手続きを実施した。

1) 物品実査

当該センターが管理する物品 3 点すべてについて台帳と現物を照合した。

結果

物品台帳と現物は一致していた。資産管理状況についても、特に指摘事項はない。

2) 在庫管理状況の視察

当該センター敷地の山側に製品倉庫があり、そこで保管されているすくすくコンポ製品在庫について現物をカウントし、「すくすくコンポ製造量・売り払い台帳」の在庫数量と照合した。

結果

台帳と現物の数量は一致していた。不良在庫は見当たらなかった。

3) 原価計算

公社は、すくすくコンポの材料と光熱費等から汚泥減量化補助金を控除した原価を製造数量 574 袋で除して、715 円と計算している。しかし、実際の原価は賃金、製造経費の 2,009 千円がかかっており、実際の単価は、4,216 円となる。これに対する売価は 210 円であるから、大幅な原価割れとなっている。この点は、生ごみ堆肥のテクノペレットと同じ問題がある。

E. 農地利用集積円滑化事業の才の神農地 20,692 m²の視察

上記事業の現地を視察した。才の神の土地は公社所有であり、利用状況は以下のとおりである。

貸付農地	9,809 m ²	47.4%
未貸付農地	10,883 m ²	52.6%
合計	20,692 m ²	100%

取得時期について

この土地は、平成 9 年社団法人岡山県農地開発公社が取得し、平成 14 年 3 月 29 日、

公社が買い戻したものである。取得価額は、180,565,287 円で、うち約 65 百万円は農地整備のための造成費用等である。

土地の時価について

この土地は、賃借者に譲り渡すという方針が出ている。そこで、当該不動産の時価を算定した結果は、以下のとおりである。

公社が平成 20 年 3 月入手した不動産鑑定評価書によれば、時価は以下のとおりである。

対象不動産	単価	平成 23 年 5 月の変動率
整備済みの土地	3,700 円 (㎡あたり)	△19.2%
未整備の土地	1,200 円 (㎡あたり)	△17.8%

上記にしたがって、平成 23 年 5 月時点の時価を算定すると、以下のとおりである。

(金額単位 円)

摘要	面積(㎡)	単価	時価評価額	取得価額	含み損失
未整備農地	4,676	969	4,531,044		
整備済み農地	16,016	3,041	48,704,656		
合計	20,692		53,235,700	180,565,287	-127,329,587

また、整備農地 16,016 ㎡について約 49 百万円の造成費を費やしているところから、未整備農地 4,676 ㎡について単純計算すれば、約 14 百万円の造成費がかかることになる。しかし、14 百万円の造成費をかけたところで、土地の時価は 9,688 千円高まるに過ぎない。

土地の含み損について

平成 23 年 5 月時点で、才の神農地の含み損は約 127 百万円である。倉敷市が公社から簿価で買戻したとすれば、市は少なくとも 127 百万円の損失を被ることとなる。

⑤ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

当該法人の収入の多くが市からの補助金及び委託費であるから、当該法人の有効性・経済性・効率性の結果が求められることになる。以下において、平成 21 年度に市が行った事務事業評価の結果を掲げる。

事務事業評価結果

平成 21 年度倉敷市の事務事業評価によれば、農地利用集積実践事業（公社の呼び方は農地利用集積円滑化事業）及びたい肥センター管理運営事業（公社の呼び方は堆肥センター受託事業）の評価結果は以下のとおりである。

以下のとおり、二つの事業は、公共性、代替性、必要性、有効性、効率性の各評価項目において、必要性の評価項目を除き、A評価となっている。

評価項目の説明は以下のとおりである。

項目	説明	A	B	C
公共性	市が実施すべき事業か。	民間に同種のサービスは存在しない。	事業の一部について同種の民間サービスが存在している。	ほぼ同様の民間サービスが存在している。
代替性	他に目的・手段が類似している事業はないか、統合できないか。	ない。	類似事業はあるが統合できない。	類似事業と統合可能。
必要性	事業を中断した場合市民生活に影響があるか。	大きく影響する。	ある程度影響がある。	影響はわずか。
有効性	上位施策の達成に貢献しているか、上位施策のための手段として有効か。	大きく貢献している。	やや貢献している。	貢献していない。

効率性	事業と効果を比較して改善できているか。	改善できている。	現状維持。	悪化している。
-----	---------------------	----------	-------	---------

事業名称	平成21年度予算額	事業名称	平成21年度予算額
農地利用集積実践事業	24,944,000	堆肥センター管理運営事業	20,039,000
評価項目	今年度評価	評価項目	今年度評価
公共性	A	公共性	A
代替性	A	代替性	A
必要性	B	必要性	B
有効性	A	有効性	A
効率性	A	効率性	A
担当課の評価結果		担当課の評価結果	
指標・コストの分析結果	倉敷市船穂農業公社に委託し効果を上げている。	指標・コストの分析結果	施設の老朽化と修繕費の上昇、材料費の高騰がある。
評価項目の分析結果	農業振興上大いに役立っている。	評価項目の分析結果	農業用残渣の堆肥化が目的であったが、現在船穂地区の生ごみ堆肥化をしている。
現状認識	特に問題ない。	現状認識	船穂地区のごみ減量化に寄与している。
民間委託・市民協働の現状・方針	倉敷市船穂農業公社に委託。	民間委託・市民協働の現状・方針	倉敷市船穂農業公社に委託。
他自治体・国・県の動向	県内他自治体においても農業公社に委託している団体がある。	他自治体・国・県の動向	他自治体ではほとんど実施されていない。
前年実施した改善策等	活動範囲を玉島地区全域とした。	前年実施した改善策等	特になし。

来年度の検討課題	農地合理化保有事業の規模拡大。	来年度の検討課題	真備学校給食の堆肥化。
中長期的検討課題	この事業の推進により耕作放棄地の減少に努める。	中長期的検討課題	施設の老朽化と維持運営コスト増。

事業の継続性について（意見）

堆肥センター受託事業の「中長期的検討課題」に記載されている、施設の老朽化と維持運営コスト増についてみると、確かに修繕費が平成 20 年度 1,474 千円、平成 21 年度 4,237 千円、平成 22 年度 6,866 千円と最近になって急増しており、製造費用に占める修繕費の割合も非常に高くなっている。

この事業は、①循環型農業の構築 ②環境保全型農業の推進 ③高齢者に就労の場を提供する、という 3 点を柱に堆肥センターの運営を行うものであるが、課題は明確になってきた。年々増加する運営費、更新すれば巨額の設備投資となること（参考までに堆肥センター施設の付保額は約 2 億円）、建設には一定の期間が必要である事等、これらを念頭に、当該施設の更新をするのか、事業自体廃止するのか、倉敷市と早期に検討し事業の方向性や結論を把握すべきである。

⑥ 過去の包括外部監査における指摘事項

指摘事項	指摘の内容	改善状況
委託料と賃金の混同について	<p>本件委託契約の契約価格は、実際の作業従事者に支払う賃金（時給800円）に委託先事務局の手数料として7%相当額を加算して設定されている。確かに人件費を基礎として算出されているものの、作業従事者と直接の雇用関係があるわけではなく、委託先法人への業務委託である。</p> <p>ところが、堆肥センター管理運営事業特別会計収支計算書上の取り扱いは、委託先への支払いが、委託料でなく賃金として処理されている。倉敷市船穂農業公社職員が堆肥化作業を直接行っているわけではないから、収支計算書も財務収支構造の実態を明瞭に表示するものでなければならない。</p>	<p>賃金ではなく、シルバー人材センターと委託契約を結び、委託料として支払っている。</p>
委託金額の妥当性について	<p>本件委託業務は、センター運営の3本柱の一つである「地域の元気高齢者に働く場所を（福祉）」をモットーに、社団法人倉敷市シルバー人材センターに対し随意契約で委託をしている。委託先が長年固定化しているものの、随意契約を必要とする理由や委託先選定の理由に明らかな問題があるわけではないが、他業者から見積書を入手しておらず、委託金額の妥当性を判断することが出来ない。そもそも随意契約は競争性の低い契約方法なので、なるべく複数の業者から見積書を入手することにより、委託金額の客観的妥当性を確保しなければならない。</p>	<p>地域の元気な高齢者が従事することで地域住民が安心して本事業に協力できるものであり、左記に委託するのが妥当と考えている。</p>
委託契約書の記載について	<p>作成されている契約書は大変簡易なものであり、必ずしも明瞭ではない。</p>	<p>シルバー人材センターとの委託契約で毎月業務報告を提出してもらう旨を契約書に記入している。 契約の規程について</p>

		は、経理規程の中に整備した。
--	--	----------------

⑦ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項

平成 20 年 10 月～11 月において実施された監査委員監査における指摘事項は、以下のとおりである。

指摘事項	措置の内容	コメント
<p>契約事務について 指摘事項 委託保証金に係る免除規程がないにもかかわらず委託保証金を免除しているが、その根拠が明確になっていないので、関係規程等に基づき適正な処理をされたい。</p> <p>また、見積書に提出年月日の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>経理規程第 38 条により、必要な事項は倉敷市の例によると定めており、倉敷市財務規則第 175 条の契約保証金減免規程を準用し免除の理由及び根拠を明確にまいります。</p> <p>また、見積書を受理する際は、提出年月日の記載もれがないか十分注意いたします。</p>	<p>是正済み</p>
<p>支出について 指摘事項 代金の支払いについて、債権者からの納品書及び請求書など支払いの根拠となる書類がないのに支出命令書による代金の支出行為が行われていたため、請求書など金額の判る書類を</p>	<p>指摘のありました支出命令書につきましては、支払いの根拠となる請求書を添付いたしました。</p> <p>今後は、納品書及び請求書等金額の判る書類を求め適正な処理を行ってまいります。</p>	<p>是正済み</p>

<p>求め適正な処理をされたい。</p>		
<p>委託業務について 指摘事項 事務決裁規程で定められた決裁手続きを経ずに実績報告書・精算報告書が提出されているので、関係規程に従い適正に処理されたい。 また、一部の委託業務について、業務が完了したにもかかわらず精算報告書の作成がされていないので、契約書等に基づき適正な対応をされたい。</p>	<p>平成21年度の実績報告書、精算報告書の決裁につきましては、関係規程に従い、決裁処理を行いました。 今後は、関係規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります。 また、業務完了後は、契約書等に基づき実績報告書及び精算報告書を作成するとともに、関係規程に従い、決裁を経たうえで提出いたします。</p>	<p>是正済み</p>
<p>経理規程について 指摘事項 金銭の出納・保管を行う場合は、経理規程に基づき出納員を定める必要があるが、出納員の任命はされていない。また、経理規程に特別会計の記述が漏れているので、適正な対応をされたい。</p>	<p>監査の指摘に伴い平成22年4月1日付けで出納員を任命いたしました。 平成22年2月24日付けで経理規程内に特別会計を追加し、改正を行いました。</p>	<p>是正済み</p>

9. 社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
- ② 事業及び施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308
- ③ 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理
・ 3E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・ 314
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 317
- ③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）・・・・ 318
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319
- ⑤ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）・・・・・・・・ 324
- ⑥ 過去の監査委員監査（財政援助団体監査）における指摘事項・・・・ 327

(1) 概要

① 法人概要

所在地	倉敷市中央二丁目6番1号	設立年月日	昭和45年4月11日
代表者	会長 吉本 豪之	従業員数	24名
出資金額	なし	出資者	なし
設立目的	国内外からの観光客の誘致及びコンベンション(各種会議、大会、展示会等をいう。)の誘致、支援等を行うことにより、倉敷市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。		
主な事業内容	<p>(1) 観光及びコンベンションの企画及び調査に関すること。</p> <p>(2) 観光、コンベンション及びフィルム・コミッションの広報宣伝及び情報の発信に関すること。</p> <p>(3) 観光客の誘致及び受け入れ態勢の整備に関すること。</p> <p>(4) 観光資源の整備及び開発に関すること。</p> <p>(5) 郷土産業及び観光土産品の紹介に関すること。</p> <p>(6) 観光関係者の資質の向上に関すること。</p> <p>(7) コンベンションの誘致、開催及び支援に関すること。</p> <p>(8) 映画等のロケーションの誘致及び協力に関すること。</p> <p>(9) 地方公共団体等から委託を受けた施設の管理及び事業の施行に関すること。</p> <p>(10) 物品等の販売及びこれに付随する事業に関すること。</p> <p>(11) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(12) その他の目的を達成するために必要な事業</p>		
会計単位及び事業内容	会計単位	事業内容	
	一般会計	管理運営 観光振興事業 役員・会員研修会 フィルム・コミッション事業 コンベンション誘致・支援事業 倉敷小町養成派遣 観光案内所管理運営	
	指定管理・受託特別会計	観光バス専用駐車場管理 新溪園管理 公園内の清掃事業 観光関係者等研修事業	

	飲料水等販売事業特別会計	販売事業 倉敷川舟運航事業
規程	基本規程	定款、専務理事の報酬支給規程
	組織・総務関係規程	文書取扱規程、決済規程、公印規程、組織規程
	労務・人事管理関係規程	職員就業規則、職員給与規程、契約職員取扱要綱 職員退職手当支給規程
	財務管理関係規程	会計処理規程
	事業実施関係規程	補助金交付取扱要綱、助成金取扱要綱

② 事業及び施設

(単位:人、円)

倉敷市担当課	事業	所在地	会計単位	事業種別	事業内容	職員数	兼務	臨時・嘱託	契約形態	収益事業の対象	市との契約金額(22年度)	市からの補助金額(22年度)	人件費(22年度)	
観光課	管理運営	倉敷市コンベンションビューロー	一般会計			3			人件費補助			51,049,662	54,154,452	
観光課	観光振興事業			公益事業	①イベント・まつりの開催②観光案内等の作成③着地事業	2		1						2,667,484
観光課	役員・会員研修会			公益事業	ビューロー会員研修視察	1				補助金			6,614,344	
観光課	フィルム・コミッション事業			公益事業	フィルムコミッションのロケの誘致・協力のための受入支援、広報宣伝活動	1		1		補助金			2,810,786	2,660,296
観光課	コンベンション誘致・支援事業			公益事業	①誘致・支援②広報③コンベンション開催補助金の支出	1		1		補助金			14,516,416	2,686,674
観光課	倉敷小町養成派遣			公益事業	倉敷小町による観光PR	1								
観光課	観光案内所管理運営	倉敷市観光休憩所他4箇所	指定管理・受託特別会計	公益事業	観光案内所・観光休憩所の管理運営	1		12	補助金			33,508,086	25,920,463	
観光課	観光バス専用駐車場管理	観光バス専用駐車場		収益事業	観光バス専用駐車場の管理運営	1			指定管理(公券)				480,000	
観光課	新溪園管理	倉敷市新溪園		収益事業	新溪園の管理運営	1			指定管理(公券)		7,319,000		240,000	
公園緑地課	公園内の清掃事業			収益事業	瀬戸内海国立公園内の清掃事業	1			補助金					
観光課	観光関係者等研修事業			収益事業	暖かいもてなし観光研修会	1			受託		793,978			
観光課	販売事業	倉敷市観光休憩所他4箇所		収益事業	①自動販売機②コインロッカー他	1					収益事業			2,185,917
観光課	倉敷川舟運航事業		収益事業	倉敷川・川船運行事業	1					収益事業			7,074,603	

注 表の職員数は、兼務も1人としている。よって合計は職員数より多くなっている。

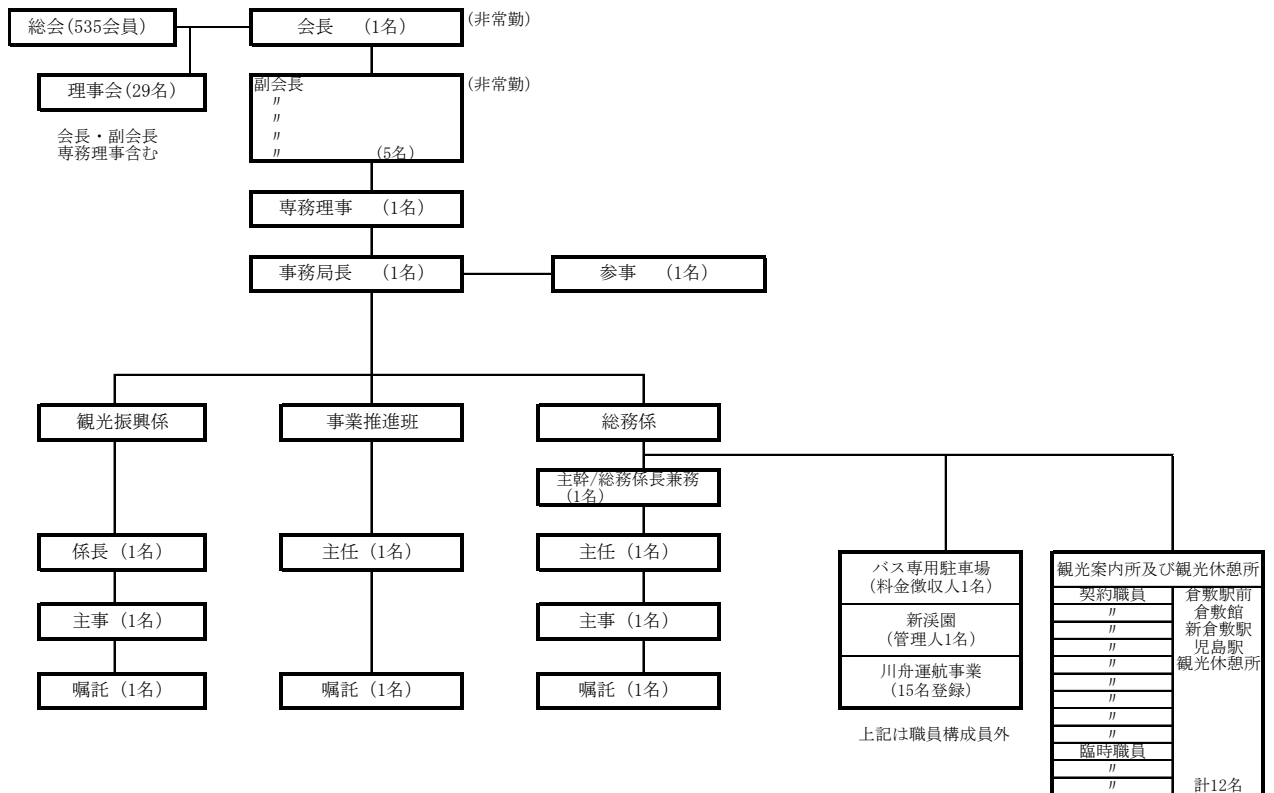
③ 組織（平成23年4月1日現在）

役員	
理事	29
監事	3
計	32

職員構成	人数	記事
専務理事	1	J R西日本OB
事務局長	1	クラブウOB
参事	1	市OB
職員	6	
嘱託	3	
契約社員	9	
臨時社員	3	
計	24	

常勤の職員は、専務理事を含めて24名である。

平成23年度（社）倉敷観光コンベンションビューロー組織図



当法人は、新公益法人への移行準備を行っており、公益認定の申請書を提出済である。認定を受ければ平成24年4月1日から公益社団法人となる予定である。

④ 財務

A. 貸借対照表

貸借対照表総括表
平成23年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	一般会計	指定管理・受託	飲料水販売事業	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金	28,439	3,902	3,086	35,426
預金	1,170	1,685	911	3,766
退職給付引当資産	0	0	783	783
有価証券	9,991	0	0	9,991
立替金	79	0	0	79
仮払消費税等	965	0	0	965
流動資産合計	41,147	5,586	4,780	51,513
2. 固定資産				
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	27,849	0	0	27,849
特定資産合計	27,849	0	0	27,849
(3) その他固定資産				
車両運搬具	49	0	0	49
什器備品	147	615	10	773
ソフトウェア	465	0	0	465
保証金	4,820	0	0	4,820
その他固定資産合計	5,481	615	10	6,106
固定資産合計	33,330	615	10	33,955
資産合計	74,477	6,201	4,790	85,468
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	14,121	2,588	1,692	18,402
前受金	20	0	0	20
預り金	381	0	0	381
仮受金	0	965	80	1,045
未払法人税等	0	268	712	980
未払消費税等	69	142	671	881
流動負債合計	14,591	3,963	3,155	21,708
2. 固定負債				
退職給付引当金	27,849	0	0	27,849
固定負債合計	27,849	0	0	27,849
負債合計	42,439	3,963	3,155	49,557
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	32,037	2,238	1,635	35,911
正味財産合計	201	0	0	201
負債及び正味財産合計	32,037	2,238	1,635	35,911
	74,477	6,201	4,790	85,468

事務局の土地・建物については、法人は所有しておらず、市からの無償貸与である。有価証券は国債である。退職給付引当資産としては、定期預金（13,316千円）及び国債（14,533千円）を保有している。負債は未払金（JV相手先への経費負担）と退職給付引当金である。

B.正味財産増減計算書（会計単位別）

正味財産増減計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	一般会計	指定管理・受託	飲料水販売事業	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受 取 業 務 費 益	7,266	0	0	7,266
受 取 補 助 金 等	3,062	19,675	0	22,736
指 定 管 理 料 収 益	109,499	0	0	109,499
受 取 負 担 金 収 益	0	7,319	0	7,319
受 託 金 収 益	305	0	0	305
営 業 収 益	0	794	0	794
雑 収 益	0	0	15,416	15,416
他 会 計 か ら の 繰 入 額	646	69	650	1,364
経常収益計	3,710	0	0	3,710
	124,487	27,856	16,066	168,409
(2) 経常費用				
観 光 振 興 事 業 費	11,418	0	0	11,418
役 員 ・ 会 員 研 修 会	496	0	0	496
フイルム・コミッション事業費	2,811	0	0	2,811
コンベンション誘致・支援事業費	14,516	0	0	14,516
観 光 案 内 所 管 理 運 営 費	33,508	0	0	33,508
観 光 バ ス 専 用 駐 車 場 管 理 運 営 費	0	15,513	0	15,513
新 溪 園 管 理 運 営 費	0	9,791	0	9,791
新 溪 園 自 主 事 業 費	0	497	0	497
観 光 関 係 者 等 研 修 事 業 運 営 費	0	794	0	794
倉 敷 小 町 養 成 派 遣 事 業 費	440	0	0	440
管 理 費	59,349	0	0	59,349
販 売 事 業 費	0	0	12,699	12,699
法 人 税 及 び 住 民 税	0	268	712	980
他 会 計 へ の 繰 出 額	0	1,000	2,710	3,710
経常費用計	122,538	27,863	16,121	166,523
当期経常増減額	1,949	△ 7	△ 56	1,886
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
什 器 備 品 除 却 損	8	0	0	8
経常外費用計	8	0	0	8
当期経常外増減額	△ 8	0	0	△ 8
当期一般正味財産増減額	1,941	△ 7	△ 56	1,879
一般正味財産期首残高	30,096	2,246	1,691	34,032
一般正味財産期末残高	32,037	2,238	1,635	35,911
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	32,037	2,238	1,635	35,911

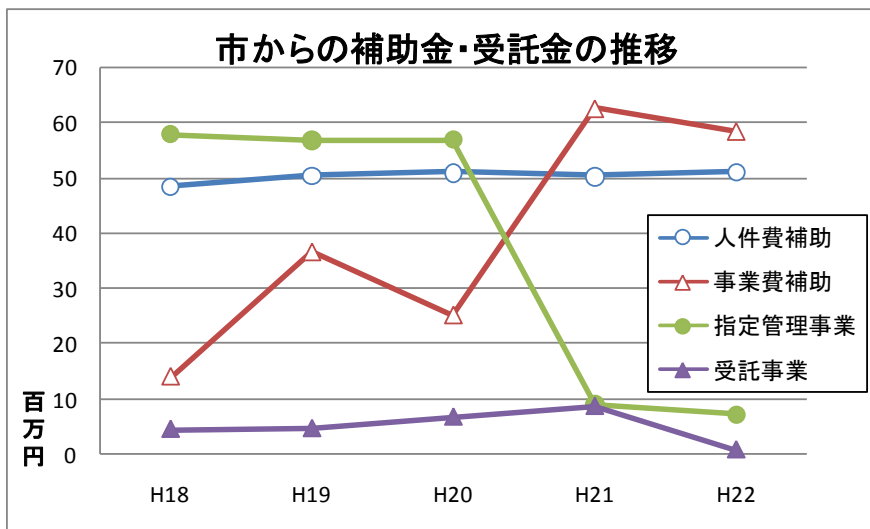
飲料水販売事業の利益（2.7百万円）と指定管理・受託の余剰（1百万円）を一般会計へ繰入している。一般会計は、他会計からの繰入 3.7百万円を受けて 1.9百万円の剰余となっている。一般会計では、収入合計 124百万円のうち市からの補助金が 109百万円で収入の 88%を占めている。

C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金					
人件費補助	48,589	50,457	50,934	50,317	51,050
事業費補助計	14,064	36,608	25,167	62,568	58,450
観光振興事業	3,163	6,272	7,269	9,900	6,614
フィルムコミッション事業	1,294	11,239	1,070	2,955	2,811
コンベンション誘致・支援事業	6,074	18,098	15,828	15,394	14,516
管理費(会計ソフトリース・駐車料外)	2,533	0	0	0	0
国立公園美化清掃活動事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
観光案内所管理運営費				33,319	33,508
補助金合計	62,653	87,065	76,101	112,885	109,499
指定管理事業					
観光案内所管理運営費	36,531	35,377	35,426	0	0
観光バス専用駐車場管理運営	13,753	13,832	13,945	0	0
新溪園管理運営	7,478	7,478	7,478	9,008	7,319
指定管理事業合計	57,763	56,688	56,849	9,008	7,319
受託事業					
倉敷市観光研修会(温かいおもてなし観光研修)	701	1,000	1,000	600	794
倉敷川・川舟運航事業	3,868	3,699	5,820	8,185	0
受託事業合計	4,569	4,699	6,820	8,785	794
補助金・指定管理事業・受託事業 合計	124,985	148,452	139,770	130,678	117,612



人件費補助金は、年間 50 百万円でほぼ一定している。
 事業費補助金は、年度による変動が大きいですが、これは平成 19 年度の「フィルムコミッション事業」の一時的増加（映画の現地ロケがあったため）および平成 21 年度から指定管理事業から事業費補助金事業への変更（観光案内所管理運営事業）があったためである。

指定管理事業は、「観光案内所管理運営事業」が事業費補助金事業への変更と「観光バス専用駐車場管理運営業務」の人件費が指定管理から、一般会計の人件費補助へと移行したため大きく減少している。

受託事業は、平成 22 年度から「倉敷川・川舟運航事業」が自主事業へ移行したため減少している。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	OK	NG	該当なし	概要	指摘事項・意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			なし	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○			目的は達成済みではない	
	民間の事業者で代替可能な事業を行っていないか	○			なし	
	収支が赤字の事業はないか	○			他会計からの繰入、他会計への繰出しを除くと、一般会計は△1,761千円、指定管理・受託特別会計と飲料水販売特別会計はともにプラスである。	
	不採算事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			新溪園事業が平成22年度に赤字となったが、支出の見直しが行われている。	
	長期事業計画を作成しているか	○			法人自体の長期計画はないが、平成16年12月に倉敷市と観光振興協議会が「倉敷市観光振興アクションプラン」を作成しており、それに沿って事業計画している。	
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか	○			定款の定めは、理事は25名以上40名以内、監事は2名以上4名以内	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適	○			理事29名・監事3名である。平成24年4月からの公益社団への移行に伴い、理事15名以	

	正か			上 20 名以内、監事 2 名以上 4 名以内に変更予定である。法人は、人数は特に問題ないとしている。	
	理事長は常勤か	○		会長は、月一回程度の出社である。決済及び報告は、適宜出向いて決済・承認を得ている。通常は、専務が常勤で実務を行っているため特に問題はない。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○		事務局内は 3 つの係（観光振興係、事業推進班、総務係）	
	市職員（出向）なし市 OB の活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○		市職員の出向はなし、市 OB 1 名	
	プロパー職員の人材育成は適正か	○		公的な観光研修会や倉敷市の管理者研修会に参加をさせている。	
	能力給の導入は行われているか		○	給与体系が市に準じているため、導入はまだであるが、検討すべきである。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○		平成 23 年 3 月での、当期正味財産増加 1.8 百万円で正味財産残高 35 百万円である。	
	財務数値は適正か	○		監査した範囲内では問題なし	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか	○		収益事業は、3.6 百万円の黒字（一般会計への繰出しを除く）	
	市に対する財政依存は過度でないか		○	収益合計 168 百万円に対して、市からの補助金・委託金は 110 百万円で 65.5%で、市への依存度が大きい。公益認定後は、寄付金、協賛金、会費の増加に努めるとともに、	意見

				自主事業の拡大にも努力すべきである。	
	基本財産は適正に運用されているか		○	基本財産はない	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		定期預金及び国債で運用	
	現物資産の管理状況は適正か	○			
リスク管理 (契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか	○		平成 23 年 7 月に「文書開示事務取扱要綱」を制定して、情報公開に対応した。	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか		○	個人情報保護に関する規程の制定が望ましい。(平成 24 年 4 月から個人情報保護規定整備予定)	意見
	苦情解決に関する体制は整備されているか	○		事故報告書で報告することとなっている。	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	文章はなく、法令順守の徹底を口頭で指示している。コンプライアンス規程の制定が望ましい。	意見
	法務リスクの管理は適正か		○	事業損害賠償保険に加入しているが、いままで法的トラブルはなかった。 法的リスクの総点検が望ましい。	意見
	情報システムのリスク管理は適正か		○	サーバーはレンタルで、貸出し元のセキュリティによっている。ウイルスソフトは導入している。ネットワークパソコンの ID、パスワードの設定はしていない。上記のとおりセキュリティ対策が不十分であり、ID、パスワードの設定はすべきである。	意見

	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか		○		実施していない。 経費の問題もあり実施予定もない。 法人の公共性を考えると導入が望ましい。	意見
3E	利用者数等の3Eに資するデータを収集しているか		○		バス駐車場、新溪園、観光案内所の利用データはとっている。また、個々のイベントでの実績報告がある。	
	利用者の満足度調査を実施しているか		○		指定管理者および各種イベント等については、アンケートを実施している。	
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か		○		法人HPやパンフレット・チラシの作成を行い配布している。	
	支出項目の見直しは定期的になされているか		○			
指定 管理 者制 度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか		○		新溪園管理運営のみ。 適切に運営されていると判断した。	
	指定管理事業は当期収支差額が収入の10%以上も計上されていないか（過去3年の単純平均で算定）		○		3年平均で収入の20%のマイナス	
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか		○			
	指定管理者の選定方法は適正か		○		公募である。	

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に公益法人検査用チェックリスト及び内部統制チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果のうち、否についてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	説明	指摘事項・意見
たな卸資産	・実地たな卸しは、「実地たな卸マニュアル」を作成しているか？	物販事業において、定期的なたな卸は実施しているが、「実地たな卸マニュアル」は作成していない。作成すべきである。	意見
規程等	・監事に関する規程	監事に関する規程がない。 ただし、公益法人移行に伴い監事規程を整備予定である。	指摘事項

③ 現物照合（現金・預金・有価証券・切手・固定資産・備品）

当該法人が管理している現物の資産について、以下の表の通り、現物と管理台帳との照合を行った。固定資産・備品については、運用面での意見がある。

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金	事務局小口現金、倉敷館、バス駐車場	現物および現金出納帳	なし
切手		切手管理帳および現物	なし
預金	普通預金	通帳及び残高証明書	なし
有価証券	国債	残高報告書	なし
退職給付引当資産（一般）	国債	残高報告書	なし
	定期預金	証書及び残高証明書	なし
備品及び固定資産	事務局に所在する固定資産のうちサンプルチェック（4件）	現物及び管理台帳	①管理番号と管理シールによる管理が行われていない。（意見）
			②除却処理もれがあった。テレビ（指摘事項）

④ 財務

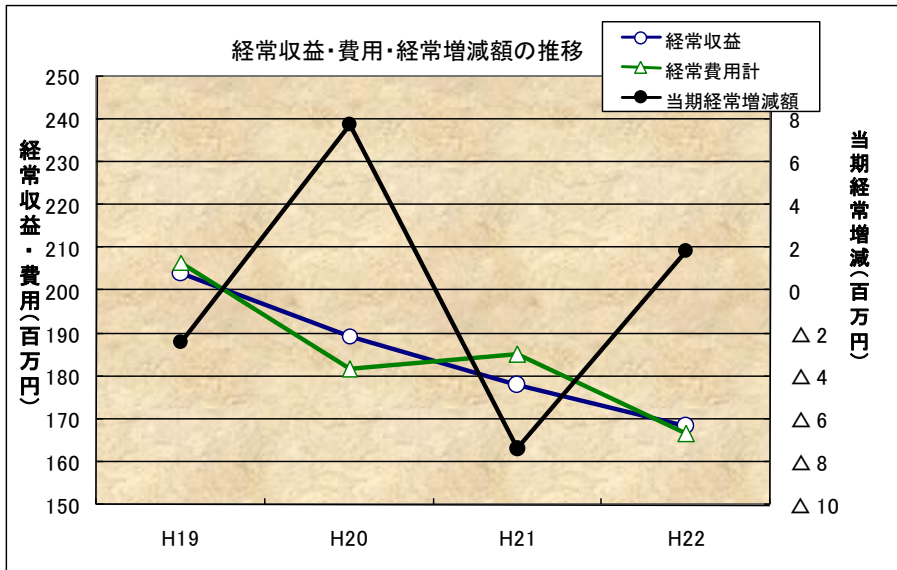
A. 法人全体の正味財産増減計算書推移の分析

正味財産増減計算書推移

(単位:千円)

科 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取事業収益	7,613	7,857	7,536	7,266
受取補助金等	21,990	20,539	25,651	22,736
指定管理料収益	87,065	76,101	112,885	109,499
受取負担金	56,688	56,849	9,008	7,319
受託金収益	200	462	223	305
営業収益	4,699	6,802	8,785	794
雑収益	8,846	10,251	8,135	15,416
雑収益	3,264	1,163	1,033	1,364
他会計からの繰入額	13,860	9,436	4,582	3,710
経常収益計	204,225	189,460	177,837	168,409
(2) 経常費用				
観光振興事業費	9,225	10,604	12,871	11,418
真備町観光イベント事業費	596	395	1,641	0
役員・会員研修会	373	575	426	496
フィルム・コミッション事業費	11,239	1,070	2,955	2,811
コンベンション誘致・支援事業費	18,098	15,828	15,394	14,516
観光案内所管理運営費	24,303	23,805	33,319	33,508
倉敷館管理運営費	4,001	3,605	0	0
観光休憩所管理運営費	5,604	5,598	0	0
観光バス専用駐車場管理運営費	26,770	26,980	15,678	15,513
新溪園管理運営費	7,723	8,290	9,840	9,791
新溪園自主事業費	0	1,000	567	497
川舟運行事業運営費	3,699	5,802	8,185	0
観光関係者等研修事業運営費	1,000	0	668	794
倉敷小町養成派遣事業費	0	0	446	440
管理費	71,691	58,613	71,138	59,349
販売事業費	5,939	7,000	5,849	12,699
法人税及び住民税	2,476	3,085	1,650	980
他会計への繰出額	13,860	9,436	4,582	3,710
経常費用計	206,597	181,686	185,207	166,523
当期経常増減額	△ 2,372	7,774	△ 7,370	1,886
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
什器備品除却損	8	0	0	8
経常外費用計	8	0	0	8
当期経常外増減額	△ 8	0	0	△ 8
当期一般正味財産増減額	△ 2,380	7,774	△ 7,370	1,879
一般正味財産期首残高	36,174	33,782	41,556	34,032
一般正味財産期末残高	33,782	41,556	34,032	35,911
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	33,782	41,556	34,032	35,911

経常収益、経常費用ともに減少傾向である。経常収益が減少しているのは、補助金と指定管理料が H19 から平成 22 年度にかけて 143 百万円、132 百万円、121 百万円、116 百万円と年々減少しているからである。経常費用も年々減少しているが、平成 21 年度は管理費の増加により、経常費用は増加となっている。管理費の増加は、制度の移行に伴う退職共済積立金の一時的な増加が主な原因である。

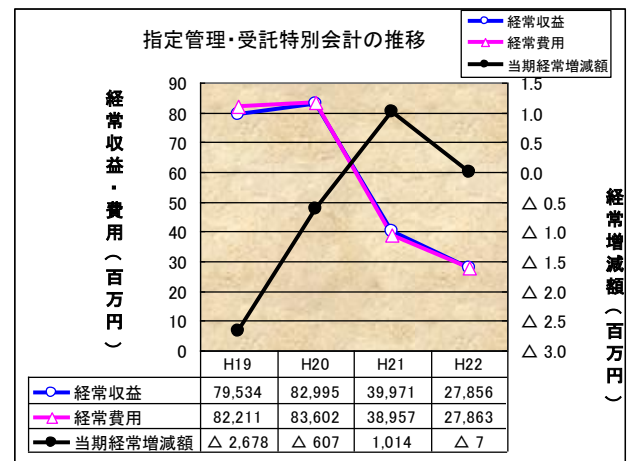


B. 経理区分別の収支推移の分析

「指定管理・受託特別会計」と「飲料水等販売事業特別会計」の損益の年度推移は次のとおりである。指定管理・受託特別会計は、平成19年度、平成20年度は赤字であったのは、一般会計への繰出しを多額に行なったためである。飲料水等販売事業特別会計も一般会計への繰出しを行なっている。

指定管理・受託事業特別会計 (単位:千円)

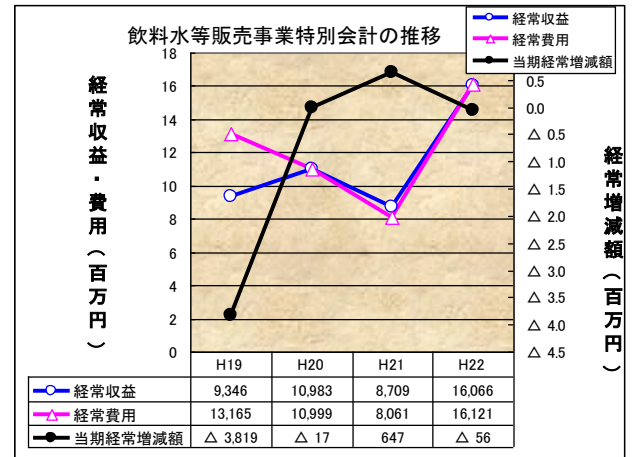
勘定科目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般正味財産の部					
経常収益	事業収益	18,100	19,319	22,175	19,675
	指定管理収益	56,688	56,849	9,008	7,319
	受託金収益	4,699	6,802	8,785	794
	雑収益	47	25	2	69
	経常収益計	79,534	82,995	39,971	27,856
経常費用	観光案内所管理	24,303	23,805	0	15,513
	倉敷館管理運営	4,001	3,605	0	0
	観光休憩所管理運営	5,604	5,598	0	0
	観光バス専用駐車場	26,770	26,980	15,678	0
	新浜園管理	7,723	8,290	9,840	9,791
	新浜園自主事業			567	497
	観光関係者等研修	1,000	1,000	668	794
	川舟運行	3,699	5,802	8,185	0
	法人税等	1,595	2,200	1,037	268
	他会計への繰出金	7,516	6,321	2,982	1,000
経常費用計	82,211	83,602	38,957	27,863	
当期経常増減額	△ 2,678	△ 607	1,014	△ 7	
経常外増減の部	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 2,678	△ 607	1,014	△ 7	
指定正味財産増減額	0	0	0	0	



飲料水等販売事業特別会計

(単位:千円)

勘定科目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般正味財産の部					
経常収益	営業収益	8,846	10,251	8,135	15,416
	雑収益	499	732	574	650
経常収益計		9,346	10,983	8,709	16,066
経常費用	販売事業費	5,939	7,000	5,849	12,699
	法人税等	881	885	613	712
	他会計への繰出金	6,344	3,115	1,600	2,710
	経常費用計	13,165	10,999	8,061	16,121
当期経常増減額		△ 3,819	△ 17	647	△ 56
経常外増減の部		0	0	△ 22	0
当期一般正味財産増減額		△ 3,819	△ 17	625	△ 56
指定正味財産増減額		0	0	0	0



C. 出納の監査結果

収入について主なものは、一般会計では市からの補助金、指定管理・受託特別会計では事業収益と委託料、飲料水販売事業では営業収益である。支出について主なものは、管理費と事業費であり、その他の勘定科目の金額的重要性は低い。以上を考慮して22年度の出納の監査に必要な手続きを実施し、その結果を一覧にしたのが以下の表である(ただし、③の現物照合は除く)。

さらに、上記の監査手続きの結果、指摘事項・意見の対象となった項目についても一覧表を作成した。

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録の整合性検証と総勘定元帳との照合	問題なし	
22年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	問題なし	
22年度末の退職給付引当金について、要支給額の計算について退職金規程と照合、共済積立金については、中退共および特退共からの報告書と照合して、退職給付引当額を検証した。	<ul style="list-style-type: none"> 要支給額の計算に間違い 引当金に積立不足あり。 	指摘事項
補助金について、申請起案書、交付申請書、人件費明細書、交付決定通知書、交付請求書、事業報告書、交付確定通知書と照合 また、収支清算書と補助金支出内訳、事業費内訳と決算書照合	問題なし(人件費補助、事業費補助5件)	
事業費補助金の対象事業費に含まれる給与手当について、貸金台帳と照合	問題なし	
事業費補助金の対象事業費に含まれる助成金の支出につ	問題なし	

いて、申込書、請求書、領収書と照合		
事業費補助金の対象事業費に含まれるその他の支出から任意に15件抽出して請求書、領収書と照合	問題なし	
受託事業収入について、委託契約書、事業実績報告（委託料精算書）と照合	問題なし（1件）	
指定管理受託について、契約書、協定書、実績報告書と照合	問題なし（2件）	
3月末で計上している未払金について、請求書、納品書と照合	問題なし	
未収金、未払金、の次期での精算の状況を検証	問題なし	
支出について、総勘定元帳を閲覧し、任意に15件を抽出し、証憑照合した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蔵品の計上が必要 ・ 川舟チケットの管理体制に改善について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘事項 ・ 意見

指摘事項・意見一覧

項目	内容	指摘事項・意見
退職給付引当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末要支給額の計算が、自己都合でなく、法人都合により計算していたため、800千円過大となっていた。 ・ 期末要支給額から共済積立金を引いた額に対して5,144千円引当不足である。 	<p>(指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算出計算を文章化しておく必要がある。 ・ 引当不足については、早急に引当する必要がある。
補助金	人件費補助金の交付基準の給与手当の範囲が不明確である。	<p>(意見)</p> <p>倉敷市の観光課に対する意見</p> <p>補助金は給与手当及び福利厚生費に対して90%となっているが、給与手当及び福利厚生費の内容・範囲については明確に定められていない為、補助対象を明確にすべきである。また、後述する（全体的結果）の人件費補助金の対象の明確化について（意見）を参照</p>
貯蔵品	3月の印刷製本費のほとんど2.8百万円は、本部事務所で在庫となっている	<p>(指摘事項)</p> <p>金額的に大きいため、正しい損益計算を行うためには、期末で貯蔵品計</p>

		上を要する。
川舟チケット の管理方法	現在は、日報及び統計資料により不正使用されないように管理されている	(意見) 少なくとも1年に1回は、使用済チケット及び使用中のチケットの現物照合をすべきである。

⑤ 事業の有効性・経済性・効率性（3E）

A. 有効性の検証：事業報告書の利用者数ないし件数等により判定

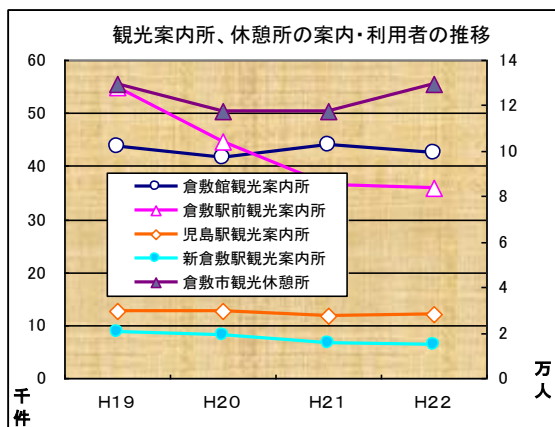
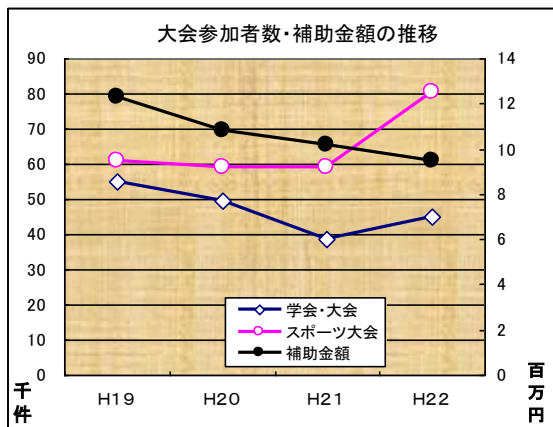
観光振興事業やフィルムコミッション事業について、その効果を数値で表すのは困難である。比較的効果を把握できる事業とその効果の指標として、次の4つを選定した。その指標としたものの平成19年度から22年度までの推移を検討した。

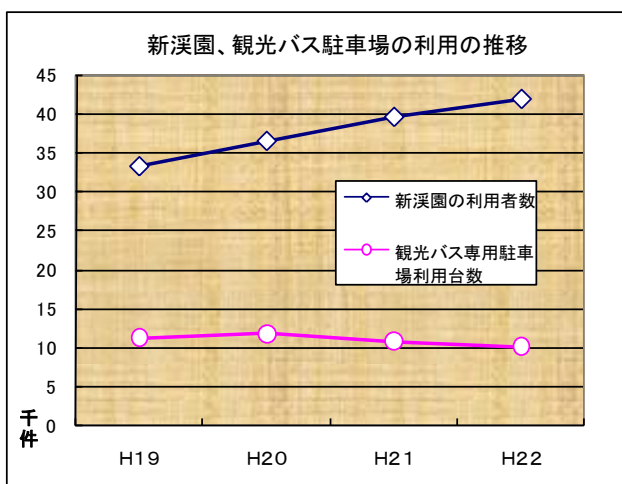
事業名	指標
コンベンション誘致・支援事業	大会参加者数
観光案内所管理運営	案内件数、利用者または入館者数
新溪園管理	利用者数
観光バス専用駐車場管理	利用台数

(単位:件、人、円、台)

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
コンベンション誘致・支援事業	補助金額	18,097,611		15,828,176		15,394,339		14,516,416	
大会開催		件数	参加者数	件数	参加者数	件数	参加者数	件数	参加者数
学会・大会		124	54,801	131	49,420	115	38,753	157	44,982
スポーツ大会		170	61,027	160	59,090	174	59,142	216	80,584
計		294	115,828	291	108,510	289	97,895	373	125,566
コンベンション開催補助金の支出									
学会・大会		23	4,215,000	13	2,650,000	15	2,850,000	11	2,365,000
スポーツ大会		28	8,100,000	29	8,200,000	25	7,300,000	24	7,130,000
計		51	12,315,000	42	10,850,000	40	10,150,000	35	9,495,000
コンベンション情報についてのHPアクセス		件数		件数	2,995	件数	2,995	件数	9,309
観光案内所管理運営	補助金額	(指定管理)	35,377,140	(指定管理)	35,425,622	(補助)	33,318,816	(補助)	33,508,086
観光案内所、休憩所									
倉敷館観光案内所	案内件数	43,779		41,486		44,005		42,544	
倉敷駅前観光案内所		55,003		44,504		36,410		35,792	
児島駅観光案内所		12,539		12,608		11,837		12,064	
新倉敷駅観光案内所		8,865		8,176		6,544		6,232	
計		120,186		106,774		98,796		96,632	
倉敷市観光休憩所	利用者数	129,665		117,807		117,817		129,570	
倉敷館管理運営	入館者数					322,327		313,054	
新溪園管理	利用者数	33,227		36,458		39,532		41,825	
観光バス専用駐車場管理	利用台数	11,110		11,646		10,724		10,007	

倉敷館管理運営の平成19年度、平成20年度はデータなし
 観光案内所管理運営は平成19年度、平成20年度は指定管理で、
 平成21年度、平成22年度は補助金事業である。





学会・大会の参加者は減少傾向であるが、件数は増加している。スポーツ大会は、件数参加者ともに増加している。コンベンション補助金は、年々減少している。開催補助金によりどの程度の効果があったかは判断できないが、参加者数等が減少していないということは一定の効果はあったといえる。

各観光案内所・休憩所の案内件数等は、ほぼ一定またはやや減少傾向である。ただし倉敷駅前観光案内所の案内件数の減少が目立っている。これは平成20年12月の「倉敷市チボリ公園」の閉園による倉敷市駅の観光客の減少によるものと考えられる。

観光バス専用駐車場の利用台数はほぼ一定であるが、新溪園の利用者は順調に増加している。以上から、近年は倉敷への観光客が減少傾向である現状において、観光振興事業は、一定の効果을あげていると判断した。

(全般的結果)

人件費補助金の対象の明確化について (意見)

コンベンションビューローに対する補助金は、人件費補助金と事業費補助金であり、人件費補助金は、専務理事及び事務局職員の人件費に対して交付され、事業費補助金は、実施事業の経費に対して交付される。

平成22年度の補助金の交付実績は、人件費補助金51,049千円、事業費補助金57,449千円の計108,498千円である。人件費補助金については、次のとおり交付基準の定めがある。

(対象)

対象は、(社)倉敷観光コンベンションビューローの職員人件費とする。

(交付基準)

職員人件費の補助金交付基準を次のとおりとする。

- ・専務理事の給与手当及び福利厚生費 (以下給与手当等という。) の経費への補

助率は90%とする。

- ・ 事務局長及び参事の給与手当等の経費への補助率は、90%とする。
- ・ 職員の給与手当等の経費への補助率は、90%とする。
- ・ 職員の退職共済積立金の経費への補助率は、実支払額のうち市長が必要かつ適当と認める額の50%とする。

補助金額について、この基準に基づいて、適正に算出しているかを確かめるために、決算書における各会計の人件費（役員報酬、給与手当、福利厚生費、退職共済積立金）に補助率をかけて検証した。

その結果、決算書上では、一般会計の人件費だけでなく、指定管理・受託事業特別会計の管理人件費720千円及び飲料水販売事業特別会計の管理人件費2,449千円が、補助金の算出対象に含まれていた。そのため、次の点を当法人へ質問した。

- ① 指定管理の管理人件費は、指定管理事業の費用として、補助金対象ではなく指定管理料に反映されて計上されるべきものではないか。
- ② 収益事業の管理費用は、補助金の対象とすべきではなく、収益事業の利益で負担すべきではないか。

これに対する、法人の回答は次のとおりであった。

「管理費の人件費については、90%が市から補助となっているが、残り10%は自主財源となっている。そのため10%について、指定管理・受託会計と飲料水販売事業特別会計に年度末に管理経費として人件費を振替えて計上している。よって、これら管理人件費は補助金対象とはなっていない。」

つまり、指定管理・受託事業特別会計と飲料水販売事業特別会計に計上している人件費を含めたものが、事務局職員の人件費であり、補助金の算出対象となる。補助されない10%部分を両特別会計に振替えて負担しているということである。しかしながら、このような説明を受けると理解は出来るものの、単に決算書上から判断すると、両特別会計に計上された人件費に対して補助金が交付されているとみられ、不適切な補助金交付ではないかとの誤解が生じる。したがって、公益法人移行に伴い収益事業にも人件費配賦が求められることを踏まえ、人件費補助の交付基準において、新制度に適合するように明確に規定しておくべきである。

⑥ 過去の監査委員監査（財政援助団体監査）における指摘事項

指摘事項	措置の内容	外部監査人の検証
<p>民謡等保存普及事業費補助の助成金を支払う根拠、基準が作成されていないので、明確な交付基準を作成し、適正に処理されたい。</p>	<p>明確な交付基準として「民謡等保存普及事業助成金交付取扱について」を作成し、平成18年4月1日から施行している。</p>	<p>作成、実施を確かめた。</p>
<p>次のホームページ関係委託契約について、見積、起案、決裁、契約、請求、支払の一連の事務手続に關し、極めて不適正な処理が行われていた。 A コンベンション情報ホームページ製作委託契約 B フィルムコミッションホームページ製作委託契約 C 専用サーバー利用契約 D サーバー保守管理契約 E ホームページ管理・修正・開発委託契約 (7) 契約締結までの適正を欠いた事務手続 契約A, B, C, Dは、見積書を徴することなく契約が締結されていた。 契約C, D, Eは、起案書を作成することなく、また、上司の決裁が無いにもかかわらず契約が締結されていた。 契約の締結前に見積書を徴し、検討を加え、妥当な金額を決定した後に起案し、決裁を受けた後に契約を締結するのが、適正な手続である。 (4) 過払い及び適正を欠いた精算 契約A, Bは、過払いが行われ、4カ月以上も経過した後には精算が行われていた。 平成16年5月31日に、再見積による金額A 320,250円、B 446,250円で契約を締結していたが、同年6月11日に、A, B両契約とも、当初見積による請求金額630,000円を支払っていた。その後、11月2日に他の契約(C, D, E)の支払金額と相殺して精算を行っていた。 このように、契約金額を超える金額で支払を行うことは、常識では考えられないことである。しかも、精算までに相当な日数が経過している。過払金は、直ちに精算すべきであり、また、別契約の支払と相殺すべきではない。 □ 倉敷観光コンベンションビューロー会計処理規程では、「業務の委託、物品の購入その他の契約については、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）を準用する。」となっているが、そうした手順に準拠していない。 契約締結及び支払までの事務処理が、全くずさんであることが確認されたことは極めて遺憾である。今後、会計処理規程等の順守に努められるよう、強く望むものである。 事務処理の適正化を担保するためには、事務を管理する執行体制を根本的に見直すことが必要であり、市の担当部署と連携を密にして、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。</p>	<p>会計処理については、倉敷観光コンベンションビューロー会計処理規程〔倉敷市財務規則（昭和42年規則第22号）を準用〕の手順を遵守し、会計処理を行っていく。 委託関係事務に関する処理項目を確認するため、チェック台帳を作成し、また、仕様書・着手届・業務完了届等の帳票を整備し、平成17年度から事務処理を行っている。 「改善策」 1. 見積書に対する改善策 (1) 仕様書作成 事業実施のための仕様書を作成するようにした。 (2) 見積依頼 同書・起案書の決裁後、見積書を徴するようにした。 (3) 見積審査 見積書の受領後、発注担当者及び経理担当者で、価格・仕様内容等を審査するようにした。 2. 契約に対する改善策 (1) 契約締結 契約書に仕様書・着手届・完了届等の条項を記載し、契約を締結するようにした。 (2) 契約変更 契約内容に変更が生じたときは、原因・事由等を付して起案し、決裁後、契約を変更するようにした。 (3) 完了確認 完了届を受領後、業務完了の確認を行うようにした。 3. 支払いに対する改善策 (1) 支払行為 発注担当者及び経理担当者が、請求書・契約書・完了届等の帳票を二重のチェックにより、正しい支払金額を確認のうえ、支払を行うようにした。 事務処理については、市担当部署の指導のもと、今後、更に連携を密にして、適正な事務処理に努めていく。</p>	<p>改善状況を確認した。</p>
<p>退職共済積立金額について、実支払額より多い額で実績報告の事務処理を行ったため、補助金の額に誤りが生じているので適正な取扱いをされたい。</p>	<p>適正な事務処理を行うよう指導した結果、社団法人 倉敷観光コンベンションビューローから以下の通り報告を受け、確認いたしました。 <報告内容> 指摘のありました退職共済積立金に係る補助金については、実績報告書の訂正を行い、過払いとなっている補助金相当額115,850円を、平成23年3月16日に倉敷市に返還しました。</p>	<p>返金を確認した</p>
<p>コンベンション誘致・支援事業の開催補助金について、倉敷観光コンベンションビューローコンベンション開催補助金交付要綱では、大会決算において繰越金が生じていた場合は支出できない規定が定められているにもかかわらず、申請団体に開催補助金を支出し、補助金の額に誤りが生じているので適正な取扱いをされたい。</p>	<p>適正な事務処理を行うよう指導した結果、社団法人 倉敷観光コンベンションビューローから以下の通り報告を受け、確認いたしました。 <報告内容> 指摘のありましたコンベンション開催補助金について、補助申請団体から返還させるとともに、コンベンション開催支援に係る倉敷市補助金の実績報告書の訂正を行い、過払いとなっている補助金相当額300,000円を平成23年3月16日に倉敷市に返還しました。 今後、補助金の事業実績報告の内容について精査するとともに、補助申請団体に対し補助基準を十分理解したうえで事業実績報告書を提出するよう指導してまいります。</p>	<p>規程の改正を確認した。</p>
<p>民謡等保存普及事業助成金などの支出について、多額の繰越金が生じている団体に対し、交付決定を行っていたので、使途基準や繰越金に関する規程を設けられたい。</p>	<p>適正な事務処理を行うよう指導した結果、社団法人 倉敷観光コンベンションビューローから以下の通り報告を受け、確認いたしました。 <報告内容> 民謡等保存普及事業助成金などの支出について、指摘事項に対する適切な措置及び助成金等に関する事務全般を改めて見直し、平成23年4月18日付で、下記の関係規程を改正し、新たに助成対象経費に関する定め及び倉敷市補助金等交付規則を準備する旨の規定を設けました。 記 1 民謡等保存普及事業助成金交付取扱について 2 観光振興事業補助金交付取扱について</p>	<p>規程の改正を確認した。</p>
<p>退職共済積立金、コンベンション誘致・支援事業費、民謡等保存普及事業助成金などについて、十分な審査を行わず、補助額の確定を行っていたので、倉敷市補助金等交付規則に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>退職共済積立金、コンベンション誘致・支援事業費については、倉敷観光コンベンションビューローに対し、過払いとなっている補助金相当額415,850円を平成23年3月末日までに返還するよう事務を行い、平成23年3月16日に本市に返還されたことを確認しました。 一方、民謡等保存普及事業助成金などを交付する場合には、新たに使途基準や繰越金に関する規程を設けるよう、社団法人 倉敷観光コンベンションビューローに対し、指摘事項に対する適切な措置を行うとともに、補助金交付に関する事務全般を改めて見直すよう指導した結果、下記の関係規程が改正されていることを確認しました。 今後、額の確定については、厳正な審査を行い、適正な事務処理を行ってまいります。 記 1 民謡等保存普及事業助成金交付取扱について 2 観光振興事業補助金交付取扱について</p>	<p>返金を確認した</p>

10. 暮らしきシティプラザ東西ビル管理株式会社

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329
- ② 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 330
- ③ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理
・ 3E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・・・ 333
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335
- ③ 現物照合（現金・預金・出資金・固定資産・備品）・・・・・・・・ 336
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 337
- ⑤ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・・・・・ 338
- ⑥ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項・・・・ 339

(1) 概要

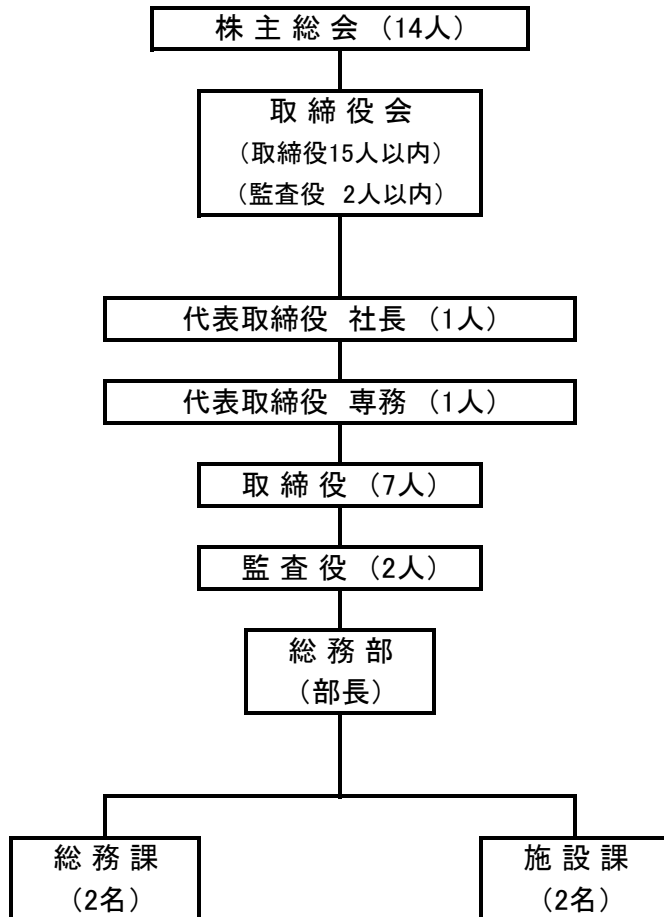
① 法人概要

所在地	倉敷市阿知 1 丁目 7 番 2-508 号	設立年月日	昭和 55 年 5 月 15 日
代表者	代表取締役 伊東 香織	従業員数	6 名
出資金額	75,000,000 円	出資者	14 名
		倉敷市の出資割合	53.30%
設立目的	<p>倉敷駅前市街地再開発事業（倉敷市施行）により建設した区分所有ビルである、くらしきシティプラザ東ビル及び西ビルの区分所有者から委託を受けて管理者として業務を行うため設立したもの</p> <p>(1) 区分所有ビルの管理者としての法定業務、建物の区分所有等に関する法律による業務</p> <p>(2) 共用部分の管理実務をメンテナンス業者に外注して行う業務</p> <p>(3) 共用部分を利用して、広告掲出・公衆電話の受託・その他を行う業務</p> <p>(4) 店舗の販売促進、調査研究及び指導を行う</p> <p>(5) その他</p>		
主な事業内容	<p>(1) くらしきシティプラザ東ビル西ビルの土地、建物、施設の管理、取得、賃貸及び処分</p> <p>(2) くらしきシティプラザ管理組合法人運営に関する受託業務</p> <p>(3) 店舗の販売促進、調査研究及び指導</p> <p>(4) たばこ、飲食料品その他物品の販売</p> <p>(5) 損害保険の代理業務</p> <p>(6) 広告代理業</p> <p>(7) 駐車場の管理業務の受託</p> <p>(8) これらに付帯する業務</p>		
規程	基本規程	定款	
	組織・総務関係規程	株式取扱規程、取締役規則	
	労務・人事管理関係規程	就業規則、給与規程、旅費規程、退職金規程	

② 組織

H23.6.29現在

くらしきシティプラザ東西ビル管理(株)組織系統図



当社は、昭和46年から始まり昭和55年に終了した倉敷駅前市街地再開発事業(倉敷市施行)により建設した、くらしきシティプラザ東ビル及び西ビルの共用部分の管理及び区分所有者から委託を受けてビルの管理を行なうための会社である。

株主は、倉敷市が80,000株(53.3%)で筆頭であり、(株)天満屋が40,000株(26.7%)で合わせて80%の株主である。残りの株は、金融機関と地元商工会議所など11名が保有している。

当社の役員は、取締役は代表取締役社長と代表取締役専務ほか7名で計9名であり、監査役は2名である。

常勤職員としては、専務、総務部長、社員4名の計6名である。

③ 財務

A. 貸借対照表（平成20年度から平成22年度まで3期分）

貸借対照表

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部			
流動資産	88,788	76,455	81,464
固定資産	52,651	56,770	57,064
有形固定資産	44,956	49,278	48,826
無形固定資産	510	510	510
投資その他の資産	7,186	6,983	7,728
資産合計	141,439	133,225	138,528
負債の部			
流動負債	7,563	6,154	7,710
固定負債	14,873	12,303	9,683
負債合計	22,436	18,457	17,393
純資産の部			
資本金	75,000	75,000	75,000
利益剰余金	46,703	42,468	48,835
自己株式	△ 2,700	△ 2,700	△ 2,700
純資産合計	119,003	114,768	121,135
負債及び純資産合計	141,439	133,225	138,528

固定資産としては、くらしきシティプラザ東ビル及び西ビルの共用部分の土地、建物を所有している。

大きな負債はなく、自己資本比率は87%であり、1年間の売上額に近い資金を保有しており、財政状態には特に問題はないといえる。

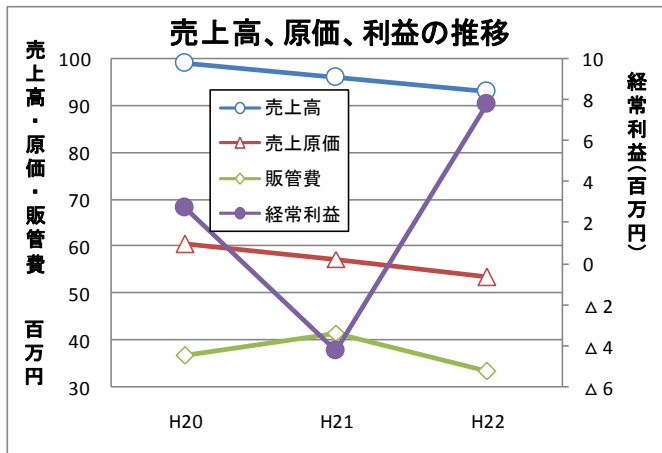
B. 損益計算書（平成20年度から平成22年度まで3期分）

損益計算書

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【売上高】	(99,019)	(95,916)	(92,973)
【売上原価】	(60,513)	(57,343)	(53,487)
売上総利益	38,507	38,572	39,486
【販売費及び一般管理費】	(36,787)	(41,554)	(33,308)
営業利益	1,719	△ 2,982	6,178
【営業外収益】	(1,320)	(938)	(1,742)
【営業外費用】	(313)	(2,191)	(116)
経常利益	2,726	△ 4,235	7,803
税引前当期純利益	2,726	△ 4,235	7,803
法人税・住民税及び事業税	1,015	0	1,436
当期純利益	1,710	△ 4,235	6,368

3期にわたって売上高は減少しているが、売上総利益は39百万円を確保している。平成21年度に、役員の異動があったこと等による販売管理費の増加があったため、経常利益が大きく減少し、マイナスとなっている。平成22年度は、社員1名減となったことにより販売管理費が減少したため、6.3百万円の当期利益となっている。



C. 倉敷市からの委託料・補助金の推移（決算ベース）

平成18年度から受託金は同額である。

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
倉敷市補助金	0	0	0	0	0
倉敷市受託金	22,612	22,612	22,612	22,612	22,612
倉敷駅前公共施設管理業務	17,156	17,156	17,156	17,156	17,156
倉敷駅前バスセンターエレベーター清掃保守業務	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
倉敷駅前周辺自転車バイクルウェイ運転業務	1,536	1,536	1,536	1,536	1,536
補助金・受託金合計	22,612	22,612	22,612	22,612	22,612

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	OK	NG	該当 し	概要	指摘事 項・意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似して いる事業・施設はあるか	○			なし	
	設立目的を達成し、法人の存在意義 が失われてはいないか	○			目的は達成済みではない	
	民間の事業者で代替可能な事業を行 っていないか	○			なし	
	収支が赤字の事業はないか	○			経常利益は7.8百万円である。	
	不採算事業ないし拠点の定期的な見 直しは行われているか			○	不採算事業はない	
	長期事業計画を作成しているか		○		作成していない。 長期計画の作成が望ましい。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄 附行為の要件を満たしているか	○			定款の定めは、取締役は15名以内、 監査役は2名以内	
	役職別の人数・選出団体は法人の規 模・事業等を考慮して適正か	○			現状の人数（取締役9人、監査役2 人）で問題はない。	
	社長は常勤か	○			社長は倉敷市長で非常勤、市のOB の専務が常勤で通常業務を行っている。	
	組織は事業を実施する上で効果的に 編成されているか	○			総務課、施設課の2つのみで、各 課2名ずつで最小限の必要人数で ある。	
	市職員（出向）ないし市OBの活用 は適正か。過度な負担を強いられて いないか。	○			市職員の出向はなし、市OB2名 （専務、施設課長）	
	プロパー職員の人材育成は適正か		○		実務教育のみ 人員育成計画が望まれる。	意見
	能力給の導入は行われているか		○		市の給与規程に準じている。 株式会社として、能力給を検討すべ きである。	意見
財務	財務状況が毀損していないか	○			平成23年3月での、純資産121百 万円である。	
	財務数値は適正か	○			監査した範囲内では問題なし	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支 を圧迫していないか			○	収益事業は、3.6百万円の黒字（一 般会計への繰出しを除く）	
	市に対する財政依存は過度でないか	○			売上高92百万円に対して、市から の委託金は23.7百万円で25.5%で ある。	
	基本財産は適正に運用されているか			○	基本財産はない	
	リスクの高い金融商品を購入してい ないか			○		

	現物資産の管理状況は適正か	○				
リスク管理(契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか		○		規程はなし。現在作成を検討中 市の第三セクターの会社としては、 情報公開に対する規程の整備が必要である。	意見
	個人情報保護に関する体制は整備されているか		○		個人情報に関する規程はない。 市の規程に合わせた個人情報保護 に関する規程の制定が必要である。	意見
	苦情解決に関する体制は整備されているか		○		体制の整備が必要	意見
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○		規程は作成していないが、口頭で注 意を呼びかけている。 文書化が望 ましい	意見
	法務リスクの管理は適正か	○			顧問弁護士に相談している。	
	情報システムのリスク管理は適正か		○		ネットワーク化しているパソコンにつ いては、ウイルス対策は実施してい るが、ID・パスワードの設定はしてい ない。セキュリティ対策が不十分であ る。ID、パスワードの設定はすべきで ある。	意見
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか	○			法定監査対象外 会社の規模を考えると、現状のまま で問題なし	
3 E	利用者数等の3 Eに資するデータを収集しているか			○		
	利用者の満足度調査を実施しているか			○		
	ホームページ・パンフレット等による事業のPRは十分か	○			事業のPRを行っていないが、事業 内容からPRの必要性があまりない	
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○			顧問税理士に相談している	
指定管理制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか			○		
	指定管理事業は当期収支差額が収入の10%以上も計上されていないか(過去3年の単純平均で算定)			○		
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか			○		
	指定管理者の選定方法は適正か			○		

② 内部統制の状況

我々外部監査人における当該法人の理解のために、監査実施前に内部統制チェックリストを法人担当者に記入して頂いたが、その項目別確認結果のうち、否についてのみ一覧にしたのが下表である。

ただし、①の全般的監査結果において記載した検討項目と重複している項目については割愛している。

項目	チェック内容	説明	指摘事項・意見
規程等	<p>下記の規程を作成しているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員に関する規程(監査役会規程) ・組織に関する規程(取締役の業務・権限規程、職制・業務・権限規程(承認・決済規程含む)) ・人事・労務に関する規程(企業秘密に関する規程) ・文書管理に関する規程(文書取扱規程、文書保存規程、印章管理規程) ・監査役に関する規程(監査役業務執行規程、監査手続書) 	<p>会社は現在、必要最小限の規程等しか作成していない。会社の現在の業務内容から、判断して、左記の規程が不足している。</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>文書管理に関する規程および組織に関する規程を優先的に作成すべきである。</p>

③ 現物照合（現金・預金・出資金・借入金・固定資産・備品）

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金	小口現金	現物および現金 出納帳	
預金	普通預金 会社は月次決算を しておらず、例え ば平成23年12月 31日時点など、一 定時点の預金残高 を会計帳簿に記帳 できていない為、 残高照合の基準日 は23年3月31日 とした。	通帳及び残高証 明書	(指摘事項) 月次決算を実施するとともに、 少なくとも預金残高については、 毎月残高を把握し、会計帳 簿の記録と照合すべきである。
出資金	信用金庫出資金お よび たばこ組合 出資金	出資証券	
借入金	倉敷市からの借入 金	償還表	
備品及び固 定資産	所在する固定資産 のうちサンプルチ ェック(5件)	現物及び管理台 帳	管理番号と管理シールによる 管理が行われていない。(意見)

④ 財務

A. 出納の監査結果

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・損益計算書と試算表、総勘定元帳との照合	問題なし	
22 年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	問題なし	
市との受託事業収入について、委託契約書、事業実績報告（委託料精算書）と照合	3つの契約とも、一部再委託が行われているが、市への承認申請を行っていない。	指摘事項
	完了報告について、月次で再委託先の完了報告書のコピーを市に提出している。年次での業務完了報告書を作成していない。	指摘事項
委託費について、委託契約書、完了報告書と照合	問題なし（5件）	
未収金、未払金の翌期での精算の状況を検証	問題なし	
総勘定元帳を閲覧し、任意に5件を抽出し、請求書等の証憑と照合した。	問題なし	

⑤ 過去の包括外部監査における指摘事項

(平成21年度包括外部監査)			
過去の指摘事項及び意見	内容	措置状況	今回の指摘事項及び意見
(指摘事項) ①契約期間延長の承認手続きについて	(平成20年度地下道の清掃委託について) 平成19年4月1日締結の契約書第8条では、「この契約の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了3ヵ月前までに甲(委託者)又は乙(受託者)が、何らの意思表示もしなかった場合にはさらに1ヶ年同一条件で延長するものとし、以後も同様とする。」と定めてあり、この条項に基づいて、平成20年度は更新されている。実質的な複数年契約を前提としたものと解することができる。そのため、期間満了の時期においても何ら延長に係る起案書が作成されておらず、担当者が専務に口頭で確認しているに過ぎない。平成19年度の契約締結に際しても、前年度と同一条件ということもあり、起案書が作成されていない。 口頭による承認を認めると、承認の有無・責任の所在が曖昧になるおそれがあるため、所定の決裁権限を有する者の承認手続きが明確となるように文書化すべきである。 また、職務権限に係る規程がなく、明確な決裁区分が示されていないため、早急に規程等の整備を行い、適正な事務処理をする必要がある。	平成22におきまして、3社から見積もりを徴しており、起案書の作成を行っています。従来から契約していた業者が最低価格にて受注しています。代表取締役専務の決済によって契約を締結しています。	特になし
(意見) ①随意契約の見直しについて	少なくとも平成13年度から、随意契約により同一の委託先に委託している。随意契約を必要とする理由として、「委託当初の見積額が一番低額であったこと。また、当初の委託後、当該業務について経験を重ね、精通しているから。」としているが、これは理由にならない。委託開始後、契約先1者からの見積書しか徴収しておらず、他の業者見積もりとの比較検討がされていないため、現在まで経済的に有利な状況にあるのかどうか不明である。また、業務等に精通していることを理由として随意契約とするならば、委託先が固定化し新規参入の可能性が失われてしまうことになる。清掃管理業務委託仕様書によると、高度・特殊な技術力が要求される業務とは思われないため、業務等に精通していること以外に積極的な理由がなければ、随意契約でなく競争入札を実施すべきである。	3社の見積もりを徴している。	(意見) 見積もりを取って改善はしているが、競争入札を実施すべきである。
②業務完了の確認手続きについて	契約書第3条では、作業完了後に委託者の確認を受けることになっているが、文書による完了報告書の提出を規定していない。従って、完了確認の手続きが実施されていることを客観的に把握することが出来ない。本件業務の委託先は他の外郭団体においても清掃業務を受託しており、作業日報を作成し報告している。定期清掃の実施を確認する意味でも、作業の文書報告には意味がある。業務完了報告に相当する作業日報の提出を受け、実態はもちろんのこと形式的にも書面にて完了検査を行い、当該検査に合格して初めて支払いが履行されるという一連の手続きを整備すべきである。	改善できていない	(意見) 書面での完了報告・検査の手続きが必要である。

⑥ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項

指摘事項	措置の内容	外部監査人の検証
(平成22年10月～平成23年1月実施)		
平成21年度の決算報告書と固定資産台帳兼減価償却額明細書において土地の金額に相違があるので、適正な事務処理をされたい。	指摘事項に関して、団体を指導し、同団体より次のとおり改善の報告がありました。床取得時の処理が固定資産台帳等に反映できていなかったため、顧問税理士の事務所に修正をお願いしております。	修正済みを確認した
長期借入金について調査したところ金銭消費貸借契約書等文書不存在により監査できなかった。文書は、適正な事務処理を確保する手段としてまた、意思決定の証拠物件として非常に重要なものであり、適正に保管・保存されていることが必要である。そのため文書の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理の標準化と合理化を図るための規程などを作成されたい。	指摘事項に関して、団体を指導し、同団体より次のとおり改善の報告がありました。今後は、このようなことがないよう、適正な処理に努めます。文書管理規程については整備に向けて今後検討してまいります。	文書管理規程を未作成である。 (指摘事項)
定款第30条では、取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。とあるが、職務権限に係る定めがないためすべて取締役社長の決裁を必要としている。しかし、平成22年3月10日に行われた業務委託契約に際しての決裁は専務で行われている。日常業務の執行に必要な職務権限規程等を設けて適正な事務処理をされたい。	指摘事項に関して、団体を指導し、同団体より次のとおり改善の報告がありました。今後、職務権限を明確にするため、規程等の整備に向けて検討してまいります。	業務執行基準（案）を作成している。実施はまだである。早期に実施すべきである。 (意見)
公印の使用簿はなく、公印をいつどのように使用したかは不明の状態となっている。公印は、慎重な取り扱いを要するものであり、盗難、不正使用等が起こらないように常に鮮明にしておく必要があるため、公印管理規程を設ける等管理方法について検討されたい。	指摘事項に関して、団体を指導し、同団体より次のとおり改善の報告がありました。公印使用を明らかにするため、専用印を新たに作り起案書等へ押印するようにいたします。	平成23年9月から「代表者押印」の印を使用していることを確認した。

1 1. 倉敷市開発ビル株式会社

(1) 概要

- ① 法人概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
- ② 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
- ③ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342

(2) 監査の結果及び意見

- ① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・
3 E・指定管理者制度）・・・・・・・・・・ 344
- ② 内部統制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
- ③ 現物照合（現金・預金・固定資産・備品）・・・・・・・・ 346
- ④ 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
- ⑤ 過去の包括外部監査における指摘事項・・・・・・・・ 347
- ⑥ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項・・・・・・・・ 348

(1) 概要

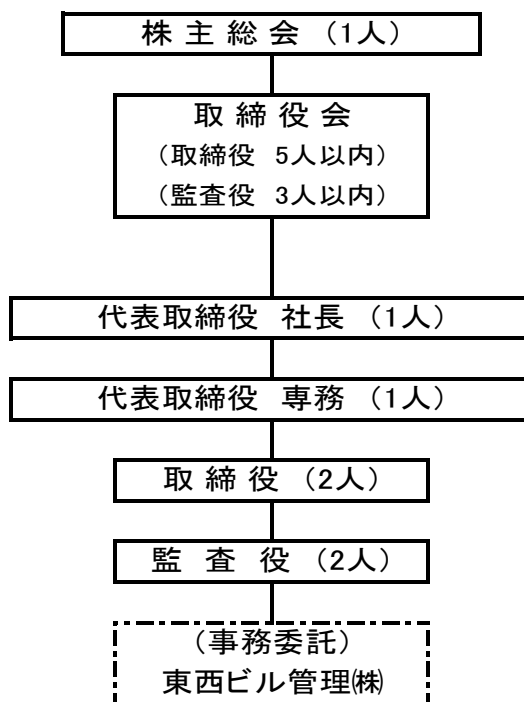
① 法人概要

所在地	倉敷市阿知 1 丁目 7 番 2-508 号	設立年月日	昭和 53 年 7 月 12 日
代表者	代表取締役 伊東 香織	従業員数	なし
出資金額	90,000,000 円	出資者	倉敷市 100%
設立目的	倉敷市駅前市街地再開発事業（倉敷市施行）により取得した床を、(株)三越へ賃貸するため設立した。 三越が撤退したあと、天満屋がオープンした。		
主な事業内容	(1) 不動産賃貸業 当社所有床 11,050.47㎡を (財) 倉敷市開発公社へ賃貸している。(財) 倉敷市開発公社は(株)天満屋へ賃貸している。 (2) その他		

当社の所有する床（くらしきシティプラザ東ビル）を、（財）倉敷市開発公社を通して(株)天満屋へ賃貸するための目的会社である。倉敷市が 100%株式を所有している。従業員はおらず、業務はすべてくらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社へ委託している。

② 組織

倉敷市開発ビル(株)組織系統図



③ 財務

A. 貸借対照表（平成20年度から平成22年度までの3期分）

貸借対照表

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資産の部			
流動資産	49,806	46,396	53,160
固定資産	2,621,679	2,334,197	2,275,166
有形固定資産	1,974,218	1,964,392	1,951,257
投資その他の資産	647,461	369,805	323,910
資産合計	2,671,486	2,380,593	2,328,326
負債の部			
流動負債	16,956	21,147	19,387
固定負債	737,174	425,429	388,060
負債合計	754,130	446,575	407,447
純資産の部			
株主資本	1,917,356	1,934,017	1,920,879
資本金	90,000	90,000	90,000
資本剰余金	1,460,000	1,460,000	1,460,000
利益剰余金	367,356	384,017	370,879
純資産合計	1,917,356	1,934,017	1,920,879
負債及び純資産合計	2,671,486	2,380,593	2,328,326

有形固定資産のうち土地は1,745百万円であり、東ビルの区分所有の敷地権である。投資その他の資産のうち修繕負担金は293百万円であり、修繕工事等による資本的支出による固定資産計上分である。

固定負債のうち預り建設協力金は293百万円であり、平成19年度に天満屋入店のため建物を改修するために管理組合が682百万円借入れたことによる、その当社負担部分である。

平成20年に減資（資本金から資本準備金へ組入れ1,460百万円）を行っている。

B. 損益計算書（平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 期分）

損 益 計 算 書

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
売上高	99,592	100,382	100,998
売上原価	121,332	103,173	102,718
売上純損失	21,740	2,790	1,720
販売費及び一般管理費	6,767	6,225	6,218
営業損失	28,507	9,016	7,938
営業外収益	281,895	1,599	173
営業外費用	1,465	4,774	4,396
経常利益	251,923	△12,190	△12,161
特別利益	0	131,002	0
特別損失	0	101,173	0
税引前当期純利益	251,923	17,639	△12,161
法人税・住民税及び事業税	977	977	977
当期純利益	250,946	16,662	△13,138

売上高は、すべて天満屋からの賃貸収入である。

3年ごとに賃料の見直しを行っている。売上原価のうち 67 百万円は減価償却費（うち修繕負担金の償却 51 百万円）である。

販管費のうち、業務委託料が 4.8 百万円である。平成 20 年度の営業外収入のうち 277 百万円は、平成 19 年度に実施した建物改修工事の工事代金について倉敷市からの補助金についての当社部分である。平成 21 年度の特別損益は前期損益修正益 131 百万円、前期損益修正損 101 百万円であり、平成 19 年度の改修工事時の所有の割合を訂正したことによる修正損益である。

(2) 監査の結果及び意見

① 全般的監査結果（事業・組織・財務・リスク管理・3E・指定管理者制度）

NG：指摘事項ないし意見あり

	検討項目	Ok	NG	該当なし	概要	指摘事項・意見
事業	他の外郭団体と重複ないし酷似している事業・施設はあるか	○			なし	
	設立目的を達成し、法人の存在意義が失われてはいないか	○			目的は達成済みではない	
	民間の事業者で代替可能な事業を行っているか	○			なし	
	収支が赤字の事業はないか		○		営業損失が続いている。 収支改善計画が必要である。	意見
	不採算事業ないし拠点の定期的な見直しは行われているか	○			特定の目的会社であるため、見直しは行われていないが、特に問題はない	
	長期事業計画を作成しているか		○		作成していない。 長期計画の作成が望ましい。	意見
組織	役員の定数・任期等は定款ないし寄附行為の要件を満たしているか	○			定款の定めは、取締役は5名以内、監査役は3名以内	
	役職別の人数・選出団体は法人の規模・事業等を考慮して適正か	○				
	社長は常勤か	○			社長は倉敷市長、専務は副市長で共に非常勤である。市のOBの取締役(委託先の専務も兼ねている)が通常業務を行っている。	
	組織は事業を実施する上で効果的に編成されているか	○			社員なし	
	市職員(出向)ないし市OBの活用は適正か。過度な負担を強いられていないか。	○			市職員の出向はなし、市OB1名(取締役)	
	プロパー職員の人材育成は適正か			○		
	能力給の導入は行われているか			○		
財務	財務状況が毀損していないか	○			平成23年3月での、純資産1,920百万円である。	
	財務数値は適正か	○			監査した範囲内では問題なし	
	収益事業の赤字が非収益事業の収支を圧迫していないか			○		

	市に対する財政依存は過度でないか	○		市との取引はなし	
	基本財産は適正に運用されているか		○	基本財産はない	
	リスクの高い金融商品を購入していないか	○		預金はすべて普通預金	
	現物資産の管理状況は適正か	○			
リスク管理 (契約・情報システム)	情報公開に関する体制は整備されているか		○	業務はすべて委託している為会社としての整備はない	
	個人情報保護に関する体制は整備されているか		○	同上	
	苦情解決に関する体制は整備されているか		○	同上	
	コンプライアンスに関する体制は整備されているか		○	同上	
	法務リスクの管理は適正か		○	同上	
	情報システムのリスク管理は適正か		○	同上	
	会計の透明性をより高めるために外部の会計専門家による外部監査を取り入れているか	○			法定監査対象外 平成 20 年に減資するまで、法定監査を受けていた。 受けなくとも問題なし
3 E	利用者数等の 3 E に資するデータを収集しているか		○		
	利用者の満足度調査を実施しているか		○		
	ホームページ・パンフレット等による事業の PR は十分か		○		
	支出項目の見直しは定期的になされているか	○			支出項目が限定されているため、 随時見直し
指定管理者制度	指定管理を受けている施設は適正に運営されているか		○		
	指定管理事業は当期収支差額が収入の 10% 以上も計上されていないか (過去 3 年の単純平均で算定)		○		
	指定管理契約の内容に違反した事項はないか		○		
	指定管理者の選定方法は適正か		○		

② 内部統制の状況

前述のとおり、業務はすべて委託されており、会社自体の内部統制はないため、検討は省略する。

③ 現物照合（現金・預金・固定資産・備品）

	内容	照合した資料	指摘事項・意見
現金	保有なし		
預金	普通預金 会社は月次決算をしておらず、例えば平成23年12月31日時点など、一定時点の預金残高を会計帳簿に記帳できていない為、残高照合の基準日は23年3月31日とした。	通帳及び残高証明書	(指摘事項) 少なくとも預金残高については、毎月残高を把握し、会計帳簿の記録と照合すべきである。
固定資産	固定資産台帳を閲覧したところ、固定資産の内容は建物等で固定資産の現物確認に適した項目が見当たらなかったこと、また、インターホン設備（放送設備）は台帳にあったが百貨店の営業中につき省略した。		

④ 財務

A. 出納の監査結果

監査手続	監査結果	指摘事項・意見
貸借対照表・損益計算書と試算表、総勘定元帳との照合	問題なし	
22年度末の資産・負債の科目別内訳書の内容検討	問題なし	
委託費について、委託契約書、完了報告書と照合	問題なし	
借入金、修繕負担金、預り建設協力金、修繕積立金について、関係資料と照合	修繕積立金について、管理組合からの残高証明書はないため、確認ができなかった。管理組合では、個々の組合員の積立金残高は把握しておらず、残高証明は出せないとのことである。	

⑤ 過去の包括外部監査における指摘事項

(平成21年度包括外部監査)			
過去の指摘事項及び意見	内容	措置状況	今回の指摘事項及び意見
(指摘事項) ①契約期間延長の承認手続きについて	当該管理運営委託契約は平成13年度より期間3年の原契約として締結され、それ以後、委託期間満了の3箇月前までに、契約当事者双方いずれよりも文書による解約の申出がないときは、1年単位で更新するものとして、平成20年度に至っている。この時点で当初より実質的な長期契約が予定されていたものと解することができる。そのため、期間満了又は更新の時期においても何ら更新等に係る起案書が作成されておらず、受託業務遂行担当者が専務に口頭で確認しているに過ぎない。口頭による承認を認めると、承認の有無・責任の所在が曖昧になるおそれがあるため、所定の決裁権限を有する者の承認手続きが明確となるように文書化すべきである。また、職務権限に係る規程がなく、明確な決裁区分が示されていないため、早急に規程等の整備を行い、適正な事務処理をする必要がある。	平成22年度契約分から更新等にかかるものについても起案書を作成することとしています。	起案書を確認した
(意見) ①契約価格の妥当性について	倉敷市開発ビル㈱には従業員は存在せず、委託先に本件業務を委託している。平成20年度中に前述した原契約が変更され、委託料の額が月額157,500円(税込)から月額420,000円(税込)に増額しているが、本件委託業務の場合、委託料の内容は人件費に相当すると考えられる。委託先からの見直しの要望に応じものであるが、変更後の月額委託料の妥当性については大雑把な検討しか行われていない。委託先の人件費総額と業務量(従事割合)をもって検討しているが、役員報酬までも考慮に入れるのはあまりにも実態にそぐわない。専従ではないものの主担当者が定められているのであるから、その主担当者の人件費及び業務量を基礎として、委託料の妥当性を検討すべきである。	委託料の妥当性は検討していない	(意見) 1度は検討すべきである。

⑥ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項

指摘事項	措置の内容	外部監査人の検証
(平成22年10月～平成23年1月実施)		
<p>現金及び預金について決済用預金として預け入れしているため、利息収入を得ていない状況である。収入確保は会社経営上重要な事項であるので、ペイオフなども考慮しつつ、確実な金融機関に預け入れするなど、積極的な資金運用を検討されたい。</p>	<p>社長はじめ顧問税理士と相談し、検討いたします。</p>	<p>資金は普通預金のままであり運用はしていない。 検討すべきである。 (指摘事項)</p>
<p>定款第30条では、取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。とあるが、職務権限に係る定めはないためすべて取締役社長の決裁を必要としている。しかし、平成19年12月25日に行われた金銭消費貸借契約に際しての決裁は取締役で行われているなど統一した決裁処理がなされていない。日常業務の執行に必要な職務権限規程等を設けて適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今後、職務権限規程を明確にするため、規程等の整備に向けて検討してまいります。</p>	<p>規程は作成していない 作成が必要である。 (指摘事項)</p>
<p>公印の使用簿はなく、公印をいつどのように使用したかは不明の状態となっている。公印は、慎重な取り扱いを要するものであり、盗難、不正使用等が起こらないように常に鮮明にしておく必要があるため、公印管理規程を設ける等管理方法について検討されたい。</p>	<p>公印使用を明らかにするため、専用印を新たに作り起案書等へ押印するようにいたします。</p>	<p>平成23年9月から「代表者押印」の印を使用していることを確認した。 (シティプラザ東西ビル管理と共用)</p>

第3 資料編

外郭団体一覧表(平成23年4月1日現在(決算は21年度末))

※正規職員の退職見込とは、平成25年3月までの定年退職者数
※正味財産増減計算書(株式会社)については、増減計算書

番号	名称	所管課	外郭団体区分		制度 改善 関係 与	市の出資額		理事(取締役)				理事長 (社長)		監事			貸借対照表(千円)			正味財産増減計算書(千円)			正規職員		非正規職員	
			区分	理由		額(千円)	割合(%)	総数	内規職	内OB	内議員	総数	内規職	内OB	評議員	社員数	資産	負債	正味財産	収入	支出	当期増減	総数	退職 見込	総数	内OB
1	(財)倉敷市開発公社	財政課	B	出資 50%以上	●	30,000	100.0%	15	6	2	7	OB	2	1	0	17	1,428,475	1,311,707	116,768	453,736	453,736	0	1	0	1	1
2	倉敷市土地開発公社	財政課	A	地方 三公社	—	10,000	100.0%	15	6	2	7	OB	2	1	0	17	11,272,980	11,246,187	26,793	2,106,924	2,106,924	0	4	2	1	1
3	倉敷まちづくり圏	まちづくり推進課	D	その他	—	500	5.0%	9	1	0	0	民間	2	0	0	—	1,847	71	1,776	1	82	-81	3	0	4	0
4	(福)倉敷市総合福祉事業団	保健福祉推進課	B	出資 50%以上	—	3,000	100.0%	8	2	1	1	OB	2	1	0	18	707,271	103,948	603,323	1,209,839	1,157,116	52,723	71	3	148	14
5	(福)倉敷市社会福祉協議会	生活福祉課	D	その他	—	0	—	17	0	1	1	民間	4	0	0	44	680,013	202,405	477,608	620,715	625,874	-5,159	42	1	21	0
6	(社)倉敷市シルバー人材センター	高齢福祉課	D	その他	●	0	—	16	1	1	0	OB	2	0	0	1,650	180,095	69,504	110,591	619,508	609,919	9,589	8	1	5	2
7	(財)倉敷市保健医療センター	保健福祉推進課 (保健課)	B	出資 50%以上	●	10,000	50.0%	16	5	1	2	OB	2	1	0	未設置	836,120	183,598	652,522	624,764	706,269	-81,505	53	1	4	0
8	(財)倉敷市文化振興財団	文化振興課	B	出資 50%以上	●	300,000	88.9%	11	2	2	0	民間	2	1	0	11	699,890	225,654	474,236	673,609	679,490	-5,881	17	0	31	10
9	(財)倉敷市スポーツ振興事業団	スポーツ振興課	B	出資 50%以上	●	30,000	69.8%	8	1	1	2	民間	2	0	2	10	266,420	131,908	134,512	677,479	649,912	27,567	7	0	93	8
10	(社)倉敷観光コンベンションビューロー	観光課	D	その他	●	0	—	29	0	0	0	民間	3	0	0	541	81,741	47,709	34,032	177,662	185,797	-8,135	6	2	17	1
11	(財)倉敷市船穂農業公社	農林水産課	B	出資 50%以上	●	50,000	62.5%	12	3	0	2	副市長	2	1	0	未設置	291,909	151,073	140,836	76,398	72,950	3,448	3	0	5	4
12	ふなおワイナリー南	農林水産課	B	出資 50%以上	—	3,200	53.3%	3	1	1	0	民間	未設置	—	—	—	20,736	17,624	3,112	23,224	21,605	1,619	1	0	5	0
13	倉敷ファッションセンター	商工課	C	出資 25%以上	● (23%)	350,000	26.9%	14	1	0	0	民間	3	0	1	—	1,210,849	145,882	1,064,967	142,655	139,283	3,372	6	0	5	0
14	くらしみらいプラザ東西ビル管理棟	市街地開発課	B	出資 50%以上	—	40,000	53.3%	9	2	1	1	市長	2	0	0	—	133,224	18,457	114,767	96,853	101,088	-4,235	5	2	0	0
15	倉敷市開発ビル棟	市街地開発課	B	出資 50%以上	—	90,000	100.0%	4	2	1	1	市長	2	0	2	—	2,380,592	446,575	1,934,017	232,982	216,321	16,661	0	0	0	0
16	(財)倉敷市学校給食会	保健体育課	D	その他	●	0	0.0%	21	18	0	0	教育長	3	2	0	85	206,761	124,785	81,976	1,327,417	1,325,457	1,960	1	0	3	0
17	水島臨海鉄道線	交通政策課	C	出資 25%以上	● (12%)	300,000	35.3%	12	1	2	1	市長	3	0	1	—	4,791,424	3,160,735	1,630,689	984,166	960,380	23,786	39	1	18	2
※	(財)倉敷スポーツ公園	公園緑地課	B	出資 50%以上	● ★ (50%)	650,000	50.0%	7	2	0	0	県関係	2	1	0	未設置	1,506,646	30,832	1,475,814	301,255	296,541	4,714	9	2	7	0

(財)＝特例財団法人 (社)＝特例社団法人 (福)＝社会福祉法人 團＝株式会社 例＝特例有限会社

※外郭団体区分

A＝地方3公社(地方自治法施行令第152条第1項)

B＝市の出資が50%以上(地方自治法施行令第152条第2項)

C＝市の出資が25%以上50%未満で役員派遣(OB含む)など市が経営に関与

D＝団体の収入の1/2以上が市からの収入、又は継続的に役員派遣(OB含む)など市が経営に関与